資　料　編

目　次

１　連絡先一覧

野々市市災害対策本部情報伝達図 ……1-1
関係機関電話番号一覧 ……1-2

２　条例、要綱、規程等

野々市市災害対策本部条例 ……2-1
野々市市災害対策本部運営要領 ……2-2
野々市市災害対策本部組織系統図 ……2-4
［野々市市災害対策本部組織及び業務分掌］ ……2-5
［野々市市災害対策本部腕章及び標旗］ ……2-8
［配備基準］ ……2-9
野々市市雪害対策要綱……2-14
野々市市防災会議条例……2-31
野々市市防災会議委員（構成団体）名簿……2-33
野々市市防災会議運営規程……2-34
野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例……2-35
野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則……2-41
野々市市災害等に係る罹災証明事務処理要綱……2-46
野々市市防災行政無線管理運用規程……2-51
災害救助法の適用……2-57

３　情報伝達

防災行政無線局設置場所等及び携帯電話一覧 ……3-1
特別警報、警報、注意報等の種類及び発表の基準 ……3-4
速報、被害状況等の報告様式（県報告様式） ……3-6
災害（事故）緊急報告書 ……3-9
避難指示等の発令状況……3-10
災害中間・確定報告（県報告様式）……3-11
被害状況等の判定基準……3-13
「えふえむ・エヌ・ワン」放送要請様式……3-16
「えふえむ・エヌ・ワン」放送文例……3-17

４　避難・救護

避難所区域割……4-1
避難所一覧……4-2
一時的避難場所一覧……4-3
自警団一覧……4-4

医療機関一覧・・・

10　野々市市と株式会社えふえむ・エヌ・ワン……10-22
11　野々市市と一般社団法人白山ののいち医師会……10-29
12　野々市市と野々市農業協同組合……10-35
13　野々市市と野々市市管工事協同組合……10-37
14　野々市市と野々市市建設業協同組合……10-39
15　野々市市と石川県電気工事工業組合及び
　　一般財団法人北陸電気保安協会 …… 10-41
16　野々市市と一般社団法人石川県エルピーガス協会石川支部‥10-43
17　野々市市と日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会‥10-45
18　野々市市とイオンリテール株式会社イオン御経塚店及び
　　イオン野々市南店……10-49
19　野々市市とサントリービバレッジソリューション株式会社‥10-51
20　野々市市と北陸コカ・コーラボトリング株式会社……10-53
21　野々市市と株式会社コーシン……10-55
22　野々市市とセッツカートン株式会社……10-57
23　野々市市と生活協同組合コープいしかわ……10-59
24　野々市市と有限会社ぽかぽか……10-61
25　野々市市と野々市市造園業協同組合……10-63
26　野々市市とイオンタウン株式会社及び
　　マックスバリュ北陸株式会社……10-65
27　野々市市と石川県瓦工事協同組合……10-67
28　野々市市と株式会社ヨシカワ……10-69
29　野々市市と千代田機電株式会社……10-71
30　野々市市とコストコホールセールジャパン株式会社……10-73
31　野々市市と若松梱包運輸倉庫株式会社……10-80
32　野々市市とアークランドサカモト株式会社……10-82
33　野々市市と二本松物流株式会社……10-85
34　野々市市と日本郵便株式会社……10-87
35　野々市市とヤフー株式会社……10-90
36　野々市市と株式会社トスマク・アイ……10-92
37　野々市市と西日本電信電話株式会社……10-94
38　野々市市と石川県さく井協会……10-97
39　野々市市と株式会社八幡……10-100
40　野々市市と NPO 法人コメリ災害対策センター……10-102
41　野々市市と株式会社ジャパンビバレッジホールディングス‥10-104
42　野々市市とマンテンホテル株式会社……10-105
43　野々市市と株式会社アクティオ……10-107
44　石川中央都市圏構成市町と
　　ＮＰＯ法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク‥‥10-109
45　野々市市と石川トヨタ自動車株式会社
　　及びネッツトヨタ石川株式会社……10-111
46　野々市市と損害保険ジャパン株式会社……10-113
47　野々市市と佐川急便株式会社……10-115

48　野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会……10-117
49　野々市市と一般社団法人石川県産業資源循環協会……10-120
50　野々市市と株式会社石川トヨペットカローラ……10-123
51　野々市市と石川ダイハツ販売株式会社……10-125
52　野々市市と金沢三菱自動車販売㈱、
　　石川中央三菱自動車販売㈱及び三菱自動車工業㈱……10-127
53　野々市市と株式会社ほっかほっか亭総本部……10-131
54　野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会及び
　　野々市ライオンズクラブ……10-133
55　野々市市とエートス協同組合……10-135
56　野々市市と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会
　　及び一般社団法人石川県測量設計業協会
　　及び一般社団法人石川県地質調査業協会……10-140
57　野々市市と白山野々市建設業協会……10-143
58　野々市市と日本ピザハット株式会社及び
　　及び株式会社ウルトラパワー……10-150
59　野々市市と一般社団法人日本ムービングハウス協会……10-153

（３）災害及び防災対策に係る連携協力に関する協定
１　野々市市と学校法人金沢工業大学……10-155

（４）避難所等としての使用に関する協定
１　野々市市と株式会社スポーツクラブ・ヴィテン……10-157
２　野々市市と株式会社エイム……10-159
３　野々市市と石川県立野々市明倫高等学校……10-161
４　野々市市とＬｉｎｋ加賀株式会社……10-163

（５）福祉避難所としての使用に関する協定
１　野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会……10-165
２　野々市市と社会福祉法人富樫福祉会……10-167
３　野々市市と社会福祉法人加賀中央福祉会……10-169
４　野々市市と石川県立明和特別支援学校……10-171
５　野々市市と特定医療法人扇翔会（南が丘病院）……10-173
６　野々市市と株式会社ニルヴァーナ（ののいちの季）……10-175
７　野々市市と医療法人社団仁智会（金沢南ケアハウス）……10-177
８　野々市市と医療法人社団洋和会（あんじん）……10-179
９　野々市市と野々市市と㈱ﾌｫﾙｸﾚｰﾍﾞﾝ（悠の風野々市）……10-181
10　野々市市と株式会社白寿（白寿の里御経塚）……10-183
11　野々市市と株式会社ﾒﾋﾞｳｽ（七星てんとう）……10-185
12　野々市市と社会福祉法人紫志の会（ｴﾝｼﾞｪﾙ保育園）……10-187
13　野々市市と社会福祉法人ヴィテン（ヴィテンSMCこども園）……10-189

（６）災害時の情報交換に関する協定
１　国土交通省北陸整備局と野々市市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10-191

11　その他
１　水害ハザードマップ
２　地域の危険度マップ
３　海抜地図

野々市市災害対策本部情報伝達図

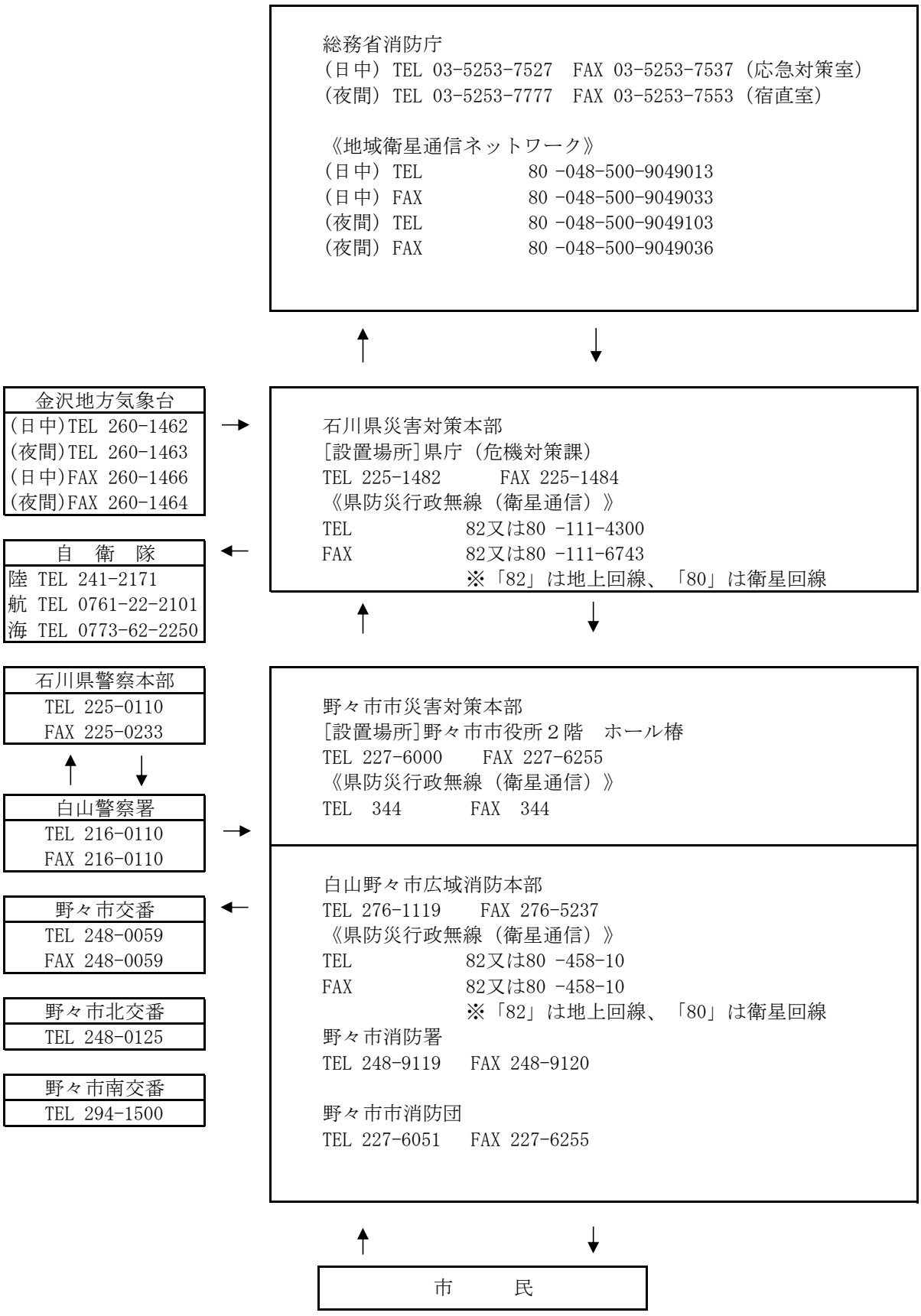

関係機関電話番号一覧

令和７年１月末現在

消防庁（大規模な災害等発生時の県への第１報が困難になった場合の報告先）

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
総務省消防庁	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	(日中) TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 (夜間) TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	 80-048-500-9043414 80-048-500-9049033

国の機関

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 加賀国道維持出張所	白山市村井町3	TEL 276-0797 FAX 276-0799	
北陸農政局 農村振興部農村計画課	金沢市広坂2-2-60	TEL 232-4531 FAX 263-0256	

自衛隊

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
陸上自衛隊　第14普通科連隊 （第3科）	金沢市野田町1-8	TEL 241-2171 内線235 FAX 241-2171	82又は80-111-7552 82又は80-111-7562
航空自衛隊第6航空団 司令部防衛部防衛班	小松市向本折戊267	TEL 0761-22-2101 内線231	
海上自衛隊 舞鶴地方総監部防衛部第3幕僚室	京都府舞鶴市字余部1190	TEL 0773-62-2250 内線2548	

県の機関

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
石川県危機管理監室危機対策課	金沢市鞍月1-1	TEL 225-1482 FAX 225-1484	82又は80-111-4281 82又は80-111-6743
石川県危機管理監室消防保安課	金沢市鞍月1-1	TEL 225-1481 FAX 225-1484	82又は80-111-4287 82又は80-111-6744
石川土木総合事務所建設課	白山市八幡町イ20	TEL 0761-92-1188 FAX 0761-92-1879	82又は80-133-10 82又は80-133-21
石川中央保健福祉センター	白山市馬場2-7	TEL 275-2251 FAX 275-2257	82又は80-111-7556 82又は80-111-7566
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2-1	TEL 237-8211 FAX 238-5366	82又は80-111-7551 82又は80-111-7561

警察

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
白山警察署	白山市倉光9-11-1	TEL 216-0110 FAX 216-0110	
野々市交番	野々市市本町6-22-2	TEL 248-0059 FAX 248-0059	
野々市北交番	野々市市二日市3-7	TEL 248-0125	
野々市南交番	野々市市藤平138-1	TEL 294-1500	

消防

名　　称	住　　所	電話番号	衛星通信
白山野々市広域消防本部	白山市三浦町255-1	TEL 276-1119 FAX 276-5237	82又は80-458-10 82又は80-458-21
野々市消防署	野々市市本町5丁目17-8	TEL 248-9119 FAX 248-9120	
第1分団格納庫	野々市市本町2丁目17-10	TEL 248-0558	
第2分団格納庫	野々市市中林5丁目30-1	TEL 246-1422	
第3分団格納庫	野々市市田尻町96-14	TEL 248-1553	
第4分団格納庫	野々市市押野2丁目313-2	TEL 246-1423	
第5分団格納庫	野々市市本町2丁目17-10	TEL 246-2380	

災害協定先

名　　称		住　　所	電話番号	衛星電話
通信設備の優先利用	石川県警察本部	金沢市鞍月1丁目1	TEL 225-0110	82又は80-6235
消防応援	金沢市	金沢市泉本町7丁目9-2	TEL 280-0119	82又は80-201-10
	白山市	白山市倉光2丁目1	TEL 276-1111	82又は80-208-10
相互応援	金沢市	金沢市広坂1丁目1-1	TEL 220-2111	82又は80-201-10
	七尾市	七尾市袖ヶ江町イ部25	TEL 0767-53-1111	82又は80-202-10
	小松市	小松市小馬出町91	TEL 0761-22-4111	82又は80-203-10
	輪島市	輪島市二ッ屋2字29	TEL 0768-22-2211	82又は80-204-10
	珠洲市	珠洲市上戸町北方1字6-2	TEL 0768-82-2222	82又は80-205-10
	加賀市	加賀市大聖寺南町二41	TEL 0761-72-1111	82又は80-206-10
	羽咋市	羽咋市旭町ア200	TEL 0767-22-1111	82又は80-207-10
	白山市	白山市倉光2丁目1	TEL 276-1111	82又は80-208-10
	かほく市	かほく市宇野気二81	TEL 283-1111	82又は80-364-10
	能美市	能美市来丸町1110	TEL 0761-58-1111	82又は80-323-10
	川北町	能美郡川北町字壱ッ屋174	TEL 277-1111	82又は80-324-10
	愛知県東浦町	愛知県知多郡東浦町大字緒川政所20	TEL 0562-83-3111	82又は80-023-758
	京都府城陽市	京都府城陽市寺田東ノ口16・17	TEL 0774-52-1111	82又は80-026-752
情報伝達	㈱えふえむ・エヌ・ワン	野々市市高橋町24-2	TEL 248-1212	
	ヤフー㈱	東京都千代田区紀尾井町1番3号	TEL 03-6898-7120	
	西日本電信電話㈱	金沢市鳴和町１番２	TEL 282-9847	
医療	(一社)白山ののいち医師会	白山市倉光7丁目122	TEL 275-0795	
郵便	日本郵便㈱ 市内郵便局７局 （代表野々市郵便局） 新金沢郵便局 金沢南郵便局	野々市市本町4丁目3-2 金沢市新保本4丁目65-2 金沢市泉野町6丁目17-1	TEL 248-0989 TEL 259-5468 TEL 241-0063	
生活物資及び避難場所の提供	イオンリテール㈱ イオン野々市南店	野々市市上林4丁目747	TEL 246-8121	
	イオンリテール㈱ イオンスタイル御経塚店	野々市市御経塚２丁目９２	TEL 240-9131	
生活物資	野々市農業協同組合	野々市市中林5丁目1-5	TEL 248-2171	
	生活協同組合 コープいしかわ	白山市行町西1	TEL 275-9854	
	イオンタウン㈱ イオンタウン野々市	野々市市白山町205-1	TEL 268-8430	
	マックスバリュ北陸㈱ マックスバリュ野々市店	野々市市白山町205-1	TEL 294-1280	
	コストコホールセールジャパン㈱ （野々市倉庫店）	野々市市柳町301-1	TEL 275-8555	
	アークランドサカモト㈱ （ﾎｰﾑｾﾝﾀｰﾑｻｼ金沢南店）	野々市市新庄6丁目58-10	TEL 248-6348	
	株式会社八幡	羽咋市兵庫町午10	TEL 076-722-0808	
	NPO法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	TEL 025-371-4185	
	㈱ほっかほっか亭総本部	大阪府大阪市北区鶴野町３－10	TEL 06-6376-8099	
	日本ピザハット（株）	横浜市西区みなとみらい４丁目４番５号	TEL 045-664-0810	
	㈱ウルトラパワー	金沢市木倉町４番５号	TEL 213-5291	
飲料水	サントリービバレッジサービス㈱	野々市市押野2丁目219	TEL 248-8850	
	北陸コカ・コーラボトリング㈱	白山市水島町480	TEL 277-1155	
	㈱コーシン	野々市市押野2丁目216	TEL 294-3700	
飲料水 (災害ﾍﾞﾝﾀﾞｰ)	㈱ｼﾞｬﾊﾟﾝﾋﾞﾊﾞﾚｯｼﾞﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ	白山市福留町532-1	TEL 277-3311	
応急復旧	野々市市管工事協同組合	野々市市上林5丁目33	TEL 248-3730	
	野々市市建設業協同組合	野々市市白山町8-16	TEL 248-0534	
	白山野々市建設業協会	白山市鶴来新町タ50番地	TEL 272-1300	
	野々市市造園業協同組合	野々市市末松２丁目81番地	TEL 248-0782	
	石川県電気工事工業組合	金沢市新保本４丁目65番22	TEL 269-7880	
	(一財)北陸電気保安協会	白山市五歩市町400	TEL 274-4580	
	(一社)石川県エルピーガス協会 石川支部	白山市徳丸町627-1	TEL 275-3944	

災害協定先

名　　称		住　　所	電話番号	衛星電話
応急復旧	日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会	金沢市粟崎５丁目176番地３	TEL 268-3988	
	石川県瓦工事協同組合	野々市市若松町13-20	TEL 246-1233	
	石川県さく井協会	金沢市示野町西７番地	TEL 267-3262	
応急調査業務	（一社）石川県建設コンサルタント協会	金沢市寺町３丁目９番４１号	TEL 274-1001	
	（一社）石川県測量設計業協会	金沢市示野町西81	TEL 268-4900	
	（一社）石川県地質調査協会	金沢市示野町西７	TEL 267-3244	
支援協力	(学法)金沢工業大学	野々市市扇が丘7-1	TEL 248-1100	
情報交換	国土交通省北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1-1	TEL 025-280-8836	
拠点避難所	石川県立野々市明倫高等学校	野々市市下林3丁目309	TEL 246-3191	
避難所及び入浴施設	㈱スポーツクラブ・ヴィテン (ゴールドジム・ヴィテンののいち)	野々市市横宮町67-1	TEL 294-3110	
	㈱エイム (フィットネスクラブエイム21)	野々市市御経塚4丁目10	TEL 240-0210	
	マンテンホテル㈱ （満天の湯・道の宿）	富山市本町２丁目17	TEL 076-441-2177	
	Ｌｉｎｋ加賀㈱ （山中温泉湯畑の宿　花つばき）	加賀市山中温泉栢野町ハ36番地	TEL 076-178-5500	
入浴施設	㈲ぽかぽか (ぽかぽか御経塚の湯)	野々市市御経塚4丁目38	TEL 240-4126	
福祉避難所	(社福)野々市市社会福祉協議会 (老人福祉センター椿荘) (いきがいセンター御経塚)	野々市市本町5丁目18-5	TEL 246-0112	
	(社福)富樫福祉会 (特別養護老人ホーム富樫苑)	野々市市中林4丁目62	TEL 248-8765	
	(社福)加賀中央福祉会 (特別養護老人ホームかんじん)	野々市市新庄2丁目45	TEL 248-7767	
	石川県立明和特別支援学校	中林４丁目70番地	TEL 246-1133	
	特定医療法人扇翔会 （南が丘病院）	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区１番	TEL 256-3366	
	株式会社ニルヴァーナ （ののいちの季）	野々市市本町３丁目６番31号	TEL 248-2230	
	医療法人社団仁智会 （金沢南ケアハウス）	野々市市蓮花寺町79 番地１	TEL 227-5866	
	医療法人社団洋和会 （あんじん）	野々市市新庄２丁目30番地	TEL 248-7575	
	株式会社フォルクレーベン （悠の風野々市）	野々市市横宮町16番９号	TEL 248-7179	
	株式会社白寿 （白寿の里御経塚）	野々市市御経塚３丁目79	TEL 204-8910	
	株式会社メビウス （七星てんとう）	野々市市藤平田２丁目66番地	TEL 220-6112	
	社会福祉法人紫志の会 （エンジェル保育園）	野々市市本町６丁目22番１号	TEL 248-2888	
	社会福祉法人ヴィテン （ヴィテンSMC こども園）	野々市市横宮町67番地９	TEL 248-6210	
災害ボランティアセンターの設置、受付	(社福)野々市市社会福祉協議会	野々市市本町5丁目18-5	TEL 246-0112	
避難者の一時受入、電力供給、車両貸与	石川トヨタ自動車㈱	金沢市御影町３番１号	TEL 259-0011	
	ネッツトヨタ石川㈱	金沢市西泉２丁目178番地	TEL 246-2737	
	㈱石川トヨペットカローラ	金沢市浅野本町ロ104	TEL 248-1414	
軽自動車及び電動車両の貸与	石川ダイハツ販売㈱	金沢市駅西本町３丁目15番１号	TEL 221-0888	
電動車両等の支援	金沢三菱自動車販売㈱	金沢市神宮寺三丁目１番５号	TEL 294-4316	
	石川中央三菱自動車販売㈱	金沢市長土塀二丁目16番30号		
	三菱自動車工業㈱	東京都港区芝浦三丁目１番21号		
避難所物資	セッツカートン㈱	兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地	TEL 0776-73-5300	
	NPO法人ﾎﾞﾗﾝﾀﾘｰ･ｱｰｷﾃｸﾂ･ﾈｯﾄﾜｰｸ	東京都世田谷区松原５丁目2-4	TEL 03-3324-6760	
重機、仮設トイレ	㈱ヨシカワ	野々市市粟田4丁目203	TEL 294-1136	
	千代田機電㈱	金沢市新保本4丁目65-12	TEL 269-3506	
	㈱アクティオ	白山市水島町1051-1	TEL 277-0092	
情報収集、帰宅困難者等支援	損害保険ジャパン㈱	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	TEL 232-1121	

災害協定先

名　　称		住　　所	電話番号	衛星電話
物資の保管及び輸送	若松梱包運輸倉庫㈱	白山市宮永町2848	TEL 274-7200	
	佐川急便㈱　北陸支店	金沢市木越町ト80番地	TEL 0570-55-0163	
避難所、物資の保管及び輸送	二本松物流㈱	野々市市徳用3丁目18	TEL 294-7008	
廃棄物の収集、運搬等	㈱トスマク・アイ	白山市村井町330番地	TEL 276-0636	
	（一財）石川県産業資源循環協会	金沢市尾山町９番13号	TEL 224-9101	
人的支援、物品・資機材等の提供・貸与	(社福)野々市市社会福祉協議会	野々市市本町5丁目18-5	TEL 246-0112	
	野々市ライオンズクラブ	野々市市白山町8-16(商工会館２階)	TEL 248-1439	

その他の緊急連絡先

名　　称	住　　所	電話番号	衛星電話
北陸電力㈱石川支店 北陸電力送配電㈱石川支店	金沢市下本多町六番丁11	TEL 233-8877 FAX 233-8755	
日本赤十字社石川県支部	金沢市鞍月東2-48	TEL 239-3880 FAX 239-3881	82又は80-111-7550 82又は80-111-7560
北陸鉄道㈱	金沢市割出町556	TEL 237-8111 FAX 237-8123	

野々市市災害対策本部条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、野々市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和37年10月１日から施行する。

附　則（平成８年条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

○野々市市災害対策本部運営要領

（目的）

第１条　この要領は、野々市市災害対策本部条例（昭和37年野々市町条例第２号）の規定に基づき、野々市市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定め、かつ適切な実施を図るものとする。

（組織及び業務分掌）

第２条　本部の副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

２　本部に部を、部に班を置く。

３　本部の組織及び業務分掌は、別表第１のとおりとする。

４　部長は、その属する部を指揮監督し、担当業務を掌理する。

５　班長は、その属する班を指揮監督し、担当業務を掌理するとともに、関連する必要諸帳簿を整備しておかなければならない。

６　本部長、副本部長その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別表第２に定める腕章を着用するものとする。

（本部開設）

第３条　本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときにおいて、本部長が必要と認めたとき活動を開始するものとする。

２　本部には「野々市市災害対策本部」の標示をするものとする。

（本部開設前の処置）

第４条　総務部長は、予報、警報、情報等により災害が発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について処理するものとする。

（１）　予報、警報、情報等の収集及び連絡調整

（２）　人員配備の指示

（３）　関係部及び関係機関との連絡調整

２　休日又は勤務時間外において、警報、異常な情報等を受理した当直員は、直ちに総務課長及び土木課長に通知しその指示を受けなければならない。

（配備体制の基準等）

第５条　本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとし、配備の種別内容等の基準については、別表第３に掲げるところによる。

（本部の解散）

第６条　本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は当該災害に必要な応急処置がおおむね完了したと認めるときは、本部を解散するものとする。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和59年９月10日から施行する。

附　則（昭和61年４月１日施行）

この要綱は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（平成９年４月１日施行）

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成17年１月１日施行）

この要綱は、平成17年１月１日から施行する。

附　則（平成25年４月１日施行）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日施行）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日施行）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日施行）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日施行）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年４月１日施行）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年11月30日施行）

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

附　則（平成31年４月１日施行）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日施行）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日施行）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年２月15日施行）

この要領は、令和６年２月 15 日から施行する。

野々市市災害対策本部組織系統図

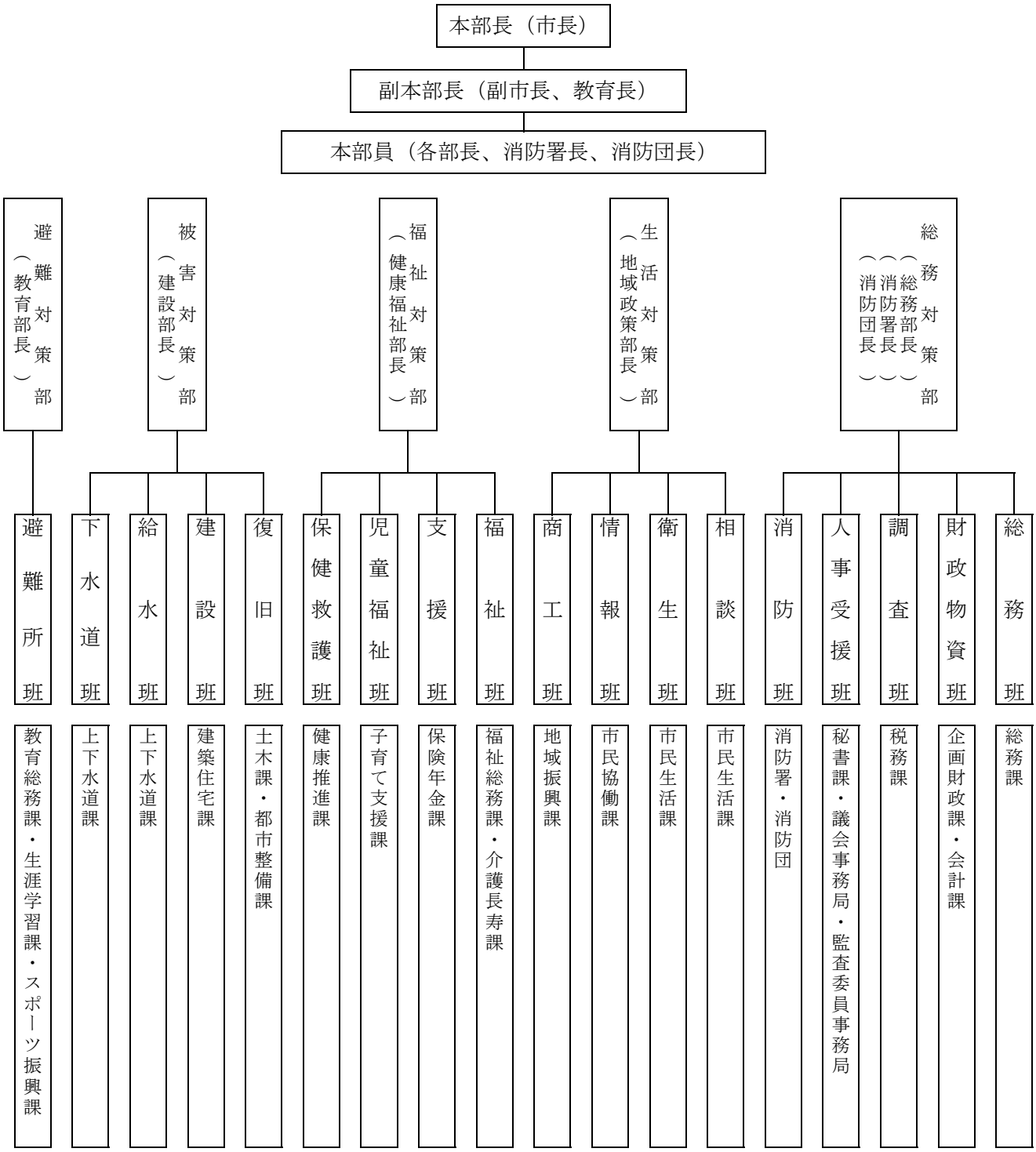

別表第１（第２条関係）

野々市市災害対策本部組織及び業務分掌

本 部 長　市長
副本部長　副市長、教育長
本部要員　総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、建設部長、教育部長、消防署長、消防団長

部名	部長	班名	班長	分　掌　事　項
総　務対策部	総務部長	総務班	総務課長	1　災害対策本部の庶務に関すること。
				2　本部長の命令伝達に関すること。
				3　災害応急対策全般の調整及び連絡に関すること。
				4　県本部及び関係機関との連絡調整に関すること。
				5　消防団の出動に関すること。
				6　本部長の特命事項に関すること。
				7　災害情報の総括的受信及び伝達に関すること。
				8　被災地の地域安全及び交通対策に関すること。
				9　ヘリポートの設置に関すること。
				10 市有財産及び市施設の災害対策に関すること。
				11 公共施設その他施設の災害のための使用に関すること。
				12 本部用車両の確保及び燃料の確保に関すること。
		財政物資班	企画財政課長 会計課長	1　災害対策本部の設営に関すること。
				2　食料の確保に関すること。
				3　食料の配給及び炊出しに関すること。
				4　衣料等救助物資の確保及び配給に関すること。
				5　被災者に対する見舞品等の受付及び配分に関すること。
				6　必要な物資の確保に関すること。
				7　輸送に関すること。
				8　災害予算その他財政に関すること。
				9　被災者に対する復旧資金に関すること。
				10 災害活動の出納に関すること。
				11 援助及び義援金の取り扱いに関すること。
		調査班	税務課長	1　被害調査に関すること。
				2　災害の写真撮影、災害資料の収集等に関すること。
				3　災害記録に関すること。
				4　災害状況報告及び要請資料の作成に関すること。
				5　罹災証明（火災以外に係るものに限る。）の発行に関すること。
				6　被害に伴う市税の減免及び徴収猶予に関すること。
		人事受援班	秘書課長 議会事務局長 監査委員事務局長	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。
				2　災害視察者等の対応に関すること。
				3　議員の調査及び連絡に関すること。
				4　職員の動員及び派遣に関すること。
				5　人員の配置及び待遇に関すること。
				6　各部の応援に関すること。
				7　他機関への派遣要請及び受援体制の確立に関すること。
	消防署長 消防団長	消防班	消防署副署長 消防団副団長	1　災害活動に伴う職員及び団員の事故調査並びに応急救護に関すること。
				2　危険物施設等の監視、警戒及び応急処置に関すること。
				3　消防部隊の運用に関すること。
				4　自主防災組織等の連絡調整に関すること。
				5　罹災証明（火災に係るものに限る。）の発行に関すること。
				6　水、火災等の警戒防御に関すること。
				7　人命の救出及び救助、傷病者の応急手当、搬送並びに行方不明者の捜索に関すること。
				8　災害情報の収集及び報告に関すること。
				9　避難の勧告及び指示の伝達、避難誘導並びに警戒巡回広報に関すること。
				10 消防部隊の災害活動の調査記録に関すること。

部名	部長	班名	班長	分　掌　事　項
生　活 対策部	地域政策 部長	相談班	市民生活課長	1　被災者の相談に関すること。
				2　安否情報の収集及び提供に関すること。
				3　遺体の火葬許可等に関すること。
				4　外国人の支援に関すること。
		衛生班	市民生活課長	1　防疫及び清掃に関すること。
				2　災害時における廃棄物処理に関すること。
		情報班	市民協働課長	1　気象情報等の受信及び伝達に関すること。
				2　広報に関すること。
				3　報道対応に関すること。
		商工班	地域振興課長	1　中小企業に対する災害融資に関すること。
				2　商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。
				3　文化会館の被害状況調査及び応急復旧に関すること
福　祉 対策部	健康福祉 部長	福祉班	福祉総務課長 介護長寿課長	1　避難行動要支援者の調査把握に関すること。
				2　要配慮者の支援に関すること。
				3　高齢者福祉関連施設の被害調査に関すること。
				4　障害者福祉関連施設の被害調査に関すること。
				5　日本赤十字社等との連絡調整に関すること。
				6　福祉避難所の開設及び運営に関すること。
				7　災害弔慰金等の支給に関すること。
				8　遺体の収容並びに遺体安置所の設置及び運営に関すること。
				9　ボランティアの対応に関すること。
		支援班	保険年金課長	1　被災者の治療費等の相談に関すること。
				2　福祉対策部各班の応援に関すること。
		児童福祉班	子育て支援課長	1　児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
				2　被災児の支援に関すること。
				3　福祉対策部及び避難対策部の応援に関すること。
		保健救護班	健康推進課長	1　被災者の医療救護及び救護所の設置に関すること。
				2　石川中央保健福祉センター、医療機関等の連絡調整に関すること。
				3　救急用医薬品及び衛生資材の確保及び配給に関すること。
				4　助産に関すること。
				5　被災者の健康管理に関すること。
				6　心のケア活動に関すること。
				7　要配慮者の支援協力に関すること。

部名	部長	班名	班長	分　掌　事　項
被　害 対策部	建設部長	復旧班	土木課長 都市整備課長	1　道路、橋りょう、河川等の被害調査及び応急復旧に関すること。
				2　交通不能箇所の調査、応急対策等に関すること。
				3　緊急輸送道路及び災害復旧優先道路の確保に関すること。
				4　応急復旧対策に要する土木機械、資材等の調達に関すること。
				5　道路の除雪に関すること。
				6　水防に関すること。
				7　災害復興都市計画に関すること。
				8　農産物等の被害調査及び指導に関すること。
				9　農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。
				10　農業災害補償に関すること。
		建設班	建築住宅課長	1　被災建築物の応急危険度判定に関すること。
				2　応急仮設住宅の建築及び住宅応急修理に関すること。
				3　市営住宅の入居及び応急修理に関すること。
				4　応急仮設住宅の入居者の選考に関すること。
				5　被災建築物の復旧対策に関すること。
		給水班	上下水道課長	1　飲料水の確保及び供給に関すること。
				2　上水道施設の被害調査及び復旧に関すること。
				3　応急給水計画及び復旧計画に関すること。
				4　給水に関する応援要請に関すること。
		下水道班	上下水道課長	1　下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。
				2　下水道施設に関する応援要請に関すること。
避　難 対策部	教育部長	避難所班	教育総務課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長	1　教育施設等における避難所の開設及びその運営に関すること　。
				2　教育施設の被害状況調査に関すること。
				3　教育施設の応急復旧に関すること。
				4　応急教育に関すること。
				5　被災児童生徒の支援に関すること。
				6　学用品、教科書等の調達配分に関すること。
				7　文化財及び社会教育施設の保全に関すること。
				8　学校の奉仕活動の連絡及び調整に関すること。

別表第２（第２条関係）

野々市市災害対策本部腕章及び標旗

＜腕　　章＞

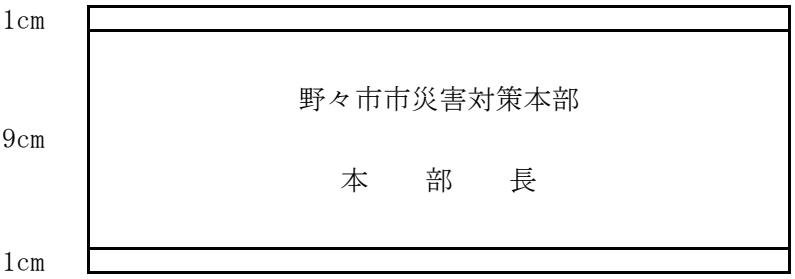

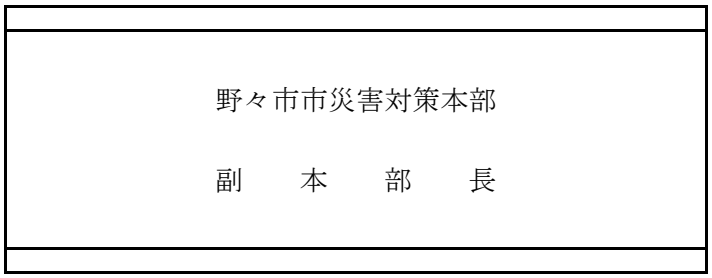

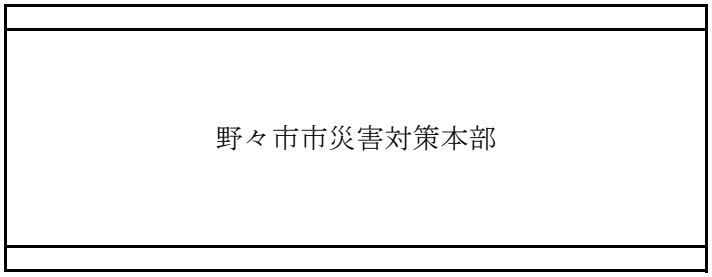

＜標　　旗＞

◎災害対策本部

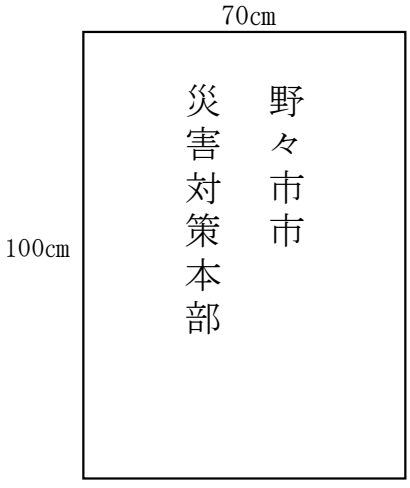

※布地は白、文字は赤

◎現地災害対策本部

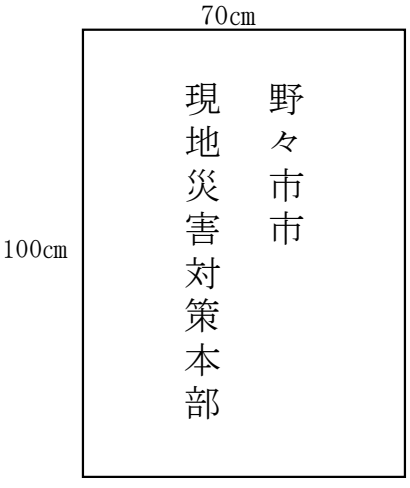

※布地は白、文字は赤

別表第３（第５条関係）

配　備　基　準

１　災害（地震を除く。）発生時の配備体制は、次のとおりとする。

（１）　災害対策本部設置前

配備体制	動員基準	動員対象者	配備内容
注意配備体制	次の注意報が本市に発表されたとき。 ア　大雨注意報 イ　洪水注意報 ウ　強風注意報 エ　大雪注意報 オ　風雪注意報	水防実施計画又は道路除雪実施計画に定められた職員	情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制
警戒配備体制	次の警報が本市に発表されたとき。 ア　大雨警報（浸水害） イ　洪水警報 ウ　暴風警報 エ　大雪警報 オ　暴風雪警報		注意配備体制を強化し、災害応急対策の実施に備える体制
非常配備体制	災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害対策本部の設置に備えて市長が必要と認めたとき。		災害対策連絡会議を開催し、情報収集及び分析を行い、災害対策本部の設置に備える体制

備考　特別警報が発表された場合は、災害対策本部体制となる。

（２）災害対策本部設置後

災害対策本部を設置したときの災害対策本部員の配備基準は、おおむね次の基準に従って、災害の種類、規模、経過時間等により、市長が決定する。

ア　時系列活動区分

配備体制	期間	職員の配置	活動内容
初動体制	発災～数日間程度	職員の所属課を越えて、組織を横断的に活用し、人命救助等に迅速に対応できる職員の配置とする。	市民の生命、身体及び財産を保護し、消火、救出救護、避難者の受け入れ等に総力を集中する体制とする。
応急体制	数日後～１週間程度	職員の所属部を基本として、課の所属を越えて、業務の優先度に応じて職員を流動的に配置する。	市民の安全を確保するとともに、ライフラインの復旧並びに食料等生活物資の確保及び供給を行い、市民生活の安定を図る活動を実施する体制とする。
復旧体制	１週間程度以降	一部の業務を除き、所属課の業務分担に基づき、職員を配置する。	市民の日常生活再建に向けての活動を実施する体制とする。

イ　初動体制

初動体制については、各部長が責任者となる初動班を編成し、所属を越えて職員を配置することで、人命救助など業務の優先度に応じて、従事する人数を調整することができる柔軟な体制とする。

初動班	班長	業務
総務対策部 情報救助班	総務部長	1　災害対策本部の設営 2　配置職員の把握 3　被害情報収集及び調査 4　救出救助活動 5　物資の調達 6　物資の配布 7　救援物資の受入れ
生活対策部 市民対応班	地域政策部長	1　広報活動 2　市民対応 3　被災者相談
福祉対策部 安否確認班	健康福祉部長	1　避難行動要支援者の安否確認 2　救護活動
被害対策部 応急復旧班	建設部長	1　道路の応急復旧 2　緊急輸送路等の確保 3　上下水道の応急復旧 4　応急給水の実施
避難対策部 避難所班	教育部長	1　避難所の開設 2　避難所の運営 3　避難者の把握

2　地震発生時等の配備体制は、次のとおりとする。

（1）勤務時間内における職員動員

配備体制	動員基準	動員対象者	配備内容
注意配備体制	本市において震度３の地震が発生したとき。	防災担当職員	情報連絡活動が円滑に行える体制 ・被害情報の収集 ・警察、消防及び病院との連絡 ・県との連絡
警戒配備体制	本市において震度４の地震が発生したとき。	部課（局）長 防災担当職員 広報担当職員 施設所管課職員	情報連絡活動が円滑に行える体制かつ災害対策本部の設置に備える体制 ・被害情報の収集 ・市有施設の被害状況の把握 ・必要に応じて、災害対策連絡会議の開催 ・警察、消防等との連絡 ・県との連絡
災害対策本部体制	本市において震度５弱以上の地震が発生したとき。	全職員 各部長が責任者となる初動班を編成し、迅速な初動体制を確立する。	市の全機構をあげて災害対策に総力を集中する体制 ・災害対策本部の設置 （災害対策本部会議開催） ・避難所の開設

（2）休日又は退庁後等勤務時間外における職員動員

配備体制	動員基準	動員対象者	配備内容
注意配備体制	本市において震度３の地震が発生したとき。	防災担当職員	情報連絡活動が円滑に行える体制 ・被害情報の収集 ・警察、消防及び病院との連絡 ・県との連絡
警戒配備体制	本市において震度４の地震が発生したとき。	部課（局）長 防災担当職員 広報担当職員 施設所管課職員	情報連絡活動が円滑に行える体制かつ災害対策本部の設置に備える体制 ・被害情報の収集 ・市有施設の被害状況の把握 ・必要に応じて、災害対策連絡会議の開催 ・警察、消防等との連絡 ・県との連絡
災害対策本部体制	本市において震度５弱以上の地震が発生したとき。	全職員 各部長が責任者となる初動班を編成し、迅速な初動体制を確立する。	市の全機構をあげて災害対策に総力を集中する体制 ・災害対策本部の設置 （災害対策本部会議開催） ・避難所の開設

（3） 震度４以上の地震が発生した場合の職員区分別の業務内容

区分	内容
市長・副市長・教育長	災害対策連絡会議が開催される場合は、会議の構成員となる。
部長	災害対策連絡会議の開催を検討する。 災害対策連絡会議が開催される場合は、会議の構成員となる。
課（局）長	施設所管課においては、所管施設の利用者及び被害状況を部長に報告する。 その他の課においては、必要に応じて、所属職員の参集を指示する。
その他の職員	所属長の指示に従い、指示された業務につく。

（4）震度５弱以上の地震が発生した場合の事務分掌

区分	内容
市長・副市長・教育長	災害対策本部が設置された場合は、本部長・副本部長となる。
部長	初動体制にあっては、初動班の班長となる。 災害対策本部員となる。
課（局）長	原則として各対策班の班長となる。
その他の職員	初動体制にあっては、所属課に関係なく、初動班長の指示に従い、指示された業務につく。

ア　時系列活動区分

配備体制	期間	職員の配置	活動内容
初動体制	発災～数日間程度	職員の所属課を越えて、組織を横断的に活用し、人命救助等に迅速に対応できる職員の配置とする。	市民の生命、身体及び財産を保護し、消火・救出救護、避難者の受け入れ等に総力を集中する体制とする。
応急体制	数日後～１週間程度	職員の所属部を基本として、課の所属を越えて、業務の優先度に応じて職員を流動的に配置する。	市民の安全を確保するとともに、ライフラインの復旧並びに食料等生活物資の確保及び供給を行い、市民生活の安定を図る活動を実施する体制とする。
復旧体制	１週間程度以降	一部の業務を除き、所属課の業務分担に基づき、職員を配置する。	市民の日常生活再建に向けての活動を実施する体制とする。

イ　初動体制

初動体制については、各部長が責任者となる初動班を編成し、所属を越えて職員を配置することで、人命救助など業務の優先度に応じて、従事する人数を調整することができる柔軟な体制とする。

初動班	班長	業務
総務対策部 情報救助班	総務部長	1　災害対策本部の設営 2　配置職員の把握 3　被害情報収集及び調査 4　救出救助活動 5　物資の調達 6　物資の配布 7　救援物資の受入れ
生活対策部 市民対応班	地域政策部長	1　広報活動 2　市民対応 3　被災者相談
福祉対策部 安否確認班	健康福祉部長	1　避難行動要支援者の安否確認 2　救護活動
被害対策部 応急復旧班	建設部長	1　道路の応急復旧 2　緊急輸送路等の確保 3　上下水道の応急復旧 4　応急給水の実施
避難対策部 避難所班	教育部長	1　避難所の開設 2　避難所の運営 3　避難者の把握

野々市市雪害対策要綱

この要綱は、野々市市地域防災計画第２章第４節に規定する豪雪に対する雪害予防計画について、市のとるべき具体的措置を定め、国、県、その他関係機関及び市民の協力体制のもと、雪害対策を実施する。

適用範囲は、降雪・積雪状況により、あらゆる面で市民生活に著しく影響が生じる恐れがある時とする。

第１　初動体制【各部】

雪害による市民生活に著しく影響を与える状況の軽減を図り、その被害の態様に応じた応急活動を行うことの重要性に鑑み、情報の収集、整理、関係機関との連絡など迅速かつ的確な対応が必要であるため、雪害対応の体制を構築し、雪害に備える。

第２　除雪対策【建設部】

大雪時における市内の除雪の拡充及び排雪業務並びに主要道路の交通・輸送の確保を図るため、除雪体制を強化し、24 時間体制で除雪活動を実施する。

第３　広報対策【地域政策部】

市は、雪害により混乱した事態に対して、民心の安定と秩序の回復を図るため、雪害の状態や対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるように広報活動を行う。

第４　医療対策【健康福祉部】

雪害時の医療対策については、市民が利用している様々な医療機関の現在の雪害状況の把握をはじめ、患者受入可否等の実態調査を踏まえ、市内医師会等の情報連携を行う。

第５　ごみ処理対策【地域政策部】

生活道路の除雪状況を把握するとともに収集状況については、委託事業者との連携を密にして収集に支障があるか否か情報把握に努め、収集の中止及び再開の判断をする。

第６　文教対策【教育部】

市教育委員会は、降雪時における学校児童・生徒等の危険防止対策及び学校施設、教育、文化、生涯学習、体育施設等の保全ならびに環境衛生対策について、万全の注意を払い、被害の未然防止に努める。

また、各学校において「石川の学校安全指針」を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

第７　交通及び消防対策【総務部】

白山警察署、野々市消防署、野々市市消防団等との連携を密にして、情報の収集及び提供に努め、降雪時における交通事故防止、消防活動の円滑化に努める。

第８　要配慮者対策【健康福祉部】

要配慮者のうち、災害時に支援が必要な方を「避難行動要支援者」として名簿登録し、平時から町内会等関係機関と情報共有することにより、支援体制の整備に努める。

地域住民や社会福祉施設等との連携を密にして、要配慮者の安全な避難誘導を実施するとともに、安否確認及び避難生活の状況等を継続的に把握することに努め、必要な対策を講ずる。

第９　地域公共交通対策【建設部】

市は、雪害時の道路交通混乱における公共交通の重要性を鑑み、その早期回復を図り、市民の足の確保に努める。

第１　初動体制【各部】

１　雪害対策本部の体制

降雪が警戒積雪深に達するおそれがあり、降雪状況その他を勘案し、本部長が警戒体制に移行を決定した場合、情報の収集、整理、関係機関との連絡など、迅速かつ的確な対応として、速やかに「雪害対策本部」を次のとおり設置する。

【雪害対策本部】

本部長	市　長
副本部長	副市長
	教育長
総務対策部兼交通対策部	総務部長
除雪対策部	建設部長
兼地域公共交通対策部	
広報対策部	地域政策部長
兼廃棄物処理対策部	
医療福祉対策部	健康福祉部長
文教対策部	教育部長
連絡情報員	石川県職員

（1）雪害対策本部の体系

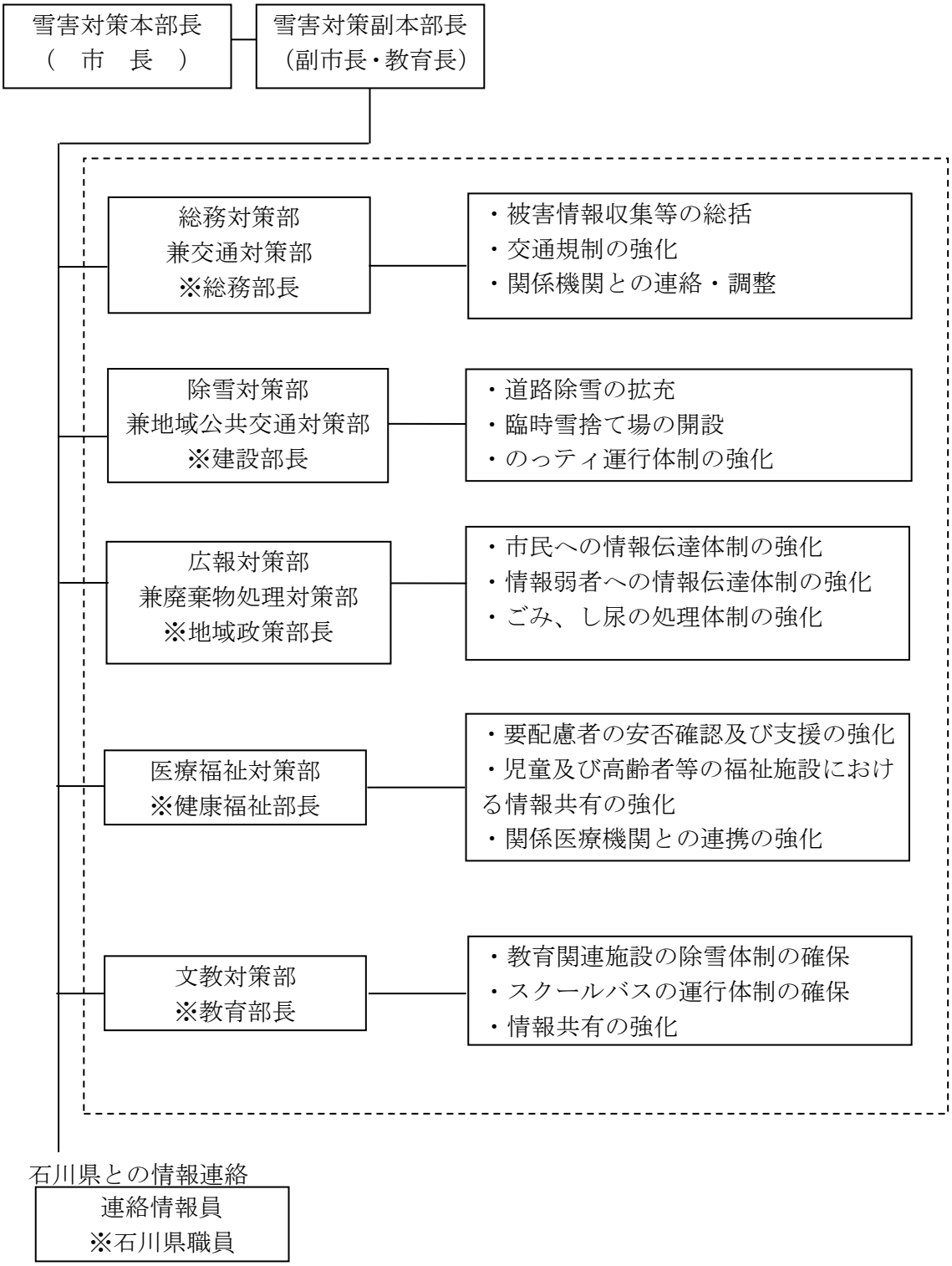

（2）雪害対策本部会議の開催

本部長は、必要に応じ雪害対策本部を設置し、都度開催する。

構成員は、本部長、副本部長、教育長、各対策部長、必要に応じ各対策部担当課長とする。

（3）除雪対策部の強化

「雪害対策本部」を設置した場合、必要に応じ庁内各部（総務部・地域政策部・教育部・健康福祉部）より、除雪対策部へ人員の補填(24 時間体制)を行い、道路除雪体制の強化を図る。

（4）配備基準、除雪体制、動員対象者は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">配備基準</td><td colspan="2">道路以外の除雪体制</td><td colspan="2">道路除雪体制</td></tr>
<tr><td>配備体制</td><td>動員対象者</td><td>配備体制</td><td>動員対象者</td></tr>
<tr><td colspan="2">気象情報により一昼夜の降雪量が 10cm を超えるおそれがあるとき。</td><td>－</td><td>－</td><td>平常体制</td><td rowspan="2">・交通対策部
・除雪対策部</td></tr>
<tr><td colspan="2">次の注意報が本市に発表されたとき。
・大雪注意報　・着雪注意報
・風雪注意報　・融雪注意報
・着氷注意報　・低温注意報</td><td>注意配備体制</td><td>－</td><td>注意体制</td></tr>
<tr><td colspan="6">「雪害時」には上記の体制から、下記の「雪害対策本部」の体制に移行する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大雪警報、暴風雪警報が発令されたとき。</td><td></td><td rowspan="2">警戒配備体制</td><td></td><td>広報対策部</td><td>準警戒体制</td><td>・交通対策部
・除雪対策部</td></tr>
<tr><td>警戒積雪深に達し、市民生活に著しく支障を与えるおそれがあるとき。</td><td>雪害対策本部</td><td>全部長</td><td>警戒体制
【雪害対策本部】</td><td>全部長</td></tr>
<tr><td colspan="6">「災害時」には上記の体制から、下記の「災害対策本部」の体制に移行する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別警報が発令されたとき。</td><td>災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害対策本部の設置に備えて市長が必要と認めたとき。</td><td rowspan="2">非常配備体制</td><td rowspan="2">災害対策本部</td><td>原則として、全職員
ただし、災害（雪害）対策本部長が災害の発生（予測を含む。）規模などから判断して災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象者を指定したときは、この限りではない。</td><td rowspan="2">緊急体制
【災害対策本部】</td><td rowspan="2">原則として、全職員
ただし、災害（雪害）対策本部長が災害の発生（予測を含む。）規模などから判断して災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象者を指定したときは、この限りではない。</td></tr>
<tr><td>降雪が警戒積雪深を超え、主要道路における降雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断し、本部長が緊急体制への移行を決定したとき。</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

第２　除雪対策【建設部】

１　組織

（１）道路除雪に係る雪害対策本部の組織は、次のとおりとし、迅速に除雪対策本部から雪害対策本部に移行できるよう準備を行い、雪害時には、引き続きの除雪作業に加え、班員の増強を行い、パトロールや電話オペレーターなど、業務の強化を行う。

＜ 雪害対策本部 ＞（野々市市役所内）

○本 部 長 ‥‥‥‥‥ 本部を統括し、各部を指揮監督する。

○副本部長 ‥‥‥‥‥ 本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

○ 交通対策部 ‥‥‥‥ 気象情報及び交通状況を把握し、除雪対策部と調整を行う。
（総務課職員） （情報収集係・交通対策係）

○ 除雪対策部 ‥‥‥‥ 交通対策部との連携により、除雪作業班への指示・管理を行う。
（建設部職員、補填職員） （連絡調整係・作業指導係）

○ 除雪作業班 ‥‥‥ 除雪対策部からの指示により、除雪作業を行う
（除雪業者）

２　除雪体制

除雪体制は、次のとおりとする。別途、雪害を対象としたタイムライン（道路除雪）を整備し、防災・減災に努める。

除雪体制	除雪体制の基準	作業内容
警戒体制	降雪が警戒積雪深に達するおそれがあり、降雪状況その他を勘案し、除雪作業を強化する必要があると判断し、本部長が警戒体制に移行を決定したとき。 【雪害対策本部の設置】	・情報連絡の強化 ・低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・借上除雪車の増強配備 ・人家連担区域等の排雪作業の準備・開始 ・臨時雪捨場の確保 ・緊急体制への移行準備
※ 以 下 参 考		
緊急体制	大雪特別警報が発表され、降雪が警戒積雪深を超え、主要道路における降雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断し、本部長が緊急体制への移行を決定したとき。	・必要に応じ国、県への応援要請の検討・実施 ・低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・借上除雪車の増強配備 ・人家連担区域等の排雪作業の強化 ・臨時雪捨場への排雪作業の開始

（注）警戒積雪深は（野々市市内）６０ｃｍ

※ 雪害対策本部が設置された場合、県より情報連絡員が派遣される。

３　除雪路線

除雪路線は、車両交通量・物資の輸送・住民生活の安定等を勘案し、生活道路について、１車線の幅員確保で必要な待避所を設けるものとする。また、国、県道管理者である国、県と連携を強化し、早期かつ連続的な除雪により交通の確保に努める。

４　除雪作業

刻々と変化する気象情報などに注視し、圧雪の緩みによるわだちや交差点部、路肩の雪塊除去など状況にあわせた適切な作業内容（通行止めの作業含む。）に努め、今後の排雪状況を想定し、臨時雪捨て場の開設を必要に応じ行う。

５　情報の収集と連絡

気象台、民間気象業者、雪量観測所等の気象情報及び各町内会長の協力を得て積雪状況を把握する等、除雪作業に必要な情報を収集するとともに、国、県、隣接市との連絡を密にして常に交通状況を迅速確実に把握するよう努める。

６　関係機関との協力体制

（１）道路管理者間の情報連絡体制の強化

国道管理者、県道管理者、市道管理者（近隣含む。）の相互間において、交差点の処理や行政区域界の対応について、十分協議を行い、交通処理が円滑に行われるよう情報連絡体制の強化に努める。

（２）警察との協力体制の強化

地区の警察とは除雪計画全般に亘り十分協議し、除雪の実施にあたっては十分な連絡を取り、路上放置物件の取締、除雪機械の運行に対する交通整理、情報収集等の協力を求める。

（３）消防署及び消防団との協力体制の強化

火災等緊急時に備え、防火用水及び消火栓等の確保について協議し協力体制を整える。

（４）各町内会との協力体制

各町内会長には除排雪作業を円滑に行うため、市民への指導、協力をお願いする。また、町内会への広報活動を通じ、住民自らが除雪を行うことの意識の向上を図る。

７　雪みちネットワーク路線の拡充と優先的確保

大雪時には、国、県、隣接市、警察と連携し、雪みちネットワーク路線について迅速かつ優先的に除雪を行い、幹線道路及びその代替道路、救急告示病院や消防署へのアクセス道路を最優先に確保する。

第３　広報対策【地域政策部】

１　広報体制

雪害対策本部に集約される情報は、広報班が掌握し、各課の持つ情報との整合性を図った後、正確な情報として迅速に市民に伝えるため、様々な手段を用いて広報する。

２　広報活動

広報活動は、主に次のとおり実施する。

（１）市民への広報

ア　主たる情報発信手段

災害専用ホームページ※による情報発信

※市公式ホームページに代えて公開される臨時ページ

イ　状況に応じて行う情報発信手段

ほっとＨＯＴメール、ＬＩＮＥの配信

回覧板アプリ（結ネット）による配信

Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）等による発信

コミュニティＦＭ局への協力依頼

（２）報道機関への発表

ア　収集した情報の提供

イ　報道機関への取材協力

第４　医療対策【健康福祉部】

１　初動医療体制

（１）医療機関等の被災状況の把握

ア　市は、県と協力して「石川県災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）」などを活用しながら、医療機関の施設の被災状況や傷病者の発生状況、患者の受け入れなど提供可能な医療状況について情報収集する。

イ　市は、在宅の避難行動要支援者等において医療及び助産の必要な者の状況を把握するよう努める。

（２）医療救護班の編成

ア　市は、医療等の救急救護を必要と判断した場合は、健康福祉部長の指揮により、健康推進課職員で救護班を編成し、医療救護班などの受け入れ体制の準備をする。

イ　市は、保健所長の助言を得て、「白山ののいち医師会」、ＤＭＡＴ、医療救護班などの派遣協力を要請する。

（３）医療救護班等連絡会の開催

ア　市は、保健所と協力して、要請に基づき派遣された「白山ののいち医師会」、ＤＭＡＴ、医療救護班、消防機関などのメンバーで医療救護班等連絡会を開催し、被災地における医療救護活動の連絡・調整を行う。

イ　市は、医療救護班等連絡会を活用して、人工透析などの在宅治療患者に対し、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者へ的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保を支援する。

ウ　市は、保健所に対して、人工透析を実施する医療機関の被災状況に関し、各医療機関が連携して、患者の受け入れ調整を図るなど、透析医療の確保について要請する。

（４）救護所の設置

市は、医療機関の施設の被災状況や多数の患者により医療機関での対応が十分できない場合には、適切な場所に救護所を設置・運営する。

救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましく、地域の診療機能が回復した場合は救護所を閉所する。

第５　ごみ処理対策【地域政策部】

１　情報の収集

（１）幹線道路の除雪進捗状況及び除雪完了の見通し

（２）生活道路の除雪進捗状況及び除雪完了の見通し

（３）ごみ集積場の周辺道路の通行不能状況

（４）今後の天気予想

２　ごみ収集の中止及び再開

（１）中止の判断

市民生活課長は、降雪及び積雪の状況により収集運搬車による収集ができないと判断した場合、雪害対策本部に報告する。本部において中止の判断をした場合には、直ちに収集委託事業者に収集中止の指示をする。

（２）再開の判断

市民生活課長は、除雪後、パトロールにより状況を確認し、収集が可能と判断した場合、雪害対策本部に報告する。本部において再開を判断した場合には、直ちに収集委託事業者に収集再開の指示をする。

３　市民への周知

市ホームページや回覧板アプリ（結ネット）等を利用し、速やかな周知に努める。

第６　文教対策【教育部】

１　児童生徒への対応

（１）異常気象等の場合、校長の判断により保護者と連絡を密にし、臨時休業、授業の打ち切り、集団登下校の引率など適切な措置をとる。

（２）通学に際しては、特に次の項目に関して、安全指導を徹底する。

ア　交通事故防止

イ　屋根、樹木などから落ちる雪への注意

ウ　除雪車、除雪機械等を使用した除雪現場への立入禁止

（３）道路の安全性の確認に努め、必要によっては、手すり、標識等を付ける。

２　校舎等の雪害保全対策

（１）校舎等の構造、経過年数により、相違するが、概ね次の基準により、除雪に万全を期する。

ア　木造建物においては、５０㎝以上の積雪

イ　鉄骨造で６０㎝、鉄筋造で１ｍ以上の積雪

ウ　屋根体育館で、屋根の面積が広いので特に留意する。

（２）校舎等の大雪補強に留意し、特に長期、又は短期間の多量の降雪が予想される場合、雪害に対する保全策は、概ね次により万全を期する。

ア　出入口の庇部分は常に除雪する。

イ　雪の側圧をさけるため木造建築にあっては、事前にさしかけ等の措置をとる。

（３）周辺施設等の確保、保全については、概ね次により万全を期する。

ア　通学道路及び非常時における避難経路並びに消火栓などの除雪に万全を期し、除雪にあたっては、事故防止に留意する。

イ　スクールバスの乗降場の除雪が確保できない場合、現場確認のうえ安全で確実に乗降できる臨時バス乗降場を設ける。

ウ　貯水池、水溜り、プール等には、柵又は危険標識を設ける。また、積雪時における防火対策に万全を期する。

エ　積雪酷寒時における室内の換気、採光、照明及び温湿度の管理を適切に行い、環境衛生に万全を期する。

オ　非常事態発生の場合の周到な避難計画を立て、計画に基づき避難訓練を実施する。

３　文教施設の応急復旧対策

（１）学校長は、被害を受けた場合は速やかに被害状況を調査し、市教育委員会と連携を密にしながら応急施設対策をたてる。

（２）教育、文化、生涯学習、体育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画を立て、できるだけ早く開館する。

（3）管理・運営を指定管理法人に委託している施設については、指定管理法人と連携を密にし、再開計画を立てる。

4　応急教育に関する事項

（1）学校施設の確保

学校施設が被災した場合又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、公民館等公共施設を利用する他、隣接校の余裕教室（特別教室含む）を借用し、授業実施のための校舎施設確保に努め、その決定事項に関しては教職員及び市民に周知徹底するものとする。

（2）教科書、学用品等の支給

被災により家屋の全壊、半壊又は流出等により、被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

（3）雪害による不足教職員の確保

ア　被災教職員が僅少のときは、学校内において調整する。

イ　被災教職員が多数で１校において調整できないときは、授業の実施状況に応じて、市が市内の学校において確保する。

ウ　市内において確保できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

5　児童生徒就学援助に関する事項

保護者等が被災によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる児童生徒に対しては、必要に応じて児童生徒就学援助の申請を求める。

6　学校給食に関する事項

給食材料が市内において調達することが不可能な場合は、県及び他市町にあっせんを依頼する。

7　保健、厚生に関する事項

（1）被災教職員及び児童生徒の保健管理

災害の状況により被災学校の教職員及び児童生徒に対し、必要に応じ感染症予防接種及び健康診断を実施する。

（2）被災学校の清掃消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

8　教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

9　避難所協力

教育委員会は、学校施設、教育、文化、生涯学習、体育施設が避難所となった場合は、

雪害対策本部と十分に連携をとり、円滑な避難所開設と運営に協力する。

10　文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から市内の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

（１）応急措置

ア　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会経由で県教育委員会に報告する。

ウ　関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体等の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ　文化財に被害が発生した場合であっても、人命に係る被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

（２）被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

（３）埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

第７　交通及び消防対策【総務部】

１　交通対策

（１）除雪状況の報告

警察及び消防に対して、可能な限り除雪状況の報告に努める。

（２）道路の混雑状況の把握

警察から道路の混雑の状況、原因等について情報を収集する。

（３）危険個所の情報共有及び通行制限等の協議

凍結等により、交通事故の発生、または発生するおそれがある道路について、情報を共有し、通行制限等について協議する。

２　消防対策

（１）消防水利の確保

消火栓、防火水槽等消防水利を確保するため、自警団、自主防災組織等に対して、取水箇所の除雪を依頼するとともに、市民に対して自宅前の消防水利の除雪について協力を依頼する。

（２）出動体制

消防団は、積雪時に火災等災害が発生した場合には、スコップ、けん引ロープなど必要な資機材を準備したうえで、複数車両が一体となり出動し、現場への迅速な到着に努める。

（３）市民等への周知

火災等災害が発生し、積雪により現場の到着が遅れるおそれがある場合には、自警団、自主防災組織等に対して、初期消火、避難誘導など被害を最小限にするための必要な協力を依頼する。

第８　要配慮者対策【健康福祉部】

１　在宅中の要配慮者に対する対策

（１）雪害発生後の安否確認

雪害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、町内会長、民生委員・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等（以下、「支援者等」という。）の協力を得て、避難行動要支援者の迅速な安否確認と避難支援が行われるように努める。

（２）除雪

市は、安否確認によって得た情報等により、除雪を必要とする避難行動要支援者世帯の玄関先から除雪道路までの除雪について、市職員及び支援者等の協力を得て、適切に実施するよう努める。

（３）避難

雪害により住民避難が必要となった場合の避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

（４）福祉避難所

市は、「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難所において要配慮者の身体状態や介護等の状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者の優先順位を決定し、運営準備が整い次第、福祉避難所を開設し、避難対象者を受け入れる。

名称	所在地	連絡先
老人福祉センター椿荘	矢作３丁目１番地２	２４６－５５７０
いきがいセンター御経塚	御経塚１丁目３８番地	２４８－２２３１
特別養護老人ホーム富樫苑	中林４丁目６２番地	２４８－８７６５
特別養護老人ホームかんじん	新庄２丁目４５番地	２４８－７７６７
石川県立明和特別支援学校	中林４丁目７０番地	２４６－１１３３
南ヶ丘病院	西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区１番	２５６－３３６６
ののいちの季	本町３丁目６番 31 号	２４８－２２３０
金沢南ケアハウス	蓮花寺町 79 番地１	２２７－５８６６
あんじん	新庄２丁目 30 番地	２４８－７５７５
悠の風野々市	横宮町 16 番９号	２４８－７１７９
白寿の里御経塚	御経塚３丁目 79	２０４－８９１０
七星てんとう	藤平田２丁目 66 番地	２２０－６１１２
エンジェル保育園	本町６丁目 22 番１号	２４８－２８８８
ヴィテン SMC こども園	横宮町 67 番地９	２４８－６２１０

（５）被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

ア　被災状況の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師又はホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ　被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講ずるとともに、雪害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

２　社会福祉施設等における対策

（１）施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は支援者等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

（２）被災報告等

施設管理者は、入所者等及び被災状況を市に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

（３）施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

第９　地域公共交通対策【建設部】

１　運行の確保

（１）優先順位

ア　シャトルバス

最優先とし、運休を回避する

イ　コミュニティバス

雪害時においては、一斉除雪が困難であることから、一時的な運休は避けられないと想定され、次のとおり優先順位をつけて順次再開を目指す。

・北部、西部ルート：他の公共交通との連結性が高く、利用者が多い
・南部ルート　　：エリアが広く、代替公共交通が少ない
・中央ルート　　：代替公共交通が多い

（２）スキップ運行

除雪の困難度が高い道路の停留所は、スキップ運行を行う。

（３）停留所周辺の除雪

乗降客の安全確保のため、パトロールを実施し、停留所周辺の除雪を行う。

２　情報の発信

（１）運行情報の周知

ア　災害専用ホームページ及びほっとＨＯＴメールで、運休及びスキップ停留所の状況を周知する。

イ　市役所庁舎玄関ロビー及びスキップする停留所に張り紙で周知する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 23 年 11 月 11 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 10 月 10 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年２月 19 日から施行する。

野々市市防災会議条例

昭和37年10月１日
条例第３号
改正　昭和56年９月30日条例第９号
平成10年３月17日条例第６号
平成12年３月23日条例第１号
平成17年３月23日条例第３号
平成23年12月19日条例第26号
平成24年９月26日条例第30号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、野々市市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　野々市市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

（２）　石川県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（３）　石川県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（４）　市長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　白山野々市広域消防本部野々市消防署長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が任命する者

（８）　前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認め任命する者

６　委員の定数は、20人以内とする。

７　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（補則）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和37年10月１日から施行する。

附　則（昭和56年条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成10年条例第６号）

この条例は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成12年条例第１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成17年条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の野々市町防災会議条例の規定は、平成17年２月１日から適用する。

附　則（平成23年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の野々市市防災会議条例の規定は、平成23年11月11日から適用する。

附　則（平成24年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

野々市市防災会議委員（構成団体）名簿

令和６年１月現在

番号	区　分	委員選出項目	委員を構成する関係機関及び長
	会　長		野々市市長
1	委　員	１　号	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所 加賀国道維持出張所長
2	委　員	１　号	北陸農政局石川県拠点総括農政推進官
3	委　員	１　号	金沢地方気象台台長
4	委　員	２　号	白山警察署署長
5	委　員	３　号	石川土木総合事務所所長
6	委　員	３　号	石川中央保健福祉センター次長兼企画調整課長
7	委　員	４　号	野々市市健康推進課長
8	委　員	５　号	野々市市教育長
9	委　員	６　号	白山野々市広域事務組合野々市消防署長
10	委　員	６　号	野々市市消防団団長
11	委　員	７　号	北陸鉄道株式会社取締役総務部担当役員
12	委　員	７　号	北陸電力株式会社執行役員石川支店長
13	委　員	７　号	日本郵便株式会社新金沢郵便局長
14	委　員	７　号	西日本電信電話株式会社北陸支店設備部長
15	委　員	８　号	野々市市医師会会長
16	委　員	８　号	金沢工業大学建築学部建築学科講師
17	委　員	８　号	野々市市連合町内会会長
18	委　員	８　号	野々市市女性協議会会長
19	委　員	８　号	野々市市民生委員児童委員協議会副会長
20	委　員	８　号	金沢脳神経外科病院看護部副部長

野々市市防災会議運営規程

昭 和 61 年 4 月 1 日
野々市町防災会議公表第１号

（目的）
第１条　この規程は、野々市市防災会議条例（昭和 37 年野々市町条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、野々市市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。
（会議）
第２条　防災会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　防災会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第３条　防災会議は、毎年度の当初に開くほか、災害の発生その他により、会長が必要があると認めたときは、これを開くことができる。
２　委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。
第４条　前２条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の決定が急を要すると認める場合は、関係ある委員と協議して、その事項を決定することができる。
（１）緊急事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。
（２）決定を要する事項が一部の特定機関にのみ関係のある事項で、早急の措置を要するとき。
２　会長は、前項の規定による決定をしたときは、次回の防災会議にその旨を報告しなければならない。
３　軽易な事項は、会長が処理することができる。
（事務局）
第５条　防災会議の事務を処理させるため、総務課に事務局を置く。
（異動等の報告）
第６条　条例第３条第５項に規定する委員（第４号委員、第５号委員を除く。）に異動があった場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。
（その他）
第７条　この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議に諮って決定する。

附　則
この規程は、公表の日から施行する。
附　則
この規程は、平成 17 年１月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 23 年 11 月 11 日から施行する。

野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月１日条例第25号

改正

昭和50年４月９日条例第12号

昭和53年７月21日条例第16号

昭和56年９月30日条例第10号

昭和57年12月25日条例第26号

平成18年３月22日条例第８号

平成23年９月26日条例第15号

平成31年３月25日条例第６号

令和２年３月26日条例第８号

野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この条から第10条までにおいて「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（1） 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（2） 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

（3） 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（1） 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２） 令第２条に規定する場合

（３） 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２ 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（災害障害見舞金の支給）

第９条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市は、令第３条に規定する災害（以下「災害」という。）により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２ 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条 災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（１） 療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷(以下｢世帯主の負傷｣という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家

財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　1,500,000円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　2,500,000円

ウ　住居が半壊した場合　2,700,000円

エ　住居が全壊した場合　3,500,000円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　1,500,000円

イ　住居が半壊した場合　1,700,000円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　2,500,000円

エ　住居の全体が滅失し、又は流失した場合　3,500,000円

（３）　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（保証人及び利率）

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセント以内で規則で定める率とする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年４月１日から適用する。

附　則（昭和50年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和53年１月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和56年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和57年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成18年条例第８号）

この条例は、平成18年４月１日から施行し、この条例による改正後の野々市町災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第５条の規定は平成18年４月１日以降に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則（平成31年条例第６号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月26日条例第８号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条及び第15条第１項の規定は、平成31年４月１日から適用する。

（経過措置）

2　改正後の条例第14条の規定は、平成31年４月１日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年10月１日規則第６号

改正

昭和57年12月25日規則第16号

平成18年３月22日規則第４号

平成28年３月31日規則第７号

平成31年３月26日規則第７号

令和２年３月26日規則第15号

令和３年12月14日規則第19号

野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、野々市市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年野々市町条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害弔慰金の支給手続）

第２条　市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、あらかじめ災害弔慰金支給調査票（別記様式第１号）による調査を行うものとする。

（必要書類の提出）

第３条　市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

（災害障害見舞金の支給手続）

第４条　市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、あらかじめ災害障害見舞金支給調査票（別記様式第２号）による調査を行うものとする。

（必要書類の提出）

第５条　市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記様式第３号）を提出させるものとする。

（災害援護資金の借入れの申込み）

第６条　条例第12条の規定により災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとす

る者（以下「借入申込者」という。）は、借入申込書（別記様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

（２）　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

（３）　その他市長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（保証人を立てない場合の利率）

第６条の２　条例第14条第２項の規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

（調査）

第７条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付決定通知書（別記様式第５号）を借入申込者に交付するものとする。

２　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別記様式第６号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（別記様式第７号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条　市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添

えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条　借受人は、条例第15条第２項ただし書の規定により繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書（別記様式第８号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書（別記様式第９号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書（別記様式第10号）を、当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、支払免除申請書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、支払免除承認通知書（別記様式第13号）を当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、支払免除不承認通知書（別記様式第14号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除申請書（別記様式第15号）を、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類のうちいずれかを添えなければならない。

（１）　借受人の死亡を証する書類

（２）　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（３）　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

３　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別記様式第16号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別記様式第17号）

を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状（別記様式第18号）を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届（別記様式第19号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（補則）

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条及び第５条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成18年規則第４号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成28年規則第７号）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成31年規則第７号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月26日規則第15号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の野々市市災害弔慰金の支給等に関

する条例施行規則（以下「新規則」という。）第６条の２及び第９条の規定は、平成31年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　新規則第６条の２の規定は、平成31年４月１日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（令和３年12月14日規則第19号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

野々市市罹災証明書等交付要綱

令和３年３月31日告示第71号

野々市市罹災証明書等交付要綱

野々市市災害等に係る罹災証明事務処理要綱（平成９年４月１日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（火災を除く。）によって生じた被害（以下「罹災」という。）の状況に対する証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（証明書の種類）

第２条　証明書の種類は、次のとおりとする。

（１）　罹災証明書　罹災した住家（現に居住のために使用している建物をいう。以下同じ。）について、法第90条の２第１項に基づく被害の程度を証明するもの

（２）　被災証明書　罹災した住家以外の建物又は建物以外の不動産若しくは動産について、被害の事実を証明するもの

（証明書の交付申請）

第３条　証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災・被災証明交付（再調査）申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、申請者が申請書を提出しないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（１）　罹災状況が確認できる写真

（２）　罹災した場所の位置図

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、申請者がやむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人が申請することができる。

（証明書の交付）

第４条　市長は、前条の規定により申請書の提出（前条第１項ただし書の規定により市長が申請書の提出を免除した場合を含む。）があったときは、その内容を調査し、罹災・被災証明書（別記様式第２号）を申請者に交付するものとする。

（再調査）

第５条　前条の規定により証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された罹災の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、市長に対し、再調査を申請することができる。

２　前項の規定により再調査の申請を行う者は、申請書に当該証明書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、証明書交付後、新たな事象により被災の規模に変化があった場合は、この限りでない。

３　市長は、第１項の規定による申請があり、再調査の必要があると認めるときは、罹災状況等の再調査を実施する。

４　市長は、前項の再調査により既に証明した事項を修正する必要があると認めるときは、第１項の申請を行った者に対し、当該証明書の交付に代えて、内容を修正した証明書を交付しなければならない。

５　市長は、第３項の再調査により既に証明した事項を修正する必要がないと認めるときは、第１項の申請を行った者に対し、文書等によりその旨を通知し、当該証明書を返還するものとする。

（手数料）

第６条　証明書の交付に係る手数料は、野々市市手数料条例（平成12年野々市町条例第２号）第５条第４号の規定により免除する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、証明書の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式第１号（第３条、第５条関係）

罹災・被災証明交付（再調査）申請書

野々市市長　宛　　年　月　日

申請者	(フリガナ) 氏　名			
	住　所	TEL　（　）		
罹災者	(フリガナ) 氏　名	□申請者と同じ		
	住　所	□申請者と同じ TEL　（　）		
罹災・被災年月日	年　月　日	原因		
罹災・被災場所等	所在地：野々市市			
	□ 住　家（持家、借家） □ 非住家（貸家、別荘、空家、事務所、店舗、倉庫等） □ 住家兼非住家（１階が店舗や倉庫、２階が住居等）			
	□ 建物以外の不動産・動産（カーポート、塀、物置、家具等） ※建物以外の不動産・動産については、被災証明書の発行になります。			
物件との関係	□ 所有　□ 管理　□ 占有　□ その他（　）			
被害状況等	被害箇所	□ 基礎　□ 屋根　□ 壁　□ 天井　□ 居室内浸水		
	(被害内容)			
証明書使用目的	□ 保険請求　□ 会社提出　□ 被災者支援制度 □ その他（　）		証明書必要枚数	通
証明書の種類	□ 罹災証明書（被害程度の判定あり） □ 被災証明書（被害認定の現場調査を行わず、写真等で被災を判定するため、被害程度の判定なし）			

罹災者又は同一世帯の親族以外の方が申請者の場合は、以下の委任状が必要です。

委任状（本人が自署できない場合のみ、代筆者欄をご記入ください。）
申請者を罹災者(被災者)の代理人と認め、申請に関する権限を委任いたします。 年　月　日 委任者（罹災者等）　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代筆者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄：　）

※裏面

罹災・被災証明書の説明を記載すること

申請時の添付書類を記載すること

被害程度の例について説明すること

別記様式第２号（第４条関係）

罹災・被災証明書

罹災者(被災者)住所	
罹災者(被災者)氏名	

罹災(被災)原因	年　　月　　日の　　による

被害物件の所在地	
被害物件	
住家※被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊 □半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害状況	

以上、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

野々市市長　　㊞

野々市市防災行政無線局管理運用規程

制　　定　平成27年野々市市告示第22号
（平成27年３月18日）

（目的）

第１条　この規程は、野々市市が設置する防災行政無線局について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、水防法（昭和24年法律第193号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の諸法令に基づき、効率的な運用を図るとともに野々市市における防災、応急救助及び災害復旧に関する義務を遂行するために使用することを主たる目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）無線局　無線設備及び通信取扱者の総体

（２）無線設備　親局、補助局、屋外拡声子局、車載局、携帯局及びその附帯設備を含めた通信システム

（３）親局　同報系の放送及び移動系の通信を統括する無線設備

（４）補助局　親局と同等の機能を有し、同報系の放送及び移動系の通信を統括する無線設備

（５）屋外拡声子局　屋外に設置することで広範囲に情報を伝達する放送機能及び親局、補助局、車載局並びに携帯局との通信機能を持った無線設備

（６）車載局　車両に設置し、陸上を移動中又はその特定しない地点で通信する無線設備

（７）携帯局　携帯が可能であり、陸上を移動中又はその特定しない地点で通信する無線設備

（８）通信取扱者　無線設備の操作を行う者

（９）同報系　屋外拡声子局を介して住民等に対し音声又はサイレンによって直接・同時に情報を伝えるための放送

（10）移動系　親局、補助局、屋外拡声子局、車載局及び携帯局との間で行う通信

（設置）

第３条　無線局の種別、名称、設置場所及び呼出符号は、別表のとおりとする。

（使用の原則）

第４条　防災行政無線局は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等のための通信に使用するものであるが、平常時は行政事務の効率的な執行に使用するものであり、これを濫用してはならない。

（総括管理者）

第５条　無線設備に総括管理者を置く。

２　総括管理者は、無線設備の運用管理の業務を総括し、管理責任者を指揮監

督する。
３　総括管理者は、市長の職にある者をもって充てる。
（管理責任者）
第６条　無線設備に管理責任者を置く。
２　管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線設備の運用管理の業務を行うとともに、通信取扱者を指揮監督する。
３　管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。
（通信取扱者）
第７条　通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員、消防署員及び消防団員とする。
２　総括管理者は、前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに定める者に無線局を使用させることができる。
（１）町内会長
（２）自主防災組織の代表者等
（３）前２号に定める者のほか、市長が必要と認めた者
（業務書類等の管理）
第８条　管理責任者は、無線業務日誌を管理保管しておく。
（放送の種類等）
第９条　放送の種類は、次に掲げるとおりとし、放送の方法は、放送の受信対象者及び放送主体を明らかにしたうえで、放送事項を簡潔明瞭にしなければならない。
（１）緊急一斉放送　市内全ての屋外拡声子局を一斉に呼び出し、最大出力で行う放送
（２）一般放送
ア　一斉放送　市内全ての屋外拡声子局を一斉に呼び出し行う放送
イ　グループ放送　あらかじめ設定したグループごとに屋外拡声子局を呼び出し行う放送
ウ　個別放送　特定の屋外拡声子局を呼び出し行う放送
エ　自局放送　屋外拡声子局の放送設備を用いて行う放送
（放送事項）
第10条　放送事項は、次に掲げるものとする。
（１）災害及び防災に関する情報
（２）災害における避難の指示等
（３）気象に関する予報及び警報
（４）国民保護に関する情報
（５）全国瞬時警報システムによる情報
（６）事件及び事故等で住民の生命に関わる緊急かつ重要な事項
（７）行方不明者及び不審者に関する情報
（８）市の広報に関する事項
（９）国、県その他公共機関からの依頼による広報
（10）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

２　前項各号に掲げる事項のほか、無線設備の動作確認及び時刻の告知を目的として一定の時刻にメロディ放送を行う。
３　前２項の規定に関わらず、次の各号に定める事項については、放送してはならない。
（１）営利活動に関すること。
（２）政党活動又は政治活動に関すること。
（３）宗教活動に関すること。
（４）個人の用務に関すること。
（５）その他社会通念上好ましくないと認められる事項

（放送時間）

第 11 条　無線局により放送することができる時間は、午前６時から午後８時までとする。ただし、住民の身体、生命、財産等に危険を及ぼす災害その他緊急をようする事態が発生したとき、又はそのおそれがあると管理責任者が認めるときは、この限りではない。
２　放送は、簡潔明瞭に３分以内で行うものとする。

（放送の依頼方法）

第 12 条　無線局による放送を依頼しようとする者（以下「放送依頼者」という。）は、放送を希望する日の７日前の日（その日が野々市市の休日を定める条例（平成２年野々市町条例第 23 号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日ではない日）までに、防災行政無線放送依頼書（別記様式）を管理責任者に提出しなければならない。ただし、当該放送が緊急を要するものであると管理責任者が認めるときは、この限りではない。
２　前項ただし書に規定する場合における放送の依頼は、口頭ですることができる。この場合において、放送依頼者は、放送の依頼後速やかに前項の防災行政無線放送依頼書を管理責任者に提出しなければならない。
３　管理責任者は、第１項又は前項の依頼を受けたときは、その内容が第 11 条の規定に適合するかを判断し、速やかに放送の可否を決定し、放送しないことを決定したときは、その旨を放送依頼者に通知するものとする。
４　放送依頼者は、管理責任者の指示に従って放送を行うものとする。

（放送の制限）

第 13 条　管理責任者は、災害の発生その他特に理由があると認めるときは、緊急を要するものではないと認める放送を制限することができる。

（通信の種類等）

第 14 条　通信の種類は、次に掲げるとおりとする。
（１）非常通信　非常事態が発生したときに行う通信
（２）至急通信　特に緊急を要するときに行う通信
（３）一斉通信　特定多数の無線局に対し、同時に行う通信
（４）一般通信　上記以外の通信で平常時に行う通信

（通信の取扱順位）

第 15 条　通信の優先順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順と

し、同一種類の通信は、受付の順位により取り扱うものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

（通信時間）

第16条　通信の時間は24時間とする。

２　通信は、簡潔明瞭に３分以内で行うものとする。

（開局及び閉局）

第17条　車載局及び携帯局は、これを開局し、又は閉局しようとするときは、その旨を親局又は補助局に通知するものとする。

（通信の統制）

第18条　管理責任者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は必要があると認めた場合は、通信を統制することができる。

（秘密の保持）

第19条　無線局の事務に従事する者は、その業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。

（無線設備の保守点検）

第20条　無線設備の正常な機能維持を確保するため、定例的に保守点検を行う。

２　保守点検の責任者は、管理責任者とし、管理責任者は、通信取扱者に保守点検を行わせることができるものとする。

３　通信取扱者は、点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

４　管理責任者は、前項の規定により通信取扱者から報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるものとする。

５　無線局の各機器内部の故障修理、改修工事及び電気的試験を伴う保守点検は、専門業者に委託するものとする。

（放送及び通信訓練）

第21条　総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、毎年１回以上定期的に放送及び通信訓練を行うものとする。

２　前項の通信訓練は、住民等への警報、通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第22条　管理責任者は、毎年１回以上通信取扱者等に対して、法令及び管理運営規程並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

（その他）

第23条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年２月１日から施行する。

別表（第３条関係）

種別	名称	設置場所	呼出符号
親局	野々市市役所	三納１丁目１番地	本部
補助局	野々市市役所	三納１丁目１番地	本部
	野々市消防署	本町５丁目 83 番地	野々市消防署
屋外拡声子局	野々市市役所	三納１丁目１番地	市役所（001）
	あやめ公園	御経塚３丁目 520 番地	あやめ（002）
	ふるさと歴史館	御経塚１丁目 182 番地	御経塚（003）
	野々市駅南口	二日市３丁目７番地	野々市駅（004）
	御園小学校	稲荷４丁目 128 番地	御園小（005）
	布水中学校	押野２丁目 100 番地	布水中（006）
	押野中央公園	押野１丁目 339 番地	押野（007）
	館野小学校	押野３丁目 71 番地	館野小（008）
	防災コミュニティセンター	本町１丁目２番 50 号	本町一丁目（009）
	高橋町せせらぎ公園	高橋町 155 番地１他	高橋町（010）
	野々市工大前駅	本町２丁目７番地	工大前駅（011）
	野々市小学校	本町５丁目３番１号	野々市小（012）
	稲荷公園	稲荷２丁目 104 番地	稲荷（013）
	徳用つばき公園	徳用３丁目 338 番地	徳用（014）
	郷公民館	田尻町 94 番地	郷公民館（015）
	柳町集会所	柳町 24 番地 3	柳町（016）
	野々市市民体育館	下林３丁目 97 番地	市民体育館（017）
	野々市中学校	三納３丁目１番地	野々市中（018）
	菅原小学校	菅原町 20 番１号	菅原小（019）
	清金公園	清金３丁目 124 番地	清金三丁目（020）
	清金一丁目	清金１丁目 23 番地先	清金一丁目（021）
	富陽小学校	中林５丁目 70 番地	富陽小（022）
	粟田公民館	粟田２丁目 124 番地	粟田（023）
	新庄ひばり公園	新庄５丁目 101 番地	新庄三丁目（024）
	中林倶楽部	中林２丁目 73 番地	中林（025）
	ラフォーレ末松	末松２丁目 500 番地	末松（026）
	野々市南部公園	上林４丁目 665 番地	南部公園（027）
	新庄東公園	新庄１丁目 245 番地	新庄一丁目（028）

種別	設置場所名称	設置場所	呼出符号
車載局	第１分団ポンプ車	本町２丁目 17 番 10 号	１分団ポンプ車（501）
	第１分団積載車	本町２丁目 17 番 10 号	１分団積載車（502）
	第２分団ポンプ車	中林５丁目 30 番地１	２分団ポンプ車（503）
	第２分団積載車	中林５丁目 30 番地１	２分団積載車（504）
	第３分団ポンプ車	田尻町 96 番地 14	３分団ポンプ車（505）
	第３分団積載車	田尻町 96 番地 14	３分団積載車（506）
	第４分団ポンプ車	押野２丁目 313 番地２	４分団ポンプ車（507）
	第４分団積載車	押野２丁目 313 番地２	４分団積載車（508）
	第５分団積載車	本町２丁目 17 番 10 号	第５分団（509）
携帯局	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯１（301）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯２（302）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯３（303）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯４（304）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯５（305）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯６（306）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯７（307）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯８（308）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯９（309）
	野々市消防署	本町５丁目 83 番地	野々市消防署（310）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 11（311）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 12（312）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 13（313）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 14（314）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 15（315）
	野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯 16（316）

災害救助法の適用

1　基本方針

市長がその地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。

2　適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

ア　野々市市内の住家滅失世帯数が 80 世帯以上であるとき。

イ　石川県内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であり、かつ、野々市市内の住家滅失世帯数が 40 世帯以上であるとき。

ウ　石川県内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であり、かつ、野々市市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事業がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の定める基準に該当するとき。

（ア）災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（イ）被災した者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

(注)住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

1　住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、１世帯を滅失世帯１世帯とする。

2　住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

3　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

3　適用手続

市長は、市内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4　災害救助法に基づく救助の種類

市が行うことができる救助の種類及び対象、期間は、以下の通りである。なお、実費弁償用の限度額等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に記載されている基準とする。

	救助の種類	内容等	期間
1	避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	災害発生の日から７日以内
2	応急仮設住宅	全壊（焼）、流失で居住する住家がない者であって自らの資力で住家を得ることができない者を収容する。	災害発生の日から20日以内に着工
3	炊き出しその他による食品の給与	避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に行う。	災害発生の日から７日以内
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者に行う。	災害発生の日から７日以内
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に行う。	災害発生の日から10日以内
6	医療	医療の途を失った者に応急的に措置する。	災害発生の日から14日以内
7	助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者に行う。	分べんした日から７日以内
8	被災者の救出	現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明な状態にある者を捜索し、又は救出するもの。	災害発生の日から３日以内
9	災害した住宅の応急修理	半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊した物に行う。	災害発生の日から１ヶ月以内に完了
10	生業に必要な資金の貸与	１　全壊（焼）、流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に行う。 ２　生業の見込みが確実な具体的事業計画があり償還能力のある者に行う。	災害発生の日から１ヶ月以内に貸与し、貸与期間は２年以内
11	学用品の給与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒等に行う。	災害発生の日から （教科書）１ヶ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内
12	埋葬	死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。	災害発生の日から10日以内
13	死体の捜索	行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者に行う。	災害発生の日から10日以内
14	死体の処理	死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	災害発生の日から10日以内
15	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に行う。	災害発生の日から10日以内
16	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	各救助を実施するに当たり必要な場合に支給する。	輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は救助の実施が認められる期間内

災害発生からの応急救助までのフロー

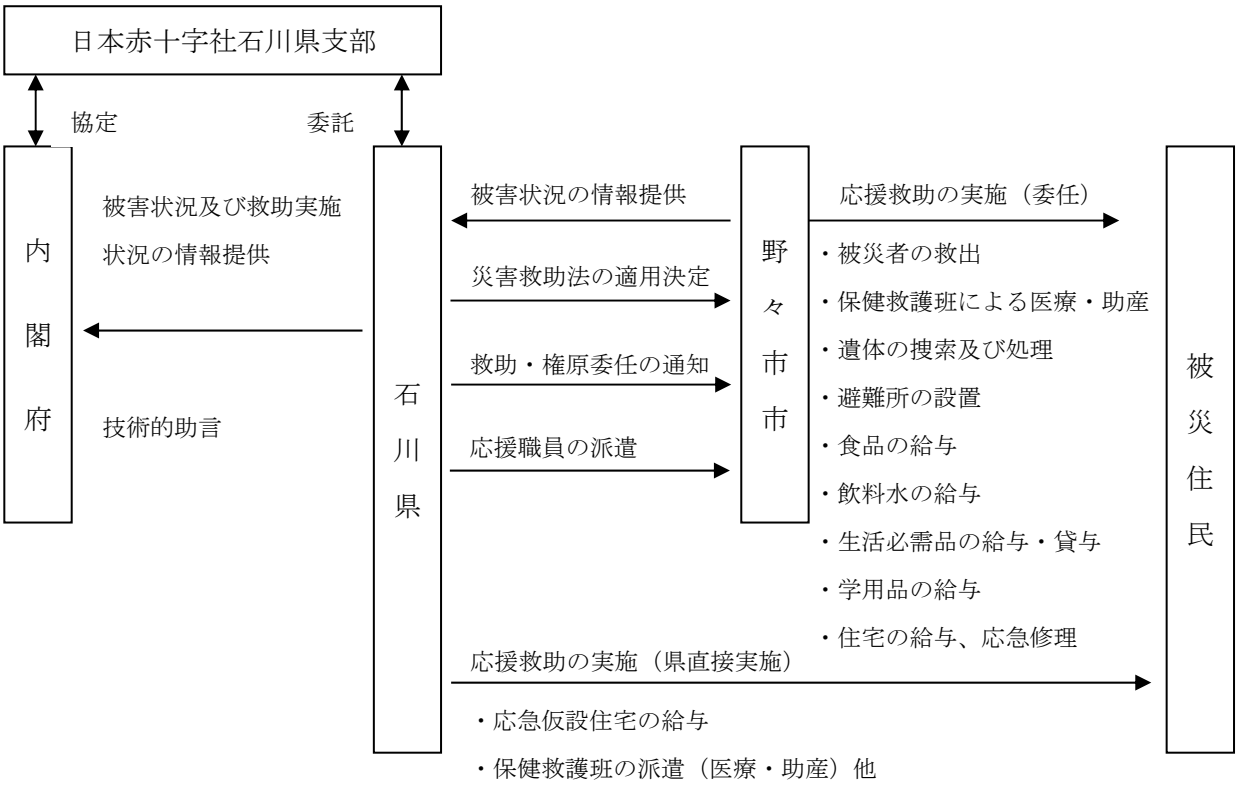

※　災害発生時、内閣府からの指示により、地方厚生局は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当る。

5　災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、市災害対策本部で災害救助法による救助に準じて、早急に救助方針を立て、適切かつ効果的な救助を行う。

防災行政無線局設置場所等及び携帯電話一覧

令和６年１月末現在

■防災行政無線（デジタルＭＣＡ）

【親局１局及び補助局２局】

名称	設置場所	局種別	呼出符号
野々市市役所	三納１丁目１番地	親局	本部
野々市市役所	三納１丁目１番地	補助局	本部
野々市消防署	本町５丁目 83 番地	補助局	野々市消防署

【屋外拡声子局２８局】

名称	設置場所	局種別	呼出符号
野々市市役所	三納１丁目１番地	屋外拡声子局	市役所（001）
あやめ公園	御経塚３丁目 520 番地	屋外拡声子局	あやめ（002）
ふるさと歴史館	御経塚１丁目 182 番地	屋外拡声子局	御経塚（003）
野々市駅南口	二日市３丁目７番地	屋外拡声子局	野々市駅（004）
御園小学校	稲荷４丁目 128 番地	屋外拡声子局	御園小（005）
布水中学校	押野２丁目 100 番地	屋外拡声子局	布水中（006）
押野中央公園	押野１丁目 339 番地	屋外拡声子局	押野（007）
館野小学校	押野３丁目 71 番地	屋外拡声子局	館野小（008）
防災コミュニティセンター	本町１丁目２番 50 号	屋外拡声子局	本町一丁目（009）
高橋町せせらぎ公園	高橋町 155 番地１他	屋外拡声子局	高橋町（010）
野々市工大前駅	本町２丁目７番地	屋外拡声子局	工大前駅（011）
野々市小学校	本町５丁目３番１号	屋外拡声子局	野々市小（012）
稲荷公園	稲荷２丁目 104 番地	屋外拡声子局	稲荷（013）
徳用つばき公園	徳用３丁目 338 番地	屋外拡声子局	徳用（014）
郷公民館	田尻町 94 番地	屋外拡声子局	郷公民館（015）
柳町集会所	柳町 24 番地３	屋外拡声子局	柳町（016）
野々市市民体育館	下林３丁目 97 番地	屋外拡声子局	市民体育館（017）
野々市中学校	三納３丁目１番地	屋外拡声子局	野々市中（018）
菅原小学校	菅原町 20 番１号	屋外拡声子局	菅原小（019）
清金公園	清金３丁目 124 番地	屋外拡声子局	清金三丁目（020）
清金一丁目	清金１丁目 23 番地先	屋外拡声子局	清金一丁目（021）
富陽小学校	中林５丁目 70 番地	屋外拡声子局	富陽小（022）
粟田公民館	粟田２丁目 124 番地	屋外拡声子局	粟田（023）
新庄ひばり公園	新庄５丁目 101 番地	屋外拡声子局	新庄三丁目（024）
中林倶楽部	中林２丁目 73 番地	屋外拡声子局	中林（025）
ラフォーレ末松	末松２丁目 500 番地	屋外拡声子局	末松（026）
野々市南部公園	上林４丁目 665 番地	屋外拡声子局	南部公園（027）
新庄東公園	新庄１丁目 245 番地	屋外拡声子局	新庄一丁目（028）

【車載局９局及び携帯局１６局】

設置場所名称	設置場所	局種別	呼出符号
第１分団ポンプ車	本町２丁目 17 番 10 号	車載局	１分団ポンプ車（501）
第１分団積載車	本町２丁目 17 番 10 号	車載局	１分団積載車（502）
第２分団ポンプ車	中林５丁目 30 番地１	車載局	２分団ポンプ車（503）
第２分団積載車	中林５丁目 30 番地１	車載局	２分団積載車（504）
第３分団ポンプ車	田尻町 96 番地 14	車載局	３分団ポンプ車（505）
第３分団積載車	田尻町 96 番地 14	車載局	３分団積載車（506）
第４分団ポンプ車	押野２丁目 313 番地２	車載局	４分団ポンプ車（507）
第４分団積載車	押野２丁目 313 番地２	車載局	４分団積載車（508）
第５分団積載車	本町２丁目 17 番 10 号	車載局	第５分団（509）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯１（301）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯２（302）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯３（303）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯４（304）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯５（305）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯６（306）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯７（307）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯８（308）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯９（309）
野々市消防署	本町５丁目 83 番地	携帯局	野々市消防署(310)
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 11（311）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 12（312）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 13（313）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 14（314）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 15（315）
野々市市役所	三納１丁目１番地	携帯局	携帯 16（316）

■携帯電話

【携帯電話３０台】

番号	種　類	電 話 番 号	配　備　先
1	携　帯	０８０－１９５０－７１７５	総務課（災害時優先電話）
2	携　帯	０９０－８９６５－９１１６	税務課
3	携　帯	０９０－８９６８－６７５３	総務課（災害時優先電話）
4	携　帯	０９０－８９６８－６７５４	総務課
5	携　帯	０９０－５６８９－１０３８	市民生活課（災害時優先電話）
6	衛星携帯	０９０－５６８８－３０３８	総務課（衛星携帯電話）
7	携　帯	０９０－２０９２－７４７１	地域包括支援センター
8	携　帯	０９０－１６３２－８９２６	健康推進課
9	携　帯	０９０－８９６８－６７５５	土木課（災害時優先電話）
10	携　帯	０９０－８９６８－６７６１	土木課
11	携　帯	０９０－８９６８－９５５９	上下水道課（災害時優先電話）
12	携　帯	０９０－７７４１－８３５５	上下水道課
13	携　帯	０９０－５６８２－１０３０	上下水道課
14	携　帯	０９０－５６８２－１０３１	上下水道課
15	携　帯	０８０－１９６２－７２８３	上下水道課
16	携　帯	０８０－１９６９－８７７９	教育総務課野々市中学校
17	携　帯	０８０－１９６９－８７８０	教育総務課布水中学校
18	携　帯	０９０－４３２８－６３１９	生涯学習課
19	携　帯	０９０－８２６０－３５０８	土木課
20	携　帯	０８０－２９５１－９５９４	生涯学習課
21	携　帯	０８０－２９５１－９５９５	生涯学習課
22	携　帯	０８０－２９５１－９５９６	生涯学習課
23	携　帯	０９０－３７６２－３４３８	中央保育園
24	携　帯	０９０－３７６２－３４２７	富奥保育園
25	携　帯	０９０－３７６２－３２５７	押野保育園
26	携　帯	０９０－３７６２－３２４６	御経塚保育園
27	携　帯	０９０－２０９３－３７２６	あすなろ保育園
28	携　帯	０８０－２９５８－１３１９	総務課

特別警報、警報、注意報等の種類及び発表の基準

令和5年6月8日現在

野々市市	府県予報区	石川県
	一次細分区域	加賀
	市町村等をまとめた地域	加賀南部

特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 ※指標は参考1に掲載
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ※指標は参考2に掲載
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

参考1：雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧（令和4年3月24日）

注1）R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index）。

注2）「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。

注3）大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。（ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。）

個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	349	138	213
石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	331	140	209
石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	321	143	205
石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	295	124	189
石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	358	118	210
石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	351	125	212
石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	385	121	225
石川県	石川県	加賀	加賀南部	能美市	304	117	192
石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	134	194
石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	287	119	185
石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	284	117	189
石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	279	113	187
石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	279	109	185
石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	281	119	188
石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	315	121	206
石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	323	129	205
石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	288	117	190
石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	335	137	210
石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	330	130	214

参考2：各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和4年11月21日現在）

注1）※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“－”としている。

注2）データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“－”としている。

注3）“＊”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注4）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注5）大雪特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

都道府県	府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）
石川県	石川県	輪島	85	110
		金沢	135	181
		珠洲	138	159
		七尾	89	74
		白山河内	265	308
		加賀菅谷	232	246

警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	21
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	−
	洪水	流域雨量指数基準	安原川流域＝6.4，十人川流域＝6.5，高橋川流域＝10.4
		複合基準	高橋川流域＝(8，9.3)
		指定河川洪水予報による基準	手取川[鶴来]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	114
	洪水	流域雨量指数基準	安原川流域＝5.1，十人川流域＝5.2，高橋川流域＝8.3
		複合基準	十人川流域＝(8，4.1)，高橋川流域＝(8，6.6)
		指定河川洪水予報による基準	−
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間の降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%	
	なだれ		
	低温	夏期：最低気温17℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温−4℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

水位周知河川における水位情報等

避難行動の目安		水防団待機	水防団出動	避難準備	避難勧告
河川名	水位観測地点	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m
高橋川	四十万田橋	0.40m	0.50m	0.60m	0.80m
安原川	長池	1.00m	1.40m	1.70m	2.10m
伏見川	米泉	1.60m	2.00m	3.10m	3.50m

速報、被害状況等の報告様式（県報告様式）

ア　人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	原因	被害の種類	負傷の程度	被害者					備考（処置）
						住所	氏名	性別	年齢	職業	

イ　住家被害（全壊、全焼、半壊、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	原因	棟数	被害の種類	対策又は状況	世帯主				世帯人員	被害額（千円）	備考
							住所	氏名	年齢	職業			

ウ　非住家（公共建物・その他）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	施設名又は所有者名	種類	原因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	備考

エ　田（水稲）・畑

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	地区	種別	流失（ｈａ）	埋没（ｈａ）	冠水（ｈａ）	浸水（ｈａ）	倒伏（ｈａ）	その他	作物被害額（千円）	備考

オ　文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	場所	施設名	原因	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	公立私立別	備考

カ　道路・橋りょう

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	路線及び橋りょう名	場所	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	通行止等の規制	迂回路		復旧見込	備考
								有無	路線名		

キ　河川

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	河川名等	位置	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	復旧見込	備考

ク　水道

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	水道事業名	断水地域	発生日時	断水状況		被害の状況						被害額（千円）	応急対策	復旧計画	備考
				戸数	人口	取水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設				
				戸	人										

ケ　下水道

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	下水道事業名（公共、特環、流域）	被災位置	種別（管渠、処理場等）	被害の内容	下水処理不能戸数、人口	被害額	応急対策	復旧見込時期	備考

コ　鉄道

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	路線名	区間	場所	被害状況	規制等	復旧見込	備考

サ　電話

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	不通区間又は地域	不通戸数	原因	被害状況	不通回線路	復旧見込	備考

シ　電気・ガス

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	原因	停電又は供給不能地域	戸数	被害の程度	復旧見込	対策	備考

ス　ブロック塀等

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	所有者・管理者氏名	箇所数	被害の程度	被害額（千円）	備考

セ　火災

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	施設名	所有者又は管理者名	種別	火災の状況	被害額（千円）	備考

ソ　避難勧告・指示（緊急）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	勧告・指示（緊急）日時	避難所		世帯主				世帯人員	避難の理由	備考
		住所	場所名・施設名	住所	氏名	年齢	職業			

タ　その他（農林水産業施設等）

（　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	地区	農地						備考
		面積	被害額（千円）	面積又は箇所	被害額（千円）			

災害（事故）緊急報告書（第　　報）

		報告日時		年　月　日 午前・午後　時　分
報告事項		報告者	所属	
			職・氏名	
			TEL	
発生日時	年　月　日（　）　時　分頃			
発生場所				
災害（事故）概要・対応状況等				
		受　信　者		危機対策課：

報告先：危機対策課
TEL　０７６－２２５－１４８２
FAX　０７６－２２５－１４８４

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

災害中間・確定報告（県報告様式）

都道府県		区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
			文教施設		箇所	
報告者名			病院		箇所	
			道路		箇所	
			橋りょう		箇所	
			河川		箇所	
			港湾		箇所	
			砂防		箇所	
			清掃施設		箇所	
			崖くずれ		箇所	
			鉄道不通		箇所	
			被害船舶		隻	
			水道		戸	
			電話		回線	
			電気		戸	
			ガス		戸	
			ブロック塀等		箇所	
		り災世帯数			世帯	
		り災者数			人	
		火災発生	建物		件	
			危険物		件	
			その他		件	

区分				被害
人的被害	死者		人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊		棟	
			世帯	
			人	
	半壊		棟	
			世帯	
			人	
	一部破損		棟	
			世帯	
			人	
	床上浸水		棟	
			世帯	
			人	
	床下浸水		棟	
			世帯	
			人	
非住家	公共建物		棟	
	その他		棟	

区分			被害	災等の害の対設置状本部況		
公立文教施設		千円			都道府県	
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円			市町村	
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円		災害救助法適用市町村名	計 団体	
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円		119番通報件数		件
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣			その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

被害状況等の判定基準

被害等区分		判　定　基　準
人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち１月以上の治療の要する見込みのものとする。
	軽　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。
	全　　壊 （全焼・流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半　　壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。

被害等区分		判　定　基　準
非住家被害	非　住　家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目は属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。
	公 共 建 物	例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ　の　他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道　　路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う	道路を凍結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河　　川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	清 掃 施 設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	水　　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	下　水　道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第２号に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電　　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ　　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

罹　災　世　帯		災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを１世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹　　災　　者		罹災世帯の構成員とする。
火　災　発　生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害等区分		判　　定　　基　　準
被害金額	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、道路、橋りょう及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館､都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農　産　被　害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	商　工　被　害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備　　考		備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

「えふえむ・エヌ・ワン」放送要請様式

受　信　者	発　信　者
（所属） （氏名）　　殿	（所属） （氏名）

年　　月　　日
（災害対策本部第　　号）

コミュニティＦＭ放送局長　殿

（件名・放送要請について）

（野々市市災害対策本部長）

1　要請理由
　①　避難指示、警報等の周知徹底を図るため
　②　災害時の混乱を防止するため

2　放送事項
　（別紙　放送文例）

3　放送希望日時
　①　直ちに
　②　　月　　日　　時

4　その他

［連絡先］
　（無線）
　（有線）

「えふえむ・エヌ・ワン」放送文例

［例文１］ 地震時における放送文（震度４程度の場合）

発生後３回くりかえす

こちらは､野々市市役所です。
ただ今、地震がありました。
皆さん落ち着いて、まず火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
もう一度、火の元を確かめてください。

［例文２］ 地震時における放送文（震度５（弱）程度の場合）

発生後３回くりかえす

こちらは、野々市市役所です。
ただ今、大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや､落ちてくるものに気をつけてください。
もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。

［例文３］ 地震時における放送文(震度６（弱）程度の場合)

発生後３回くりかえす

こちらは、野々市市役所です。
ただ今、大変大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。
今後のテレビやラジオの正しい情報を聞いて落ち着いて行動してください。
もう一度､火の元､ガスの元栓を確かめてください。

［例文４］　地震情報、余震情報、二次災害防止のための情報伝達
市内で震度６以上の地震が発生した場合　その１

直後から10分位まで

☆　こちらは、野々市市役所です。
ただいま大きな地震がありました。
まず火の元を消してください。ガスの元栓をしめてください。
電気器具のスイッチも切ってください。
停電の場合、照明には懐中電灯を使ってください。
ガスが漏れている場合に、マッチ、ライター、ろうそくを使用すると、引火する場合があります。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。
加賀地方の地震はおさまりました。
皆さん　落ち着いてまわりを見てください。
地震で一番こわいのは火事です。
消しわすれた火はありませんか。
ガスの元栓はしまっていますか。
お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないでください。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめてください。そして全員家から外へ出てください。
屋外にいる人は、まわりに何もないところにとどまり、様子を見てください。
壊れた建物やビル、高圧線から離れてください。
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけてください。
ブロック塀から離れてください。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。
加賀地方の地震はおさまりました。
車に乗っている方は、車を左側に寄せてください。
エンジンを切って、周りの様子を見てください。
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、野々市市役所です。

市内で震度６以上の地震が発生した場合　その２

10分後以降２時間以内

☆　こちらは、野々市市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
引き続き余震が発生する可能性がありますので注意してください。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。
市民の皆さん　あわてて外に飛び出さないでください。
建物のまわりは､ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいてください。
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いてください。
たれさがった電線には絶対にふれないでください。
　以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。加賀地方の地震はおさまりました。
皆さん 落ち着いてまわりを見てください。
地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
電話はかかりにくくなっています。
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。
また地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
引き続き余震が発生する可能性がありますので注意してください。
自宅にいる人はそのまま中にいてください。
水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。
トイレの水は流さないでください。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　以上、野々市市役所です。

市内で震度６以上の地震が発生した場合　その３

発生後２時間～６時間以内

☆　こちらは、野々市市市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
引き続き余震が発生する可能性がありますので注意してください。
家族全員にケガがないかどうか確かめてください。
小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。
たとえ大丈夫そうに見えても小さい子供たちは特に注意して見てあげる必要があります。
以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
引き続き余震が発生する可能性がありますので注意してください。
近所の人たちを確かめてください。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。
お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。
身のまわりがおちついたら、声をかけてあげてください。
まず火の元を消すように、ガスの元栓をしめるようにしてあげてください。
電気器具のスイッチも切ってあげてください。
以上、野々市市役所です。

［例文５］　被害の状況伝達により、冷静な行動を促すための広報文

発生後６時間以降

☆　こちらは、野々市市役所です。
　これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
　亡くなった方及び重傷の方は○人です。そのうちわけは、○○地区で○人、
　△△地区で△人です。
　半壊又は全壊した家屋は○棟です。そのうちわけは、○○地区で○棟、
　△△地区で△棟です。
　ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　　以上、野々市市役所です。

☆　こちらは、野々市市役所です。
　現在市内の電気、水道はすべて供給を停止しています。
　復旧には何日もかかることが予想されます。
　重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
　ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　くりかえして お知らせします。（　　）
　　以上、野々市市役所です。

［例文６］　火災発生の状況を知らせ、安全な避難の方向を指示するための広報文

状況把握後直ちに

☆　緊急放送。緊急放送。こちらは、野々市市役所です。
　○○町付近で火災が発生しています。
　○○町のおよそ△分の△が焼失し、現在も延焼中です。
　　以上、野々市市役所です。

☆　緊急放送。緊急放送。こちらは、野々市市役所です。
　現在○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
　△△地区及び△△地区にいる人は、直ちに○○方面へ避難してください。
　ラジオを持っている方はラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　くりかえして お知らせします。（　　）
　　以上、野々市市役所です。

［例文７］　安心情報伝達により、冷静な行動をとってもらうための広報文

安心情報

こちらは、野々市市役所です。
これまでにわかった情報をお知らせします。
○○地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
△△小学校は、生徒、職員、全員の無事が確認されました。
○○株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。
またラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

くりかえして お知らせします。（　　）
以上、野々市市役所です。

［例文８］　交通の状況に関する情報伝達により、冷静な行動をとってもらうための広報文

交通情報

こちらは、野々市市役所です。
これまでにわかった交通情報をお知らせします。
○○鉄道、ＪＲは、すべて運転を停止しています。
現在路線などの点検を実施しています。運転再開までには、しばらく時間がかかるかもしれません。
これから放送でひきつづき交通情報をお知らせします。
またラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、野々市市役所です。

こちらは、野々市市役所です。
これまでにわかった交通情報をお知らせします。
現在市内のすべての道路（又は△△線）は、（○○のため）一切車両の通行が禁止されています。
自動車は使用しないでください。
現在通行中のドライバーの皆さんは、ラジオの情報及び現場の警察官の指示にしたがってください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

くりかえして お知らせします。（　　）
以上、野々市市役所です。

［例文９］ 気象情報の伝達

特別警報が発表された場合

こちらは、野々市市役所です。
さきほど「○○特別警報」が発令されました。
※特別警報の種類：大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報
お住まいの地域は数十年に一度しかないような危険な状況にあります。周囲の状況や市から発表される避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。
テレビ、ラジオからの情報にも気をつけてください。
くりかえして お知らせします。（　　）
以上、野々市市役所です。

大雨洪水警報が発表された場合

こちらは、野々市市役所です。
さきほど「大雨洪水警報」が発令されました。
これから○○にかけて所々で強い雨が降り、所によっては、１時間に○○㎜をこえる強い雨が降る見込みです。このため、河川の増水や低い土地での浸水が発生するおそれがあります。厳重に警戒してください。
テレビ、ラジオからの情報にも気をつけてください。
くりかえして お知らせします。（　　）
以上、野々市市役所です。

［例文１０］ 避難準備の周知のための広報文

状況把握後直ぐに

緊急放送。緊急放送。こちらは、野々市市役所です。
現在、○○町付近は、○○のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。
いつでも避難できるように準備をしてください。
火の元を消してください。
避難する際の荷物は、背負うなり、肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上、野々市市役所です。

緊急放送。緊急放送。こちらは、野々市市役所です。
避難の用意をしてください。
○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
飛び火に注意してください。
お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。
くりかえして お知らせします。（　　）
以上、野々市市役所です。

［例文１１］ 避難の指示､誘導のための広報文

【警戒レベル３】高齢者等避難

緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難発令。
こちらは、野々市市です。
○時○分、浸水想定区域のある○○町に○○川に関する高齢者等避難を発令しました。
○○川があふれるおそれのある水位に近づいています。
お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方については、建物の２階以上への避難や安全な親戚・知人宅、○○公民館への避難を開始してください。
また、○○川の増水により、護岸が削られ、○○川沿いの建物が倒壊するおそれがあります。○○川沿いの危険なエリアに住んでいる方は、安全な親戚・知人宅、○○公民館等への避難を開始してください。
それ以外の方については、不要不急の外出を控え、避難の準備を行い、今後の気象情報に十分注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
洪水ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

【警戒レベル４】避難指示

緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難指示発令。
こちらは、野々市市です。
○時○分、浸水想定区域のある○○町に○○川に関する避難指示を発令しました。
○○川があふれるおそれがあります。（または、野々市市に大雨特別警報が発表されました。）
○○町内の方は、建物の２階以上への避難や安全な親戚・知人宅、○○学校へ避難してください。
洪水ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

【警戒レベル５】災害発生情報

緊急放送、緊急放送。警戒レベル５、緊急安全確保発令。
こちらは、野々市市です。
○○川があふれる災害が発生しました。
○○町の方は、既に避難のため外出することが、安全にできない場合があります。
自宅や近くの建物の２階に避難するなど、命の危険が迫っているので直ちに身の安全を確保してください。

［例文１２］ 救護対策の周知のための広報文

状況把握後２時間ごとに

こちらは、野々市市役所です。
負傷者の臨時救護所が○○、△△、・・・に設置されました。
自分たちで応急処置ができない負傷者は、○○、△△、・・・救護所へ連れていってください。

くりかえして お知らせします。（　　）
以上、野々市市役所です。

避難所区域割

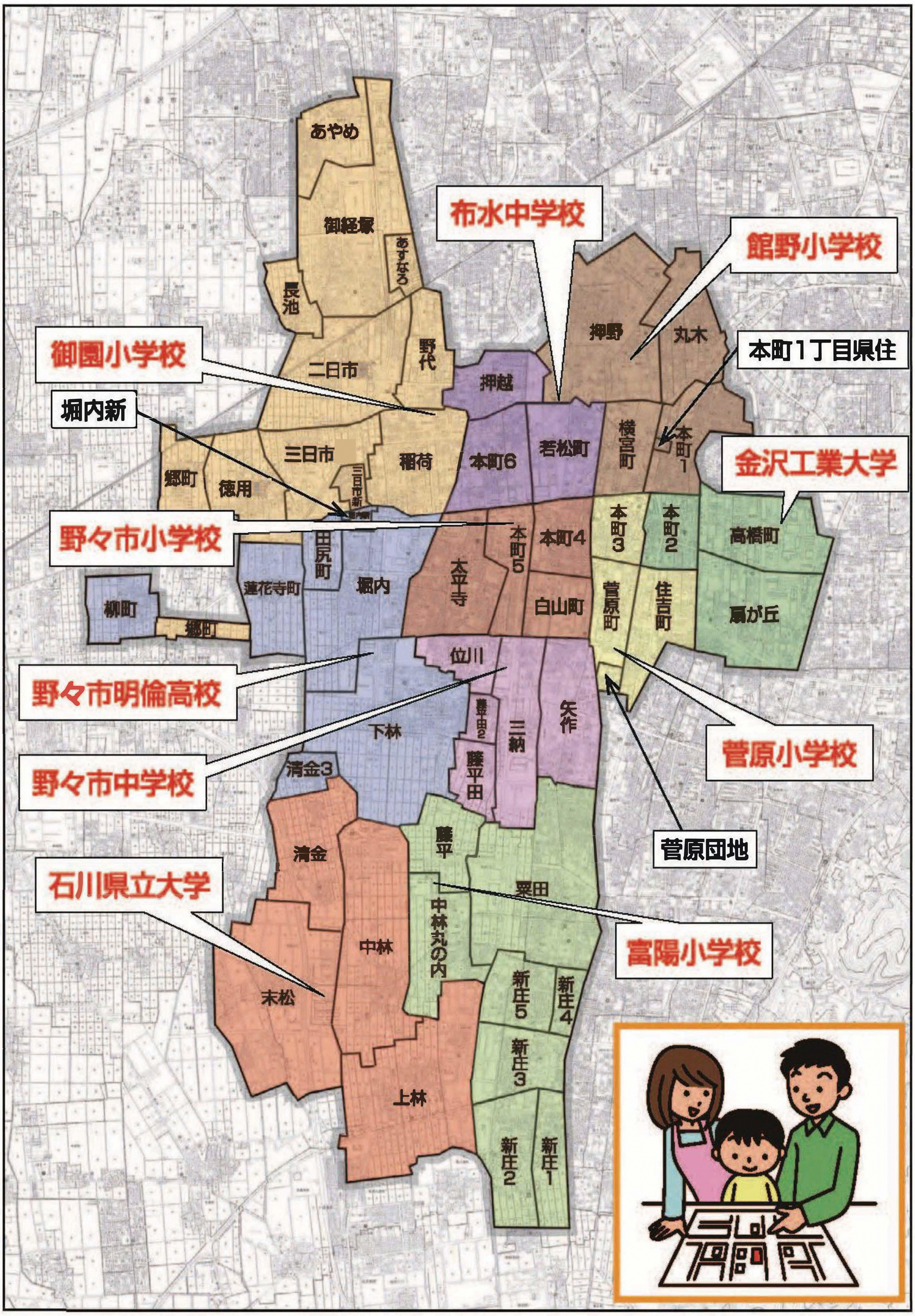

■拠点避難所

名称	電話番号	住所	指定町内会
野々市小学校	248-0084	本町5-3-1	本町4丁目、本町5丁目、白山町、太平寺
御園小学校	248-3201	稲荷4-128	稲荷、三日市、三日市新町、二日市、徳用、郷町、長池、野代、あすなろ、御経塚、あやめ
菅原小学校	246-6066	菅原町20-1	本町3丁目、住吉町、菅原町、菅原団地
富陽小学校	248-4380	中林5-70	中林丸の内、新庄1丁目、新庄2丁目、新庄3丁目、新庄4丁目、新庄5丁目、粟田、藤平
館野小学校	248-0622	押野3-71	本町1丁目、本町1丁目県住、横宮町、丸木、押野
野々市中学校	248-0115	三納3-1	矢作、三納、藤平田、藤平田2丁目、位川
布水中学校	248-0039	押野2-100	本町6丁目、若松町、押越
金沢工業大学	248-1100	扇が丘7-1	本町2丁目、高橋町、扇が丘
石川県立大学	227-7220	末松1-308	中林、上林、清金、末松
野々市明倫高校	248-3191	下林3-309	下林、清金3丁目、堀内、堀内新、田尻町、蓮花寺町、柳町

避難所一覧

令和７年１月末現在

種類	番号	避難所名	連絡先	所在地	面積（㎡）	収容人員（人）	受入対象町内会
拠点避難所	1	野々市小学校	248-0084	本町5丁目3－1	990	390	本町４丁目、本町５丁目、白山町、太平寺
	2	御園小学校	248-3201	稲荷4丁目128	810	320	稲荷、三日市、三日市新町、二日市、徳用、郷町、長池、野代、あすなろ、御経塚、あやめ
	3	菅原小学校	246-6066	菅原町20－1	930	370	本町３丁目、住吉町、菅原町、菅原団地
	4	富陽小学校	246-4380	中林5丁目70	950	380	中林丸の内、新庄１丁目、新庄２丁目、新庄３丁目、新庄４丁目、新庄５丁目、粟田、藤平
	5	館野小学校	248-0622	押野3丁目71	780	310	本町１丁目、本町１丁目県住、横宮町、丸木、押野
	6	野々市中学校	246-0115	三納3丁目1	1,200	480	矢作、三納、藤平田、藤平田２丁目、位川
	7	布水中学校	248-0039	押野2丁目100	860	340	本町６丁目、若松町、押越
	8	金沢工業大学	248-1100	扇が丘7－１	2,170	860	本町２丁目、高橋町、扇が丘
	9	石川県立大学	227-7220	末松１丁目308	920	360	中林、上林、清金、末松
	10	野々市明倫高校	246-3191	下林3丁目309	4,140	1,650	下林、清金３丁目、堀内、堀内新、田尻町、蓮花寺町、柳町
予備避難所	11	市民体育館	248-1223	下林3丁目97	1,460	580	災害の規模に応じて開設する予備的な避難所であり、避難者は、拠点避難所から二次的に避難する。
	12	スポーツセンター	294-5511	押野2丁目30	1,480	590	
	13	交遊舎	294-8166	二日市1丁目2	260	100	
	14	中央公民館	248-0521	本町2丁目1-20	250	100	
	15	富奥防災コミュニティセンター	248-0829	中林5丁目3-22	490	190	
	16	郷公民館	248-0250	田尻町94	120	40	
	17	押野公民館	248-2839	押野3丁目70	220	80	
	18	防災コミュニティセンター	無	本町1丁目2－50	90	30	
	19	第1コミュニティ消防センター	248-0558	本町2丁目17－10	120	40	
	20	第2コミュニティ消防センター	246-1422	中林5丁目30-1	50	20	
	21	第3コミュニティ消防防災センター	248-1553	田尻町96-14	60	20	
	22	第4コミュニティ消防防災センター	246-1423	押野2丁目313-2	60	20	
	23	文化会館フォルテ	248-8000	本町5丁目4-1	950	380	
	24	女性センター	246-0810	稲荷4丁目155	230	90	
	25	教育センター	248-8456	本町4丁目21-27	150	60	
	26	武道館	248-1223	位川183	600	240	
	27	ゴールドジム・ヴィテンののいち	294-3110	横宮町67-１	1,590	630	
	28	フィットネスクラブ　エイム２１	240-0210	御経塚4丁目10	860	340	
	29	二本松物流株式会社本社	294-7008	徳用3丁目18	1,160	460	
	30	満天の湯・道の宿	276-5526	柳町460	※施設の使用状況等による		
	31	山中温泉湯畑の宿　花つばき	076-178-5500	加賀市山中温泉栢野町ハ36番地			
福祉避難所	32	老人福祉センター椿荘	246-5570	矢作3丁目1-2			避難所での集団生活が困難な高齢者など特別な配慮を必要とする者の避難所で、高齢者等は拠点避難所から必要に応じて、二次的に避難する。
	33	いきがいセンター御経塚	248-2231	御経塚1丁目38			
	34	特別養護老人ホーム富樫苑	248-8765	中林4丁目62			
	35	特別養護老人ホームかんじん	248-7767	新庄2丁目45			
	36	石川県立明和特別支援学校	246-1133	中林4丁目70			
	37	南ヶ丘病院	256-3366	西部中央土地区画整理事業施行地区56街区１			
	38	ののいちの季	248-2230	住吉町26番46号			
	39	金沢南ケアハウス	227-5866	蓮花寺町79番地１			
	40	あんじん	248-7575	新庄２丁目30番地			
	41	悠の風野々市	248-7179	横宮町16番９号			
	42	白寿の里御経塚	204-8910	経塚３丁目79			
	43	七星てんとう	220-6112	藤平田２丁目66番地			
	44	エンジェル保育園	248-2888	本町６丁目22番１号			
	45	ヴィテンSMCこども園	248-6210	横宮町67番地９			
合　　計					23,950	9,470	

一時的避難場所一覧

令和７年１月末現在　79か所

番号	町内会区分	一時的避難場所
1	本町１丁目	本町若葉台公園
2	本町１丁目(県住)	県営住宅町内集会所前
3	本町２丁目	中央公民館　第１駐車場
		野々市工大前駅公園
4	本町３丁目	本町児童館前
5	本町４丁目	本町４丁目会館前
6	本町５丁目	本町５丁目会館駐車場
7	本町６丁目	本町やまいろ公園
8	若松町	若松カ石公園
9	横宮町	北横宮公園
10	高橋町	せせらぎ公園
		たかはし公園
11	扇が丘	扇が丘ホタルの里公園
		扇が丘東公園
12	住吉町	（２～７班、９班、１０班）すみよし公園
		（１班、８班、１１班）菅原小学校体育館前
13	菅原町	菅原町集会所前
14	菅原団地	菅原団地集会所横公園
15	白山町	かわいぐち公園
16	中林	中林公民館前
17	中林丸の内	富奥保育園前駐車場
18	上林	野々市南部公園
19	新庄１丁目	新庄１丁目公民館
20	新庄２丁目	新庄西公園
21	新庄３丁目	新庄すみれ公園
22	新庄４丁目	花の木台公園
23	新庄（5･6丁目）	新庄ひばり公園
24	粟田	（１丁目）粟田中央公園
		（２・５丁目）粟田公民館前広場
		（３丁目睦）粟田パンダ公園
		（３丁目サングリーン）粟田東公園
		（３丁目白嶺）粟田北公園
		（４丁目）粟田６号緑地階段周辺
		（６丁目）南粟田団地ポンプ小屋
25	矢作	（１・２丁目）矢作諏訪公園
		（３・４丁目）矢作西城公園
26	三納	保健センター西側駐車場
27	藤平	藤平集会所前
28	藤平田	よつば公園
29	藤平田２丁目	藤平田１号緑地前
30	下林	下林さくら公園
31	位川	位川公園
32	太平寺	（１丁目）太平寺東公園
		（２丁目）太平寺西公園
		（３丁目）セブン・イレブン野々市太平寺３丁目店駐車場
		（４丁目）フォルテ第４駐車場
33	清金	清金会館
34	清金３丁目	清金公園
35	末松	ラフォーレ末松駐車場
36	稲荷	稲荷公園
37	堀内	堀の内公園
38	堀内新	（北部）三日市万葉台南公園
		（南部）下川宅駐車場（堀内５丁目２１８）
39	田尻町	田尻１号公園
40	蓮花寺町	蓮花寺会館前
41	三日市	三日市会館前
42	三日市新町	三日市万葉台北公園
43	二日市	JR野々市駅南口前
44	徳用	徳用町南公園
45	郷町	郷町町内会館前
46	柳町	（晴天時・日中）柳町公園　コストコ側緑地
		（雨天時・夜間）柳町集会所
47	長池	長池公園（陽の広場）
48	押野	館野小学校（正門前）
		押野南公園
		押野中央公園
		押野会館前
		押野子ども広場
		スポーツセンター駐車場
49	丸木	馬渡公園
		丸木子どもの広場
		押野東公園
50	押越	押越公園
51	野代	野代公園
52	御経塚	（１・２丁目）御経塚史跡公園
		（４丁目）フィットネスクラブエイム２１
53	あやめ	御経塚あやめ公園（木の広場）
54	あすなろ	あすなろ公園
		県営あすなろ団地集会場

※町内会において選定しています。

自警団一覧

令和６年１月末現在

番号	組　　織　　名
１	本町六丁目自警団
２	中林自警団
３	上林自警団
４	新庄１丁目自警団
５	新庄２丁目自警団
６	花の木台自警団
７	粟田自警隊
８	矢作自警団
９	三納自警団
１０	太平寺自警団
１１	清金自警団
１２	末松自警団
１３	堀内自警団
１４	二日市自警団
１５	押野自警団
１６	御経塚自警団
１７	上林婦人防火クラブ
１８	太平寺防火クラブ

医療機関一覧

令和７年１月末現在

救急指定病院

	医療機関名	住　　所
1	金沢脳神経外科病院	野々市市 郷町２６２番地２
2	ののいち白山醫院	野々市市 太平寺４丁目４５番地
3	南ヶ丘病院	野々市市 西部中央土地区画整理事業施行地区５６街区１番

小児科・外科・内科など

	医療機関名	住　　所
1	浅井小児科医院	野々市市 本町５丁目２番１８号
2	池田病院	野々市市 新庄２丁目１０番地
3	御経塚クリニック	野々市市 御経塚１丁目４５０番地
4	押野医院	野々市市 押野６丁目１６０番地
5	小野木医院	野々市市 本町２丁目１８番２号
6	金沢工業大学扇が丘診療所	野々市市 扇が丘７番１号
7	金沢南クリニック	野々市市 蓮花寺町１番地１
8	喜多内科医院	野々市市 横宮町７番２０号
9	清水こどもクリニック	野々市市 上林４丁目５０９番地
10	だいもん内科・腎透析クリニック	野々市市 押野１丁目４００番地
11	高田内科クリニック	野々市市 扇が丘１０番１０号
12	つじ川内科クリニック	野々市市 位川２５１番地
13	ときわ病院	野々市市 中林４丁目１２３番地
14	とみたクリニック	野々市市 粟田３丁目５５番地
15	中村小児科医院	野々市市 押野１丁目１２８番地
16	野々市よこみやクリニック	野々市市 郷２丁目２２０番地
17	野々市こころのクリニック	野々市市 二日市１丁目５０番地
18	はしもと内科クリニック	野々市市 上林４丁目６５１番地１
19	舩木医院	野々市市 太平寺４丁目７１番地
20	ふるさわ内科クリニック	野々市市 押野２丁目５４番地
21	メディカルらいふクリニック	野々市市 横宮町８６番地２
22	やまかわ内科クリニック	野々市市 藤平田１丁目４７２番地
23	山口脳神経クリニック	野々市市 押野６丁目３番地
24	山本クリニック	野々市市 新庄１丁目２７３番地
25	ゆあさクリニック	野々市市 御経塚２丁目２７２番地
26	吉光内科医院	野々市市 西部中央土地区画整理事業施行地区21街区１番
27	金沢消化器内科・内視鏡クリニック野々市中央院	野々市市 白山町４３８番地
28	なかざわ腎泌尿器科クリニック	野々市市 新庄６丁目４４５番地
29	酒井内科クリニック	野々市市 三納３丁目１０９番地１
30	野々市なずな診療所	野々市市 藤平田１丁目２５６番地１
31	つばきの郷こどもクリニック	野々市市 徳用三丁目３３０番地
32	つばきメンタルクリニック	野々市市 粟田六丁目４５０番地
33	ののいちメディカルクリニック	野々市市 矢作四丁目４２番地１の３
34	おりた内科クリニックおなかとカメラと糖尿病金沢院	野々市市 御経塚１丁目４４５番地
35	三納クリニック	野々市市 三納二丁目１５４番地

産婦人科など

	医療機関名	住　　所
1	ののいち産婦人科クリニック	野々市市 本町２丁目１８番２２号

皮膚科・形成外科・整形外科

	医療機関名	住　　所
1	うえの整形外科	野々市市 藤平田１丁目３８３番地
2	かじ皮フ科クリニック	野々市市 御経塚１丁目４６５番地
3	かわきた整形外科醫院	野々市市 押野２丁目８８番地
4	こじまクリニック	野々市市 堀内４丁目８０番地
5	小村整形外科	野々市市 扇が丘２４番１１号
6	とりい皮膚科クリニック	野々市市 白山町６番１７号
7	なかそねひふ科クリニック	野々市市 横宮町６７番地１号ヴィテンののいち１Ｆ
8	津山整形外科クリニック	野々市市 中林１丁目６４街区１番
9	ののいち整形外科脊椎外科クリニック	野々市市 白山町５番２１号

眼　　科

	医療機関名	住　　所
1	ほりかわクリニック	野々市市 御経塚２丁目２７０番地
2	やまむら眼科医院	野々市市 新庄５丁目１０６番地
3	わかばやし眼科クリニック	野々市市 太平寺３丁目１６０番地

耳鼻咽喉科

	医療機関名	住　　所
1	荒木耳鼻咽喉科クリニック	野々市市 稲荷２丁目２５０番地１
2	渡辺耳鼻咽喉科医院	野々市市 本町４丁目９番１２号
3	耳鼻咽喉科つかたにクリニック	野々市市 蓮花寺町47街区１番

歯　　科

	医療機関名	住　　所
1	あらもと歯科医院	野々市市 扇が丘１０番２９号
2	牛村歯科医院	野々市市 稲荷２丁目５１番地
3	江尻歯科医院	野々市市 稲荷４丁目１４９番地
4	扇が丘歯科医院	野々市市 扇が丘１９番３６号
5	かわはら歯科医院	野々市市 藤平田１丁目４６６番地
6	北川歯科クリニック	野々市市 菅原町１４番１７号
7	ぎゃくし歯科医院	野々市市 新庄６丁目４０８番地
8	こばやし歯科	野々市市 堀内５丁目１９５番地
9	つばきの郷歯科クリニック	野々市市 徳用２丁目１２０番地
10	ののいち歯科クリニック	野々市市 本町３丁目９番１２号
11	平田歯科医院	野々市市 本町６丁目２２番４号
12	ヴィ歯科医院	野々市市 三日市１丁目５番地
13	ふじた歯科クリニック	野々市市 下林４丁目５６５番地２
14	まいずみ矯正歯科	野々市市 稲荷２丁目５１番地
15	真舘歯科医院	野々市市 御経塚５丁目５１番地
16	松原歯科医院	野々市市 粟田５丁目３５１番地
17	めばえ歯科・矯正歯科	野々市市 御経塚３丁目１４０番地
18	矢原歯科医院	野々市市 本町５丁目２番１５号
19	山本歯科クリニック	野々市市 新庄１丁目２７４番地
20	金沢歯科医院	野々市市 押野２丁目１９８番地
21	ミースデンタルクリニック	野々市市 御経塚１丁目４４６番地
22	めいりん通りみやもと歯科	野々市市 堀内３丁目１５
23	のの歯科	野々市市 中林１丁目５８街区３
24	さつかわデンタルクリニック	野々市市 西部中央土地区画整理事業施行地区２５−２街区１

市公共施設AED設置一覧

令和7年1月末現在

施設名	住所
市役所庁舎(1階中央監視室内)	三納1丁目1
スポーツランド（事務室）	中林5丁目1-1
スポーツセンター（事務室）	押野2丁目30
市民体育館（１階ロビー）	下林3丁目97
市民野球場（管理棟通路）	下林3丁目97
野々市中央公園　ののいち椿館	下林3丁目100
武道館（玄関）	位川183
交遊舎（１階ロビー）	二日市1丁目2
中央保育園（事務室）	本町3丁目2-22
富奥保育園（事務室）	中林5丁目30
押野保育園（事務室）	押野3丁目115
御経塚保育園（事務室）	御経塚1丁目288
はくさん保育園（事務室）	白山町4-2
子育て支援センター菅原（事務室）	菅原町8-33
第１・２・３・４つばきクラブ（事務室）	本町4丁目21-17
第１・２・３すがはらクラブ（１階事務室）	菅原町20-42
第１・２・３たちのクラブ（第２玄関）	押野1丁目10-1
こうさぎクラブ（玄関）	中林1丁目2-7
保健センター（１階ホール）	三納3丁目128
学びの杜ののいちカレード（１階サービスカウンター内）	太平寺4丁目156
にぎわいの里ののいちカミーノ（中央公民館）（１階事務所カウンター）	本町2丁目1-50
富奥防災コミュニティセンター（１階事務所横入口）	中林5丁目3-22
郷公民館（１階事務所内）	田尻町94
押野公民館（１階事務所内）	押野3丁目70
女性センター（１階事務所内）	稲荷4丁目155
老人福祉センター椿荘（事務所内）	矢作3丁目1-2
いきがいセンター御経塚（事務所内）	御経塚1丁目38
文化会館フォルテ（１階事務所内）	本町5丁目4-1
ふるさと歴史館（管理人室内）	御経塚1丁目182
郷土資料館（１階管理人室前）	本町3丁目19-24
喜多家住宅（１階管理人室内）	本町3丁目8-11
野々市小学校（１階体育館入口、職員室外壁）	本町5丁目3-1
御園小学校（１階体育館入口、２階職員室）	稲荷4丁目128
菅原小学校（１階体育館玄関、２階職員室前）	菅原町20-1
富陽小学校（１階体育館入口、１階職員室内）	中林5丁目70
館野小学校（１階体育館入口、１階ピロティ）	押野3丁目71
野々市中学校（２階職員室内、１階体育館入口）	三納3丁目1
布水中学校（２階職員室内、１階体育館玄関）	押野2丁目100
小学校給食センター（１階玄関内）	太平寺3丁目126-1
消防団第1分団(消防ポンプ車内　後部座席)	本町2丁目17-10
消防団第2分団(消防ポンプ車内　後部座席)	中林5丁目30-1
消防団第3分団(消防ポンプ車内　後部座席)	田尻町96-14
消防団第4分団(消防ポンプ車内　後部座席)	押野2丁目313-2
野々市市弓道場(玄関)	太平寺3丁目128
あわだこども園(玄関)	栗田五丁目330番地
ほりうちこども園(事務所)	堀内四丁目160
つばきこども園(事務所)	太平寺一丁目302
エンジェル保育園(玄関)	本町六丁目22-1
ふじひら保育園(玄関)	藤平142番地
和光(事務所)	扇が丘15-5
アリスこども園(事務所前カウンター)	二日市五丁目332
ヴィテンSMCこども園(事務所入口)	横宮町67-9
美郷保育園(事務所)	郷一丁目102番地
ほのみこども園(玄関)	新庄三丁目145番地
なごみこども園(玄関)	押野一丁目352番地
第1・2・3・4アクティ8(事務所)	稲荷二丁目282
第1・第2カメリアクラブ(1階事務所)	二日市五丁目333
野々市市中央児童館(事務所)	矢作三丁目1-2
青竜第二幼稚園(職員室)	上林三丁目167番地

災害時給水井戸一覧

令和５年３月末現在

災害時給水サポート協力井戸

番号	井戸の設置場所	設置者	住所	連絡先
1	野々市市清金２丁目１番地	中村酒造（株）	金沢市長土塀３丁目６番３号	248-2435
2	野々市市横宮町６番１号	北星産業（株）	野々市市横宮町６番１号	248-3284
3	野々市市末松１丁目３０８番地	石川県立大学	野々市市末松１丁目３０８番地	227-7220

災害時給水可能消雪井戸

	消雪装置名	設置場所
1	消雪　００２	野々市市本町５丁目１番地１【野々市小学校内】
2	消雪　０２２	野々市市上林４丁目３５９番地先
3	消雪　０２４	野々市市御経塚１丁目３０１番地先
4	消雪　０４０	野々市市三日市１丁目２３８番地先

災害時雑用水供給可能井戸

	装置番号	設置場所
1	００４	野々市市本町２丁目１１２番地９地先
2	００８	野々市市稲荷４丁目１４４番地先
3	００９	野々市市下林３丁目９７番地【野々市中央公園内】
4	０１１	野々市市三納３丁目７０番地先
5	０１２	野々市市藤平１３７番地１先
6	０１３	野々市市若松町５１８番地先
7	０１５	野々市市押野３丁目１１５番地先
8	０１７	野々市市堀内２丁目２０６番地先
9	０２７	野々市市御経塚２丁目１７０番地先
10	０２８	野々市市粟田２丁目１８３番地１２先
11	０２９	野々市市中林３丁目１５９番地１先
12	０３０	野々市市菅原町１１４番地２先
13	０３３	野々市市押野２丁目２００番地先
14	０４１	野々市市押野３丁目７１番地先

災害時給水井戸位置図

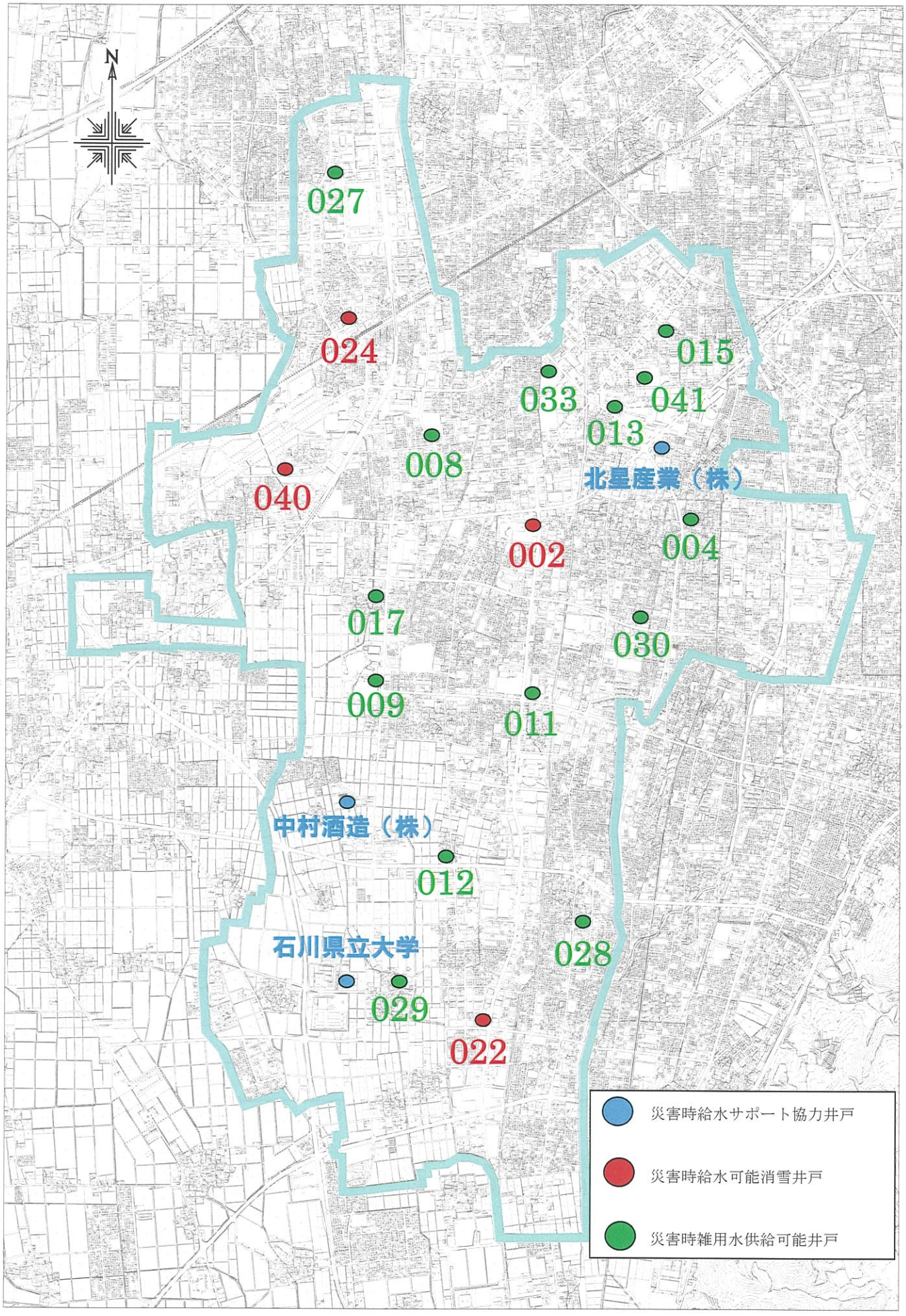
N
027
024
040
008
033
013
015
041
北星産業（株）
002
004
017
030
009
011
中村酒造（株）
012
石川県立大学
028
029
022
災害時給水サポート協力井戸
災害時給水可能消雪井戸
災害時雑用水供給可能井戸

市公共施設災害対応型自動販売機設置場所一覧

令和７年１月末現在

■(株)コーシン

設置場所	台数	鍵保管場所
野々市市役所２階	1	地域振興課
交遊舎	1	地域振興課
つばきの郷公園	1	地域振興課
カレード西口ホワイエ（休憩所）	2	地域振興課

■サントリービバレッジサービス(株)

設置場所	台数	鍵保管場所
野々市市役所１階	1	地域振興課
野々市中央公園	1	地域振興課

■北陸コカ・コーラボトリング(株)

設置場所	台数	鍵保管場所
野々市市役所２階	1	遠隔操作※（地域振興課、市民協働課）
あらみや公園トイレ前	1	地域振興課
スポーツランド	1	遠隔操作※（地域振興課、市民協働課）
つばきの郷公園	1	遠隔操作※（地域振興課、市民協働課）
野々市中央公園	1	地域振興課

■(株)ベネフレックス

設置場所	台数	鍵保管場所
文化会館フォルテ	1	遠隔操作※（地域振興課、市民協働課）
市民体育館	1	遠隔操作※（地域振興課、市民協働課）

■(株)ジャパンビバレッジホールディングス

設置場所	台数	鍵保管場所
つばきの郷公園（サントリー）	1	地域振興課
つばきの郷公園（コンビ）	1	地域振興課

■ダイドードリンコ(株)

設置場所	台数	鍵保管場所
富奥防災コミュニティセンター	1	地域振興課

■大塚ウエルネスベンディング(株)

設置場所	台数	鍵保管場所
郷公民館	1	地域振興課

浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

令和7年1月末現在

番号	要配慮者利用施設名	所在地	担当課	対象河川	内水対象
1	セルプはくさん	末松2丁目229番地	福祉総務課	手取川/高橋川	○
2	フォルムののシティ	稲荷1丁目58番地	福祉総務課	高橋川	○
3	野々花苑	末松2丁目229番地	福祉総務課	手取川/高橋川	○
4	けやき野苑	中林1丁目1番地1	福祉総務課	高橋川	
5	サニーメイト福祉工場	末松2丁目239番地	福祉総務課	手取川/高橋川	○
6	キッズルーム　キャロット	清金1丁目74番地3	福祉総務課	手取川/高橋川	
7	キッズルーム　ラディッシュ	扇が丘22番33号	福祉総務課	高橋川	○
8	多機能型事業所椿	扇が丘3番50番地	福祉総務課	高橋川	○
9	知的障がい児・者サポートセンター第2茄子のはな	太平寺1丁目172番地	福祉総務課	高橋川	
10	石川障害者職業能力開発校	末松2丁目245番地	福祉総務課	手取川/高橋川	○
11	就労継続支援(B型)いろは	御経塚3丁目78	福祉総務課	手取川/安原川	○
12	あわだほーむ	粟田1丁目142番地	福祉総務課	高橋川	
13	住まいるハウス	高橋町15番15号	福祉総務課	高橋川	○
14	住まいるハウス工大	高橋町15番地23	福祉総務課	高橋川	○
15	住まいるハウス新庄	新庄1丁目70番地	福祉総務課	高橋川	
16	住まいるハウス新庄2	新庄1丁目303番地	福祉総務課	高橋川	○
17	短期入所事業所のどか(生活介護事業所ひなか)	太平寺2丁目258番地3	福祉総務課	高橋川	
18	すまいるプラスののいち教室	堀内2丁目180番地	福祉総務課	高橋川	
19	うさぎキッズ	押野4丁目37番地3	福祉総務課	高橋川	
20	からこ舎(法人名:NPO法人　あかりプロジェクト)	御経塚2丁目260	福祉総務課	手取川/安原川	○
21	バードアイ	堀内5丁目204番地	福祉総務課	手取川/高橋川	○
22	TOMONI野々市	本町5丁目18-4-1	福祉総務課	高橋川	
23	ひげ張魯肉飯　金沢工大前店	高橋町20-5	福祉総務課	高橋川	
24	グループホーム　ツェデクとアビーブ	中林1丁目157番地	福祉総務課	手取川/高橋川	
25	コペルプラス野々市教室	藤平田1丁目384番2	福祉総務課	手取川/高橋川	
26	広伸会ののいち教室	粟田2丁目237	福祉総務課	高橋川	○
27	中央保育園	本町3丁目2番22号	子育て支援課	高橋川	○
28	押野保育園	押野3丁目115番地	子育て支援課	安原川	
29	御経塚保育園	御経塚1丁目288番地	子育て支援課	高橋川	○
30	はくさん保育園(子育て支援センターはくさん)	白山町4番2号	子育て支援課	高橋川	
31	つばきこども園	太平寺1丁目302番地	子育て支援課	高橋川	○
32	エンジェル保育園(子育て支援センターエンジェル)	本町6丁目22番1号	子育て支援課	高橋川	○
33	ふじひら保育園(子育て支援センターふじひら)	藤平142番地	子育て支援課	高橋川	
34	アリスこども園(子育て支援センターアリス)	二日市5丁目332番地	子育て支援課	高橋川	○
35	あわだこども園	粟田5丁目330番地	子育て支援課	高橋川	○
36	ヴィテンSMCこども園	横宮町67番9号	子育て支援課	高橋川	○
37	美郷保育園(子育て支援センターあおぞら)	郷1丁目102番地	子育て支援課	高橋川	○
38	ほのみこども園	新庄3丁目145番地	子育て支援課	高橋川	○
39	認定こども園　和光	扇が丘15番5号	子育て支援課	高橋川	○
40	なごみこども園	押野1丁目352番地	子育て支援課	手取川/高橋川	○
41	ミドリ富陽こども園(子育て支援センタープルチーノ)	中林2丁目67街区1	子育て支援課	高橋川	○
42	中央児童館	矢作3丁目1番地2	子育て支援課	手取川/高橋川	
43	ふじひら児童館(ふじひら児童クラブ)	藤平146番地	子育て支援課	手取川/安原川/高橋川	○
44	つばきの郷児童館(カメリアクラブ)	二日市5丁目333番地	子育て支援課	高橋川	○
45	子育て支援センター菅原(発達相談センター)	菅原町8番33号	子育て支援課	高橋川	
46	第1～4つばきクラブ	本町4丁目21番17号	子育て支援課	高橋川	
47	第5つばきクラブ	本町4丁目21番19号	子育て支援課	高橋川	
48	第6～7つばきクラブ	本町4丁目21番19号	子育て支援課	手取川/高橋川	
49	アクティ8	稲荷2丁目282番地	子育て支援課	高橋川	○
50	第1～3すがはらクラブ	菅原町20番42号	子育て支援課	高橋川	○
51	第4すがはらクラブ	矢作3丁目3番地	子育て支援課	高橋川	
52	こうさぎクラブ	中林1丁目2番地7	子育て支援課	高橋川	
53	第1～2あわだ児童クラブ	粟田5丁目333番地	子育て支援課	手取川/高橋川	○
54	第1～4ふじひらにじいろクラブ	藤平147番地	子育て支援課	高橋川	○
55	学童クラブ和光(子育て支援センター和光)	扇が丘18番13号	子育て支援課	高橋川	
56	コスモキッズたちの	若松町23番24号	子育て支援課	高橋川	
57	第1～3たちのクラブ	押野3丁目71番地	子育て支援課	高橋川	
58	ヤクルト北陸わんぱくハウス	粟田6丁目306番地	子育て支援課	高橋川	
59	金沢工業大学扇が丘保育園	扇が丘7番1号	子育て支援課	高橋川	○
60	野々市小学校	本町5丁目3番1号	教育総務課	手取川/高橋川	○
61	御園小学校	稲荷4丁目128番地	教育総務課	高橋川	○
62	菅原小学校	菅原町20番1号	教育総務課	手取川/高橋川	○
63	富陽小学校	中林5丁目70番地	教育総務課	高橋川	○

番号	要配慮者利用施設名	所在地	担当課	対象河川	内水対象
64	館野小学校	押野3丁目71番地	教育総務課	高橋川	
65	野々市中学校	三納3丁目1番地	教育総務課	高橋川	○
66	布水中学校	押野2丁目100番地	教育総務課	高橋川	○
67	教育センター	本町4丁目21番27号	教育総務課	高橋川	
68	北陸学院扇が丘幼稚園	本町5丁目6番23号	教育総務課	高橋川	○
69	石川県立明和特別支援学校	中林4丁目70番地	教育総務課	高橋川	○
70	老人福祉センター椿荘	矢作3丁目1番地2	介護長寿課	高橋川	
71	特別養護老人ホーム　かんじん	新庄2丁目45番地	介護長寿課	高橋川	
72	あんじん（あんじん通所リハビリテーション）	新庄2丁目30番地	介護長寿課	手取川	
73	金沢南ケアセンター（金沢南ケアセンター(通所リハビリ)、グループホーム つばき・れんげ、金沢南クリニック）	蓮花寺町1番地1	介護長寿課	伏見川	
74	おしのの里	押野6丁目160番地	介護長寿課	高橋川	
75	グループホーム あんのん	新庄2丁目14番地	介護長寿課	手取川/高橋川	
76	イエローガーデン金沢白山 （グループホーム、認知症対応型通所介護）	柳町36番地2	介護長寿課	手取川/高橋川	○
77	石川県百々鶴荘	上林1丁目179番地	介護長寿課	手取川/高橋川	○
78	金沢南ケアハウス（金沢南デイサービスセンター）	蓮花寺79番地1	介護長寿課	高橋川	○
79	小夏	横宮町16番9号	介護長寿課	手取川	○
80	スーパーぴゅー蓮花寺	蓮花寺町25番地	介護長寿課	手取川/安原川	○
81	白寿の里　御経塚	御経塚3丁目79番地	介護長寿課	高橋川/伏見川	○
82	サンケア押野	押野5丁目39番地	介護長寿課	高橋川	
83	ひなの家　彩～いろどり～（旧：悠久の郷）	郷町1丁目131番地	介護長寿課	高橋川	
84	ひなの家	矢作3丁目10番地	介護長寿課	手取川	
85	かめはうす（デイサービスセンターかめはうす）	三日市1丁目6番地	介護長寿課	高橋川	○
86	名峰白山（デイサービスセンター名峰白山）	粟田3丁目6番地1	介護長寿課	手取川/高橋川	
87	FLOS-familia-(旧：住宅型有料老人ホームつばき館）	藤平田1丁目290番地	介護長寿課	手取川/安原川	○
88	ケアシス野々市	御経塚1丁目510番地	介護長寿課	高橋川/伏見川	
89	押野の家	押野6丁目145番地	介護長寿課	高橋川	○
90	ののいちの季	住吉町26番46号	介護長寿課	高橋川	
91	ワールドステイ （デイサービスセンター春日和ののいち）	粟田5丁目391番地1	介護長寿課	高橋川	○
92	愛SUNSUN弐号館（デイサービス野々花）	野代1丁目50番地	介護長寿課	高橋川	○
93	みのり（サービス付き高齢者向け住宅、 小規模多機能ホーム）	新庄3丁目140番地	介護長寿課	高橋川	○
94	マナの家野々市（マナの家デイサービス）	本町1丁目21番2号	介護長寿課	高橋川	○
95	オールウエイ野々市本店	横宮町130番1号	介護長寿課	手取川	○
96	ケアパートナー野々市	二日市4丁目32番地	介護長寿課	高橋川	○
97	デイサービス　そよ風	白山町1番39号	介護長寿課	高橋川	○
98	デイサービスぽ～れぽ～れ野々市	粟田5丁目486番地	介護長寿課	手取川/高橋川	
99	太陽のリゾート野々市	徳用1丁目34番地	介護長寿課	高橋川	○
100	金沢脳卒中専門デイサービス	本町1丁目7番3号	介護長寿課	高橋川	○
101	リハビリ型デイサービス　てまりフィットネス	高橋町24番3番2号	介護長寿課	高橋川	
102	うめばちあかね	白山町11番4号	介護長寿課	高橋川	○
103	ちきそら	位川226番地	介護長寿課	伏見川	
104	デイセンター押野	押野6丁目155番地	介護長寿課	手取川/安原川	○
105	いきがいセンター御経塚	御経塚1丁目38番地	介護長寿課	高橋川	
106	デイサービスGGフィットネス野々市店	野代1丁目59番地	介護長寿課	手取川/高橋川	○
107	愛SUNSUN	野代1丁目61番地	介護長寿課	高橋川	○
108	ココファン野々市	西部中央土地区画整理地41街区の一部	介護長寿課	手取川/高橋川	
109	池田病院	新庄2丁目10番地	健康推進課	手取川/高橋川	○
110	金沢脳神経外科病院	郷町262番地2	健康推進課	高橋川	○
111	ののいち白山醫院	太平寺4丁目45番地	健康推進課	高橋川	
112	舩木医院	太平寺4丁目71番地	健康推進課	高橋川	
113	ののいち産婦人科クリニック	本町2丁目18番22号	健康推進課	高橋川	
114	わかばやし眼科クリニック	太平寺3丁目160番地	健康推進課	高橋川	○
115	南ヶ丘病院	西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番	健康推進課	高橋川	○

緊急輸送道路及び災害復旧優先道路

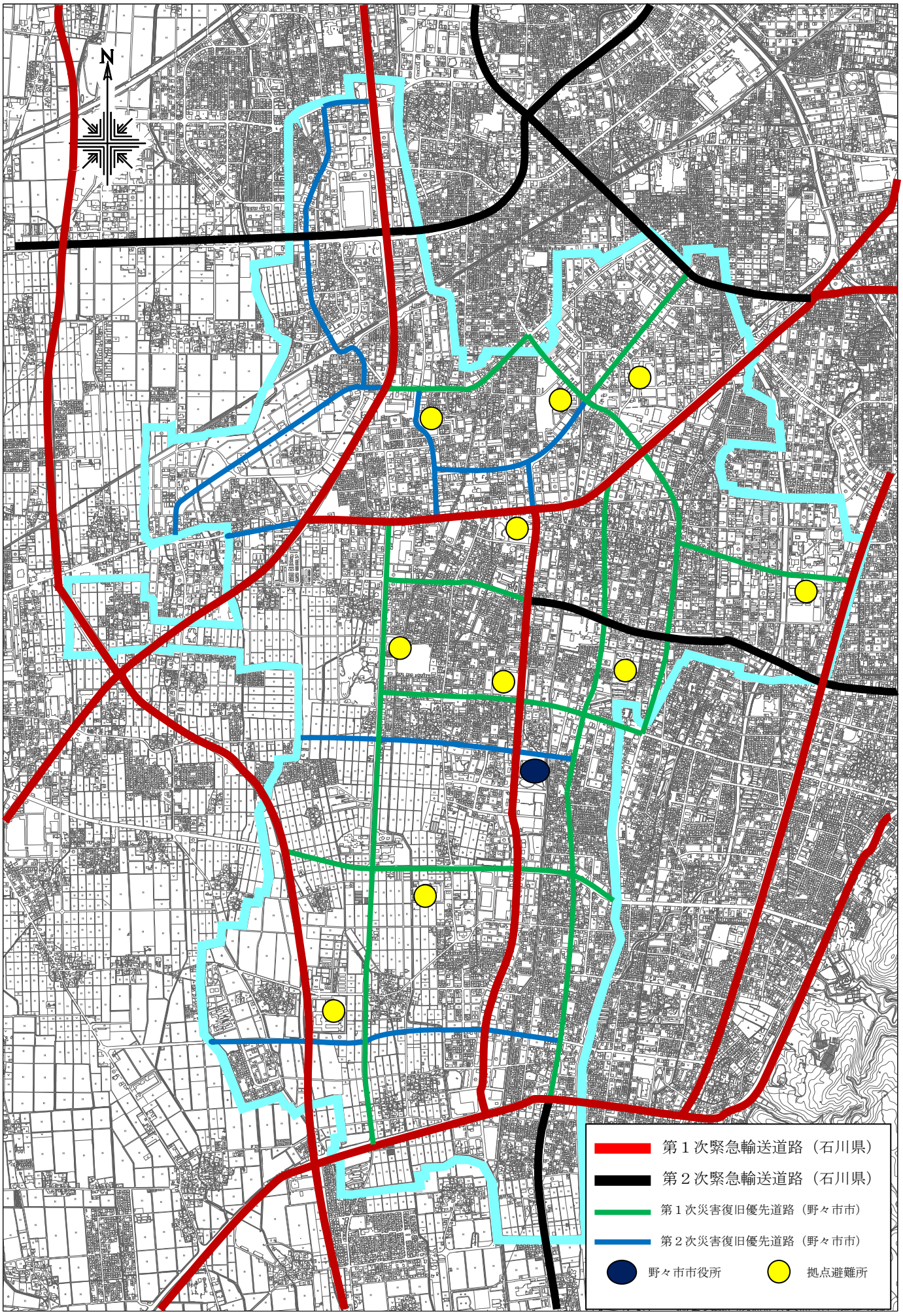

緊急通行車両一覧

令和５年３月末現在

連	用途	ナンバー	ﾒｰｶｰ	車種・車名	防災無線	屋外 スピーカー	備考
1	連絡指示	300ほ2390	ﾄﾖﾀ	普乗ｸﾗｳﾝ(ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ)：市長車			H25登録
2	連絡指示	330な1601	ﾄﾖﾀ	普乗ｸﾗｳﾝ(ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ)：議長車			H28登録
3	連絡指示	530と1501	ﾄﾖﾀ	普乗ヴォクシー：教育長車			H27登録
4	広報、被害調査	483え1801	ｽｽﾞｷ	軽貨ｴﾌﾞﾘｨ			H30登録
5	広報、被害調査	501ち8089	ﾄﾖﾀ	小乗ｶﾛｰﾗﾌｨﾙﾀﾞｰ		有	H22登録
6	広報、被害調査	580さ2046	三菱	軽乗ekﾜｺﾞﾝ			H21登録
7	広報、被害調査	883あ4132	三菱	軽乗ﾐﾆｷｬﾌﾞ （公共応急作業車）		有	H25登録
8	広報、被害調査	483す2002	日産	軽貨ｸﾘｯﾊﾟｰ			R3登録
9	広報、被害調査	480う6245	三菱	軽貨ﾐﾆｷｬﾌﾞﾊﾞﾝ		有	
10	広報、被災者救護・保護	800さ4551	三菱	普特：ﾎﾟﾝﾌﾟｼｬ	1分団ポンプ車	有	消防１分団
11	広報、被災者救護・保護	830え2016	ﾄﾖﾀ	普特ﾊｲｴｰｽ：人員輸送車	1分団積載車	有	消防１分団
12	広報、被災者救護・保護	800ね2	ﾄﾖﾀ	普特ﾀﾞｲﾅ：ﾎﾟﾝﾌﾟｼｬ	2分団ポンプ車	有	消防２分団
13	広報、被災者救護・保護	830さ2014	ﾄﾖﾀ	普特ﾊｲｴｰｽ：人員輸送車	2分団積載車	有	消防２分団
14	広報、被災者救護・保護	830す2015	日野	普特デュトロ：ﾎﾟﾝﾌﾟｼｬ	3分団ポンプ車	有	消防３分団
15	広報、被災者救護・保護	830さ2012	ﾄﾖﾀ	普特ﾊｲｴｰｽ：人員輸送車	3分団積載車	有	消防３分団
16	広報、被災者救護・保護	830の119	日野	普特：ﾎﾟﾝﾌﾟｼｬ	4分団ポンプ車	有	消防４分団
17	広報、被災者救護・保護	830す2013	ﾄﾖﾀ	普特ﾊｲｴｰｽ：人員輸送車	4分団積載車	有	消防４分団
18	広報、被災者救護・保護	830た2018	ﾄﾖﾀ	普乗ｳﾞｫｸｼｰ：人員輸送車	5分団	有	消防５分団
19	被害調査、資機材・物資搬送	100さ4815	ﾄﾖﾀ	普貨ﾊｲｴｰｽ：6人乗		有	
20	被害調査、資機材・物資搬送	400た1712	ﾆｯｻﾝ	小貨ADﾊﾞﾝ		有	H21登録
21	被害調査、資機材・物資搬送	830さ1132	日野	普特：給水車		有	H22登録
22	被害調査、資機材・物資搬送	88ぬ6823	ﾄﾖﾀ	普特ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞ：道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙｶｰ			
23	被害調査、資機材・物資搬送	40る9054	ｽｽﾞｷ	軽貨ｷｬﾘｨﾄﾗｯｸ			
24	被害調査、資機材・物資搬送	300ね100	ｽﾊﾞﾙ	普乗ﾌｫﾚｽﾀｰ(軽乗特会)		有	
25	被害調査、資機材・物資搬送	480う6727	三菱	軽貨ﾐﾆｷｬﾌﾞ			
26	被害調査、資機材・物資搬送	583か1302	ﾏﾂﾀﾞ	軽乗ﾌﾚｱ			H25登録
27	被害調査、資機材・物資搬送	430さ1301	ﾆｯｻﾝ	小貨ｷｬﾗﾊﾞﾝ：6人乗			H25登録
28	被害調査、資機材・物資搬送	50は7297	三菱	軽乗用：ｅＫワゴンＭ　4WD			
29	被害調査、資機材・物資搬送	480え636	三菱	軽貨ﾐﾆｷｬﾌﾞ			H21登録
30	被害調査、資機材・物資搬送	40や3794	ｽﾊﾞﾙ	軽貨ｻﾝﾊﾞｰ		有	
31	被害調査、資機材・物資搬送	480え2546	三菱	軽貨ﾐﾆｷｬﾌﾞ			H21登録
32	被害調査、資機材・物資搬送	483え1701	ﾏﾂﾀﾞ	ｽｸﾗﾑﾊﾞﾝ			H29登録
33	被害調査、資機材・物資搬送	580せ8034	三菱	軽乗ekﾜｺﾞﾝ			H23登録
34	広報、被災者救護・保護	800さ8791	三菱	普特ﾃﾞﾘｶ：人員輸送車		有	消防団本部
35	被害調査、資機材・物資搬送	41い5262	ｽｽﾞｷ	軽貨物バン ｴﾌﾞﾘ			
36	被害調査、資機材・物資搬送	580た3551	ﾀﾞｲﾊﾂ	軽乗ミライース		有	H24登録

連	用途	ナンバー	ﾒｰｶｰ	車種・車名	防災無線	屋外 スピーカー	備考
37	被害調査、資機材・物資搬送	883あ1132	三菱	軽特ﾐﾆｷｬﾌﾞ		有	H23登録
38	清掃・防疫等保健衛生	400す7380	ﾆｯｻﾝ	小貨ﾊﾞﾝ：母子保健指導車			
39	清掃・防疫等保健衛生	580け3374	ｽｽﾞｷ	軽乗ﾜｺﾞﾝR			
40	清掃・防疫等保健衛生	50ね1930	ｽｽﾞｷ	軽乗ﾜｺﾞﾝR			
41	救援要員等搬送	200さ1288	日野	ﾘｴｯｾⅡ：29人乗り			H29登録
42	救援要員等搬送	300つ4700	ﾆｯｻﾝ	普通乗用：ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ10人乗り			
43	救援要員等搬送	500ま8909	ﾄﾖﾀ	ウィッシュ7人乗：日赤車			
44	救援要員等搬送	200さ992	日野	普乗合：29人乗			H26登録
45	救援要員等搬送	530は1502	ﾄﾖﾀ	普乗:ヴォクシー			H27登録
46	救援要員等搬送	530ち1602	ﾄﾖﾀ	小型乗用ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ：ﾉｱ			H28登録
47	被災者等の救護、搬送	483う2001	ｽｽﾞｷ	軽貨ｴﾌﾞﾘｨ			R3登録
48	被災者等の救護、搬送	580け4663	ｽｽﾞｷ	軽乗ﾜｺﾞﾝR			
49	被災者等の救護、搬送	580け4664	ｽｽﾞｷ	軽乗ﾜｺﾞﾝR			
50	被災者等の救護、搬送	580こ8540	三菱	軽乗ekﾜｺﾞﾝ			H21登録
51	被災者等の救護、搬送	300ひ332	ﾄﾖﾀ	普乗ﾌﾟﾘｳｽ			H22登録
52	被災者等の救護、搬送	480か5698	ﾀﾞｲﾊﾂ	軽貨ﾊｲｾﾞｯﾄ			H24登録
53	資機材搬送、応急復旧	000る394	ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ	大型特殊ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ			
54	資機材搬送、応急復旧	800さ1371	ﾄﾖﾀ	ﾊｲｴｰｽﾊﾞﾝ　普通特種応急作業車		有	
55	被害調査、資機材・物資搬送	483い1503	ｽｽﾞｷ	エブリィ			H27登録
56	被害調査、資機材・物資搬送	483あ1603	ｽｽﾞｷ	エブリィ			H28登録
57	広報、被災者救護・保護	800さ7875	ｲｽｽﾞ	普特：救助資機材搭載車		有	消防団本部
58	広報、被害調査	583う1802	ﾄﾖﾀ	軽乗ﾋﾟｸｼｽｴﾎﾟｯｸ			H30登録
59	被害調査、資機材・物資搬送	480け1127	三菱	軽特ﾐﾆｷｬﾌﾞ			H30登録

届け出済み車両	47台
届出不要	12台

飛行場外離着陸場等一覧

令和５年３月末現在

県指定飛行場外離着陸場（航空法第７９条）

所在地	名　称	電話番号
下林3丁目309	野々市明倫高校	246-3191
中林5丁目1-1	ふれあい広場	294-5800 （スポーツランド）

市指定臨時離着陸場

所在地	名　称	電話番号
本町5丁目3-1	野々市市立野々市小学校グラウンド	248-0084
稲荷4丁目128	野々市市立御園小学校グラウンド	248-3201
菅原町20-1	野々市市立菅原小学校グラウンド	246-6066
中林5丁目70	野々市市立富陽小学校グラウンド	246-4380
押野3丁目71	野々市市立館野小学校グラウンド	248-0622
三納3丁目1	野々市市立野々市中学校グラウンド	246-0115
押野2丁目100	野々市市立布水中学校グラウンド	248-0039
三納1丁目2	あらみや公園	227-6000
上林1丁目180	野々市市健康広場	248-1223 （市民体育館）
上林4丁目665	野々市南部公園	227-6000
下林3丁目97	野々市中央公園運動広場	248-1223 （市民体育館）
下林3丁目97	野々市中央公園野球場	248-1223 （市民体育館）
押野1丁目339	野々市市押野中央公園運動広場	248-1223 （市民体育館）
御経塚1丁目549	野々市市御経塚史跡公園	246-0133
粟田5丁目412	粟田6号緑地	227-6000
扇が丘7-1	金沢工業大学グラウンド	248-1100
中林3丁目11-1	石川県立大学グラウンド	227-7220
二日市5丁目207	つばきの郷公園	227-6000

野々市市建設業協同組合加盟業者一覧

組合事務所　　野々市市建設業協同組合
野々市市白山町８番１６号（TEL 294-0691）

令和６年１月末現在

番号	業　者　名	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ
1	石浦組	野々市市本町４丁目１６番５号	248-0166	248-2663
2	㈲石原建設工業	野々市市中林４丁目５６番地２	246-2652	246-2637
3	㈱オクタカ工業	野々市市下林２丁目６６番地	248-6661	248-6050
4	㈱河合組	野々市市押野４丁目２２２番地	248-2160	248-6861
5	川辺建設㈱	野々市市扇が丘１０番１７号	246-2316	246-2328
6	㈱北村工務店	野々市市住吉町３番４２号	246-0500	248-8633
7	㈲コウセイ	野々市市中林２丁目７番地５	227-0804	294-4751
8	㈱清水建築	野々市市本町１丁目２２番２０号	248-0534	248-1158
9	㈱下川組	野々市市粟田３丁目３９５番地	208-4511	208-4533
10	拓土建設㈱	野々市市清金１丁目１４９番地２	248-5434	248-5034
11	津村土建㈱	野々市市若松町６番１３号	248-5017	223-6585
12	㈲西尾商店	野々市市住吉町１２番４号	248-3691	248-6938
13	㈱野々市工建	野々市市本町５丁目２０番８号	246-2356	246-2632
14	㈱ホクハツ	野々市市若松町１０番１３号	239-4588	239-0629
15	㈱堀建設	野々市市新庄６丁目８０６番地	246-1610	246-1612
16	㈱升方工務店	野々市市三納２丁目１２３番地１	248-2274	248-8668
17	みのり建設㈱	野々市市新庄１丁目２５７番地 白山市佐良タ１２３番地	248-6655 255-5211	248-8213 255-5744
18	宮向建築㈱	野々市市粟田３丁目６１番地	246-5248	246-5379
19	㈱谷内工業	野々市市下林４丁目５０４番地２	294-8288	294-8333

野々市市管工事協同組合加盟業者一覧

組合事務所　　野々市市管工事協同組合
野々市市本町１丁目39番11号　（電話248-0047　FAX248-0062）

令和６年１月末現在

番号	業　者　名	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ
1	石川環境設備（株）	金沢市横川５丁目２５８	２４７－１８５４	２４７－１９０５
2	石川工業	野々市市太平寺４丁目１４０	２４８－０６３０	２４８－３２６７
3	（株）いずみや	野々市市押越１丁目４５－２	２１４－３３２９	２１４－３３２９
4	川畑工業所	野々市市本町１丁目５－１０	２４８－０３６８	２４８－０３８７
5	大智（株）	野々市市御経塚町３丁目６５	２４９－９４７７	２４９－８５６７
6	中部産業（株）	白山市井口町に77番地１	２７３－０７４７	２７３－４７３６
7	塚崎設備工業	野々市市御経塚町３丁目３８５	２４９－０６３４	２４９－０６３７
8	（株）中川設備工業	野々市市菅原町１５－２	２４８－３８８４	２４８－１４５８
9	（株）橋設備工業	金沢市横川６丁目１００	２４７－７７８４	２４１－４８９７
10	ふじまさ	野々市市住吉町１６－２５	２９４－５３６５	２９４－５３６５
11	三谷産業コンストラクションズ（株）	野々市市御経塚町３丁目４７	２６９－９９８８	２６９－４３１１
12	みなみ設備工業（株）	野々市市上林５丁目３３	２４８－３７３０	２４８－３３５６
13	（有）宮田住設	野々市市新庄５丁目１３３	２４６－５４６０	２４６－５８１３
14	山﨑商事（株）	白山市小柳町ろ－１４５	２７３－５３５５	２７３－５５８４
15	(有)山﨑住設	野々市市新庄２丁目２０７	２８７－３６１１	２８７－５９４４

野々市市造園業協同組合加盟業者一覧

令和６年１月現在

番号	業　者　名	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ
1	㈱アルファーグリーン	野々市市太平寺１丁目８２番地１	246-5031	246-5045
2	㈲絹川造園	野々市市本町２丁目２４番１０号	248-1524	248-1549
3	㈱栗山造園	野々市市末松２丁目８１番地	248-0782	248-6440
4	㈲沢村造園	野々市市堀内２丁目１３２番地	248-5776	213-8166
5	沢初造園	野々市市堀内２丁目１３０番地	248-5777	248-5999
6	㈲谷造園	野々市市本町２丁目２０番４号	248-0151	248-9963
7	扇緑地中山造園	野々市市徳用２丁目２９２番地	248-3400	248-4033
8	㈱向川外樹園	野々市市二日市２丁目１３８番地	248-5333	248-5332

石油販売業者一覧

令和５年４月１日現在

番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
1	株式会社金沢丸善 ワンダフルセルフ新庄	921-8824	野々市市新庄６丁目５８０番地	246-8550
2	協和石油販売株式会社 じょんからＳＳ	921-8814	野々市市菅原町１９番１号	246-0001
3	マルネン株式会社 堀内給油所	921-8844	野々市市堀内２丁目２０６番地	294-2290
4	野々市農業協同組合 ＪＡののいちＪＡＳＳ－ＰＯＲＴ 富奥給油所	921-8823	野々市市粟田５丁目３９０番地	248-8989
5	北星産業株式会社 北星ファイブ野々市ＳＳ	921-8817	野々市市横宮町６番１号	248-1288
6	株式会社ＥＮＥＯＳジェイクエスト 野々市新庄店	921-8824	野々市市新庄６丁目６４１番地	294-3303
7	三愛オブリ北陸株式会社 オブリステーション野々市	921-8815	野々市市本町５丁目３１４番地	246-8338
8	丸一石油株式会社 Dr.Driveセルフ御経塚店	921-8801	野々市市御経塚１丁目４７０番地	294-8851
9	ナヴィ株式会社 エコノ新庄給油所	921-8824	野々市市新庄３丁目１２５番地	248-5772
10	株式会社三谷サービスエンジン 加賀産業道ＳＳ	921-8835	野々市市上林５丁目４３番地	248-0068
11	株式会社三谷サービスエンジン Dr.Driveコーディアルののいち店	921-8806	野々市市三日市３丁目３４７番地	248-2105
12	株式会社ＪＡ建設エナジー ののいち給油所	921-8812	野々市市扇が丘３２番９号	246-5866
13	株式会社三谷サービスエンジン Dr.Driveエコウィング御経塚店	921-8801	野々市市市御経塚３丁目４６番地	249-5155
14	コストコホールセールジャパン株式会社 野々市ガスステーション	921-8848	野々市市柳町３０１番地１	275-8555

消防に関する資料

令和６年４月１日現在

名　　称	人　員	消　防　車　両	台 数
白山野々市広域事務組合 野々市消防署	署長以下 31 名	２５m級屈折はしご付消防ポンプ自動車	１　台
		救急自動車	１　台
		水槽付消防ポンプ自動車	１　台
		中型消防ポンプ自動車	１　台
		連絡車	１　台
野々市市消防団	団長以下 113 名	中型消防ポンプ自動車	４　台
		救助用資機材搭載車	１　台
		小型動力ポンプ付積載車	５　台
		指令車	１　台

野々市市消防団組織図

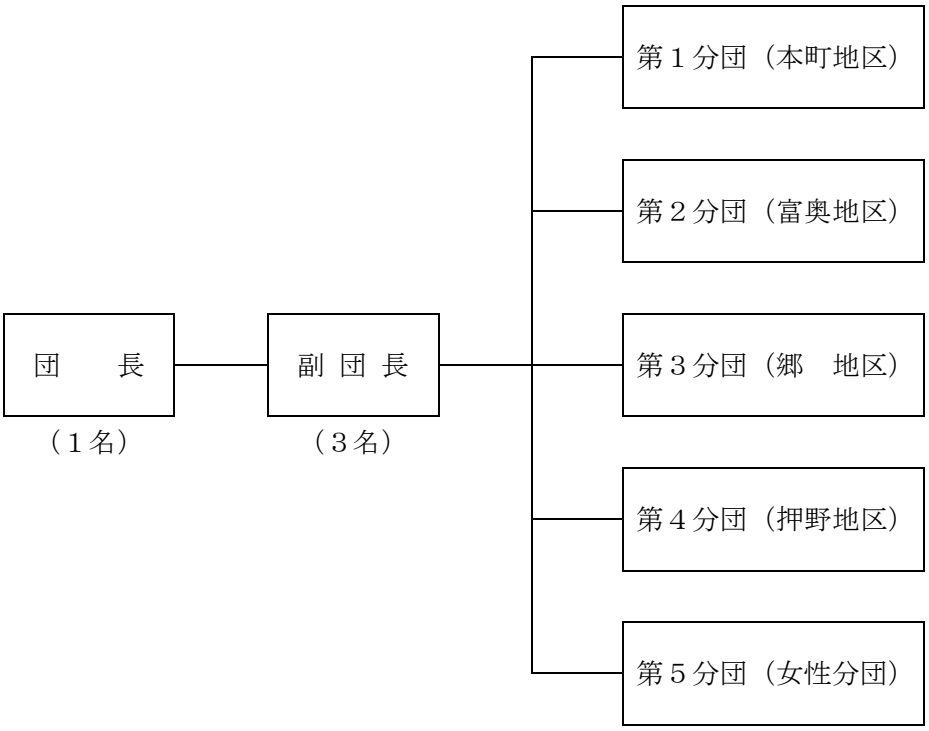

消火栓及び防火水槽設置状況

令和６年１２月末現在

地区	町　名	消火栓	防火水槽 (浄化槽転用含む)
本町地区	本町１丁目	36	1
	２丁目	20	
	３丁目	12	1
	４丁目	24	
	５丁目	21	
	６丁目	26	
	若松町	26	
	横宮町	24	
	高橋町	27	
	扇が丘	44	
	住吉町	26	
	菅原町	25	
	白山町	14	
	小　計	**325**	**2**
郷地区	田尻町	11	
	三日市１丁目	8	1
	三日市２丁目	16	
	三日市３丁目	14	
	二日市町	4	
	二日市１丁目	8	
	二日市２丁目	6	
	二日市３丁目	10	
	二日市４丁目	15	
	二日市５丁目	14	
	徳用１丁目	3	
	徳用２丁目	20	3
	徳用３丁目	14	
	郷町	2	
	郷１丁目	6	
	郷２丁目	12	1
	蓮花寺町	9	2
	柳町	19	2
	長池	6	
	稲荷１丁目	4	
	２丁目	14	2
	３丁目	6	
	４丁目	9	
	堀内１丁目	1	
	２丁目	10	
	３丁目	8	
	４丁目	5	
	５丁目	13	
	西部中央土地区画	11	
	小　計	**278**	**11**
押野地区	押越１丁目	9	1
	２丁目	10	
	野代１丁目	5	
	２丁目	8	
	３丁目	9	
	押野１丁目	26	2
	２丁目	16	2
	３丁目	21	2
	４丁目	13	
	５丁目	20	
	６丁目	12	
	７丁目	10	
	御経塚１丁目	23	1
	２丁目	11	
	３丁目	24	
	４丁目	18	
	５丁目	8	
	小　計	**243**	**8**

地区	町　名	消火栓	防火水槽 (浄化槽転用含む)
富奥地区	三納１丁目	11	
	三納２丁目	11	
	三納３丁目	15	
	藤平	4	
	位川	19	
	太平寺１丁目	15	
	２丁目	9	
	３丁目	9	
	４丁目	11	
	粟田１丁目	22	
	２丁目	23	2
	３丁目	25	1
	４丁目	12	
	５丁目	20	
	６丁目	16	1
	下林１丁目	6	
	２丁目	3	
	３丁目	8	
	４丁目	24	
	新庄１丁目	16	
	２丁目	26	
	３丁目	20	1
	４丁目	12	1
	５丁目	15	1
	６丁目	21	
	藤平田１丁目	16	
	２丁目	9	
	中林土地区画整理地区	7	
	中林１丁目	19	
	２丁目	11	
	３丁目	4	
	４丁目	2	
	５丁目	4	
	上林１丁目	0	
	２丁目	8	1
	３丁目	8	1
	４丁目	18	
	５丁目	8	
	矢作１丁目	16	1
	２丁目	10	1
	３丁目	14	1
	４丁目	3	
	末松１丁目	4	1
	２丁目	25	1
	３丁目	0	
	清金１丁目	2	
	２丁目	4	
	３丁目	13	
	小　計	**578**	**14**
	合計	**1,424**	**35**

防火水槽及び浄化槽転用水槽一覧

■防火水槽一覧

令和6年1月末現在

	設置年度	設置場所			水量（㎥）	設置年月日	備考
1	50年度	粟田6丁目	263	粟田5号緑地	40	昭和50年度	空地用　宅地造成
2	51年度	柳町	77先		40	昭和51年12月7日	道路用
3	52年度	新庄5丁目	101先		40	昭和52年10月20日	道路用
4	52年度	柳町	50-2先		40	昭和52年10月28日	道路用
5	53年度	蓮花寺町	230先		40	昭和53年11月30日	道路用
6	53年度	矢作1丁目	184	矢作公民館	40	昭和53年11月30日	空地用
7	53年度	粟田3丁目	250	粟田3号緑地	40	昭和53年度	空地用　宅地造成
8	53年度	新庄3丁目	199先		40	昭和53年度	空地用　宅地造成
9	54年度	矢作2丁目	35先		40	昭和54年11月10日	道路用
10	55年度	御経塚1丁目	288先		40	昭和55年11月19日	道路用
11	55年度	新庄4丁目	64先		40	昭和55年11月20日	道路用
12	56年度	稲荷2丁目	32先		40	昭和56年8月18日	道路用
13	56年度	矢作3丁目	35	矢作西城公園	40	昭和56年12月22日	道路用
14	56年度	徳用2丁目	296先		40	昭和56年12月22日	道路用
15	56年度	押越1丁目	137先		40	昭和57年3月16日	道路用
16	57年度	本町3丁目	10-12	旧本町児童館	40	昭和57年8月18日	空地用
17	57年度	稲荷2丁目	3先		40	昭和57年9月21日	道路用
18	57年度	粟田2丁目	164先		40	昭和57年11月20日	道路用
19	58年度	粟田2丁目	231-1先		40	昭和58年11月2日	道路用
20	60年度	押野1丁目	2先		40	昭和60年10月1日	道路用
21	60年度	徳用2丁目	8先		40	昭和61年2月8日	道路用
22	3年度	押野3丁目	70先		40	平成3年12月20日	道路用
23	3年度	押野1丁目	284先		40	平成3年12月20日	道路用
24	7年度	上林3丁目	183-1先		40	平成7年10月25日	道路用
25	7年度	上林2丁目	144-1先		40	平成7年12月25日	道路用
26	9年度	徳用2丁目	375先		40	平成9年12月19日	道路用
27	10年度	末松1丁目	1先		40	平成10年	道路用　県の圃場事業で設置し、その後町管理となったもの。
28	13年度	本町1丁目	4-102	本町北公園	40	平成13年6月頃	空地用　開発行為により開発者が設置し、その後町に帰属したもの。
29	14年度	末松2丁目	1039	末松ふれあい公園	40	平成14年	空地用　石川県住宅供給公社が設置し、その後町に帰属したもの。
30	15年度	三日市1丁目	95先		40	平成16年3月31日	道路用　S55年設置の防火水槽に替わって新設
31	15年度	郷2丁目	169先		40	平成16年3月31日	道路用
32	16年度	蓮花寺町	25先		40	平成16年7月20日	道路用　開発行為により開発者が設置し、その後町に帰属したもの。
33	4年度	押野2丁目	217-30	押野1号緑地	40	令和4年4月8日	空地用、開発行為により開発者が設置し、その後市に帰属したもの。

■浄化槽転用水槽一覧

	転用年度	設置場所			水量（㎥）	転用年月日	備考
1	7年度	押野2丁目	100	布水中	130	平成7年度	
2	11年度	押野3丁目	71	館野小	163	平成11年度	

１　目　的

この計画は、水防法及び石川県水防計画の定めるところにより、市内の河川等の氾濫を警戒し、洪水を防御するとともに、これによる被害を軽減することを目的として、水防活動に関する必要な事項を定め、万全を期することを目的とする。

２　組　織

水防本部は、水防活動に関係の深い部及び課で編成し、野々市市役所内に設置する。

＜ 水 防 本 部 ＞　（野々市市役所内）

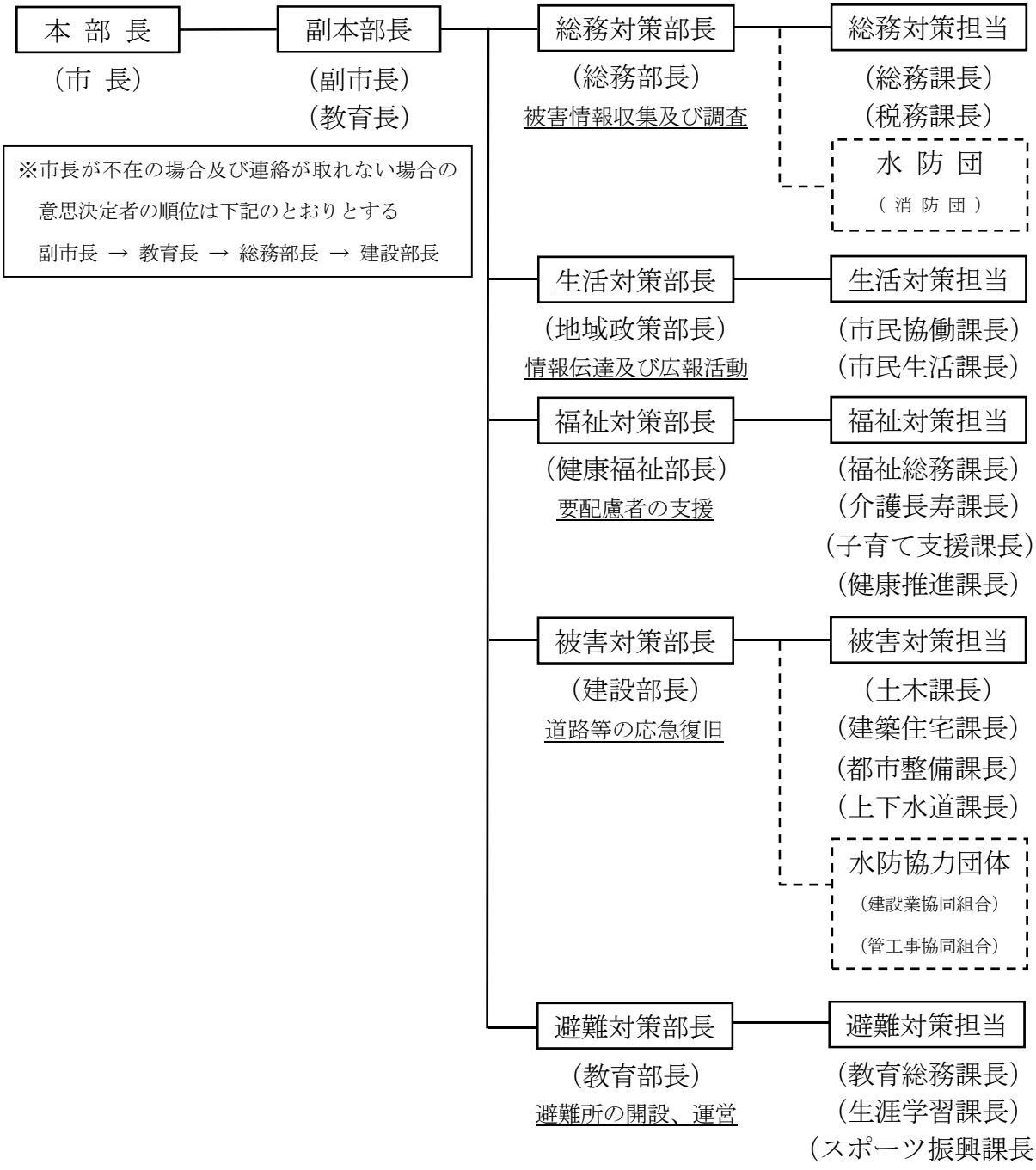

３　水防本部組織の業務分掌

水防本部組織の業務分掌は、次のとおりとする。

水防本部組織に属する者は、責任の重大性を自覚して、常に気象及び水位状況等に注意して、水防業務の完全なる遂行に努めるものとする。

○ 総 務 対 策 部（被害情報収集及び調査）【総務部】

- 災害情報の総括的受信伝達に関すること
- 水防団（消防団）の出動要請に関すること
- 防災行政無線等の確保に関すること
- 関係機関との連絡・調整に関すること
- 市施設の被害調査に関すること
- 住宅地の浸水状況の把握に関すること
- 被害記録に関すること

○ 生 活 対 策 部（情報伝達及び広報活動）【地域政策部】

- 町内会及び住民に対する広報に関すること

○ 福 祉 対 策 部（要配慮者の支援）【健康福祉部】

- 浸水想定区域内における、要配慮者利用施設の避難情報に関すること

○ 被 害 対 策 部（道路等の応急復旧）【建設部】

- 水防現地班及び水防協力団体の出動要請に関すること
- 道路、橋りょう、河川等の被害調査及び応急復旧に関すること
- 交通不通箇所の調査及びその対策に関すること
- 応急復旧に要する土木機械及び資材等の調達確保・輸送に関すること
- 用排水路、樋門等農業用施設の水防活動に関すること
- 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること
- 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること

○ 避 難 対 策 部（避難所の開設、運営）【教育部】

- 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難情報に関すること
- 避難所の開設及び運営に関すること

○ 水 防 団（消防団）

水防団は野々市市消防団とし、責任者は消防団長とする

消防団長の指示により、区域を越えて活動する場合がある

分 団 名	分担区域
第１分団	本町地区
第２分団	富奥地区
第３分団	郷地区
第４分団	押野地区

○ 水防協力団体

水防協力団体は、次の団体を指定する

野々市市建設業協同組合（応急土木活動）

野々市市管工事協同組合（上下水道の応急土木活動）

４ 水 防 施 設

水防資材倉庫又は代用備蓄場（土のう置場）を設け、水防資材を備蓄し、緊急時に対処できるよう準備しておくものとする。

○ 水防資材倉庫

水防資材倉庫	所在地
富奥水防倉庫	中林五丁目
防災コミュニティセンター	本町一丁目
第１コミュニティ消防センター	本町二丁目
野々市市役所地下備蓄倉庫	三納一丁目
富奥防災コミュニティセンター防災倉庫	中林五丁目
第３コミュニティ消防センター	田尻町
第４コミュニティ消防センター	押野二丁目

○ 代用備蓄場（土のう置場）

水防協力団体〔野々市市建設業協同組合〕に協力を依頼する

５　情報等の連絡体制

１．災害等において、緊急と判断される通報（大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雨特別警報、暴風特別警報又は災害発生の情報等）を受けた者〔総務課職員、土木課職員、当直員(警備員)〕は、担当班〔班長、副班長〕に連絡する

連絡を受けた担当班〔班長、副班長〕は、気象状況等を把握し、状況に応じて、水門管理者〔生産組合〕に連絡する

そして、総務対策担当〔総務課長〕、被害対策担当〔土木課長〕に報告するとともに配備体制の確認を行う

２．本部長〔市長〕、副本部長〔副市長、教育長〕への連絡については、総務対策部長〔総務部長〕、被害対策部長〔建設部長〕が行うものとする

３．水防団〔消防団〕、警察署、消防署への協力出動要請については、総務対策担当〔総務課〕より行う

４．応急復旧作業（土のう積み等）については、担当班〔班長、副班長〕が総務対策担当〔総務課長〕に連絡のうえ、被害対策担当〔土木課〕より、水防協力団体〔野々市市建設業協同組合〕に依頼し、状況に応じて追加（補充）を依頼する

５．大規模災害発生時などにより災害対策本部を設置する場合には、必要に応じて、県〔石川土木総合事務所〕から、市に連絡調整員が派遣される

情報等の連絡体制

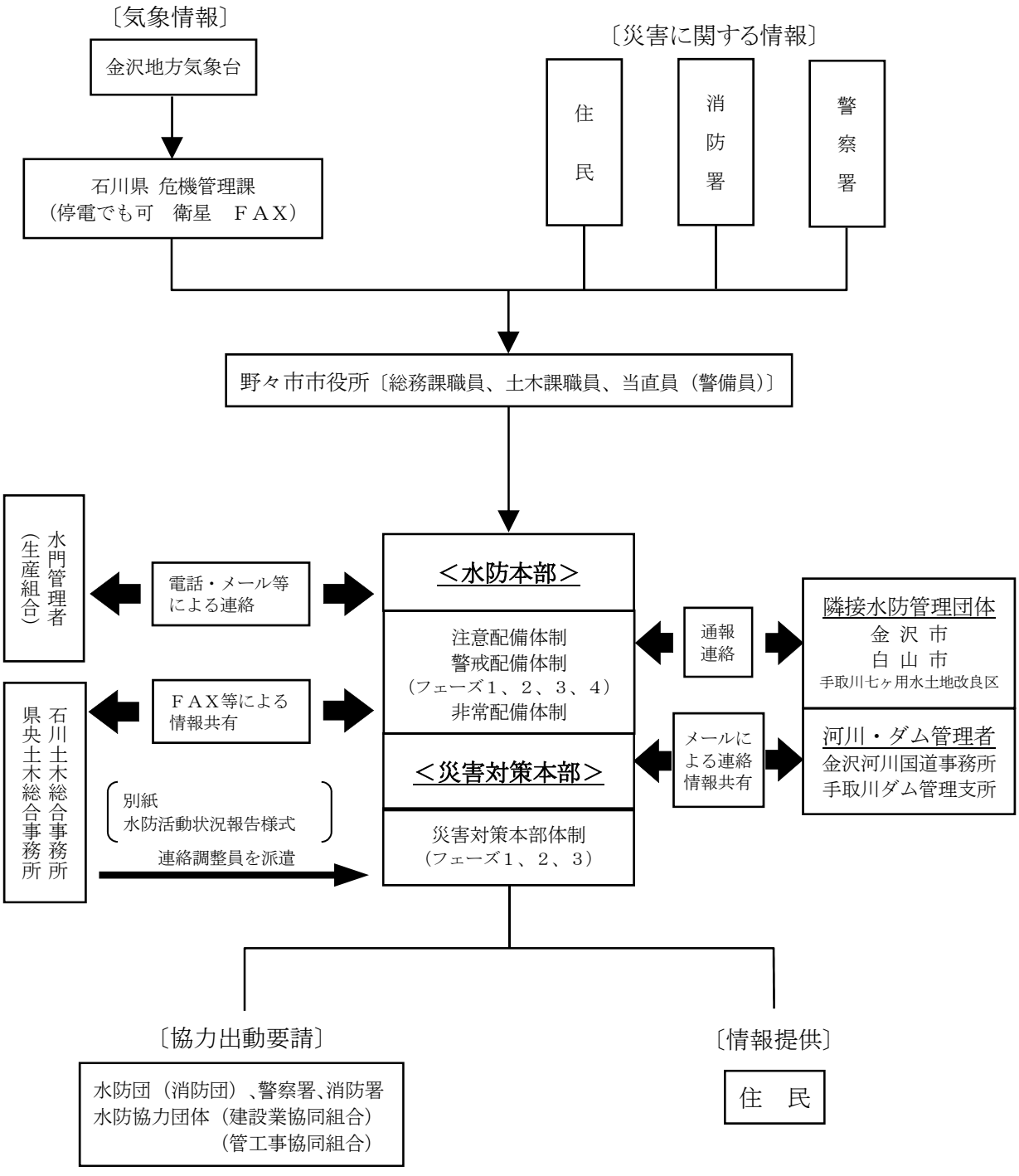
〔気象情報〕
金沢地方気象台
石川県 危機管理課
（停電でも可　衛星　ＦＡＸ）
〔災害に関する情報〕
住民
消防署
警察署
野々市市役所〔総務課職員、土木課職員、当直員（警備員）〕
水門管理者（生産組合）
電話・メール等による連絡
＜水防本部＞
注意配備体制
警戒配備体制
（フェーズ１、２、３、４）
非常配備体制
＜災害対策本部＞
災害対策本部体制
（フェーズ１、２、３）
通報連絡
隣接水防管理団体
金 沢 市
白 山 市
手取川七ヶ用水土地改良区
メールによる連絡情報共有
河川・ダム管理者
金沢河川国道事務所
手取川ダム管理支所
石川土木総合事務所
県央土木総合事務所
ＦＡＸ等による情報共有
別紙
水防活動状況報告様式
連絡調整員を派遣
〔協力出動要請〕
水防団（消防団）、警察署、消防署
水防協力団体（建設業協同組合）
（管工事協同組合）
〔情報提供〕
住　民

6　配 備 体 制

警戒レベル	配備の基準		体　制			配備の内容	配備人員（参集）	配備人員（待機）
	気象情報	水防警報・水位						
警戒レベル1	**・早期注意情報**		**通常体制**			・最新の気象情報等を収集 ・水門管理者（生産組合）に注意喚起及び水門等の確認を依頼 （勤務時間内は、土木課職員が対応）	総務課職員、土木課職員、当直員（警備員）	
警戒レベル2	**・大雨注意報** **・洪水注意報** **・強風注意報**		**水防本部体制**	**注意配備体制**		・気象状況等を把握し、配備体制を確認 ・総務課長、土木課長に状況を報告	第１次担当班長、副班長（状況により参集）	第１次担当班員（１個班体制）、 総務課長、土木課長
	・大雨注意報 **・洪水注意報** **・強風注意報** ※注意報が警報に切替る恐れがあるとき			**警戒配備体制**	**フェーズ１**	・河川等のパトロールを実施・報告 （注意すべき水門箇所の操作・確認）※【注意すべき水門等箇所図】参照 ・総務部長、建設部長に状況を報告	**第１次担当班員（１個班体制）** 総務課長、土木課長（状況により参集）	水防団担当職員（総務課）、 総務部長、建設部長、 土木課職員
	・大雨注意報 **・洪水注意報** **・強風注意報** ※注意報が警報に切替る恐れがあるとき	**水防警報（準備）** 水防団待機水位を超えたとき 手取川鶴来(0.9m) 高橋川四十万田橋(0.4m) 安原川長池(1.0m) 伏見川米泉(1.6m)			**フェーズ２**	・河川等の監視パトロールを実施・報告 （重点パトロール箇所の警戒）※【重点パトロール箇所図】参照 ・状況により、水防協力団体（建設業協同組合等）に応急復旧作業（土のう積み等）を依頼 ・状況により、消防団長に水防団（消防団）の待機を連絡し、警察（交通規制等）、消防（被害復旧作業等）の協力を依頼し、広報（住民周知用）の準備・実施（水防団担当職員（総務課）） ・状況により、市長、副市長、教育長に状況を報告（総務部長）	**水防団担当職員（総務課）、** **総務課長、土木課長** 総務部長、建設部長（状況により参集）、 土木課職員（状況により参集）	地域政策部長、健康福祉部長、教育部長、 税務課長、市民協働課長、 福祉総務課長、介護長寿課長、 子育て支援課長、健康推進課長、 教育総務課長、生涯学習課長 第２次担当班員（２個班体制）※1 ※1 応急復旧作業（土のう積み等）の必要時 市民生活課長※2　※2 台風等の暴風警戒時
	・大雨注意報 **・洪水注意報** **・強風注意報** ※注意報が警報に切替る恐れがあるとき	**水防警報（出動）** 氾濫注意水位を超えたとき 手取川鶴来(1.4m) 高橋川四十万田橋(0.5m) 安原川長池(1.4m) 伏見川米泉(2.0m)			**フェーズ３**	**緊急対策、応急復旧等の実施を検討（「水防対応会議」を開催）** **※会議の招集メンバーは建設部長、総務部長との協議による** ・被害箇所のパトロールを実施・報告 ・第２次担当班に水防現場担当として応急復旧作業等を実施・報告 ・水防協力団体（建設業協同組合等）に応急復旧作業等を依頼 ・水防団（消防団）の出動を要請し、警察（交通規制）、消防（被害復旧作業）の協力を依頼し、状況により、広報（住民周知用）の準備・実施（水防団担当職員（総務課）） ・被害が発生した場合は、関係各部長に緊急対策・被害状況を報告し、対策状況等を把握 ・市長、副市長、教育長に状況を報告（総務部長）	**第２次担当班員（２個班体制）、** **総務部長、建設部長、** **地域政策部長、健康福祉部長、教育部長、** **税務課長、市民協働課長、** **福祉総務課長、介護長寿課長、** **子育て支援課長、健康推進課長、** **教育総務課長、生涯学習課長、** **土木課職員** **市民生活課長※2　※2 台風等の暴風警戒時**	市長、副市長、教育長、 スポーツ振興課長、 被害情報収集担当職員（総務課職員（水防団担当を除く）、税務課職員）、 広報広聴担当職員（市民協働課）、 要配慮者担当職員（福祉総務課、介護長寿課、子育て支援課、健康推進課、教育総務課）、 自主避難所担当職員（生涯学習課）、 建設部各課職員（土木課を除く） 環境衛生担当職員※2（市民生活課） ※2 台風等の暴風警戒時
	・大雨注意報 **・洪水注意報** **・強風注意報** ※注意報が警報に切替る恐れがあるとき	**水防警報（出動）** 避難判断水位を超える恐れがあるとき 手取川鶴来(2.3m) 高橋川四十万田橋(0.6m) 安原川長池(1.7m) 伏見川米泉(3.1m)			**フェーズ４**	**「災害対策連絡会議」の開催を検討（「水防本部会議」を開催）** **※会議の招集メンバーは建設部長、総務部長との協議による** **市長、副市長、教育長に状況を報告** ・緊急対策、応急復旧等の実施・報告 ・被害状況収集及び調査に備える（被害情報収集担当職員） ・広報活動の開始に備える（広報広聴担当職員） ・エコステーションの閉鎖に備える※2（環境衛生担当職員）　※2 台風等の暴風警戒時 ・要配慮者利用施設の避難開始に備える（要配慮者担当職員） ・自主避難所の開設及び運営を実施（自主避難所担当職員） ※水位情報、気象情報等を考慮し、 避難の解除、避難場所からの避難解除を連絡（総務課）	**市長、副市長、教育長、** **スポーツ振興課長、** **被害情報収集担当職員（総務課職員（水防団担当を除く））、税務課職員、** **広報広聴担当職員（市民協働課）** **要配慮者担当職員（福祉総務課、介護長寿課、** **子育て支援課、健康推進課、教育総務課）** **自主避難所担当職員（生涯学習課）** **建設部各課職員（土木課を除く）** **環境衛生担当職員※2（市民生活課）** **※2 台風等の暴風警戒時**	拠点避難所担当職員（教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課）

警戒レベル	配備の基準		体　制			配備の内容	配備人員（参集）	配備人員（待機）
	気象情報	水防警報・水位						
警戒レベル3	**・大雨警報** **・洪水警報** **・暴風警報**	**水防警報（出動）** 避難判断水位を超えたとき 手取川鶴来(2.3m) 高橋川四十万田橋(0.6m) 安原川長池(1.7m) 伏見川米泉(3.1m)	**水防本部体制**	**非常配備体制**	**災害対策本部準備**	**「災害対策本部」の設置を検討（「災害対策連絡会議」を開催）** **※会議の招集メンバーは建設部長、総務部長との協議による** **市長、副市長、教育長に状況を報告** **【警戒レベル３】**氾濫河川避難対象区域に**「高齢者等避難」の発令** 「危険な場所から高齢者等は避難」 ※家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）を含む ・緊急対策、応急復旧等の実施・報告 ・被害状況収集及び調査を実施（被害情報収集担当職員） ・家屋倒壊等氾濫想定区域の早期避難広報及び町内会、住民周知広報を実施（広報広聴担当職員） ・エコステーションの閉鎖を実施※2（環境衛生担当職員）　※2 台風等の暴風警戒時 ・要配慮者利用施設の避難開始を実施（要配慮者担当職員） ・拠点避難所の開設及び運営を実施(拠点避難所担当職員) ※水位情報、気象情報等を考慮し、 避難の解除、避難場所からの避難解除を連絡（総務課、市民協働課）	**拠点避難所担当職員（教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課）** ※動員対象職員は、水防本部組織の業務分掌による水防要員とする 但し、本部長（市長）が災害の発生の規模、状況等から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない	その他全職員
警戒レベル4	**・大雨警報** **・洪水警報** **・暴風警報**	**水防警報（出動）** 河川の溢水、氾濫の恐れがあるとき 氾濫危険水位を超えたとき 手取川鶴来(3.0m) 高橋川四十万田橋(0.8m) 安原川長池(2.1m) 伏見川米泉(3.5m) 【手取川ダム】 異常洪水時防災操作 （３時間前）	**災害対策本部体制**		**フェーズ1**	**「災害対策本部」の設置** **「野々市市地域防災計画」の業務分掌に基づき、実施** **【警戒レベル４】**氾濫河川避難対象区域に**「避難指示」の発令** 「危険な場所から全員避難」 ・建設部長の指示により、緊急対策、応急復旧等を実施 ・緊急対策、応急復旧等の作業については、被害対策部の各課長を担当とし、現場指揮本部を設置 現場指揮者（水防現場責任者）は、現場の専属指揮をとり、緊急対策、被害状況等を報告 ・市長、副市長、教育長に状況を報告	**その他全職員**	
	・大雨警報 **・洪水警報** **・暴風警報**	**水防警報（出動）** 氾濫発生（護岸高）に達する恐れがあるとき 【手取川ダム】 異常洪水時防災操作 （１時間前）			**フェーズ2**	**「災害対策本部」の実施** **「野々市市地域防災計画」の業務分掌に基づき、実施** **【警戒レベル４】**氾濫河川避難対象区域に**「避難指示」を継続して発令** 「危険な場所から全員避難」		
警戒レベル5	**・大雨特別警報** **・暴風特別警報**	**水防警報（災害発生）** 河川の溢水、氾濫 水害や災害が発生しているとき 【手取川ダム】 異常洪水時防災操作 （開始）			**フェーズ3**	**「災害対策本部」の実施** **「野々市市地域防災計画」の業務分掌に基づき、実施** **【警戒レベル５】**氾濫河川避難対象区域に**「緊急安全確保」を発令※** 「命の危険 直ちに安全確保！」 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令		

特記事項 ： 配備体制の詳細については、各業務分担表を参照すること

7　防災行政無線等の使用要領、関係機関等連絡先

【防災行政無線等の使用要領】

1．防災行政無線（携帯局）

総務課保管　「３０１　携帯局１」～「３０９　携帯局９」

① 水防本部用「３０１　携帯局１」

② 車載用

「３０２　携帯局２」	No.19	ランドクルーザー	土　木　課
「３０３　携帯局３」	No.26	フォレスター	上下水道課
「３０４　携帯局４」	No.30	ミニキャブ	都市整備課
「３０５　携帯局５」	No.28	エブリィ	共　　用
「３０６　携帯局６」	No.14	フィルダー	総　務　課
「３０７　携帯局７」	No.11	ハイエース	市民生活課
「３０８　携帯局８」	No.25	ミライース	上下水道課
「３０９　携帯局９」	No.34	フレア	共　　用

＜注意事項＞ランドクルーザー（土木課)、フォレスター（上下水道課)、
ミニキャブ（都市整備課）を優先的に使用する

※防災行政無線の使用については、別途通話手順を参照する

（通話例）　「携帯２から水防本部どうぞ」ランドクルーザーからの場合

③ 車載用（消防団）

「５０１　車載局１」	第１分団ポンプ車
「５０２　車載局２」	第１分団積 載 車
「５０３　車載局３」	第２分団ポンプ車
「５０４　車載局４」	第２分団積 載 車
「５０５　車載局５」	第３分団ポンプ車
「５０６　車載局６」	第３分団積 載 車
「５０７　車載局７」	第４分団ポンプ車
「５０８　車載局８」	第４分団積 載 車
「５０９　車載局９」	第５分団積 載 車

④ 野々市消防署　「３１０　携帯局１０」

2．防災用携帯電話

① 総務課保管	０９０－５６８８－３０３８（衛 星 電 話）
② 土木課保管	０９０－８９６８－６７５５（土 木 課 Ａ）
	０９０－８９６８－６７６１（土 木 課 Ｂ）
	０９０－８２６０－３５０８（土 木 課 Ｃ）
③ その他保管	０８０－１９６２－７２８３（上 下 水 道 課）
	０９０－２０３６－９２８０（市 民 協 働 課）
	０９０－８９６５－９１１６（税　　務　　課）

【関係機関連絡先】

国土交通省金沢河川国道事務所	２６４－８８００
金沢河川国道事務所手取川ダム管理支所	２５６－７３１０（FAX２５６－７５５７）
金沢河川国道事務所加賀国道維持出張所	２７６－０７９７（FAX２７６－０７９９）
石川県危機対策課	２２５－１４８２（FAX２２５－１４８４）
県央土木総合事務所（高橋・安原・伏見）	２３９－３９０１（FAX２３９－３７０１）
石川土木総合事務所（高橋・木呂・安原）	２７２－１１８８（FAX２７２－１８７９）
金沢市内水整備課	２２０－２３４１（FAX２２０－２４７６）
白山市危機管理課	２７４－９５３６（FAX２７４－９５３５）
白山警察署	２１６－０１１０
白山警察署野々市交番	２４８－００５９
白山警察署野々市南交番	２９４－１５００
白山警察署野々市北交番	２４８－０１２５
野々市消防署	２４８－９１１９
野々市市消防団（水防団）	※総務課より連絡
野々市市消防団第１分団	２４８－０５５８
野々市市消防団第２分団	２４６－１４２２
野々市市消防団第３分団	２４８－１５５３
野々市市消防団第４分団	２４６－１４２３
手取川七ケ用水土地改良区	２７６－１１６６
野々市市土地改良区	２４８－０３７６
北陸電力㈱石川支店	０１２０－１６７－５４０（ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ）

【災害応急対策活動協定先】（水防協力団体）

※「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」による

＜応急土木活動＞

野々市市建設業協同組合　　２９４－０６９１

理事長　下川　　孝　　【㈱下川組　　TEL２０８－４５１１】

＜上下水道の応急土木活動＞

野々市市管工事協同組合　　２４８－００４７

理事長　新保　良介　【みなみ設備工業㈱　　TEL２４８－３７３０】

道路除雪実施計画書

１　目　的

市が管理する道路について、機械除雪を主体として実施し、冬期間における道路交通を確保することにより、住民生活の安定と産業経済の振興に資することを目的とする。

２　組　織

（１）道路の除雪を実施するため、除雪対策本部を設置する。

（２）除雪対策本部の組織は、次のとおりとする。

＜ 除 雪 対 策 本 部 ＞（野々市市役所内）

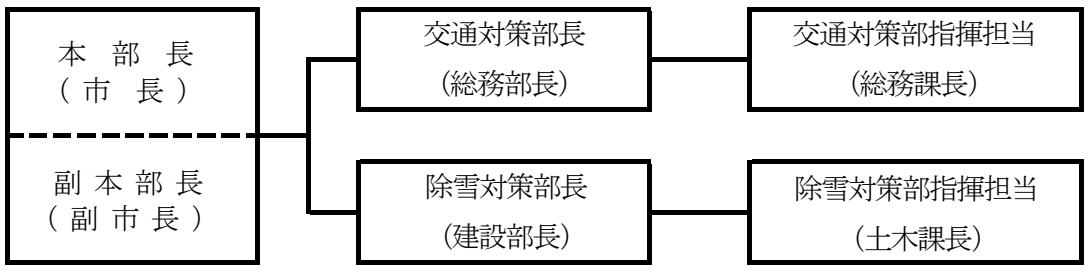

○ 交 通 対 策 部 ・・・・・・ 気象情報及び交通状況を把握し、除雪対策部と調整を行う
（総務課職員）　（情報収集係・交通対策係）

○ 除 雪 対 策 部 ・・・・・・ 交通対策部との連携により、除雪作業班への指示・管理を行う
（建設部職員・補填職員）　（連絡調整係・作業指導係）

（３）本部長は、本部を統括し、各部を指揮監督する。

（４）副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（５）各部長は、本部長の命を受け、各担当・係を指揮監督し、市内道路の交通対策及び除雪対策を実施する。

（６）除雪対策本部の設置期間は、１２月１日から翌年３月３１日迄とする。
但し、本部長は気象状況等により必要と認めるとき、この期間を変更することができる。

（７）本部長は、除雪体制を警戒体制に移行させた際、「除雪対策本部」を「雪害対策本部」に切り替えることができる。

3　除雪体制

次のとおりの体制とする。

除雪体制	除雪体制の基準	作業内容
平常体制	気象情報により一昼夜の降雪量が１０㎝を超えるおそれがあるとき。	・気象情報の収集 ・高速除雪車による除雪 ・注意体制への移行準備
注意体制	次の注意報が本市に発表されたとき。 ・大雪注意報　　・着雪注意報 ・風雪注意報　　・融雪注意報 ・着氷注意報　　・低温注意報	・積雪・除雪状況のパトロール実施 ・高速除雪車による除雪の強化 ・雪捨場の確保 ・準警戒体制への移行準備
準警戒体制	大雪警報が発表され、降雪の状況から本部長が準警戒体制に移行を決定したとき。	・国、県、近隣市との情報連絡の強化 ・低速除雪車・高速除雪車による除雪 ・雪捨場への排雪作業の開始 ・警戒体制への移行準備
警戒体制	降雪が警戒積雪深に達するおそれがあり、降雪状況その他を勘案し、除雪作業を強化する必要があると判断し、本部長が警戒体制に移行を決定したとき。 【雪害対策本部の設置】※	・低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・借上除雪車の増強配備 ・人家連担区域等の排雪作業の準備・開始 ・臨時雪捨場の確保 ・緊急体制への移行準備
緊急体制	大雪特別警報が発表され、降雪が警戒積雪深を超え、主要道路における降雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断し、本部長が緊急体制への移行を決定したとき。	・必要に応じ国、県への応援要請の検討・実施 ・低速除雪車・高速除雪車による除雪の強化 ・借上除雪車の増強配備 ・人家連担区域等の排雪作業の強化 ・状況に応じ臨時雪捨場への排雪作業の開始

（注）警戒積雪深は（野々市市内）６０ｃｍ

※ 雪害対策本部が設置された場合、県より情報連絡員が派遣される

4　除雪路線

車両交通量・物資の輸送・住民生活の安定・その他交通確保の重要度を勘案し、次の区分とする。

（1）除雪重点路線：　主要な幹線道路（１路線）

常時２車線以上の幅員を確保する。

（2）第１次路線　：　主要な幹線道路及び公共施設周辺

のっティ除雪路線　：第１次路線に含まれない市コミュニティバスのっティの運行経路

２車線以上の幅員確保を基本とし、常時交通を確保する。

（3）第２次路線　：　主要な幹線道路へ接続する補助幹線道路

排雪作業を伴い、２車線の幅員確保を基本とし、状況により１．５車線又は１車線の幅員で待避所を設ける。

（4）歩道除雪路線：　主要な幹線道路及び主要な通学路の歩道

歩行スペースを確保する。

（5）上記以外のその他の市道　：　（雪害対策時に実施）

１車線の幅員確保で必要な待避所を設ける。

5　除雪作業

除雪対策部の指示により除雪作業班が次のとおり実施する。

（1）除雪工は、道路上の積雪を除雪機械で次のとおり行うものとする。

（イ）新雪除雪　･･･　新雪を路側等へ除去し、早急な道路交通を確保する。

（ロ）路面整正　･･･　圧雪による交通渋滞を防ぎ、安全な道路交通を確保するため、日中の気温上昇時に整正除去する。

（ハ）拡幅除雪　･･･　幅員の確保と更なる降雪に備え、雪堤等を除去する。

（2）運搬排雪工は、準警戒体制において低速除雪車による除雪を行う際に、次の事項に留意し実施する。

（イ）沿線住民及び一般通行車両（人）に対する広報及び協力の要請

（ロ）所轄警察署への交通整理の依頼

（ハ）排雪用運搬機械の機種及び台数の適切な配置

（3）凍結防止剤散布工は、路面が凍結する恐れがある箇所に、凍結防止材を散布し、事故防止に努める。

6　除雪機械の確保

除排雪作業における機械は、別表「除雪稼働重機一覧表」のとおりとする。

７　情報の収集と連絡

気象台、民間気象業者、積雪量観測所等の気象情報やパトロールにより積雪状況を把握し、除雪作業に必要な情報を収集するとともに、国、県、隣接市との連絡を密にして常に交通状況を迅速かつ正確に把握するよう努める。

８　関係機関との協力体制

（１）道路管理者間の情報連絡体制

国道管理者、県道管理者、市道管理者（近隣含む。）の相互間において、交差点の処理や行政区域界の対応について、十分協議を行い、交通処理が円滑に行われるよう情報連絡体制を整える。

（２）警察との協力体制

地区の警察と除雪計画全般にわたり協議し、実施にあたっては十分な連絡を取り、路上放置物件の取締、除雪作業に係る交通規制、情報収集等の協力を求める。

（３）消防署及び消防団との協力体制

火災時に備え、防火用水及び消火栓等の確保について協力を求める。

（４）各町内会との協力体制

各町内会長には除排雪作業を円滑に行うため次の事項について、市民への指導、協力をお願いする。また、町内会への広報活動を通じ、住民自らが除雪を行うことの意識の向上を図る。

（イ）路上駐車の禁止について

（ロ）消火栓周辺の除雪励行について

（ハ）路上、用水への雪捨禁止について

（ニ）市除雪路線以外の生活道路の町内会での除雪について

（ホ）排雪の仮置き場の提供について

９　市民への情報提供

状況に応じ、市ホームページ、ほっとＨＯＴメール、市公式LINE、結ネット、Yahoo！防災速報等を活用し、気象・道路除雪状況の情報提供を行う。

10　雪みちネットワーク路線の拡充と優先的確保

大雪時には、国、県、隣接市、警察と連携し、雪みちネットワーク路線について迅速かつ優先的に除雪を行い、幹線道路及びその代替道路、救急告示病院や消防署へのアクセス道路を最優先に確保する。

11　野々市市除雪対策本部における連絡系統図

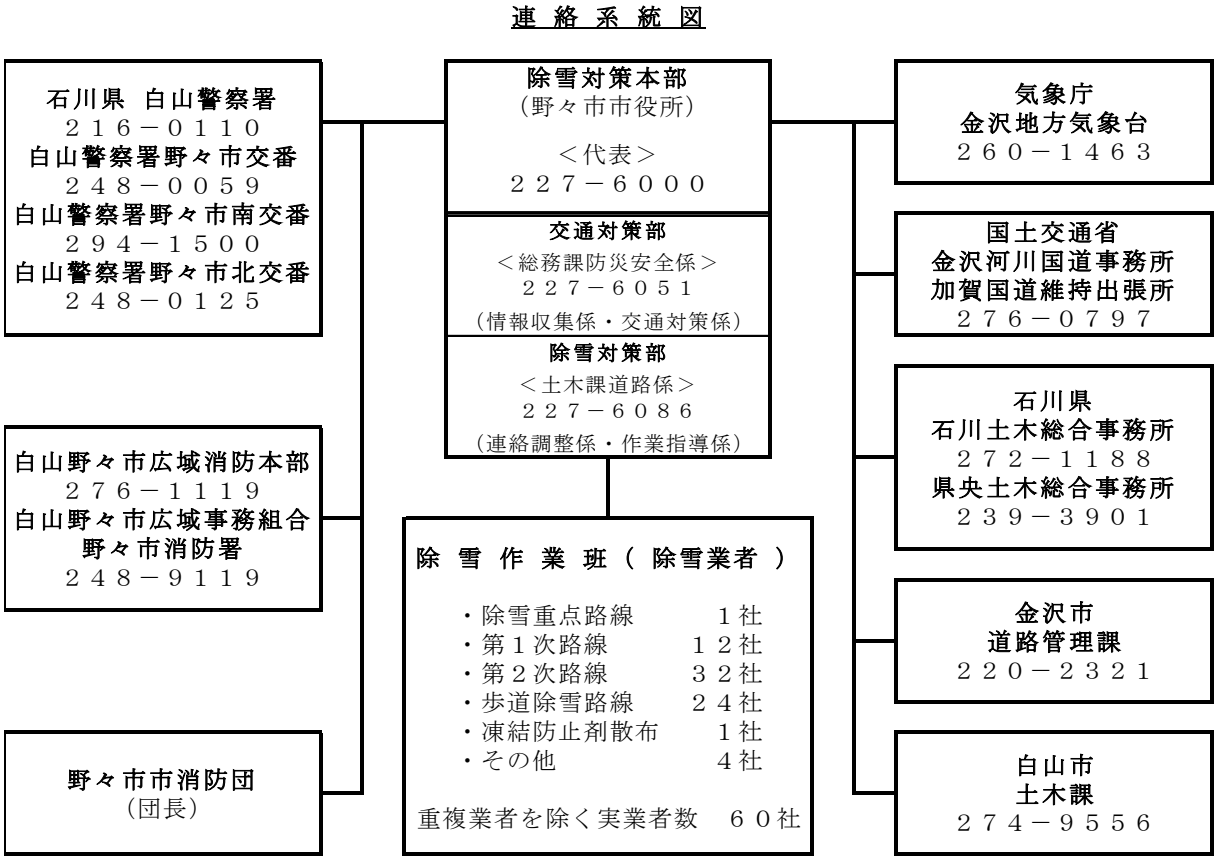

除 雪 路 線

＜国土交通省が除雪する路線＞

○国土交通省 金沢河川国道事務所 加賀国道維持出張所

国が管理する（国道）２路線の除雪を行う。

＜石川県が除雪する路線＞

○石川県 石川土木総合事務所

県が管理する（県道）１０路線の除雪を行う。

＜野々市市が除雪する路線＞

○除雪重点路線　（白山警察署・白山野々市広域消防本部からの市内アクセス性維持のために必要な道路かつ消融雪装置未設置路線）

除雪路線計画図のとおり

除雪重点路線延長　　Ｌ ＝　１．８ｋｍ

○第１次路線　（消融雪装置設置路線を含む、主要な幹線道路及び公共施設周辺の道路）

除雪路線計画図のとおり

第１次路線延長　　Ｌ ＝　６６．３ｋｍ（消融雪装置設置路線 Ｌ ＝　４０．０ｋｍ含む）

※ 第１次路線機械除雪延長　　Ｌ ＝ 66.3ｋｍ － 40.0ｋｍ＝ ２６．３ｋｍ

○のっティ除雪路線　（第１次路線に含まれない市コミュニティバスのっティの運行経路）

除雪路線計画図のとおり

のっティ除雪路線延長　Ｌ ＝　３．９ｋｍ

○第２次路線　（第１次路線へ接続する補助的な幹線道路）

除雪路線計画図のとおり

第２次路線延長　　Ｌ ＝　５８．０ｋｍ

○歩道除雪路線　（消融雪装置設置路線を含む、主要な幹線道路及び通学路の歩道）

歩道除雪路線計画図のとおり

歩道除雪延長　　Ｌ ＝　４７．６ｋｍ（消融雪装置設置路線 Ｌ ＝　３．７ｋｍ含む）

※歩道除雪路線機械除雪延長　　Ｌ ＝ 47.6ｋｍ － 3.7ｋｍ＝ ４３．９ｋｍ

○第１次路線・第２次路線以外の市道　（設定された除雪路線以外の道路）

雪害対策時に道路除雪を実施する

災害時における協定書

（1）通信設備の優先利用等に関する協定

1　石川県警察本部と野々市市

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条に規定する通信設備の利用等に関して、野々市町長と石川県警察本部長は、同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。尚、同法第 79 条の規定に基づく通信設備の優先利用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和 38 年 10 月 15 日

石 川 県 野 々 市 町 長
石 川 県 警 察 本 部 長

災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第１条　野々市町長が災害対策基本法(以下「法」という。)第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電気通信設備若しくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。)する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第２条　野々市町長が法第 57 条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は、警察有線電話及び警察無線電話とする。

第３条　野々市町長が法第 57 条の規定に基づき警察通信設備を使用する場合は、原則として、当該町の地域を管轄する警察機関の通信統制官等に対して、次の事項を申し出て、承認を受けるものとする。

１　使用等をしようとする警察通信設備
２　使用等をしようとする理由
３　通信内容
４　発信者及び受信者

第４条　通信統制官等は、当該申込の内容が法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受け付けた通信の取扱い順位の決定は通信統制官等が当該通信の緊急性・通話の内容・受付け順位等を考慮して決定するものとする。

第５条　野々市町長は、法第 56 条の規定に基づく伝達、通知又は警告を行う場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項を、あらかじめ当該町の地域を管轄する警察機関の通信統制官等に連絡しておくものとする。

第６条　本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として、警察通信設備の新設若しくは増設又は通信機器の貸与は行わないものとする。

附　則

この協定は、昭和 38 年 10 月 15 日から施行する。

（２）災害応援に関する協定

１　白山市と野々市市

白山市・野々市市消防相互応援協定書

白山市と野々市市は、消防相互応援協定の趣旨を尊重し、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

第１条　白山市（以下「甲」という。）と野々市市（以下「乙」という。）との消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

第２条　甲又は乙は、別表に定める地域内に火災が発生したことを知ったときは、それぞれの分団消防隊（消防団員により編成した消防隊をいう。）をもって応援し、消防活動を行うものとする。

第３条　前条の規定による応援を行う分団消防隊の指揮は、消防長又は要請側の管轄する区域の消防署長若しくは消防団長が応援側の分団消防隊の長を通じて行うものとする。

第４条　水害その他の災害に際しては、甲又は乙から災害の応援要請のあった場合は、応援を行う甲又は乙の判断により応援するものとする。

第５条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

第６条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成 26 年７月１日締結した「白山市・野々市市消防相互応援協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 27 年 12 月１日

（甲）白山市長　　山　田　憲　昭

（乙）野々市市長　　粟　　貴　章

別表（第２条関係）

甲の派遣する 地　　域	野々市市市内全域
乙の派遣する 地　　域	三宮町、白山町、中島町、八幡町、鶴来朝日町、鶴来今町、 鶴来後山、鶴来大国町、鶴来上東町、鶴来下東町、鶴来新町、 鶴来清沢町、鶴来知守町、鶴来千原、鶴来日詰町、鶴来日吉町、 鶴来古町、鶴来本町一～四丁目、鶴来水戸町、 鶴来水戸町二～四丁目、明島町、小柳町、月橋町、日御子町、 明光一～四丁目、森島町、荒屋町、坂尻町、曽谷町、知気寺町、 道法寺町、富光寺町、熱野町、部入道町、行町、安養寺町、安養寺、 井口町、大竹町、鶴来桑島町、七原町、柴木二丁目、柴木町、 中ノ郷町、日向町、深瀬新町、明法島町、河内町板尾、河内町内尾、 河内町奥池、河内町きりの里、河内町金間、河内町口直海、 河内町久保、河内町江津、河内町下折、河内町中直海、河内町吹上、 河内町福岡、河内町ふじが丘、河内町吉岡、市原、木滑、木滑新、 佐良、瀬波、中宮、吉野、相滝町、阿手町、数瀬町、釜清水町、 上野町、上吉谷町、河合町、河原山町、五十谷町、下野町、 下吉谷町、杉森町、瀬木野町、出合町、西佐良町、野地町、左礫町、 広瀬町、仏師ケ野町、別宮町、別宮出町、神子清水町、三坂町、 三ツ瀬町、三ツ屋野町、柳原町、若原町、渡津町、尾添、女原、 釜谷、五味島、瀬戸、鴇ケ谷、荒谷、東二口、深瀬、桑島、下田原、 白峰、宮永町、宮永市町、福増町、宮永新町、中新保町、八田中町、 八田町、倉部町、一塚町、あさひ荘苑一～四丁目、旭丘一～四丁目、 三浦町、幸明町、橋爪新町、福正寺町、橋爪町、長竹町、乾町、 中奥町、徳丸町、五歩市町、青葉台一～二丁目、三幸町、美里町、 横江町、番匠町、専福寺町、田中町、茶屋一～二丁目、安田町、 中町、鍛治町、博労一～三丁目、馬場一～二丁目、横町、西新町、 辰巳町、末広一～二丁目、石同新町、若宮一～三丁目、八日市町、 四日市町、石同町、布市一～二丁目、東一番町、東二番町、 東三番町、八ツ矢町、八ツ矢新町、新田町、殿町、古城町、東新町、 旭町、相木町、相木一～三丁目、倉光一～十丁目、倉光西二丁目、 村井町、宮丸町、米永町、村井東一～二丁目、成町、 中成一～二丁目、新成一～四丁目、北成町、北安田町、 北安田西一～二丁目、平木町、竹松町、蕪城一～五丁目、徳光町、 相川町、相川新町、村井新町、千代野東一～六丁目、 千代野西一～八丁目、千代野南一～二丁目

２　金沢市と野々市市相互応援

金沢市・野々市市消防相互応援協定

第１条　金沢市（以下「甲」という。）と野々市市（以下「乙」という。）との消防の相互応援については、この協定の定めるところによる。

第２条　甲又は乙は、別表に定める地域内に火災が発生したことを知ったときは、それぞれの分団消防隊（消防団員により編成した消防隊をいう。）１隊又は２隊をもって応援し消防活動を行うものとする。

第３条　乙は、前条の応援に関し、白山野々市広域事務組合の管理者とあらかじめ十分協議しておくものとする。

第４条　第２条の規定に基づき応援した分団消防隊は、受援側の指揮を受け、行動するものとする。

第５条　第２条の規定に基づき応援に要した経費は、次に定めるところにより負担するものとする。

（１）次の経費は応援側の負担とする。

ア　燃料（次号ウに掲げる燃料を除く。）、機械器具の小破損の修理及び被服等の補修

イ　消防団員の手当等

（２）次の経費は受援側の負担とする。

ア　建物及び施設並びに機械器具の重大な破損の修理費

イ　消防団員の公務災害補償、弔慰のための経費及び第三者に与えた損害の賠償その他の経費

ウ　消費した消火薬剤及び応援が長時間にわたった場合における現地での補給燃料並びに消防団の給食のための経費

第６条　この協定の有効期間は、平成 23 年 11 月 11 日から平成 24 年 11 月 10 日までとする。

２　前項の期間満了の１箇月前までに、甲及び乙のいずれかの側からもこの協定の改定の意志表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、それ以後も同様とする。

第７条　この協定の有効期間中であっても、甲、乙双方が協議のうえこの協定を改定することができる。

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ各１通を保有する。

附　則

この協定の発効に伴い、既に協定済みの金沢市・野々市町消防相互応援協定（昭和 57 年 10 月１日締結）は、廃止する。

平成 23 年 11 月 11 日

金　沢　市　長

野　々　市　市　長

別表

第２条の規定による派遣地域

甲の派遣する地域	本町１丁目、本町２丁目、本町３丁目、本町４丁目、本町５丁目、 本町６丁目、若松町、横宮町、高橋町、扇が丘、住吉町、菅原町、白山町、中林１丁目、中林２丁目、中林３丁目、中林４丁目、中林５丁目、上林１丁目、上林２丁目、上林３丁目、上林４丁目、上林５丁目、新庄１丁目、新庄２丁目、新庄３丁目、新庄４丁目、新庄５丁目、新庄６丁目、粟田１丁目、粟田２丁目、粟田３丁目、粟田４丁目、粟田５丁目、粟田６丁目、矢作１丁目、矢作２丁目、矢作３丁目、矢作４丁目、三納１丁目、三納２丁目、三納３丁目、藤平、藤平田１丁目、藤平田２丁目、下林１丁目、下林２丁目、下林３丁目、下林４丁目、位川、太平寺１丁目、太平寺２丁目、太平寺３丁目、太平寺４丁目、清金１丁目、清金２丁目、清金３丁目、末松１丁目、末松２丁目、末松３丁目、押野１丁目、押野２丁目、押野３丁目、押野４丁目、押野５丁目、押野６丁目、押野７丁目、押越１丁目、押越２丁目、野代１丁目、野代２丁目、野代３丁目、御経塚１丁目、御経塚２丁目、御経塚３丁目、御経塚４丁目、御経塚５丁目

乙の派遣する地域	久安１丁目、久安２丁目、三馬１丁目、三馬２丁目、三馬３丁目、横川１丁目、横川２丁目、横川３丁目、横川４丁目、横川５丁目、横川６丁目、横川７丁目、米泉１丁目、米泉２丁目、米泉３丁目、三十苅町、額新町１丁目、額新町２丁目、四十万町、四十万３丁目、四十万４丁目、四十万５丁目、四十万６丁目、しじま台１丁目、しじま台２丁目、馬替１丁目、馬替２丁目、馬替３丁目、大額町、大額１丁目、額谷町、額谷１丁目、額谷２丁目、額谷３丁目、額新保１丁目、額新保２丁目、額新保３丁目、額乙丸町、押野１丁目、押野２丁目、押野３丁目、新保本１丁目、新保本２丁目、新保本３丁目、八日市１丁目、八日市２丁目、八日市３丁目、森戸１丁目、森戸２丁目、八木１丁目、八木２丁目

３　金沢市と野々市市相互給水

金沢市と野々市市との災害時相互給水に関する協定書

金沢市（以下「甲」という。）と野々市市（以下「乙」という。）とは、災害時における相互給水に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、石川県内市災害時相互応援協定（平成２４年１月２５日締結。以下「災害時相互応援協定」という。）に基づき、災害時における水道連絡管を用いた給水（以下「災害時給水」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「水道連絡管」とは、金沢市と野々市市との水道連絡管の設置に関する基本協定書（平成２５年６月１２日締結）第３条に定める水道連絡管をいう。

（災害時給水の可能範囲）

第３条　甲及び乙は、その給水区域内における給水に支障のない範囲において、相互に災害時給水をすることができる。

（災害時給水の開始）

第４条　甲及び乙は、災害時給水を受けようとするときは、災害時相互応援協定第２条に基づく応援要請を行うとともに、給水開始日、給水期間、給水時間、水圧その他必要事項を相手方に通知するものとする。

２　災害時給水を開始する際の手動弁等の操作は、甲乙双方立ち会いのもと、行うものとする。

（異常時の措置）

第５条　甲及び乙は、災害時給水によりその給水区域内における適正な給水に支障があると認めたとき又はその他の異常を認めたときは、相手方に調査を依頼することができる。

２　前項の調査に要する費用の負担方法については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（災害時給水の制限、停止）

第６条　甲及び乙は、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情がある場合は、災害時給水を制限し、又は停止することができる。

２　甲及び乙は、前項の規定により災害時給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を協議のうえ定めるものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りでない。

（災害時給水の給水量算定）
第７条　災害時給水に要する費用等は、甲乙協議してこれを定める。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２５年１０月　３日

甲　金沢市
代 表 者
金沢市広坂１丁目１番１号

金沢市長

水道事業
金沢市広岡３丁目３番30号

金沢市公営企業管理者

乙　野々市市
代 表 者
野々市市三納１丁目１番地

野々市市長

水道事業
野々市市三納１丁目１番地

野々市市水道事業　野々市市長

４　石川県、県内全市町相互

石川県消防広域応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定により、石川県域内（以下「県内」）で大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防の広域的な応援を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町村）

第２条　この協定は、県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

（１）大規模な地震、風水害等の自然災害

（２）林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災

（３）航空機災害又は列車事故等の集団救急救助事故

（４）上記以外で応援を必要とする災害、事故等

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等の消防長が当該市町村等の保有する消防力及び近隣市町村等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が困難と認める場合において、第２条の規定する市町村等の消防長に対して行うものとする。

２　前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（１）災害の発生日時、場所及び状況

（２）必要とする人員、車両及び資機材等

（３）集結場所及び連絡担当者

（４）その他必要事項

（応援部隊の派遣）

第５条　市町村等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り行うものとする。

２　市町村等の消防長は、前条の応援要請に対する諾否について速やかに要請市町村等の消防長に通報する。

（応援部隊の指揮）

第６条　要請市町村等における応援部隊の指揮は、要請市町村等の消防長が応援部隊の長に対して行うものとする。

（応援の中断等）

第７条　応援市町村等において応援部隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援を中断することができるものとする。

２　災害区域にある市町村において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害対策本部が設置された場合は、この協定に基づく応援は終了するものとする。

（知事への通報）

第８条　災害及び応援の状況については、速やかに石川県知事（以下「知事」という。）に通報するものとする。

（知事の補完）

第９条　この協定による目的が達せられないおそれのある場合において、知事はこれを補完するため、必要な指示を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第 10 条　応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか概ね次の区分によるものとする。

（１）応援市町村等の負担　　機械器具の小破損の修理費用、燃料費用並びに消防職員の出動手当及び死傷による補償

（２）要請市町村等の負担　　（１）に掲げるもの以外のもの

２　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議の上決定するものとする。

（情報提供等）

第 11 条　市町村等の消防長は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

（実施細目）

第 12 条　この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定めるものとする。

（疑義の協議）

第 13 条　この協定に規定していない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

附　則

１　この協定は、平成３年８月１日から施行する。

２　この協定の成立を証明するため、本書 48 通を作成し、記名押印の上、各１通を補完する。

石 川 県 知 事
金　沢　市　長
七　尾　市　長
小　松　市　長
輪　島　市　長
珠　洲　市　長
加　賀　市　長
羽　咋　市　長
松　任　市　長
山　中　町　長
根　上　町　長
寺　井　町　長
辰　口　町　長
川　北　町　長
美川町長職務代理者
鶴　来　町　長
野 々 市 町 長
河　内　村　長

吉野谷村長
鳥越村長
尾口村長
白峰村長
津幡町長
高松町長
七塚町長
宇ノ気町長
内灘町長
富来町長
志雄町長
志賀町長
押水町長
田鶴浜町長
鳥屋町長
中島町長
鹿島町長
能登島町長
鹿西町長
穴水町長
門前町長
能都町長
柳田村長
内浦町長
能美郡広域事務組合長
奥能登広域圏事務組合長
七尾鹿島広域圏事務組合長
河北広域消防事務組合長
松任石川広域事務組合長
羽咋郡市広域圏事務組合理事会

石川県消防広域応援基本計画は省略する。

５　白山市、野々市市及び川北町

白山市・野々市市・川北町災害時相互応援協定書

白山市、野々市市及び川北町（以下「市町」という。）は、いずれかの市町において地震等の大規模な災害が発生した場合、市町相互間の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類及びその手段）

第１条　応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

（１）住民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動

（２）食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動

（３）清掃活動

（４）水道、下水道等の応急復旧活動

（５）被災児童生徒の受入れ

（６）被災者に対する住宅の提供

（７）ボランティアのあっせん

（８）その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第２条　応援を要請しようとする被災市町は、当該被災市町以外の市町に対して、応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された市町は全面的に応援活動を実施するものとする。

２　前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、当該応援を要請した市町に対し、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第３条　前条の規定にかかわらず、いずれかの市町において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡が取れない場合には、当該被災市町以外の市町は相互に連絡調整するとともに、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、市町が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第５条　協定市町は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡部局をさだめ、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（協議）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、市町が協議して定めるものとする。

（雑則）

第７条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成 17 年 10 月１日締結した「白山

市・野々市町・川北町災害時相互応援協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、各市町は記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 26 年７月１日

白山市長　　作　野　広　昭

野々市市長　　粟　　貴　章

川北町長　　前　　哲　雄

６　野々市市と愛知県東浦町

災害時における相互応援協定書

災害時における相互応援に関し、石川県野々市市及び愛知県知多郡東浦町との間に、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、両市町の区域内に災害が発生した場合において、両市町が相互に応援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害並びに両市町の国民保護計画において想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態をいう。

（連絡担当部局）

第３条　両市町は、災害の発生に備え連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらを供給するために必要な資機材の提供

（２）被災者等の救出、救護、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供

（３）被災者等の救出、救護、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員等の派遣

（４）応急処置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

（５）被災者に対する一時収容のための施設の提供及び住宅の紹介

（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請の手続）

第５条　災害が発生し応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ等で応援を要請し、その後速やかに別紙様式を提出するものとする。

（１）被害の種類及び状況

（２）前条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

（３）応援に要する職員等の職種別人員

（４）応援場所及び応援場所への経路

（５）応援の期間

（６）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（緊急の場合の応援）

第６条　両市町は、情報収集の結果、事態が緊急を要し前条に定める応援の要請（以下「応援要請」という。）を待つ時間に余裕がないときは、応援要請を待たずに必要な応援を行うことができる。

（指揮権）

第７条　応援活動に従事する職員等（以下「応援職員等」という。）は、被災地の指揮者の

指揮により行動するものとする。

（経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、原則として応援要請をした市町の負担とする。

２　応援職員等が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援した市町の負担とする。

３　応援職員等が、応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中において生じたものについては、応援要請をした市町が賠償の責めを負い、応援要請をした市町への往復の途中において生じたものについては、応援した市町が賠償の責めを負うものとする。

４　前３項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費の負担は、両市町が協議して定めるものとする。

（情報等の交換）

第９条　両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

（雑則）

第 11 条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成 21 年 11 月 10 日締結した「災害時における相互応援協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市町記名押印の上、各１通を保有する。

平成 26 年７月１日

石川県野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

愛知県知多郡東浦町
東浦町長　　神　谷　明　彦

7　野々市市と京都府城陽市

災害時における相互応援協定書

石川県野々市市と京都府城陽市は、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 67 条第１項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 17 条第１項の規定に基づき、両市の区域内に災害が発生した場合において、両市が相互に応援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、法第２条第１号に規定する災害並びに国民保護法第 16 条第１項の規定に基づき定められた両市の国民保護計画において想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態をいう。

（連絡担当部局）

第３条　両市は、災害発生に備え連絡を円滑に取り合うため、あらかじめ連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらを供給するために必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、救護、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供

（３）被災者の救出、救護、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員等の派遣

（４）応急処置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

（５）被災者に対する一時収容のための施設の提供及び住宅の紹介

（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請の手続）

第５条　災害が発生し応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ等で応援要請し、その後速やかに別紙様式を提出するものとする。

（１）被害の種類及び状況

（２）前条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

（３）応援に要する職員等の職種別人員

（４）応援場所及び応援場所への経路

（５）応援の期間

（６）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（緊急の場合の応援）

第６条　両市は、情報収集の結果、事態が緊急を要し前条に定める応援の要請（以下「応援要請」という。）を待つ時間に余裕がないときは、応援要請を待たずに必要な応援を行うことができる。

（指揮権）

第７条　応援活動に従事する職員等（以下「応援職員等」という。）は、法第 67 条第２項及び国民保護法第 17 条第２項の規定に基づき、応援要請をした市長等の指揮により行動するものとする。

（経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、原則として応援要請をした市の負担とする。

２　応援職員等が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援した市の負担とする。

３　応援職員等が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動の従事中において生じたものにあっては応援要請をした市が、応援要請をした市への往復の途中において生じたものにあっては応援した市が賠償の責任を負うものとする。

４　前３項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費の負担は、両市が協議して定めるものとする。

（情報等の交換）

第９条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

（雑則）

第 11 条　この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、当事者署名の上、各１通を保有する。

平成 28 年 10 月 26 日

石川県野々市市
野々市市長

京都府城陽市
城陽市長

８　石川県内市と野々市市

石川県内市災害時相互応援協定

石川県内の各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

（１）　市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
（２）　食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
（３）　清掃活動
（４）　水道、下水道等の応急復旧活動
（５）　被災児童生徒の受入れ
（６）　被災者に対する住宅の提供
（７）　ボランティアのあっせん
（８）　その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、当該被災市以外の協定市に対して応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は全面的に応援活動を実施するものとする。

２　前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、当該応援を要請した協定市に対し後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第３条　前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、当該被災市以外の協定市は相互に連絡調整するとともに、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第５条　協定市は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第７条　この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 11 通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 24 年１月 25 日

金沢市　　金沢市長
七尾市　　七尾市長
小松市　　小松市長
輪島市　　輪島市長
珠洲市　　珠洲市長
加賀市　　加賀市長
羽咋市　　羽咋市長
白山市　　白山市長
かほく市　かほく市長
能美市　　能美市長
野々市市　野々市市長

９　石川県消防防災ヘリコプター

石川県消防防災ヘリコプター支援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、石川県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３０条第２項の規定に基づき、石川県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき市町等がヘリコプターの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において「災害」とは、消防組織法第１条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（支援要請）

第４条　この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）

の長が、次のいずれかに該当し、ヘリコプターによる活動が必要と判断した場合に石川県知

事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1)　災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2)　発災市町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合

(3)　その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（支援要請の方法）

第５条　支援要請は、石川県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時にすべての事項について明らかにするいとまがない場合には、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については、判明次第速やかに航空隊に連絡するものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の日時、場所及び被害の状況

(3)　災害発生現場の気象状態

(4)　災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法

(5)　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6)　支援に要する資機材の品目及び数量

(7)　その他必要な事項

（支援要請方法の特例）

第６条　知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で発災市町等と前条に定める通常の手続がとれない場合については、市町長からの要請があったものとみなして、航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

（航空隊の派遣）

第７条　知事は、第４条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

２　知事は、第４条の規定による支援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

３　前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有するヘリコプター等の応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該市町長の要請がある場合には、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

（航空隊の隊員の活動）

第８条　前条第１項の規定により支援する場合において、災害現場における航空隊の隊員の活動は、発災市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

（消防用無線局の管理及び運用）

第９条　石川県は、第４条に基づく支援要請の活動を行うにあたり、発災市町等との連携を緊密にするため、ヘリコプター及び航空隊に消防用無線局を整備する。

２　前項の無線局の管理及び運用については、別に定める石川県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

（経費負担）

第１０条　この協定に基づく支援に要する運航経費は、石川県が負担するものとする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項は、石川県及び市町等が協議して定めるものとする。

（適用）

第１２条　この協定は、平成２６年４月１日から適用する。

平成９年４月１日付けで締結した石川県消防防災ヘリコプター応援協定は、平成２６年３月３１日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ１通を所持する。

石川県知事	谷本　正憲
金沢市長	山野　之義
七尾市長	不嶋　豊和
小松市長	和田　愼司
輪島市長	梶　　文秋
珠洲市長	泉谷　満寿裕
加賀市長	宮本　　陸

羽咋市長	山辺　芳宣
かほく市長	油野　和一郎
白山市長	作野　広昭
能美市長	酒井　悌次郎
野々市市長	粟　　貴章
川北町長	前　　哲雄
津幡町長	矢田　富郎
内灘町長	川口　克則
志賀町長	小泉　　勝
宝達志水町長	津田　　達
中能登町長	杉本　栄蔵
穴水町長	石川　宣雄
能登町長	持木　一茂
能美広域事務組合長	酒井　悌次郎
羽咋郡市広域圏事務組合長	山辺　芳宣
白山野々市広域事務組合長	作野　広昭
奥能登広域圏事務組合長	梶　　文秋

10　野々市市と株式会社えふえむ・エヌ・ワン

緊急放送に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社えふえむ・エヌ・ワン（以下「乙」という。）は、緊急放送システム機器の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市における災害の発生の予防又は被害の軽減のために、地域に必要な情報を正確かつ迅速に伝え、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度がこれらに類する原因により生ずる被害をいう。

（２）緊急放送　災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあると判断したときに、甲及び乙が別に定める緊急放送に関する協定書運用細則（以下「運用細則」という。）に基づいて、甲の要請により、乙の所有管理する放送設備を使用して行う放送をいう。

（運用）

第３条　甲及び乙は、緊急放送を行うにあたっては、乙の番組編成権を尊重し、その運用については運用細則に従うものとする。

２　甲及び乙は、甲の防災訓練時において、緊急放送の訓練を行うことができる。

（責任）

第４条　緊急放送による社会に及ぼす影響については、甲がその責任を負うものとする。

（費用負担）

第５条　乙は、緊急放送に要する費用を原則として、甲に請求しないものとする。ただし、災害による被害が甚大であり、緊急放送の期間が相当長期にわたる場合は、甲乙協議のうえ、その費用負担について定めるものとする。

２　緊急放送の実施により、不能となった平常時放送の損害は、乙の責任で解決を図るものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 27 年３月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は改定の申し出がない場合は、１年間更新されるものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（雑則）

第８条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成９年７月２日締結した「緊急放送に関する協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 26 年７月１日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）野々市市高橋町 24 番２号
株式会社えふえむ・エヌ・ワン
代表取締役社長　　亀　田　亮　彌

緊急放送に関する協定書運用細則

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社えふえむ・エヌ・ワン（以下「乙」という。）は、平成 26 年７月１日付けで締結した緊急放送に関する協定書に基づき緊急放送に関する事項の具体的基準を明確にし、緊急放送を正確かつ迅速に実施するため、この運用細則を定める。

（放送内容）

第１条　甲は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあると判断したときは、次の事項に関し緊急放送ができるものとする。

（１）地震情報、火災発生状況、河川氾濫状況及び気象情報
（２）避難の勧告、指示及び避難誘導
（３）市民の安否情報及び被害状況
（４）避難所開設状況
（５）道路、交通情報及び交通機関の運行状況
（６）飲料水、食料等の供給情報及びライフライン情報
（７）防疫、保健衛生、ゴミ処理及びし尿処理情報
（８）ライフライン等復旧情報
（９）その他甲が必要と認める事項

（放送形式）

第２条　緊急放送は、放送優先基準（別表第１）に基づき、甲が割り込み装置を用いて行う直接放送及び甲の要請による放送原稿を乙の編成によって行う放送の２形式とし、それぞれ次の手順によって行うものとする。

（１）甲の直接放送による場合（放送優先基準 A ランク）
　ア　甲は、直接放送の操作マニュアル（別表第２）に従って割り込み装置を作動させ、緊急放送を行う。
　イ　甲は、直接放送を行ったときは、緊急放送要請書兼報告書（別記様式）により、乙に報告する。

（２）乙の編成による場合（放送優先基準 B・C ランク）
　ア　甲は、緊急放送要請書兼報告書により放送内容を乙に伝達する。
　イ　乙は、甲から緊急放送要請書兼報告書により放送内容の送付を受けた場合は、その内容を確認したうえ、局員により他の放送に優先して、これを放送する。

（協議）

第３条　この運用細則に定めのない事項又はこの運用細則に疑義を生じたときは、甲乙協議して定める。

（雑則）

第４条　この運用細則は、締結の日から施行する。なお、平成９年７月２日締結した「緊急放送に関する協定書運用細則」については、廃止する。

この運用細則の締結を証するために本書２通を作成し甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成 26 年７月１日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）野々市市高橋町 24 番２号
株式会社えふえむ・エヌ・ワン
代表取締役社長　　亀　田　亮　彌

別表第１（第２条関係）

放　送　優　先　基　準

優先ランク	基　　準	具　体　的　事　項
A	甲が最も緊急な事態と判断し、通常放送を即中断して放送を必要とするもの。 （人命、市民の生活に特に重大な影響があるもの） ☆割り込み装置を可動させる	１　震度５弱以上の地震が発生したとき ２　台風等による河川の氾濫が発生又は発生する恐れがあるとき ３　災害により避難勧告、指示及び誘導が必要なとき ４　老人の徘徊や児童の迷子等により人命が憂慮されるとき ５　危険物、毒劇物の流出等により人命が憂慮されるとき ６　広域にわたる類焼が予測される大規模な火災が発生したとき ７　その他大規模災害の初期に要する各種情報の提供が必要なとき
B	甲が緊急な事態と判断し、通常放送を適宜中断して放送を必要とするもの。 （人家、農作物などに大きな被害が予想される場合） ☆割り込み装置を可動させない	１　大規模な火災が発生したとき ２　気象情報等により、大雨、洪水、風雪害等が予測されるとき ３　ガス漏れ等による災害が予測されるとき ４　交通事故等により道路の迂回等が長期的に実施されるとき ５　A ランク以下の地震で市民生活に重大な影響が予測されるとき ６　その他災害時の各種情報の提供が必要なとき
C	甲が不測な事態と判断し、通常放送の中での放送を要請するもの。 ☆割り込み装置を可動させない	１　不測の事態により市民に被害が生じると判断されるとき

別表第２（第２条関係）

操　作　マ　ニ　ュ　ア　ル

この操作マニュアルを使用して、割り込み装置による緊急放送をする場合は、野々市市はあらかじめ担当職員を指名し、野々市市とＦＭ－Ｎ１が協議した暗証番号により割り込み放送をするものとする。

この場合において、野々市市は事前にできるかぎりＦＭ－Ｎ１の指定した責任者に通告をするものとする。

甲による直接放送の場合（緊急電話による割り込み装置使用による放送）

本部からＦＭ－Ｎ１へ電話をかける。

↓

呼び出し音３回の後、「ただ今外出しています」のメッセージが２回流れる。

↓

メッセージを聞いてから 30 秒以内に５桁の暗証番号を押す。
なお、３回間違えると回線がきれる。

↓

暗証番号があうと
「はい、制御コードを押してください」のメッセージが２回流れる。

↓

メッセージの後 30 秒以内に３桁の制御コードを押す。

↓

「はい、１番つけました」のメッセージが返る。

↓

本部の電話口で放送できる。
緊急放送開始

↓

「００＃」を入力すると、「はい、終了します」のメッセージが流れ、自動的に終話する。（**放送終了**）
※放送は元のプログラムに戻る。

別記様式（第２条関係）

緊　急　放　送　要　請　書　兼　報　告　書　　NO,

㈱えふえむ・エヌ・ワン

野　々　市　市　役　所　　御中

□　緊急放送を要請します。

□　報告します。（　　年　　月　　日）

□　㈱えふえむ・エヌ・ワン

□　野　々　市　市　役　所

放送優先基準	1	優先基準Ａ	2	優先基準Ｂ	3	優先基準Ｃ
要請年月日	年　月　日		発信時刻 時　分	□広報広聴係　担当者名 □防災安全係　担当者名 □		
電話番号 発信 FAX 番号						
受信年月日	年　月　日		放送対応	□即対応　□調整後対応　□放送しない		
電話番号 受信 FAX 番号			受信時刻 時　分	ＦＭ－Ｎ１担当者名		
放送年月日	年　月　日		放送時刻 時　分	□　ＦＭ－Ｎ１が放送 □　市割り込み □　放送なし		
放送回数	□　回繰り返す		□　１回のみ			
放送タイトル：						
読み原稿						

11　野々市市と一般社団法人白山ののいち医師会

災害時の医療救護に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人白山ののいち医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、野々市市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害時の医療救護に関し、乙との協力に必要な事項を定めるものとする。ただし、災害救助法その他の関係法令が適用される災害時については、当該関係法令の定めるところによる。

（救護班の派遣）

第２条　甲は、野々市市地域防災計画に基づき、医療救護を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

３　乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合は、自らの判断で救護班を派遣することができるものとする。

４　乙は､前項の規定により救護班を派遣したときは､速やかに甲に報告するものとする。

（災害医療救護計画）

第３条　乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班に対する指揮）

第４条　医療救護の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。ただし、緊急時における救護活動は、この限りでない。

（救護班の業務）

第５条　乙が派遣する救護班は、原則として甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

２　救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する応急処置及び医療

（２）傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）被災者の死亡の確認

（４）避難場所への巡回診療

（救護班員の輸送）

第６条　甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班員の輸送について、必要な措置を執るものとする。

（医薬品等の供給）

第７条　乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容医療施設の指定）

第８条　乙は、甲が傷病者の収容医療施設を指定しようとするときは、これに協力するも

のとする。

（医療費）

第９条　救護所における医療費は、無料とする。

２　収容医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

（費用弁償等）

第 11 条　甲は、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用を負担するものとする。

（１）救護班の編成及び派遣に要する経費

（２）救護班が携行した医薬品等を使用した場合の薬価基準等に定める実費

（３）救護班員が、医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（４）救護所等における医療器具等の損傷に係る経費

（５）前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要した経費

２　前項に定める費用弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

（防災訓練に係る費用弁償等）

第 12 条　甲の要請に基づき、乙が防災訓練に参加した場合の費用については、前条の規定を準用するものとする。

（細目）

第 13 条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第 15 条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成 27 年３月 31 日までとする。

２　前項の協定期間の満了する日の１カ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、協定期間満了の日の翌日から更に１年間延長され、以後同様とする。

（雑則）

第 16 条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成 11 年８月 26 日締結した「災害時の医療救護に関する協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 26 年７月１日

（甲）野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）一般社団法人白山ののいち医師会
会　　長　　吉　光　康　平

災害時の医療救護に関する協定書実施細目

平成 26 年７月１日付けで野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人白山ののいち医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第 13 条に規定する細目については、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第１条　甲は、避難場所に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、医療救護が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（医療救護の報告）

第２条　乙は、協定書第２条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護終了後速やかに、各救護班ごとの「医療救護報告書」（第１号様式）、「救護班員名簿」（第２号様式）及び「医療品等使用報告書」（第３号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第３条　乙は、協定書第２条に基づく医療救護において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは「事故報告書」（第４号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（物件損傷報告）

第４条　乙は、救護所において医療器具等が医療救護により損傷を受けたときは、「物件損傷報告書」（第５号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第５条　協定書第 11 条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ「費用弁償等請求書」（第６号様式）により、甲に請求するものとする。

２　協定書第 11 条第１項第３号に規定する扶助金については、支払いを受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第７号様式）により、甲に申請するものとする。

（支払）

第６条　甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（防災訓練に係る費用弁償等）

第７条　協定書第 12 条に規定する防災訓練に係る費用弁償等については、前２条の規定を準用するものとする。

（雑則）

第８条　この実施細目は、締結の日から施行する。なお、平成 11 年８月 26 日締結した「災害時の医療救護に関する協定書実施細目」については、廃止する。

本実施細目２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 26 年７月１日

（甲）野々市市
　　野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）一般社団法人白山ののいち医師会
　　会　　長　　吉　光　康　平

医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

平成 26 年７月１日付けで野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人白山ののいち医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護に関する協定書第 11 条及び第 12 条に規定する費用弁償等の内容については、次のとおりとする。

（救護班の従事者の費用弁償）

第１条　協定書第 11 条第１項第１号に規定する救護班の従事者の派遣に対する費用弁償は、別表に定める額とする。

（医薬品等の実費弁償）

第２条　協定書第 11 条第１項第２号に規定する医薬品等の実費弁償は、使用した医薬品等に係る薬価基準等に定める実費とする。

（扶助金）

第３条　協定書第 11 条第１項第３号に規定する扶助金については、災害救助法施行令の基準に準ずるものとする。

（物件損傷の実費弁償）

第４条　協定書第 11 条第１項第４号に規定する医療器具等を損傷した場合の経費は、実費とする。

（防災訓練に係る費用弁償等）

第５条　協定書第 12 条に規定する防災訓練に係る費用弁償は、第２条及び第３条に規定する費用に準ずるものとする。

（医事紛争の処理）

第６条　救護班が転送した患者の診療について、この患者を診察した収容医療施設と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な処置を執るものとする。

（未収金の処理）

第７条　乙は、収容医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかに取りまとめ、甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払を督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

（雑則）

第８条　この覚書は、締結の日から施行する。なお、平成 11 年８月 26 日締結した「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」については、廃止する。

この覚書の交換を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 26 年７月１日

（甲）野々市市
　　野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）一般社団法人白山ののいち医師会
　　会　　長　　吉　光　康　平

12　野々市市と野々市農業協同組合

災害時における食糧及び燃料の供給・確保に関する協力協定書

野々市市（以下「市」という。）と野々市農業協同組合（以下「組合」という。）とは、野々市市地域防災計画に基づき、市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施するため、次のとおり協力協定を締結する。

（協力要請）

第１条　市は、大規模災害に際して緊急に食糧を調達する必要があると認めるときには、組合に対し、保有する食糧及び燃料の供給・確保について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　組合は、市より、協力要請があったときは、食糧及び燃料の供給・確保について、可能な限り協力を行うものとする。

（食糧の範囲）

第３条　市が組合に対し調達を要請する食糧は、次に揚げる物とする。

（１）主食　　米（ごはん)、弁当、麺類、パン、牛乳、粉ミルク

（２）副食　　漬物、梅干、つくだ煮、缶詰

（３）調味料　みそ、しょう油、塩、砂糖

（４）容器入飲料水その他市が指定する品目

（燃料の範囲）

第４条　市が組合に対し調達を要請する燃料は、次に掲げる物とする。

（１）車両用燃料　ガソリン、軽油

（２）その他燃料　Ａ重油、灯油

（協力要請手続）

第５条　市は、組合に対し食糧及び燃料の供給・確保を要請するときは、供給する日時、場所等を指定して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

２　市は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合は、組合に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第６条　組合は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、直ちに食糧及び燃料の供給・確保について適切な処置を講ずるものとする。

２　組合は、原則として自らの配送車等により市が指定する場所へ食糧及び燃料を配送し、市職員又は市が指定する者に引き渡すものとする。

３　組合は、食糧及び燃料の供給・確保活動を実施したときは、速やかに活動の内容を市に報告するものとする。

（費用の支払い）

第７条　組合は、食糧及び燃料の供給後、納品書を添付して、食糧及び燃料の代金及び所

要経費を市に請求するものとする。

２　市は、前項の請求があったときは、速やかに食糧及び燃料の代金及び所要経費を支払うものとする。

（取引価格）

第８条　食糧及び燃料の取引価格は、災害発生直前における小売価格を基準とし、市と組合とが協議のうえ、決定するものとする。

（連絡）

第９条　組合は、毎年１回、災害時に対応可能な食糧及び燃料の状況を市に連絡するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項については、その都度、市と組合とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第 11 条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成 11 年８月 26 日締結した「災害時における食糧の供給・確保に関する協力協定書」については、廃止する。

この協定締結を証するため、本書２通を作成し、市及び組合双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 26 年７月１日

野々市市長　　粟　　貴　章

野々市農業協同組合
代表理事組合長　　西　村　信　夫

13　野々市市と野々市市管工事協同組合

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

野々市市（以下「市」という。）と野々市市管工事協同組合（以下「組合」という。）とは、野々市市地域防災計画に基づき、市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　市は、大規模災害に際して市のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、組合に対し、人命救出、水道・ガス・下水道の応急土木活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　組合は、市から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、野々市市管工事組合加入者（ 以下「組合員」という。）のあっせん、建設資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第３条　市は、組合又は組合員に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務等を指定して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

２　市は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、組合又は組合員に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　組合員は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、市職員の指示に従い、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に市職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

２　組合員は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を市に報告するものとする。

３　組合員は、活動業務が完了したときは、速やかに活動状況の概要を市長に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　組合員が応急対策活動に要した費用は、市が負担する。

２　市は、組合員の活動業務終了後、これを検査又は確認したときは、組合員の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第６条　市は、組合員の業務従事者が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第７条　組合は、毎年１回、組合員名簿及び災害時に対応可能な建設資機材等の状況を市に対し連絡するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、その都度、市と組合とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第９条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成 11 年８月 26 日締結した「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」については、廃止する。

この協定締結を証するため、本書２通を作成し、市及び組合双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 26 年７月１日

野々市市長　　粟　　貴　章

野々市市管工事協同組合長　　橋　　忠　夫

14　野々市市と野々市市建設業協同組合

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

野々市市（以下「市」という。）と野々市市建設業協同組合（以下「組合」という。）とは、野々市市地域防災計画に基づき、市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　市は、大規模災害に際して市のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、組合に対し、人命救出、交通確保、応急土木活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　組合は、市から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、野々市市建設業協同組合加入者（ 以下「組合員」という。 ）のあっせん、建設資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第３条　市は、組合又は組合員に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務等を指定して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

２　市は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、組合又は組合員に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　組合員は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、市職員の指示に従い、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に市職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

２　組合員は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を市に報告するものとする。

３　組合員は、活動業務が完了したときは、速やかに活動状況の概要を市長に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　組合員が応急対策活動に要した費用は、市が負担する。

２　市は、組合員の活動業務終了後、これを検査又は確認したときは、組合員の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第６条　市は、組合員の業務従事者が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第７条　組合は、毎年１回、組合員名簿及び災害時に対応可能な建設資機材等の状況を市に対し連絡するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、その都度、市と組合とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第９条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成 11 年８月 26 日締結した「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」については、廃止する。

この協定締結を証するため、本書２通を作成し、市及び組合双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 26 年７月１日

野々市市長　　粟　　貴　章

野々市市建設業協同組合長　　西　村　一　正

15　野々市市と石川県電気工事工業組合及び一般財団法人北陸電気保安協会

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

野々市市（以下「甲」という。）と石川県電気工事工業組合（以下「乙」という。）及び一般財団法人北陸電気保安協会（以下「丙」という。）とは、野々市市内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命及び財産を守り市民生活の安定を図るため、野々市市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、大規模災害に際して必要と認めるときは、乙及び丙に対し、人命救出、公共施設等における電気設備等の復旧等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　乙及び丙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（協力要請手続）

第３条　甲は、乙及び丙に対し応急対策活動の協力要請を行うときは、日時、場所、業務等を指定して、文書又は電話等により行うものとする。

２　甲は、災害状況により協力要請を乙及び丙に対し直接行うことができないときは、公共放送等により要請を行うものとする。

（情報の共有）

第４条　甲、乙及び丙は、応急対策活動を実施するに当たっては、相互に情報を共有するよう努めるものとする。

（活動の実施）

第５条　乙及び丙は、協力要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、甲の職員（人命救出の場合は、消防職員）の指示に従い、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に市職員が派遣されていないときは、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

２　乙及び丙は、指定場所が電気主任技術者等を定めている公共施設等であるときは、当該電気主任技術者の立会いの上、応急対策活動を行うものとする。ただし、当該公共施設等に当該電気主任技術者等が派遣されていない場合であって、緊急を要するときは、有資格者の判断により応急対策活動を行うものとする。

３　乙及び丙は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、資機材等を甲に報告するものとする。

４　乙及び丙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に対し書面により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　乙及び丙が実施した応急対策活動に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、次に掲げる業務に要した費用のうち、資材等の材料費は甲の負担とし、労務費、計測器損料、車両経費等は乙及び丙の負担とする。

（１）被災電気設備の緊急点検の実施及び報告

（２）電気設備の危険箇所の区画表示

（３）停電箇所の復電可否判定及び電力復旧のための指導助言

（４）電気工事を伴わない簡易な手直し等応急措置による電力復旧の実施
（５）避難所等の仮設電気設備を安全に使用するための測定及び試験の実施
２　甲は、乙及び丙の応急対策活動完了後、これを検査し、又は確認したときは、乙及び丙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第７条　乙及び丙は、応急対策活動の実施に当たっては、あらかじめ、その活動に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受けるために必要な手続をとらなければならない。
２　甲は、乙及び丙の応急対策活動に従事する者が、その活動の実施により死亡し、若しくは負傷し、又は疾病にかかった場合において、労働者災害補償保険法の適用を受けることができなかったときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第８条　乙及び丙は、毎年１回、事業所の組織図及び連絡先を甲に対し書面により提出するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第 10 条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成 21 年２月 24 日締結した「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」については、廃止する。

この協定締結を証するため、本書３通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成 26 年７月１日

（甲）野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）石川県電気工事工業組合
理　事　長　　米　澤　　寛

（丙）一般財団法人北陸電気保安協会
理　事　長　　村　田　幸　平

16　野々市市と一般社団法人石川県エルピーガス協会石川支部

災害時における緊急用燃料等の供給・確保に関する協力協定書

野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県エルピーガス協会石川支部（以下「乙」という。）とは、野々市市地域防災計画に基づき、市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命及び財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、大規模災害に際して公共施設等における緊急用燃料として液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「ＬＰガス等」という。）の供給を受ける必要があると認めるときには、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　乙は、甲から協力要請があったときは、ＬＰガス等の優先供給その他可能な限りの協力を行うものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、乙に対し協力を要請するときは、次に掲げる事項を明示して、文書又は電話等により行うものとする。

（１）必要とするＬＰガス等の内容及び数量

（２）ＬＰガス等を必要とする場所

（３）ＬＰガス等の使用目的

２　甲は、災害状況により前項に規定する方法で要請を行うことができない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　乙は、前条の規定に基づき協力要請を受けたときは、速やかに現場に出動し、甲の職員の指示に従い、ＬＰガス等の供給について適切な処置を講ずるものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

２　乙は、ＬＰガス等の供給を完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が応急対策活動に要した費用のうち、ＬＰガス等の使用料及びＬＰガス等の供給に必要な資材等の材料費（以下「使用料等」という。）は甲の負担とし、労務費、車両経費等は乙の負担とする。

２　前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

３　乙は、ＬＰガス等の供給終了後、納品書を添付して甲に使用料等を請求するものとす

る。

４　甲は、前項の規定による請求があったときは、使用料等を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第６条　乙は、応急対策活動の実施に当たっては、乙の業務従事者が労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受けるための必要な手続をあらかじめとらなければならない。

２　甲は、乙の業務従事者がこの協定に基づく応急対策活動の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急対策活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合において、労働者災害補償保険法の規定に基づく保険給付を受けることができなかったときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡責任者等）

第７条　この協定に基づく要請に関する事項の連絡の責任者（以下「連絡責任者」という。）として、甲においては野々市市災害対策本部長が指定する者を、乙においては乙の支部長をそれぞれ指定するものとする。

２　甲及び乙は、毎年４月１日現在における連絡責任者及び連絡責任者と連絡が取れない場合の連絡先等を記載した書面を交換するものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第９条　この協定は、締結の日から施行する。なお、平成 22 年３月 16 日締結した「災害時における緊急用燃料等の供給・確保に関する協力協定書」については、廃止する。

この協定締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 26 年７月１日

（甲）野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）一般社団法人石川県エルピーガス協会石川支部
石川支部長　　竹　田　佳　一

17　野々市市と日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会

災害時における応急対策業務に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会（以下「乙」という。）とは、甲の管理する下水道管路施設が風水害、地震その他の自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における応急対策について、必要な事項を定め、下水道管路施設の早期機能回復などの応急対策の充実及び強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第２条　この協定の対象となる業務は、災害時における下水道管路施設の被害調査及び応急措置とし、甲が必要と認めた範囲とする。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において応急対策を行う必要が生じた場合は、災害の実情に応じて、乙に対し協力要請書（様式第１号）により協力を要請することができるものとする。

２　前項の要請は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を交付するものとする。

３　乙は、協力の要請に備え、使用資機材の確保に努めるものとする。

（応急対策の実施と報告）

第４条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、応急対策の内容を検討の上、協力業者の中から業務担当業者（以下「担当業者」という。）を決定し、出動応諾書（様式第２号）を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

２　前項の応諾は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動応諾書を送付するものとする。

３　担当業者は、甲の指示に従い、速やかに業務に着手するものとする。

４　担当業者は、業務遂行に当たって第三者に損害を与えないように特段の注意を払うものとする。

５　担当業者は、業務従事者が労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ行わなければならない。

６　担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整理

するとともに、適宜業務の進捗状況及び完了を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第５条　甲は、前条第６項の資料をもとに、担当業者と速やかに請負契約を締結するものとする。

（協定の効力）

第６条　この協定の期間は協定締結の日から平成　27 年　3 月　31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から文書により協定を更新しない等の意思表示がなされないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定について、疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成　26 年　10 月　28 日

甲　石川県野々市市三納１丁目１番地
野々市市長

乙　石川県金沢市東力２丁目４７番地４８番地
公益社団法人　日本下水道管路管理業協会
中部支部石川県部会長

様式第１号（第３条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

協　力　要　請　書

公益社団法人　日本下水道管路管理業協会
中部支部　石川県部会長　様

野々市市長　　㊞

野々市市と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会が締結する「災害時における応急対策業務に関する協定書」第３条第１項の規定に基づき、協力を要請する。

要請年月日	年　　月　　日
要請の原因	
施設名	
場所	
被害調査の状況及び応急措置の内容	
担当者	野々市市　　部　　課 氏　名 電　話

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

出　動　応　諾　書

野々市市長　　宛

公益社団法人　日本下水道管路管理業協会
中部支部　石川県部会長　　㊞

年　　月　　日付け　　第　　号で協力要請のあったことについて、野々市市と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会とが締結する「災害時における応急対策業務に関する協定書」第４条第１項の規定に基づき、出動を応諾する。

応　諾　年　月　日	年　　月　　日
業　務　担　当　業　者	住　　所 会　社　名 代表者名
業　務　責　任　者	氏名 電話

18　野々市市とイオンリテール株式会社イオン御経塚店及びイオン野々市南店

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオン御経塚店及びイオン野々市南店（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について、速やかに対応する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲は、前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引渡すものとする。

２　甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が、供給した物資の費用については、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときは、乙に対し 30 日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第８条　物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（避難場所の提供）

第９条　乙は、災害時において、甲の要請により乙が所有し、又は管理する駐車場を、一時的な避難場所として提供するものとする。

（改正又は廃止及び有効期限）

第 10 条　甲又は乙は、この協定に関し改正又は廃止をしようとするときは、改正または廃止しようとする１ケ月前までに、相手側に対し文書をもって通知し、甲乙協議の上、その内容について決定するものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する廃止の日まで、その効力を有するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 24 年３月９日
平成 29 年 12 月７日一部変更

（甲）石川県野々市市三納１丁目１番地

野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）大阪府大阪市福島区海老江１丁目１番２３号
イオンリテール株式会社近畿･北陸カンパニー
専務執行役員

支社長　　後　藤　俊　哉

19　野々市市とサントリービバレッジソリューション株式会社

災害時における飲料水の提供に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とサントリービバレッジソリューション株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における飲料水の提供に関する協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、野々市市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請することができる。

２　前項の飲料水を調達する必要があると認めるときとは、次に掲げる場合とする。

（１）災害による断水、避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。

（２）その他甲が必要と認めるとき。

（飲料水の提供）

第２条　乙が甲の要請に基づき提供する飲料水は、次に掲げるとおりとする。

（１）甲の区域内に設置した緊急時飲料提供ベンダー内の飲料水を無償で提供する。

（２）前号に規定する飲料水のほか、甲の要請に基づき乙が飲料水を提供するときは、乙は当該要請に対し、乙の意思決定に基づき、飲料水の提供を判断するものとする。

（要請の方法）

第３条　甲は、乙に飲料水提供の要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第１項第１号の飲料水を使用することができるものとし、その後、通信手段を確保することができたときは、速やかに乙に対し、連絡を行うものとする。

（緊急時飲料提供ベンダーの設置、撤去及び増設）

第４条　乙は、甲の要請に基づき、緊急時飲料提供ベンダーを甲の指定する場所に設置することについて検討するものとする。なお、設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

２　緊急時飲料提供ベンダーの撤去及び増設については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（緊急車両の指定）
第５条　甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、乙がその運搬のために使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（協定の有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、令和４年３月 31 日までとする。なお、この有効期間の満了日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに１年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年１月１日

甲　石川県野々市市三納一丁目一番地

野々市市長　　粟　　貴　章

乙　愛知県名古屋市中村区名駅南１丁目１２－９
サントリービバレッジソリューション株式会社

東海・北陸支社長　稲　葉　秀　樹

20　野々市市と北陸コカ・コーラボトリング株式会社

災害時における飲料水の供給に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、野々市市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

２　前項の飲料水を調達する必要があると認めるときとは、次に掲げる場合とする。

（１）災害による断水、避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。

（２）その他甲が必要と認めるとき。

３　前項第２号に掲げる場合においては、甲は、飲料水の供給の要請をする前に、乙に対し、協議するものとする。

（飲料水の供給等）

第２条　乙が甲の要請に基づき供給する飲料水並びにその対価及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。

（１）第４条の規定に基づき設置したメッセージボード搭載型の地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）内の飲料水を無償で提供する。

（２）前号に規定する飲料水のほか、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に供給するものとし、その納入場所は、避難所等甲の指定する場所とする。この場合において、供給される飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準として、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

２　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民への情報提供のため、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができる。

（要請の方法）

第３条　甲は、乙に飲料水の供給の要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第１項第１号の飲料水を使用することができるものとし、その後、通信手段を確保することができたときは、速やかに乙に対し、連絡を行うものとする。

（地域貢献型自動販売機の設置、撤去及び増設）

第４条　乙は、甲の要請に基づき、地域貢献型自動販売機を甲の指定する場所に設置する

ものとする。なお、設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。
２　地域貢献型自動販売機の撤去及び増設については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（緊急車両の指定）
第５条　甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、乙がその運搬のために使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（協定の有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、平成 25 年３月 31 日までとする。なお、この有効期間の満了日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに１年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 24 年７月 24 日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地

野 々 市 市 長

乙　富山県高岡市内島 3550 番地
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

21　野々市市と株式会社コーシン

災害時における飲料水の供給に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社コーシン（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、野々市市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

２　前項の飲料水を調達する必要があると認めるときは、次に掲げる場合とする。

（１）災害による断水、避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。

（２）その他甲が必要と認めるとき。

３　前項第２号に掲げる場合においては、甲は、飲料水の供給の要請をする前に、乙に対し、協議するものとする。

（飲料水の供給等）

第２条　乙が甲の要請に基づき供給する飲料水並びにその対価及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。

（１）第４条の規定に基づき設置した緊急時飲料提供ベンダー内の飲料水を無償で提供する。

（２）前号に規定する飲料水のほか、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に供給するものとし、その納入場所は、避難所等甲の指定する場所とする。この場合において、供給される飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準として、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の方法）

第３条　甲は、乙に飲料水の供給の要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第１項第１号の飲料水を使用することができるものとし、その後、通信手段を確保することができたときは、速やかに乙に対し、連絡を行うものとする。

（緊急時飲料提供ベンダーの設置、撤去及び増設）

第４条　乙は、甲の要請に基づき、緊急時飲料提供ベンダーを甲の指定する場所に設置するものとする。なお、設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

２　緊急時飲料提供ベンダーの撤去及び増設については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（緊急車両の指定）

第５条　甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、乙がその運搬のために使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成 25 年３月 31 日までとする。なお、この有効期間の満了日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに１年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 24 年７月 24 日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地

野々市市長

乙　石川県野々市市押野二丁目 216 番地
株式会社コーシン
代表取締役

22　野々市市とセッツカートン株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有している物資又は調達可能な物資を速やかに供給する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

（１）段ボール製品（段ボール板及び段ボール箱）

（２）段ボール製簡易ベッド

（３）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第５条　甲は、物資の供給を受けようとするときは、乙に対し、出荷要請書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引き渡すものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）
第７条　乙が供給した物資の費用については、甲が負担するものとし、物資の輸送に係る費用については、乙が負担するものとする。

（物資の価格）
第８条　乙が供給した物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（その他の必要な支援）
第９条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、支援する内容を決定するものとする。

（変更等及び有効期限）
第 10 条　甲又は乙は、この協定の内容を変更し、又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議の上、その内容について決定するものとする。
２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

（協議）
第 11 条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年 10 月１日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市

野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）兵庫県伊丹市東有岡五丁目３３番地
セッツカートン株式会社

代表取締役社長　丹　羽　俊　雄

23　野々市市と生活協同組合コープいしかわ

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープいしかわ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力に関し、その手続等について定めるとともに、乙による市民に対する防災意識向上等に関する活動について定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要と認めるときは、乙に対し、これらの供給について協力を要請することができる。

２　甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対して、甲が保有する物資等の輸送業務について協力を要請することができる。

３　甲は、平常時において、乙に対して、災害に関する啓発活動、訓練等の参加について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第４条　甲は、生活物資等の供給を受けようとするときは、乙に対し、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における連絡体制、連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（生活物資等の供給）

第５条　生活物資等の供給は、甲が指定する場所に、品目、数量等を明確にして、乙が責任を持って運搬するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が供給した生活物資等の費用及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用については、甲が負担するものとする。

（生活物資等の価格）

第７条　生活物資等の価格及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（生活物資等の安定供給）

第８条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用するほか、石川県内又は県外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活物資等の安定供給に努めるものとする。

（情報の提供）

第９条　甲は、災害時において、市民に対する生活物資等の配布場所、品目等の情報提供に努め、乙は、それに協力する。

２　甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について、情報交換に努める。

３　乙は、市民に対する防災意識の向上及び減災への取組を推進するため、甲の協力の下、平常時から防災等に関する情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

（変更等及び有効期限）

第 10 条　甲又は乙は、この協定の内容を変更し、又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議の上、その内容について決定するものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 24 年 11 月 12 日

（甲）石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

（乙）石川県白山市行町西１番地
生活協同組合コープいしかわ
理事長

24　野々市市と有限会社ぽかぽか

災害時における入浴支援施設としての使用に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と有限会社ぽかぽか（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設を災害時における入浴支援施設として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内に地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の管理する施設を入浴支援施設として被災者及び災害対応従事者（以下「被災者等」という。）に開放し、衛生的な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（使用施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により入浴支援施設として被災者等に開放するものとする。

（１）施設名称　ぽかぽか御経塚の湯

（２）所在地　野々市市御経塚四丁目38番地

（協力の要請）

第３条　甲は、災害の発生により必要と認めた場合は、乙に対して、施設を入浴支援施設として開設するよう文書又は口頭（電話連絡を含む。）により要請することができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに施設を開放し、入浴支援を実施する。

（費用の負担）

第５条　被災者が使用施設を入浴支援施設として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとする。この場合において、甲が負担する額は、甲乙協議して定める。

２　災害対応従事者が使用施設を入浴支援施設として使用したことにより生じた費用については、無料とする。

（使用期間）

第６条　使用施設を入浴支援施設として使用できる期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定める。

（連絡担当者）
第７条　甲及び乙は、災害時に迅速に対応するため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

（その他の必要な支援）
第８条　この協定に定める事項のほか、生活用水の供給など被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議して、支援する内容を決定するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（変更等及び有効期限）
第10条　甲又は乙は、この協定の内容の変更又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議して、その内容について定めるものとする。
２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成25年２月13日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市

野々市市長

（乙）野々市市御経塚四丁目38番地
有限会社ぽかぽか

代表取締役

25　野々市市と野々市市造園業協同組合

災害時における応急対策活動に関する協力協定

野々市市（以下「甲」という。）と野々市市造園業協同組合（以下「乙」という。）とは、野々市市地域防災計画に基づき、甲に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、大規模災害に際して甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、人命救出、交通確保、応急土木活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第２条　乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、野々市市造園業協同組合加入者(以下「組合員」という。）のあっせん、建設資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、乙又は組合員に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務等を指定して、文書、電話等の方法により行うものとする。

２　甲は､災害状況により前項の活動要請を直接できない場合には､乙又は組合員に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　組合員は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、市職員の指示に従い、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に市職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

２　組合員は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を甲に報告するものとする。

３　組合員は、活動業務が完了したときは、速やかに活動状況の概要を市長に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　組合員が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

２　甲は、組合員の活動業務終了後、これを検査又は確認したときは、組合員の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第６条　甲は、組合員の業務従事者が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は罹病したときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規

定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第７条　乙は、毎年１回、組合員名簿及び災害時に対応可能な建設資機材等の状況を甲に対し書面で提出するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 26 年７月 30 日

甲　野々市市三納一丁目１番地

野々市市
野々市市長

乙　野々市市堀内二丁目 132 番地

野々市市造園業協同組合
代表理事

26　野々市市とイオンタウン株式会社及びマックスバリュ北陸株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、イオンタウン株式会社（以下「乙」という。）及びマックスバリュ北陸株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時における支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が、乙及び丙の協力を得て、被災者に対して迅速かつ円滑に物資の供給等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　本協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときに発動するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　乙及び丙は、災害時において次の事項について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙又は丙が罹災した等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

（１）丙は甲に対し、食料・生活物資等を提供すること。

（２）乙にあってはイオンタウン野々市、丙にあってはマックスバリュ野々市店を一時的な避難場所として被災者に提供すること。

（３）前号の規定により一時的な避難場所として被災者に提供した場合、水道水、トイレ等を提供するとともに、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。

（物資提供要請の手続き）

第４条　甲は、前条第１号の支援協力を受けようとする場合には、丙に対し、支援協力の種類、数量及び受渡しの日時、場所、方法を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、受渡し）

第５条　丙が行う甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、丙又は丙の指定する者が行うものとする。ただし、丙又は丙の指定する者による運搬が困難である場合は、甲又は甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

（費用負担）

第６条　乙又は丙が、甲の要請による支援協力に要した経費については、甲、乙及び丙が協議の

上決定し、甲が負担するものとする。また、物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とする。

（連絡先等確認）

第７条　支援協力を円滑に行うため、甲、乙及び丙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲、乙及び丙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙丙三者が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成 26 年 11 月 14 日

甲　石川県野々市市三納一丁目 1 番地
野々市市長

乙　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンタウン株式会社
代表取締役

丙　石川県金沢市鞍月４丁目 133 番地　KC ビル８F
マックスバリュ北陸株式会社
代表取締役

27　野々市市と石川県瓦工事協同組合

災害応急対策のための活動に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、石川県瓦工事協同組合（以下「乙」という。）とは、野々市市に大規模な風水害、雪害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に連携・協力して災害時における被災住宅を対象に災害応急対策のための活動（以下「活動」という。）を実施することについて、以下のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、大規模災害に際して、被災住宅を対象に災害応急対策のための活動が必要になったときは、次に掲げる活動を乙に対して要請することができるものとする。

（１）瓦屋根の破損箇所の把握及び応急対策

（２）障害物の除去等の応急対策

（３）雪害による屋根の雪下ろし

（４）その他甲が必要と認める活動

（協力）

第２条　乙は、甲から活動の要請があったときは、優先的に前条各号に掲げる活動について協力するものとする。

（活動要請手続）

第３条　甲は、乙に対し活動への協力を要請するときは、日時、場所及び内容を指定して、文書により要請を行うものとする。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合にあっては、乙に対し口頭で活動への協力を要請し、事後、速やかに文書により要請を行うものとする。

（活動の実施）

第４条　乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、直ちに指定場所に活動要員を派遣し、甲の職員の指示に基づき活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、当該要請に従い自らの判断により活動を開始するものとする。

２　乙は、指定場所に活動要員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出動時間、活動に使用する器材等を甲に通報するものとする。

３　乙は、活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に通報するものとする。

（費用負担）

第５条　前条の活動により実施した活動に要した費用については、甲の負担とする。

２　甲は、乙の活動の終了後において、乙から当該費用の請求があった場合は、乙に対して当該費用に相当する額を支払うものとする。

（公務災害補償）

第６条　甲は、組合員の業務従事者が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は罹病したときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第７条　乙は、毎年１回、乙の組織図、連絡先及び緊急時の連絡窓口を記載した書面を甲に提出するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第９条　この協定は、締結日から効力を生じるものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 27 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何ら意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 27 年３月 24 日

甲　野々市市三納一丁目１番地

野々市市
野々市市長

乙　金沢市松村二丁目 80 番地

石川県瓦工事協同組合
理事長

28　野々市市と株式会社ヨシカワ

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、株式会社ヨシカワ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　本協定に定める支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（機材提供要請）

第３条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に機材を調達する必要があると認められるときは、乙の保有する機材の提供を要請するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有している機材又は調達可能な機材を速やかに提供する。

（機材の範囲）

第５条　甲が乙に要請する機材は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

（１）重機類

（２）発電機

（３）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第６条　甲は、機材の提供を受けようとするときは、乙に対し、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

（機材の引渡し）

第７条　機材の運搬は、甲が指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引き渡すものとする。ただし、乙が自ら搬送することができない場合は、甲が定める輸送手段により搬送するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が提供した機材の費用及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第９条　機材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第10条　支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（機材の価格）

第11条　乙が提供した機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（その他の必要な支援）

第12条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、支援する内容を決定するものとする。

（有効期間）

第13条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第14条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙二者が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成27年８月７日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市
　　野々市市長　　粟　　貴　章

乙　　金沢市北安江三丁目１番33号
　　株式会社ヨシカワ
　　代表取締役社長　吉　川　義　一

29　野々市市と千代田機電株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、千代田機電株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　本協定に定める支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（機材提供要請）

第３条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に機材を調達する必要があると認められるときは、乙の保有する機材の提供を要請するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有している機材又は調達可能な機材を速やかに提供する。

（機材の範囲）

第５条　甲が乙に要請する機材は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

（１）仮設トイレ

（２）発電機

（３）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第６条　甲は、機材の提供を受けようとするときは、乙に対し、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

（機材の引渡し）

第７条　機材の運搬は、甲が指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引き渡すものとする。ただし、乙が自ら搬送することができない場合は、甲が定める輸送手段により搬送するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が提供した機材の費用及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第９条　機材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
（連絡先等確認）
第 10 条　支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。
（機材の価格）
第 11 条　乙が提供した機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。
（その他の必要な支援）
第 12 条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、支援する内容を決定するものとする。
（有効期間）
第 13 条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。
（協議事項）
第 14 条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙二者が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成 27 年８月７日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　　金沢市新保本四丁目 65 番 12 号
千代田機電株式会社
代表取締役社長

30　野々市市とコストコホールセールジャパン株式会社

災害時における物資調達に関する協定
AGREEMENT WITH THE PROCUREMENT OF SUPPLIES AT THE TIME OF DISASTER

野々市市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、野々市倉庫店における災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

Nonoichi City (hereinafter referred to as "City") and Costco Wholesale Japan (hereinafter referred to as "Costco") have concluded agreement for procurement cooperation of food and necessities of life for disaster relief (hereinafter referred to as "supplies") at Nonoichi Warehouse as follows:

（趣旨）

第１条　この協定は、野々市市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(Objective)

Article 1 This agreement shall provide the necessary matters for smooth implementation of procurement supplies that City doing in cooperation with Costco in the case that a large scale disaster has occurred or is likely to occur in Nonoichi City.

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(Request for Cooperation)

Article 2 City may request to Costco for the cooperation of procurement supplies which Costco has and holds when City needs supplies due to disasters.

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（１）　別表に掲げる物資

（２）　その他甲が指定する物資

(Scope of Procurement Supplies)

Article 3 Supplies that City requests to Costco is those that Costco has and holds from the following.

(1) Supplies set forth attached sheet

(2) Any other supplies designated by City

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

（１）　災害により供給能力が低減した場合

（２）　災害により他の優先義務が発生した場合

（３）　乙が被災した場合

（４）　乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

(Implementation of Cooperation)

Article 4:

1. Costco, upon receiving a request from City in pursuant to the provisions of the previous clause, shall endeavor to cooperate actively in preferential supplying and transporting of sales items.; provided, however, that City understands that Costco may not be able to satisfy City's request due to reduced capacity, damage to Costco, supplying its members, or other additional duties resulting from the Disaster.

（要請手続）

第５条　甲は、出荷要請書（様式第１号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(Request Procedure)

Article 5 City shall request for Cooperation to Costco by Shipping request form (Form No.1). City shall, however, request to Costco orally and submit shipping request form quickly after the fact in a case of high emergency.

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(Transportation)

Article 6 Costco or any person designated by Costco shall transport. Costco may, however, request to City for the cooperation of transportation as needed.

（支払）

第７条　甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

(Payment)

Article 7 City must pay the fee of supplies provided by Costco and fee of transportation (hereinafter referred to as "payment etc.") without delay.

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第

２号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

２　Payment etc. that City should pay shall be decided after providing and carrying out supplies as a reasonable price at the time just before disaster upon consultation between both parties based on shipment confirmation (Form No.2) submitted by Costco.

（避難場所の提供）

第８条　乙は、災害時において、甲の要請により乙が所有し、又は管理する駐車場を、一時的な避難場所として提供するものとする。

(Evacuation Area Provisions)

Article8 Costco shall provide a parking lot which Costco owns or manages as a temporary evacuation area, available at the city's request in the event of a disaster.

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(Consultation)

Article9 Any question arising out of, or in connection with, this Agreement or any matter not stipulated herein shall be settled each time upon consultation between both parties.

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(Term of Agreement)

Article 10 This Agreement shall be effective for 1 year from the day of conclusion. This agreement shall, however, be automatically renewed and continued from year to year unless either party gives to the other an expression of their intentions a month before the end of the term then in effect.

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

In witness whereof, the parties hereto have executed this Agreement in duplicate by placing their signatures and seals hereon, and each party shall keep one of the originals.

平成 27 年 8 月 21 日

8, 21, 2015

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地

野々市市

野々市市長　粟　　貴　章

Nonoichi　City 1-1,Sanno,

Nonoichi city,Ishikawa,Japan

Nonoichi city

Mayor of Nonoichi city　Takaaki Awa

乙　神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目１番４号

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役　ケン・テリオ

Costco　3-1-4 Ikegamishin-cho, Kawasaki ward, Kawasaki city

Costco Wholesale Japan

Representative Director　Ken Theriault

別表（第３条関係）Appendix(Re:Art.3)

物資の種類 supplies	品名 the name of the Goods
食糧 Food	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子 Rice、Bread、Cornflakes、Instant food、Retort food、Canned food、Powdered milk、Miso、Soy sauce、Salt、Sugar、Oil、Pickles、Seaweed、Rice seasoning、Egg、Milk、Soy milk、Banana、Ham/Sausage、Water、Vegetables Juice/Fruit Juice、Soft drinks、Noodles、Meat、Vegetables、Butter／Jam、Tea／Coffee、Confectionery、
医療用品 medical supplies	絆創膏、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク Band-Aid、※Insecticide、Gargles、Disinfectant、Moisturizing liquid、Clinical thermometers、Sphygmomanometers、Mask
寝具、衣料 Bedding, clothes	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル Blankets、Bedding、Underwear、Socks、Clothes、※Snowsuits、Towels
日用品 commodity	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生理用品、紙おむつ、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ Portable gas stove、Cassette gas、Pots and Pans、Tableware、Table spoons/Table forks、Kitchen knife、Chopsticks、Paper trays、Paper cups、Flashlights、Batteries、Toilet paper、Kitchen paper、Wet wipes、Toothbrush、Dental powder、Cleaning fluid of a mouth、Sanitary products、Disposable diapers、Aluminum foil、Plastic wrap、Detergent、Soap、※Disposable body warmer、Tape、Rubber gloves、Shoes、Slippers、Urine putt for adults、Paper towels、Hand soap
その他 other	ブルーシート、★※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固形燃料、スコップ、モバイルバッテリー Blue sheets、★※Electric fans、※Stoves、Dynamos、The inverter for car、Hand carts、Solid fuel、Shovels、Mobile batteries

※季節商品　※Seasonal supplies

様式第１号（第５条関係）
Form No. 1 （Re:Art.5）

年　月　日
Year Month Day

出　荷　要　請　書

Shipping Request Form

コストコホールセールジャパン株式会社
○○倉庫店　倉庫店長　宛
To Costco Wholesale Japan ** Warehouse

** 市 長
㊞

Mayor of ****

災害時における物資調達に関する協定書第５条の規定により、次の物資の供給を要請します。
I will request for providing supplies listed below pursuant to the provision of Article 5 of “AGREEMENT WITH THE PROCUREMENT OF SUPPLIES AT THE TIME OF DISASTER”.

品名 the name of the Goods	規格 standard	数量 quantity	引渡場所 delivery place	引渡日時 delivery date and time

様式第２号（第７条関係）
Form No. 2 （Re:Art.7）

年　　月　　日
Year　Month　Day

出　荷　確　認　書

Shipment confirmation

**** 市 長 様
To Mayor of ****

コストコホールセールジャパン
株式会社
○○倉庫店倉庫店長　○○○○
㊞

年　　月　　日付けの出荷要請書により、次の物資を供給したことを報告します。
I will report that we provided the supplies listed below by the “Shipping request form”

品名 the name of the Goods	規格 standard	数量 quantity	備考 notes

供給者 provider
所在地 address
名　称 company name
代表者 representative　　㊞

受取確認者　receiving confirmer　　㊞

31　野々市市と若松梱包運輸倉庫株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と、若松梱包運輸倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援の内容）

第３条　乙が甲に支援する内容は、次のとおりとする。

（１）乙が所有する倉庫での支援物資の荷受・仕分け及び保管管理

（２）甲が指定する避難所等への支援物資の配送

（３）甲が指定する物資保管場所での支援物資の荷受・仕分け

（４）その他甲が必要と認める支援物資の管理配送等

（支援の要請）

第４条　甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があると認められるときは、乙に対し支援の実施を要請するものとする。

２　前項の規定による支援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話により行った後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第５条　乙は、甲から前条の規定による支援の要請を受けたときは、速やかに指定場所等に出向き、甲の指示に従い、必要な支援を実施する。

（通行の配慮）

第６条　甲は、乙が支援を実施するときは、乙の車両を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が実施した支援に要する費用は、甲が負担するものとする。

（費用の額）

第８条　乙が実施した支援に係る費用の額は、災害が発生する直前における適正な額とする。

（費用の支払い）

第９条　支援の実施に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第 10 条　甲及び乙は、支援協力を円滑に行うため、それぞれ連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（公務災害補償）

第 11 条　甲は、乙の職員が、この協定に基づく支援の実施により死亡し、負傷し、又は罹病したときは、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合条例第１号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する１ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも意思表示がないときは、同一条件で１年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（その他）

第 13 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 28 年９月１日
平成 29 年３月１日一部変更

甲　　野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市
　　野々市市長　　粟　　貴　章

乙　　金沢市福増町北 855 番地
　　若松梱包運輸倉庫株式会社
　　代表取締役　　若　松　明　夫

32　野々市市とアークランドサカモト株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とアークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が、乙の協力を得て、被災者に対して迅速かつ円滑に物資の供給等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援協力の内容）

第３条　乙は、災害時において次の事項について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙が罹災した等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

（１）別表に掲げる食料品、飲料水、生活・日用品、救助・災害復旧に必要な用品（以下「物資」という。）を提供すること。

（２）一時的な避難場所として被災者に施設内を提供すること。また、その際は、被災者に対し、水道水、トイレ等を提供するとともに、テレビ・ラジオ等で知り得た災害の状況を可能な範囲で提供すること。

（３）物資の集積場所及びインフラ復旧の為の応援車両の待機場所等として、施設内及び乙が管理する用地等を提供すること。

（４）前号に掲げる用地等の提供期間は、概ね１ヶ月程度とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第４条　甲は、前条に掲げる支援協力を受けようとするときは、乙に対し、支援協力の内容及び物資の種類、数量、受渡しの日時、場所、面積、方法等を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、受渡し）

第５条　乙が行う甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難である場合は、甲又は甲の指定する者が受渡し場所までの

物資の運搬を行うものとする。

（費用負担）

第６条　乙が、甲の要請による支援協力に要した経費については、甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。また、物資の価格は、災害発生時直前における小売価格等を基準とする。

２　前項に掲げる経費について、甲は乙の請求があった時はその内容を確認し、30 日以内に費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第７条　支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上決定するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成 29 年５月 18 日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市
　　野々市市長

乙　　新潟県三条市上須頃 445 番地
　　アークランドサカモト株式会社
　　代表取締役社長

別表（第３条関係）

物資の種類		品名
食料品		インスタント食品、缶詰、菓子
飲料水		水、緑茶、清涼飲料水、野菜ジュース
生活・日用品	食器・調理器具関連	水タンク、カセットコンロ、カセットガスボンベ、固形燃料、各種調理器具、各種食器、紙皿、紙コップ、キッチンペーパー、ホイル、ラップ、洗剤、ゴム手袋
	衣料関連	靴下、衣服、タオル、靴、長靴、スリッパ、手袋、軍手、ハンガー、ハンガーラック、※防寒着
	衛生用品関連	トイレットペーパー、ウェットティッシュ、ハンドソープ、石けん、簡易トイレ、生理用品、紙おむつ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、絆創膏、消毒液、マスク、ごみ袋、ごみ箱、※殺虫剤
	ペット用品	ペットフード、ペット用トイレ
	その他	ヘッドライト、懐中電灯、電池、発電機、投光器、ラジオ、傘、レインスーツ、テント、※扇風機、※ストーブ
救助・災害復旧に必要な用品		ブルーシート、アルミシート、スコップ、一輪車、台車、合板、角材、ウレタンパネル、コーキング、各種工具

備考

１　上記は、一例である。

２　※は、季節商品である。

33　野々市市と二本松物流株式会社

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と二本松物流株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し、必要な事項を定め、もって災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって実施される。

（定義）

第３条　この協定において「予備避難所」とは、災害の状況等に応じて開設する予備的な避難所をいう。

（使用施設）

第４条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により避難所等として市民に使用させるものとする。

（１）施設名称　二本松物流株式会社本社

（２）所在地　野々市市徳用三丁目18番地

（支援協力の内容）

第５条　乙は、災害時において次の事項について、可能な範囲内で支援協力を実施するものとする。ただし、乙が罹災した等の特別な事情により支援協力できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

（１）乙が所有する施設での支援物資の荷受け・仕分け及び保管管理

（２）甲が指定する物資保管場所での支援物資の荷受け・仕分け

（３）甲が指定する避難所等への支援物資の配送

（４）予備避難所として被災者に使用施設を提供

（要請の手続き）

第６条　甲は、前条に掲げる支援協力を受けようとするときは、乙に対し、支援協力の内容を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第７条　乙は、甲から前条の規定により、第５条第１号から第３号までに掲げる支援協力の要請を受けたときは、速やかに指定場所等に出向き、甲の指示に従い、必要な支援協力を実施するものとする。

２　乙は、甲から前条の規定により、第５条第４号に掲げる支援協力の要請を受けたときは、使用施設に避難する者に対し、使用施設への安全な誘導に努めるものとする。

（通行の配慮）

第８条　甲は、乙が支援物資の配送を実施するときは、乙の車両を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（使用期間）

第９条　使用施設の使用期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定める。

（費用の負担）

第 10 条　乙が、甲の要請により、第５条第１号から第３号までに掲げる支援協力に要した費用については、甲が負担するものとし、同条第４号に掲げる支援協力に要した費用については、乙が全額負担するものとする。また、乙が実施した支援に要する費用の額は、災害発生時直前における適正な額とする。

２　前項に掲げる費用について、甲は乙の請求があった時はその内容を確認し、30 日以内に費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第 11 条　支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第 13 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上決定するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成 29 年８月 28 日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　　野々市市徳用三丁目18番地
二本松物流株式会社
代表取締役

34　野々市市と日本郵便株式会社

野々市市と同市に係る郵便局の協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と野々市市内郵便局、新金沢郵便局及び金沢南郵便局（以下「乙」という。）は、地域における協力について次のとおり協定を締結する。

第１章　総則

（締結する協定）

第１条　甲と乙が締結する協定は、次のとおりとする。

（１）地域における協力協定（第２章）

（２）災害発生時における協力協定（第３章）

（協議）

第２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第３条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から 2018 年３月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から書面による協定の破棄又は内容の変更の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間更新するものとし､以後もまた同様とする。

第２章　地域における協力協定

（目的）

第４条　この協定は、市民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第５条　乙は、野々市市内における業務中、次に掲げる場合においては、業務に支障のない範囲で甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供するものとする。この場合において、緊急を要するときは、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

（１）高齢者、障害のある方（障がい者)、子どもその他の甲の市民等の何らかの異変を発見した場合

（２）道路の異常を発見した場合

（３）不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

２　前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第６条　乙は、前条第１項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合いずれにおいても、その責任を負わないものとする。

第３章　災害発生時における協力協定

（目的）

第７条　この協定は、野々市市内に発生した地震その他災害時において、甲及び乙が相互に協力し、復興に向けた対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第８条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第９条　甲及び乙は、野々市市内に災害が発生した場合であって、迅速な復興のために必要であると認めたときは、次の事項について相互に協力を要請することができる。

（１）緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（２）甲又は乙が収集した被災者の避難所の開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（３）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（４）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（５）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（６）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集、交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

（７）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注)避難者情報確認シート（別添 1、2)、避難先届又は転居届の配布及び回収を含む。

（協力の実施）

第１０条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第１１条　第９条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）
第１２条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第１３条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第１４条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　野々市市総務部環境安全課長
乙　日本郵便株式会社　新金沢郵便局長又は金沢南郵便局長

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自１通を保有する。

２０１７年9月27日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市長

（乙）　野々市市本町三丁目16番28号
日本郵便株式会社
野々市郵便局長

金沢市新保本四丁目65番地2
日本郵便株式会社
新金沢郵便局長

金沢市泉野町六丁目17番1号
日本郵便株式会社
金沢南郵便局長

35　野々市市とヤフー株式会社

災害時における情報発信等に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、ヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における情報発信等に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、甲の行政機能の低下を低減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（１）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）甲が、甲の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（５）　甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（６）乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

（７）甲が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　第１項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用の負担）

第３条　前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費･通信費その他一切の経費は､各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協

定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第５条　本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとす　る。

（連絡先等確認）

第６条　第２条第１項各号の事項を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

乙　　東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　　学

36　野々市市と株式会社トスマク・アイ

災害廃棄物の収集運搬等に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社トスマク・アイ（以下「乙」という。）とは、災害発生時における災害廃棄物の収集運搬等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、野々市市内において地震、その他風水害等大規模な災害が発生した場合において、当該災害により発生した災害廃棄物の収集運搬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条１号に規定する災害をいう。

（２）災害廃棄物　災害により一時的に大量に発生する破損又は汚損した廃棄物及び避難所等から排出される廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害が発生し、災害廃棄物の収集運搬等を実施する必要があると認めた場合、乙に対し協力を要請するものとする。

２　前項の規定による乙への協力の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により行い、その後速やかに書面を送付するものとする。

３　甲及び乙は、災害廃棄物の種類、収集場所、収集方法等の実施内容について、必要に応じて協議し、確認するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲からの協力要請に備え、支援体制の整備に努めるとともに、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限り迅速に応ずるものとする。

２　乙は、災害廃棄物の収集運搬等にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（１）周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。

（２）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第５条　甲は、災害の発生時に円滑な協力が得られるように、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

（実施の報告）
第６条　乙は、災害廃棄物の収集運搬等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を書面にて甲に報告するものとする。
（１）実施内容
（２）その他必要な事項

（訓練協力）
第７条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（費用の負担）
第８条　第３条の規定による要請に基づき乙が実施した協力に要する費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡窓口）
第９条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境安全課、乙においては株式会社トスマク・アイ第１営業部とし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、さらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）
第１１条　この協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 30 年８月１日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　　石川県白山市村井町 330 番地
株式会社　トスマク・アイ
代表取締役社長

37　野々市市と西日本電信電話株式会社

特設公衆電話の設置、利用等に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した場合において乙が提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用、管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害発生時において、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本協定に規定する「災害発生時」とは、地震その他風水害等により、広域で停電が発生する等社会の混乱が発生していることをいう。

２　本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議し定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管し、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態を維持することに努めるものとする。

２　屋内配線が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告するものとする。この場合において、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定し、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに設備管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める様式により相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し当該場所について報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、訓練と併せて接続試験等の実施に努めるものとする。

（故障発見時の扱い）

第８条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見

した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第９条　特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者又は帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の報告を行うものとする。

（特設公衆電話の利用）

第 10 条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第 11 条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うものとする。

（設置場所の公開）

第 12 条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第 13 条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

２　乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第 14 条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 30 年８月 10 日

甲　石川県野々市市三納１丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

乙　石川県金沢市出羽町４番１号
西日本電信電話株式会社
金沢支店長　小　川　成　子

38　野々市市と石川県さく井協会

井戸の応急復旧等に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と石川県さく井協会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における井戸の応急復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、野々市市内において地震、その他風水害等大規模な災害が発生した場合において、当該災害により発生した井戸の応急復旧等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条１号に規定する災害をいう。

（２）井戸の応急復旧等　災害により一時的に機能停止した市が所有する水源、消雪の他野々市市内に応急給水可能な全ての井戸の復旧等をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害が発生し、井戸の応急復旧等を実施する必要があると認めた場合、乙に対し協力を要請するものとする。

２　前項の規定による乙への協力の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により行い、その後速やかに書面を送付するものとする。

３　甲及び乙は、井戸の応急復旧等の実施内容について、必要に応じて協議し、確認するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲からの協力要請に備え、支援体制の整備に努めるとともに、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限り迅速に応ずるものとする。

２　乙は、井戸の応急復旧等にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（１）周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。

（情報の提供）

第５条　甲は、災害の発生時に円滑な協力が得られるように、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

（実施の報告）

第６条　乙は、井戸の応急復旧等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を書面にて甲に報告するものとする。

（１）実施内容

（２）その他必要な事項

（訓練協力）

第７条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（費用の負担）

第８条　第３条の規定による要請に基づき乙が実施した協力に要する費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡窓口）

第９条　この協定に関する連絡窓口は、甲において上下水道課、乙においては石川県さく井協会事務局とし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、さらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第１１条　この協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 30 年 12 月 13 日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市
　　野々市市長

乙　　石川県金沢市示野町西７番地
　　石川県さく井協会
　　会　　長

39　野々市市と株式会社八幡

災害時における物資等の供給に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社八幡（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市に大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な食料、物資（以下「物資等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定め、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、物資等を調達する必要があるときは、乙に対して、物資等の供給について、協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達、製造等が可能な物資等を速やかに供給する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるものとする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲は、前条に掲げる物資等の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引渡すものとする。

２　甲は、物資等を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲が要請し、乙が供給した物資等の費用については、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときは、乙に対し 30 日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第８条　物資等の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（効力）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙いずれかからも意思表示がないときは、更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（解除）

第 10 条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月 13 日

（甲）野々市市三納一丁目１番地

野々市市長

（乙）羽咋市兵庫町午１０番地
株式会社八幡
代表取締役社長

40　野々市市とNPO法人コメリ災害対策センター

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が、乙の協力を得て、迅速かつ円滑に物資の供給等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の内容）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の手続き）

第５条　甲は、前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、乙に対し、調達する物資名、数量、規格、受渡しの日時、場所等を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、受渡し）

第７条　乙が行う甲に対する物資の受渡し場所は、甲が指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙よる運搬が困難である場合は、甲の定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第８条　乙が、甲の要請による物資の供給に要した経費については、甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。また、物資の価格は、災害発生時直前における小売価格等を基準とする。

２　前項に掲げる経費について、甲は乙の請求があった時はその内容を確認し、30 日以内に費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第９条　支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上決定するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

令和２年７月 29 日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市
　　野々市市長　粟　　貴　章

乙　　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
　　ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
　　理事長　　捧　　雄　一　郎

41　野々市市と株式会社ジャパンビバレッジホールディングス

災害時における飲料水の提供に関する協定書

野々市市（以下「甲」という）と株式会社ジャパンビバレッジホールディングス（以下「乙」という）とは、災害時における飲料水の提供等に関し、下記のとおり協定する。

（目的）
第1条　本協定は、甲の市区域内において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）に、甲が乙に対して飲料水の確保及び供給等、被災者の応急救助に係る協力を要請する際の必要事項について定めることを目的とする。

（災害定義）
第2条　本協定において災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第1章第2条第1項に規定する災害をいう。

（提供内容）
第3条　乙は、第2条に定める災害の場合、甲の管理する場所に設置した災害対応型自動販売機（以下「自販機」という）の機内在庫飲料水を甲に無償で提供する。
尚、乙において直接提供することが困難なときは、甲は、乙から借り受けた以下の鍵を利用し自ら自販機の機内在庫飲料水を搬出することができるものとする。

	設置場所	機種	台数	鍵番号	鍵本数
1	つばきの郷公園	コンビ缶	1台	C34300	1
2	つばきの郷公園	サントリー缶	1台	ZE0083	2
3					
4					
5					

（鍵管理）
第4条　甲は、乙から借り受けた自販機の鍵を善良な管理者の注意義務をもって保管するものとし、万一紛失または盗難にあった場合は、直ちに乙に連絡するものとする。
2　甲は、本協定に定める以外の目的で自販機の鍵を利用してはならないものとする。

（契約範囲）
第5条　甲は、災害時における飲料提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により本協定を履行できない場合であっても、乙に対し責任を問わないものとする。

（期間）
第6条　本協定の有効期間は甲乙間で締結した自動販売機設置契約書に準ずるものとし、自動販売機設置契約書の契約期間満了日により失効するものとする。

（契約解除）
第7条　甲乙は、自らが暴力団等反社会的勢力でないことを表明保証する。又、本契約期間中当事者の何れかが暴力団を始めとする反社会的勢力とのかかわりを有することが判明した場合、勧告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

（協議）
第8条　本協定に定めのない事項、または本協定の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上これを決定する。

本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

2020 年 7 月 29 日

甲　石川県野々市市三納一丁目1番地
石川県野々市市長 粟 貴章

乙　〒924-0051 石川県白山市福留町532-1
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス
金沢支店
TEL 076-277-3311
FAX 076-277-3443

42　野々市市とマンテンホテル株式会社

災害時における避難所等としての使用に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）とマンテンホテル株式会社（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設を災害時における予備避難所及び入浴支援施設（以下「避難所等」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内に地震等による大規模な自然災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の管理する施設を避難所等として開放し、市民を受け入れることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「予備避難所」とは、災害の状況等に応じて開設する予備的な避難所をいう。

２　この協定において「入浴支援施設」とは、拠点避難所、予備避難所等で生活する市民に対し、入浴場所等を開放する施設をいう。

（使用施設）

第３条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により避難所等として市民に使用させるものとする。

（１）施設名称　満天の湯・道の宿

（２）所在地　　野々市市柳町460番地

（施設開設の要請）

第４条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、施設を避難所等として開設するよう事前協議のうえ、文書又は口頭（電話連絡を含む。）により要請する。

（避難者の誘導）

第５条　乙は、使用施設に避難する者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　使用施設を避難所等として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとする。

（使用期間）

第７条　使用施設の使用期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定める。

（連絡担当者）

第８条　甲及び乙は、災害時に迅速に対応するため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

（その他の必要な支援）

第９条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議して、支援する内容を決定するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（変更等及び有効期限）

第11条　甲又は乙は、この協定の内容の変更又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議して、その内容について定めるものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙は記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年７月31日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市

野々市市長

（乙）富山市本町２－17
マンテンホテル株式会社

代表取締役社長

43　野々市市と株式会社アクティオ

災害時における支援協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）、株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行うレンタル機材の供給に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　本協定に定めるレンタル機材の供給は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（機材供給要請）

第３条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に機材を調達する必要があると認められるときは、乙の保有する機材の供給を要請するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有している機材又は調達可能な機材を速やかに供給する。

（機材の範囲）

第５条　甲が乙に要請する機材は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

（１）仮設トイレ

（２）発電機

（３）その他レンタル機材

（要請の方法）

第６条　甲は、機材の供給を受けようとするときは、乙に対し、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

（機材の引渡し）

第７条　機材の運搬は、甲が指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引き渡すものとする。ただし、乙が自ら搬送することができない場合は、甲が定める輸送手段により搬送するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した機材の費用及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）
第９条　機材の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
（連絡先等確認）
第 10 条　レンタル機材の供給を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとし、連絡責任者は、甲においては野々市市長、乙においては株式アクティオ金沢白山営業所長とする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに文書にて相互に連絡を行うものとする。
（機材の価格）
第 11 条　乙が供給した機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。
（その他の必要な支援）
第 12 条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、支援する内容を決定するものとする。
（有効期間）
第 13 条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。
（協議事項）
第 14 条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙二者が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

令和２年８月５日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　東京都中央区日本橋３－１２－２
朝日ビルヂング７Ｆ
株式会社アクティオ
代表取締役社長

44　石川中央都市圏構成市町とNPO法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク

災害時における避難所用簡易間仕切り等の供給に関する協定書

石川中央都市圏を構成する金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッド（以下「間仕切り等」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、迅速に感染症対策やプライバシー保護に対応した避難所運営を行うため、乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（間仕切り等の調達要請）

第２条　甲は、災害時に避難所等への間仕切り等の調達が必要なとき又は必要であると想定されるときは、乙に対して品名、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を指示した上で間仕切り等の供給を要請することができる。

２　前項に規定する要請は、文書（第１号様式）により行うものとする。ただし、時間的な余裕がないとき等は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（間仕切り等の運搬）

第４条　間仕切り等の納入場所までの運搬は、乙又は乙が委託した者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託した者が当該運搬を行うことができない場合は、第２条の規定により要請した甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（費用負担）

第５条　要請した甲は、乙の間仕切り等の供給等に要した費用を負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、次の各号に掲げる費用とし、その取扱いは当該各号に定めるとおりとする。

（１）　間仕切り等の費用は、災害発生直前における販売価格を基準として、要請した甲と乙が協議して決定する。

（２）　乙又は乙が委託した者が行った物資の運搬に係る費用の内容及び額は、要請した甲と乙が協議して決定する。

（代金の支払）

第６条　要請した甲は、乙から間仕切り等の費用及び運搬に係る費用の請求があった時は、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、連絡責任者を変更したときも同様とする。

（有効期間）
第８条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を７通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保管する。

令和３年２月２日

甲　金沢市　　金沢市長

白山市　　白山市長

かほく市　　かほく市長

野々市市　　野々市市長

津幡町　　津幡町長

内灘町　　内灘町長

乙　特定非営利活動法人
ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク

代表理事

45　野々市市と石川トヨタ自動車株式会社及びネッツトヨタ石川株式会社

災害時における電力供給等の協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と石川トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）及びネッツトヨタ石川株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙及び丙が、野々市市内において大規模な災害が発生した場合に、自らが保有する外部給電可能なプラグイン・ハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車（以下「車両」という。）を用いて、車両からの非常時給電設備を有する販売店店舗（以下「店舗」という。）を避難場所として開放し、避難者を一時的に受け入れること、及び避難所への電力供給等の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　乙及び丙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

（１）避難施設としての店舗の開放による避難者の一時的な受け入れ

（２）車両を使用した避難所等への電力の供給

（３）災害応急対策に必要となる車両の貸与

（４）甲が実施する防災訓練への協力

（協力要請）

第３条　甲は、乙及び丙が保有する車両を必要とする場合は、書面で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

２　乙及び丙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとし、車両を引渡したときは、甲に対し速やかに書面により通知するものとする。

（使用期間）

第４条　車両及び店舗の使用期間は、災害発生から３日間程度とする。ただし、使用期間変更の必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（車両の引渡し及び返却）

第５条　乙及び丙は、甲が指定する時間及び場所で車両の引き渡し及び引き取りを行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙及び丙が実施した協力に関する費用については、次に掲げるとおりとする。

（１）車両の貸借、店舗の開放及び防災訓練の協力に関する費用については、無償とする。

（２）車両の貸借期間中の事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。

（３）乙及び丙は、車両の貸与にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、加入及び保険の適用を受ける際に要する費用については、乙及び丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（使用上の留意事項）
第７条　甲は、乙及び丙から貸与を受けた車両を次に掲げるとおり使用するものとする。
（１）原則として、野々市市内の安全な場所で使用する。
（２）使用期間中の車両の事故又は故障等により使用できなくなった場合は、乙及び丙に速やかに報告する。
（連絡責任者）
第８条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。
（普及活動）
第９条　甲、乙及び丙は、市民の自助の取り組みを促進するため、災害時等における車両からの電力の供給及び店舗の開放について、周知及び普及を図ることとする。
（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年８月３日

甲　野々市市三納１丁目１番地
野々市市

野々市市長

乙　金沢市御影町３番１号
石川トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長

丙　金沢市西泉２丁目 178 番地
ネッツトヨタ石川株式会社

代表取締役社長

46　野々市市と損害保険ジャパン株式会社

防災力向上にかかる相互協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、野々市市内に大規模な災害が発生した場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力及び大規模災害への備えとなる地域防災力の向上を図るための平常時からの連携協力について、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時において必要があると認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。この場合、乙は、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

（１）災害時及び救急活動時におけるドローンによる情報収集に関すること

（２）地域住民、帰宅困難者等の一時的な避難や必要な支援等を行う場所としての機能を有する「災害時支援ステーション」の開設に関すること

（３）その他関係機関との連絡調整に関すること

２　甲及び乙は、平常時から次に掲げる事項について、相互に連携・協力して取り組むものとする。

（１）防災講演会、防災訓練など市民等に対する防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること

（２）災害時支援ステーション設置の推進に関すること

（３）地震保険の情報提供及び相談に関すること

（４）その他防災、減災及び災害対応における相互協力に関すること

３　第１項及び前項に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

（協力の要請及び報告）

第３条 甲は、前条第１項及び第２項の協力を要請する場合には、原則として文書により行うものとする。ただし、事態が切迫して文書によることができない場合は、電話その他の方法によることができる。

２　前項ただし書きの場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

３　乙は、第１項に基づき協力した場合は、甲に対し文書により報告を求めることができる。

（費用の負担）

第４条 乙が第２条に定める協力を行うために要した費用については、その都度甲乙協議す

る。

（連絡責任者）
第５条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。
２　前項に変更があった場合についても、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

（情報管理）
第６条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

（本協定の有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

（その他）
第８条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年 12 月 15 日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地

野々市市長

乙　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番１号
損害保険ジャパン株式会社

金沢支店長

47　野々市市と佐川急便株式会社

災害時における物流支援等に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物流支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う物流支援等に関し必要な事項を定め、もって災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（支援の内容）

第２条　乙が甲からの要請に基づき行う支援の内容は、次のとおりとする。

（１）甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設における支援物資の荷受、仕分け及び保管管理

（２）甲が指定する避難所等への支援物資の配送

（３）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

（４）支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣

（５）必要となる生活物資等の調達支援

（６）その他甲が必要と認める事項

（支援の要請）

第３条　甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があると認められるときは、乙に対し支援の実施を要請するものとする。

２　前項の規定による支援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行った後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による支援の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（通行の配慮）

第５条　甲は、乙が支援を実施するときは、乙の車両を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第６条　第４条の規定による支援の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の額及び支払）

第７条　前条の費用の額は、災害が発生する直前における適正な額を基準として甲乙が協議のうえ、決定するものとし、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）
第８条　甲及び乙は、支援協力を円滑に行うため、それぞれ連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（損害の負担）
第９条　物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）
第 10 条　本協定に基づいて業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）
第 11 条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する１ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも意思表示がないときは、同一条件で１年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（その他）
第 13 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年１月 14 日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
野々市市

野々市市長

乙　　石川県金沢市木越町ト 80 番地
佐川急便株式会社　北陸支店

支店長

48　野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第２条　甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第３条　甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第４条　センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

２　著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第５条　乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

２　甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第６条　乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第７条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　被災情報の把握

（２）　ボランティアニーズの把握

（３）　災害ボランティアの募集、受付

（４）　災害ボランティア活動の情報発信

（５）　センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

（６）　ボランティア活動保険の加入手続

（７）　災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理

（８）　災害ボランティア活動に必要な移動支援

（９）　野々市市災害対策本部等との以下の情報の共有

ア　被災状況・避難情報

イ　インフラ等の復旧計画・復旧情報

ウ　ボランティアによる支援活動の状況

エ　特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）

オ　その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(10)　関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11)　その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第８条　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第９条　センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

２　大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

３　乙は、前２項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（請求及び支払）

第10条　乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

３　支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき５年間保管するものとする。

（センターの閉鎖）

第11条　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条　災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第14条　乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

２　甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

３　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、相互に協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、住民の意識の向上に努めるものとする

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第16条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年４月１日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市長　粟　　貴　章

乙　　石川県野々市市本町五丁目１８番５号
　　社会福祉法人　野々市市社会福祉協議会
　　会　長　　岡　田　　晴　彦

49　野々市市と一般社団法人石川県産業資源循環協会

災害時における廃棄物の処理に関する協力協定書

野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、野々市市内において地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して廃棄物処理活動（以下「活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、野々市市地域防災計画及び野々市市災害廃棄物処理計画に基づき、甲が実施する活動について、乙が協力することに関し、必要な事項を定め、もって円滑な活動の実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第２条　災害時において、甲は乙に対して、廃棄物の量及び内容等に関する初動調査（以下「初動調査」という。）並びに主として建物等の解体に伴う木くず、コンクリート塊、金属類及び被災した建物から排出される畳、大型家具等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集、運搬及び処理等について協力を要請することができるものとする。

（活動等の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り活動を実施するものとする。ただし、被害が甚大で甲と乙の連絡が不能となった場合、乙は甲の要請を待たずに活動の準備を行うものとする。

２　甲は、前項本文の規定により、乙に対し活動を要請する場合は、活動の日時、場所、内容等を指定して要請を行うものとする。

３　乙は、第１項本文の規定により、甲から活動の要請を受けた場合は、直ちに指定活動場所に出動し、甲の職員等の指示に基づき活動を実施するものとする。ただし、当該指定活動場所に甲の職員等が派遣されていないときは、要請内容に従い自らの判断により活動を行うものとする。

（処理方法）

第４条　乙は、前条第１項の規定による活動を行う場合は、次の事項に留意しなければならない。

（１）周囲の生活環境に配慮すること。

（２）甲が指示する分別方法により収集を行うこと。

（３）前号に定めるほか、可能な限り災害廃棄物の再使用、再生利用を図ること。

（報告の手続）

第５条　乙は、第３条第１項の規定による活動を行ったときは、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　費用の負担は次のとおりとする。

（１）初動調査に要した費用は、原則として乙が負担する。

（２）初動調査以外の活動に要した費用は、活動内容、期間等を勘案し、甲乙協議してそれぞれの負担額を決定するものとする。

（費用の支払）

第７条　乙が甲に費用を請求するときは、その費用の明細書を添付するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第８条　乙は、やむを得ない事由により活動を継続することができなくなった場合は、甲に対し、速やかにその状況等を報告するものとする。

（災害の補償）

第９条　乙の活動従事者が、この協定に基づく活動の実施により、死亡し、負傷し又は疾病にかかったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による。

（損害の賠償）

第10条　乙の活動従事者が、活動に際し第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、乙が賠償するものとする。

（損害の負担）

第11条　第３条第１項の規定による活動で生じた損害は乙が負担するものとする。

（収集、受入れ態勢の整備）

第12条　甲は、必要により災害廃棄物の仮置場を設置し、その情報を速やかに乙に通知するものとする。

（協力体制の構築）

第13条　甲及び乙は、平時から相互の連絡体制の確認を行い、災害時に備えるものとし、協力要請等については、原則としてEメール等災害時に有効な手段により行うものとする。

（防災意識の向上）

第14条　乙は、協会員に対して、協定の意義、内容等をあらゆる機会を通して周知するとともに、甲及び地域の防災活動への参加、協力を促すものとする。

（有効期間）

第15条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、さらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第16条　本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年８月24日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　石川県金沢市尾山町９番13号
一般社団法人石川県産業資源循環協会
会長

50　野々市市と株式会社石川トヨペットカローラ

災害時における電力供給等の協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社石川トヨペットカローラ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市内において大規模な災害が発生した場合における、乙が保有する外部給電可能なプラグイン・ハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車（以下「車両」という。）を用いた避難所への電力供給、乙の販売店店舗（以下「店舗」という。）を避難場所として開放し避難者を一時的に受け入れること等の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

（１）避難施設としての店舗の開放による避難者の一時的な受け入れ

（２）車両を使用した避難所等への電力の供給

（３）災害応急対策に必要となる車両の貸与

（４）甲が実施する防災訓練への協力

（協力要請）

第３条　甲は、乙が保有する車両を必要とする場合は、書面で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとし、車両を引渡したときは、甲に対し速やかに書面により通知するものとする。

（使用期間）

第４条　車両及び店舗の使用期間は、災害発生から３日間程度とする。ただし、使用期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（車両の引渡し及び返却）

第５条　乙は、甲が指定する時間及び場所で車両の引き渡し及び引き取りを行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙が実施した協力に関する費用については、次に掲げるとおりとする。

（１）車両の貸借、店舗の開放及び防災訓練の協力に関する費用については、無償とする。

（２）乙は、車両の貸与にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、加入及び保険の適用を受ける際に要する費用については、乙の負担とする。

（３）車両の貸借期間中の交通事故によって生じた物的損害及び人的損害の賠償は、乙の加入する保険によって支払う。乙の加入する保険が適用されない損害については、その損害の発生について帰責事由のある者が賠償責任を負う。

（４）車両の貸借期間中の給油費用は甲が負担するものとする。

（使用上の留意事項）
第７条　甲は、乙から貸与を受けた車両を次に掲げるとおり使用するものとする。
（１）原則として、野々市市内の安全な場所で使用する。
（２）使用期間中の車両の事故又は故障等により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告する。
（連絡責任者）
第８条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。
（普及活動）
第９条　甲及び乙は、市民の自助の取り組みを促進するため、災害時等における車両からの電力の供給及び店舗の開放について、周知及び普及を図ることとする。
（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和４年８月 26 日

甲　野々市市三納１丁目１番地
野々市市

野々市市長

乙　金沢市浅野本町ロ１０４
株式会社石川トヨペットカローラ

代表取締役社長

51　野々市市と石川ダイハツ販売株式会社

災害時における車両提供の協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と石川ダイハツ販売株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市内において大規模な災害が発生した場合に、乙が保有する車両を甲に貸与すること等の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

（１）災害応急対策に必要となる軽自動車の貸与

（２）外部給電可能な電動車両を使用した避難所等への電力の供給

（３）甲が実施する防災訓練への協力

（協力要請）

第３条　甲は、乙が保有する車両を必要とする場合は、書面で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとし、車両を引渡したときは、甲に対し速やかに書面により通知するものとする。

（使用期間）

第４条　車両の使用期間は、災害発生から３日間程度とする。ただし、使用期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（車両の引渡し及び返却）

第５条　乙は、甲が指定する時間及び場所で車両の引き渡し及び引き取りを行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙が実施した協力に関する費用については、次に掲げるとおりとする。

（１）車両の貸借及び防災訓練の協力に関する費用については、無償とする。

（２）乙は、車両の貸与にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、加入及び保険の適用を受ける際に要する費用については、乙の負担とする。

（３）車両の貸借期間中の交通事故によって生じた物的損害及び人的損害の賠償は、乙の加入する保険によって支払う。乙の加入する保険が適用されない損害については、その損害の発生について帰責事由のある者が賠償責任を負う。

（４）車両の貸借期間中の給油費用は甲が負担するものとする。

（使用上の留意事項）

第７条　甲は、乙から貸与を受けた車両を次に掲げるとおり使用するものとする。

（１）原則として、野々市市内の安全な場所で使用する。

（２）使用期間中の車両の事故又は故障等により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）
第８条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。
（普及活動）
第９条　甲及び乙は、市民の自助の取り組みを促進するため、災害時等における車両からの電力の供給及び店舗の開放について、周知及び普及を図ることとする。
（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和４年 10 月 12 日

甲　野々市市三納１丁目１番地
野々市市

野々市市長

乙　金沢市駅西本町３丁目 15 番１号
石川ダイハツ販売株式会社

代表取締役社長

52　野々市市と金沢三菱自動車販売㈱、石川中央三菱自動車販売㈱及び三菱自動車工業㈱

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）、金沢三菱自動車販売株式会社、石川中央三菱自動車販売株式会社（以上の二者を以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、野々市市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第２条　乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

⑴　プラグインハイブリッドEV

⑵　電気自動車

⑶　前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第３条　甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第２条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

２　前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式１号）により要請するものとする。

３　貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

４　丙は、第２項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努

めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第４条　貸与者は、前条第２項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

２　貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式２号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条　電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して１週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第６条　貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第７条　貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第８条　貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

⑴　甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

⑵　自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第９条　貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第 10 条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第 11 条　甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

⑴　貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

⑵　原則として、野々市市内で使用する。

⑶　故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第 14 条第３項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）

第 12 条　甲は、第４条に定める引渡しから第６条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 13 条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式３号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第 14 条　乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

２　甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

３　甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

（平時の取組）

第 15 条　甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

２　乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

３　前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（不可抗力免責）

第 16 条　激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部

の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

（協議）

第17条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第18条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の２月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和４年11月22日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

乙　石川県金沢市神宮寺三丁目１番５号
金沢三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　池　田　義　人

石川県金沢市長土塀二丁目16番30号
石川中央三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　宮　本　文　雄

丙　東京都港区芝浦三丁目１番21号
三菱自動車工業株式会社
代表執行役社長兼最高経営責任者
加　藤　隆　雄

災害時における物資等の供給に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市に大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な食料、物資（以下「物資等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定め、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、物資等を調達する必要があるときは、乙に対して、物資等の供給について、協力を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達、製造等が可能な物資等を速やかに供給する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるものとする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲は、前条に掲げる物資等の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引渡すものとする。

２　甲は、物資等を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲が要請し、乙が供給した物資等の費用については、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときは、乙に対し 30 日以内に代金を支払うものとす

る。

（物資の価格）
第８条　物資等の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（効力）
第９条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙いずれかからも意思表示がないときは、更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（解除）
第 10 条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議）
第 11 条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年 12 月 22 日

（甲）石川県野々市市三納一丁目１番地

野々市市長

（乙）大阪府大阪市北区鶴野町３－10
株式会社ほっかほっか亭総本部

代表取締役社長

54　野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会及び野々市ライオンズクラブ

災害福祉活動支援に関する相互連携協定

野々市市（以下「甲」という。）、社会福祉法人野々市市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び野々市ライオンズクラブ（以下「丙」という。）は、災害基本法（昭和 36 年法律 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下災害）という。）が発生した場合における福祉・ボランティア活動（以下「災害福祉活動」という。）に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、野々市市において災害が発生した場合に、災害による被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）における災害福祉活動を迅速かつ効果的に進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の要請及び内容）

第２条　甲及び乙は、丙に対し、災害福祉活動に関する情報を提供するとともに、必要があると認めるときは次に掲げる支援を要請するものとする。

（１）被災地域における災害福祉活動に対する人的な支援

（２）被災地域における災害福祉活動に必要な物品・資機材等の提供又は貸与

（３）災害ボランティアセンターが行う救援活動に対する前２号に掲げる支援

（４）前３号に掲げるもののほか、災害福祉活動に必要な支援

２　丙は、甲及び乙から提供される情報などを踏まえて支援の準備を行うとともに、前項の支援要請を受けた場合は、速やかな支援の実施に努めるものとする。ただし、具体的な支援の内容は、甲乙及び丙協議の上、その都度決定するものとする。

３　第１項の支援要請は、原則として書面によって行う。ただし、緊急を要する場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第３条　甲、乙及び丙は、本協定に基づく連絡及び支援が円滑に行われるよう、それぞれ連絡責任者を定め、他の協定先に通知するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、協定期間が満了する 30 日前までに、甲、乙

及び丙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、協定期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第５条　本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が誠実に協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和５年５月９日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
　　野々市市

　　野々市市長

乙　　野々市市本町五丁目１８番５号
　　社会福祉法人　野々市市社会福祉協議会

　　会長

丙　　野々市市白山町８番１６号
　　野々市ライオンズクラブ

　　会長

55　野々市市とエートス協同組合

災害時等における車両の移動等に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）とエートス協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における車両の移動等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、野々市市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に円滑な応急対策を行うため、甲が乙に対し、車両の移動等の要請を行う場合の手続き等に関する基本的事項を定め、もって災害時における被害拡大防止及び甲の管理する道路、避難所等の機能保全並びに災害からの円滑な復旧に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害又はこれらの原因により生ずる被害

⑵　車両　前号の災害により、自ら移動することができない車両その他物件

（業務内容及び対象区域）

第３条　本協定により甲が乙に要請できる業務内容は、次の各号に定めるものとする。

⑴　災害対策基本法第７６条の６第３項に基づく車両の移動および保管

⑵　前号以外の事由により、甲が特に必要と認めた場合における車両の移動および保管

⑶　前２号に基づく車両の移動を行った際の記録の作成

２　前項第１号及び第２号に掲げる業務の対象エリアは、次の各号に掲げる範囲とする。

⑴　前項第１号に基づく業務は、甲の管理する道路のうち甲があらかじめ指定する範囲

⑵　前項第２号に基づく業務は、甲の管理する道路以外の施設のうち甲があらかじめ指定する範囲

⑶　前各号の他、甲において対処が必要と認める範囲

３　甲及び乙は、別途協議により災害に遭った車両を保管する場所を決定する。決定に際しては、甲は乙に対し候補地の紹介をすることができるものとする。

４　乙は、車両の占有者、所有者又は管理者等からの問い合わせに対応する窓口を設置することができるものとする。

（支援要請）

第４条　甲は、乙に対し前条の業務に関する要請を行うときは、災害時における車両移動に関する要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

２　前項による支援の要請が前条第１項第１号による場合、甲は関係法令に基づき必要な措置を講じるとともに、乙に対し適切な指示を行わなければならない。

３　前項による支援の要請が前条第１項第２号による場合、甲は車両の移動、移動に係る費用負担、移動に伴い車両に損失が発生した場合の費用負担その他車両の移動に関し必要な事項について、当該車両の占有者、所有者又は管理者からあらかじめ書面により同意を得なければならない。

（要請受諾）

第５条　乙は、前条による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

２　前項の受諾は、災害時における車両移動に関する受諾書（第２号様式）により通知するものとする。ただし緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で受諾することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

３　乙は、業務実施にあたっては、甲の指示を遵守し、第三者の権利及び財産を侵害することのないよう特に配慮したうえで、車両の適切な処理に尽力するものとする。

（車両の移動場所）

第６条　乙が車両を移動する際、当該車両が所在する道路又は施設の外に移動する必要がある場合には、甲の指示に従うものとする。

２　乙の業務実施にあたり、一時的に甲の施設を使用する必要が生じた場合には、甲に対し、災害時における車両移動に関する申出書（第３号様式）により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものと

する。

（報告）

第７条　乙は、甲から業務の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに当該状況を報告するものとする。

２　乙の業務実施にあたり、その履行が困難な状況が発生した場合には、乙は速やかに甲に対して当該状況を報告するものとし、その場合甲は、乙と協力して当該状況の解消に努めるものとする。

３　乙が業務を完了した場合には、甲に対し災害時における車両移動に関する完了報告書（第４号様式）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（費用負担）

第８条　甲は、第３条に基づき乙が行った車両の移動・保管等に関わる費用を負担するものとする。ただし、あらかじめ甲と乙の取り決めに従い、一定台数までの車両移動および保管に関わる費用は乙が負担するものとする。取り決めにより決定された台数を超える場合には、甲乙双方で協議するものとする。

２　前項の規定に関わらず、甲が災害対策基本法等その他の関連法令等により乙に本協定に係る費用を支払うことができる場合には、乙は業務に要した費用の全部または一部を甲に請求することができる。

（災害補償）

第９条　本協定に基づく業務実施に係る乙の従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する補償は、労働災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づき乙が対処するものとする。

（損害賠償）

第１０条　第３条第１項第１号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合には、災害対策基本法第８２条により、甲が補償するものとする。ただし、当該損失が通常生ずべき損失とは認められない場合おいて、その発生が乙の業務実施によることが明らかな場合には、乙が負担するものとする。

２　第３条第１項第２号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合の補償については、乙と当該車両の占有者、所有者又は管理者との協議により決定する。

３　乙の業務実施により、第三者に損害が生じた場合の賠償については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。ただし、専ら乙にのみ帰責性がある場合は乙

の負担とする。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、本協定における災害処理の履行上、個人情報（個人情報保護法で保護の対象となる個人情報）を取り扱う場合においては、法令の規定により、受諾した業務に必要な範囲内に利用を制限することとし、その保護に努めなければならない。

本条の規定は、本協定が終了した後であっても効力を有するものとする。

（責任者及び連絡体制）

第１２条　本協定の実施に関する責任者は、甲においては市長とし、乙においては理事長とする。

２　本協定の実施に関する実務上の窓口は、甲においては総務課とし、乙においては組合本部とする。ただし、甲又は乙の組織変更があった場合には後継の組織が引き継ぐものとする。

３　本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先を災害時における車両移動に関する連絡先確認書（第５号様式）により定めるものとする。ただし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（訓練等への参加協力）

第１３条　甲は、防災訓練又は本協定に関する研修等を実施する際に、乙に参加等協力を依頼することができる。

２　乙は、前項の協力依頼があった場合は、乙の通常の営業に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。

（有効期間）

第１４条　本協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の３月３１日までとする。

２　有効期間が満了する２か月前までに本協定の解除又は変更について、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間本協定を更新するものとする。

（補足）

第１５条　本協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１６条　本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、協議のうえ、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第１７条　甲又は乙は、必要に応じて本協定の変更を随時申し入れることができる。

２　前項の場合には、変更後の事項を書面にて覚書を甲乙間で締結しない限り、その効力を生じないものとする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和６年９月 19 日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市長　　粟　　貴　章

乙　　さいたま市大宮区高鼻町２丁目１番地１号
エートス協同組合
理事長　　宮 本　　明 岳

56　野々市市と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会、一般社団法人石川県測量設計業協会及び一般社団法人石川県地質調査業協会

災害時における応急調査業務に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）一般社団法人石川県測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人石川県地質調査業協会（以下「丁」という。）とは、甲が所有若しくは管理する道路、河川、上下水道施設、農業林業施設等（以下「公共施設」という。）が、地震、風水害その他の自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における調査、測量、設計等の応急調査業務（以下「応急調査業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、公共施設の応急調査業務の実施に関する必要な事項を定めることにより、災害時における公共施設の被害の拡大、二次災害の防止並びに迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に際し必要と認めるときは、乙、丙及び丁に対して、応急調査業務の協力を要請できるものとする。

２　乙、丙及び丁は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急調査業務協力者等）

第３条　この協定に賛同し、応急調査業務を実施できる乙、丙及び丁の協会員を災害時応急調査業務協力者（以下「協力者」という。）という。

２　乙、丙及び丁は、この協定の締結後、速やかに協力者の名簿（以下「協力者名簿」という。）を甲に提出するものとする。

３　乙、丙及び丁は、「協力者名簿」について、その内容に変更が生じたとき又は甲から特に報告を求められたときは、速やかに、甲に対し、当該事項について報告するものとする。

（連絡担当者の設置）

第４条　甲、乙、丙及び丁はあらかじめ、応急調査業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

２　甲、乙、丙及び丁は、連絡担当者を定めたとき、又は、これを変更したときは速やかにそれぞれの窓口に報告するものとする。

（応急調査業務の調査者）

第５条　甲は、応急調査業務が必要な箇所ごとに協力者の能力、体制等について、乙、丙及び丁の意見を聴いた上で、応急調査業務の調査者（以下「調査者」という。）を決定するものとする。

（応急調査業務の要請、応諾）

第６条　甲は、乙、丙及び丁に対し、応急調査業務要請書を交付することにより、調査者の出動を要請するものとする。

２　乙、丙及び丁は前項の規定による要請を受けたときは、応急調査業務応諾書を甲に送付することにより、調査者の出動を応諾するものとする。

３　甲及び乙、丙、丁は緊急の必要があるときは、前２項の規定にかかわらず、可能な通信手段を使用することにより、出動の要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲及び乙、丙、丁は遅滞なく、応急調査業務要請書及び応急調査業務応諾書を交わすものとする。

（応急調査業務の実施）

第７条　調査者は前条第１項の規程による要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに、応急調査業務に着手するものとする。

２　前項の応急調査業務は、公共施設の機能の維持及び回復に係る必要最小限のものとする。

３　調査者は、応急調査業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。

４　調査者は、応急調査業務を行ったときは、その内容等及び進捗状況を速やかに甲に報告しなければならない。

（応急調査業務の内容）

第８条　甲が乙、丙及び丁に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）被害の規模や内容を直ちに把握するために行う初期調査

ア　公共施設の被災状況の目視による点検

イ　公共施設の被災状況の調査及び写真撮影

ウ　公共施設の被災状況の概略図の作成

エ　費用負担を伴わない範囲での技術的助言

（２）前号に掲げるもののほか、甲が必要に応じて要請する緊急的な調査

（費用負担）

第９条　応急調査業務の実施に要する費用は、前条第１号に掲げる費用にあっては、乙、丙及び丁が負担するものとし、前条第２号に掲げる費用にあっては、甲の負担とし、積算基準等に基づき積算するものとする。

（委託契約の締結）

第１０条　甲は、応急調査業務の調査期間中又は完成後、速やかに、調査者と当該業務に係る随意契約を締結するものとする。

（損害に関する事項）

第１１条　応急調査業務の成果物に生じた損害及び当該業務により第三者に与えた損害については、野々市市業務委託標準請負契約約款（平成 22 年野々市町告示第１３号）第２７条から２９条までの規定を準用する。

（協定の期間）

第１２条　この協定の期間は、締結した日から令和７年３月３１日までとする。但し、期間終了の日の３０日前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による何らの意思表示がなされないときは、引き続き同一内容で１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の協議）

第１３条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和６年９月 19 日

甲　野々市市

野々市市長　　粟　　貴章

乙　一般社団法人石川県建設コンサルタント協会

会　　長　　新家　久司

丙　一般社団法人石川県測量設計業協会

会　　長　　新家　久司

丁　一般社団法人石川県地質調査業協会

会　　長　　矢野　好二

災害時における応急対策活動に関する

基　本　協　定　書

野々市市（以下「甲」という。）と一般社団法人白山野々市建設業協会（以下「乙」という。）とは、野々市市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して応急対策活動（甲が管理する道路、河川等（以下「公共土木施設等」という。）の被災防止工事及び被災公共土木施設等の応急復旧工事の実施に関し、次の通り基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、応急対策活動の実施に関する基本事項を定めることにより、災害等に対する公共土木施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において災害とは、豪雨、防風、地震その他の異常な自然現象又は緊急な対応を必要とする事故により生ずる被害で、甲が応急対策活動の実施を必要と認めたものをいう。

（協力要請）

第３条　乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、活動資機材、労力その他可能な限りの協力を行うものとする。

（応急対策活動の実施細目）

第４条　当該活動における実施細目については、応急対策活動を円滑に実施するため、当該活動の実施細目に関する協定を別に締結する。

（協定の期間）

第５条　この協定の期間は、締結の日から令和７年３月３１日までとする。

２　前項の満了の日の３０日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に１年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

（疑義の決定）

第６条　この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年９月１７日

甲　　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
市長　　粟　　貴　章

乙　　石川県白山市鶴来新町タ５０番地
一般社団法人　白山野々市建設業協会
会長　　谷　端　　正　宗

災害時における応急対策活動に関する

細　目　協　定　書

野々市市（以下「甲」という。）と（一社）白山野々市建設業協会（以下「乙」という。）とは、令和６年９月１７日に締結した「災害時における応急対策活動に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第４条の規定により、甲が管理する道路、河川等（以下「公共土木施設等」という。）が自然災害若しくは緊急な対応を必要とする事故により被災し、又は被災する恐れがある場合の公共土木施設等の被災防止及び被災公共土木施設の応急対策活動（以下「応急対策工事」という。）の実施に関し、次のとおり細目協定「以下「協定」という。」を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、応急対策活動の実施に関する細目事項を定めることにより、災害時（基本協定書第２条に規定する災害をいう。）に対する公共土木施設の迅速かつ適切な機能の維持回復を図ることを目的とする。

（災害応急対策協力者等）

第２条　この協定に賛同し、応急対策工事を実施できる乙の協会員を災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）という。

２　乙は、この協定の締結後、速やかに、協力者の名簿（以下「協力者名簿」という。）及び協力者が応急対策工事を実施するための人員編成及建設資材等の数量を記載した表「以下「応急対策工事実施体制表」という。」を甲に提出するものとする。

３　乙は、協力者名簿又は応急対策工事実施体制表（以下「協力者名簿等」という。）について、その内容に変更が生じたとき又は甲から特に報告を求められたときは、速やかに、甲に対し、当該事項について報告するものとする。

（応急対策区域担当者）

第３条　甲は、乙の意見を聴いて、あらかじめ、応急対策区域ごとに協力者の中から応急対策活動を実施する担当者（以下「応急対策区域担当者」という。）を２名以上定めるものとする。

２　甲は、応急対策区域担当者を定めたとき又はこれを変更したときは、速やかに、乙及び応急対策区域担当者に通知するものとする。

（応急対策工事施工者）

第４条　甲は、応急対策工事が必要な箇所ごとに当該箇所が所在する応急対策区域の応急対策区域担当者のうちから、応急対策区域担当者の施工能力、応急施工体制等について、乙の意見を聴き、応急対策工事を実施する施工者（以下「施工者」という。）を決定する。

ただし、甲が必要と認める場合は、応急対策区域担当者以外の者から施行者を決定することができる。

（出動要請等）

第５条　甲は、施工者に対し、出動要請書を交付することにより出動を要請する。

２　施工者は、前項の規定による要請を受けたときは、出動応諾書を甲に送付することにより出動を応諾する。
３　甲及び施工者は、緊急の必要があるときは、前２項の規定に関わらず、電話等の通信手段により、出動の要請及び応諾をすることができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（工事の施工）
第６条　施工者は、前条第１項の規定による要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに、応急対策工事に着手するものとする。
２　前項の応急対策工事は、公共土木施設等の機能の維持及び回復に係る必要最小限のものとする。
３　施工者は、応急対策工事の実施に当たっては、工事に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の規定の適用を受けるための必要な手続きを５とらなければならない。
４　施工者は、応急対策工事の施工期間中、甲から申し出があった場合、当該工事の進捗状況について、文書により当該工事の内容を明らかにする写真等の資料を添付の上、甲に報告しなければならない。応急対策工事が完了したときも、同様とする。

（請負契約の締結）
第７条　甲は、応急対策工事施工期間中又は応急対策工事完成後、速やかに、施工者と当該応急対策工事に係る随意契約を締結するものとする。

（損害に関する事項）
第８条　応急対策工事の目的物に生じた損害及び当該工事により第三者に与えた損害については、野々市市建設工事標準請負契約約款（平成９年野々市町告示第 15 号）の規定を適用する。

（被災状況の調査及び報告等）
第９条　応急対策区域担当者は、大規模な災害等が発生した場合、甲からの要請により甲の所管する公共土木施設等の被災状況の調査及び報告に協力するものとする。
但し、上記に伴い生じる費用については、基本的には甲の負担とするが、詳細については、甲乙協議するものとする。
２　前項の規定に関わらず、応急対策区域担当者は通信手段が途絶えるなど相当の被害が予想される場合には自発的に出動するものとする。
３　乙は、応急対策区域担当者の中から、甲へ被災状況の調査及び報告を行う者（「情報連絡担当者」という。）を定めるものとする。

（協定の期間）
第１０条　　この協定の期間は、締結の日から令和７年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書により何らかの意思表示がなさ

れないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。
３　乙は、前項の規定により協定の期間が更新された場合には、第２条第２項に規定する協力者名簿等をその年の４月末日までに甲に提出するものとする。

（疑義の決定）
第１１条　この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年９月１７日

甲　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　貴　章

乙　石川県白山市鶴来新町タ５０番地
一般社団法人　白山野々市建設業協会
会長　谷　端　正　宗

58　野々市市と日本ピザハット株式会社及び株式会社ウルトラパワー

災害時における食料供給への協力に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）、日本ピザハット株式会社（以下「乙」という。）、株式会社ウルトラパワー（以下「丙」という。）とは、野々市市内において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における食料の供給並びに平常時における防災啓発活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要　請）

第１条　甲は、災害時において食料の供給が必要となるときは、乙及び丙に対し供給協力を要請することができる。

（要請手続き）

第２条　甲が乙及び丙に要請するときは、次の各号に掲げる事項について電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙及び丙に対し、当該要請事項を電子メール等で提出するものとする。

（１）要請する理由

（２）要請する内容及び数量

（３）搬入日、搬入場所

（４）輸送方法

（５）その他必要な事項

（食料の供給協力）

第３条　乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、食料の安定供給に努めるとともに、災害復旧業務等の特別の理由がない限り、可能な範囲で甲に協力するものとする。

２　供給する食料においては、乙及び丙が保有又は調達可能な食料とする。

（食料輸送）

第４条　食料の輸送は、丙又は丙の指定する者が行うものとする。ただし、必要に応じて、丙は甲に対して輸送の協力を求めることができる。

（損害賠償）

第５条　食料の供給協力について甲、乙、丙又は第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について甲、乙及び丙が協議をして定める。

（報　告）
第６条　乙及び丙は、供給協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、事後、速やかに乙及び丙は甲に電子メール等を提出するものとする。
（１）供給した食料の品目及び数量
（２）搬入日、搬入場所
（３）輸送方法
（４）その他必要な事項

（費用負担）
第７条　乙及び丙が供給協力の実施に要した費用は、甲に請求できるものとする。

（防災活動への協力）
第８条　乙及び丙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。
（１）甲が実施する防災啓発事業への協力
（２）甲が実施する防災訓練への参加協力
（３）その他、甲、乙及び丙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

（連絡責任者）
第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においてはコーポレート部部長、丙については代表取締役社長とする。

（情報交換）
第１０条　この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲、乙及び丙が相互に情報交換し、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

（協定書の有効期間）
第１１条　この協定書は、協定締結の日から１ 年間有効とする。
２　前項の規定にかかわらず、有効期間満了の日の１か月前までに甲、乙又は丙がいずれかから解除の申出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き１年間効果を有するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）
第１２条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため本協定書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上各自１通を保有する。

令和６年10月７日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

乙　神奈川県横浜市西区みなとみらい４－４－５
日本ピザハット株式会社
代表取締役社長

丙　石川県金沢市木倉町４－５
株式会社ウルトラパワー
代表取締役社長

59　野々市市と一般社団法人日本ムービングハウス協会

災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、野々市市（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅であって、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）をいう。

（所要の手続き）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し文書により住宅建設の要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、甲は乙に対し電話等により要請を行い、その後速やかに文書で要請しなければならない。

（１）建設場所

（２）戸数

（３）規模

（４）着工期日

（５）その他必要と認める事項

（協力）

第４条　乙は、甲からの要請があった時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「会員業者」という。）の斡旋その他住宅建設に関し必要な事項について甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第５条　乙の斡旋を受けた会員業者は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第６条　会員業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、会員業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は会員業者の請求により前項に係る住宅費用に要した費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては総務課防災安全係

とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

(会員名簿の提供)

第８条　乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

２　乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名を毎年１回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は速やかに甲に報告するものとする。

(有効期限)

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了日の 30 日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協　議)

第 10 条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和６年　　月　　日

甲　　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

乙　　北海道札幌市清田区美しが丘三条１０丁目２番１５号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事　佐々木　　信　博

（3）災害及び防災対策に係る連携協力に関する協定

1　野々市市と学校法人金沢工業大学

災害及び防災対策に係る連携協力に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と学校法人金沢工業大学（以下「乙」という。）は、災害及び防災対策に関する連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における住民の安全確保並びに平常時における地域防災力の強化及び防災意識の高揚を図るため、甲と乙の連携協力に必要な事項を定め、もって災害及び防災対策を円滑に遂行することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　連携協力は、次に掲げる内容とし、甲及び乙は、自らが行う業務に支障のない範囲内において応じるものとする。

（１）災害及び防災対策に関する情報の提供に関すること。

（２）施設、資機材及び物資等の提供に関すること。

（３）災害時の支援に要する人員の派遣、受入等に関すること。

（４）災害及び防災対策についての研究に関すること。

（相互協力）

第３条　甲及び乙は、第１条に定める目的を達成するため、相互に最大限の協力を図るものとし、前条に定める協力内容の詳細については、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡担当者）

第４条　甲及び乙は、連携協力を迅速かつ的確に実施するため、連絡担当者を双方に置くものとする。

（協力要請）

第５条　甲又は乙からの協力要請は、連絡担当者を通じて行うものとする。

（費用）

第６条　連携協力によって生じる費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（研究成果の公開）

第７条　第２条第４号に規定する研究により得られた成果は、甲乙協議の上必要と認めたときは、公表するものとする。

（注意義務）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく連携協力により知り得た情報の取扱いに十分注意しなければならない。この場合において、取得した個人に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

（協議）

第９条　この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間等）

第 10 条 この協定は、締結の日から効力を生じ、特別の事情がない限り平成 27 年３月 31 日まで効力を有する。ただし、有効期間満了の１月前までに甲又は乙から協定終了の申出がない場合は、なお１年間効力を存続するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第 11 条　平成 23 年９月１日締結した「災害及び防災対策に係る連携協力に関する協定」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年７月１日

（甲）石川県野々市市三納一丁目１番地

野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）石川県野々市市扇が丘７番１号

学校法人　金沢工業大学

理　事　長　　泉　屋　利　郎

（4）避難所等としての使用に関する協定

１　野々市市と株式会社スポーツクラブ・ヴィテン

災害時における避難所等としての使用に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社スポーツクラブ・ヴィテン（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設を災害時における予備避難所及び入浴支援施設（以下「避難所等」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内に地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の管理する施設を避難所等として開放し、市民を受け入れることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「予備避難所」とは、災害の状況等に応じて開設する予備的な避難所をいう。

２　この協定において「入浴支援施設」とは、拠点避難所、予備避難所等で生活する市民に対し、入浴場所等を開放する施設をいう。

（使用施設）

第３条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により避難所等として市民に使用させるものとする。

（１）施設名称　スポーツクラブ・ヴィテンののいち

（２）所在地　野々市市横宮町67番地１

（施設開設の要請）

第４条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、施設を避難所等として開設するよう文書又は口頭（電話連絡を含む。）により要請する。

２　甲は、災害又は避難所の状況等を勘案して必要と認めるときは、乙に対して使用施設を、妊産婦等避難所で生活するに当たり特に配慮を要する女性が避難するための避難所として開設するよう要請するものとする。

（避難者の誘導）

第５条　乙は、使用施設に避難する者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　使用施設を予備避難所として使用したことにより生じた費用については、乙が全額負担するものとする。

２　使用施設を入浴支援施設として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとする。この場合において、甲が負担する額は、甲乙協議して定める。

（使用期間）
第７条　使用施設の使用期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定める。

（連絡担当者）
第８条　甲及び乙は、災害時に迅速に対応するため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

（その他の必要な支援）
第９条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議して、支援する内容を決定するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（変更等及び有効期限）
第11条　甲又は乙は、この協定の内容の変更又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議して、その内容について定めるものとする。
２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙は記名押印の上、各自１通を保有する。

平成24年10月10日

（甲）野々市市三納１丁目１番地
野々市市

野々市市長

（乙）金沢市泉野町４丁目８番８号
株式会社スポーツクラブ・ヴィテン

代表取締役

２　野々市市と株式会社エイム

災害時における避難所等としての使用に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社エイム（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設を災害時における予備避難所及び入浴支援施設（以下「避難所等」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内に地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の管理する施設を避難所等として開放し、市民を受け入れることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「予備避難所」とは、災害の状況等に応じて開設する予備的な避難所をいう。

２　この協定において「入浴支援施設」とは、拠点避難所、予備避難所等で生活する市民に対し、入浴場所等を開放する施設をいう。

（使用施設）

第３条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により避難所等として市民に使用させるものとする。

（１）施設名称　フィットネスクラブエイム２１

（２）所在地　野々市市御経塚４丁目10番地

（施設開設の要請）

第４条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、施設を避難所等として開設するよう文書又は口頭（電話連絡を含む。）により要請する。

２　甲は、災害又は避難所の状況等を勘案して必要と認めるときは、乙に対して使用施設を、妊産婦等避難所で生活するに当たり特に配慮を要する女性が避難するための避難所として開設するよう要請するものとする。

（避難者の誘導）

第５条　乙は、使用施設に避難する者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　使用施設を予備避難所として使用したことにより生じた費用については、乙が全額負担するものとする。

２　使用施設を入浴支援施設として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとする。この場合において、甲が負担する額は、甲乙協議して定める。

（使用期間）
第７条　使用施設の使用期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定める。

（連絡担当者）
第８条　甲及び乙は、災害時に迅速に対応するため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

（その他の必要な支援）
第９条　この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議して、支援する内容を決定するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（変更等及び有効期限）
第11条　甲又は乙は、この協定の内容の変更又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議して、その内容について定めるものとする。
２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙は記名押印の上、各自１通を保有する。

平成24年12月19日

（甲）野々市市三納一丁目１番地
野々市市

野々市市長

（乙）金沢市戸水二丁目140番地
株式会社エイム

代表取締役社長

３　野々市市と石川県立野々市明倫高等学校

災害時における避難所の設置運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と石川県立野々市明倫高等学校（以下「乙」という。）は、災害時において、避難者を受け入れる拠点避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の管理する施設において災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所と被災者が避難生活を送るための指定避難所を兼ねた施設（以下「拠点避難所」という。）を設置することに関し、必要な事項を定め、避難所の設置運営が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって実施される。

（支援協力の内容）

第３条　乙が災害時において甲に支援協力する内容は、拠点避難所としての設置、開設、運営及び閉鎖の協力とする。ただし、乙が罹災した等の特別な事情により支援協力できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

（使用施設）

第４条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を甲の要請により避難所として市民に使用させるものとする。なお、施設の利用については、別に定める施設利用計画による。

（１）施設名称　石川県立野々市明倫高等学校

（２）所在地　野々市市下林三丁目 309 番地

（相互協力）

第５条　甲及び乙は、第１条に定める目的を達成するため、相互に最大限の協力を図るものとし、協力内容の詳細については、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡担当者）

第６条　甲及び乙は、連携協力を迅速かつ的確に実施するため、連絡担当者を双方に置くものとする。

（協力要請）

第７条　甲又は乙からの協力要請は、連絡担当者を通じて行うものとする。

（要請の手続き）

第８条　甲は、乙の施設の一部を避難所として開設する場合は、乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（物資の調達）

第９条　甲は、日常生活用品、食料等の避難所運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（設置期間）

第 10 条　避難所の開設の期間は、７日間以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、

期間を延長することができるものとする。

（費用）

第 11 条　連携協力によって生じる費用の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（避難所の閉鎖）

第 12 条　甲は、乙の施設を避難所として使用するにあたり、学校教育活動に支障をきたさないように配慮するとともに、施設の適正な管理に努め、避難所を閉鎖するときは、その施設の原状回復をするものとする。

（注意義務）

第 13 条　甲及び乙は、この協定に基づく連携協力により知り得た情報の取扱いに十分注意しなければならない。この場合において、取得した個人に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

（協議）

第 14 条　この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間等）

第 15 条　この協定は、締結の日から効力を生じ、特別の事情がない限り平成 30 年３月 31 日まで効力を有する。ただし、有効期間満了の１月前までに甲又は乙から協定終了の申出がない場合は、なお１年間効力を存続するものとし、その後も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成 29 年 12 月 25 日

甲　石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

乙　石川県野々市市下林三丁目 309 番地
石川県立野々市明倫高等学校
校　長　　宮　本　雅　春

４　野々市市とＬｉｎｋ加賀株式会社

観光振興及び災害時の協力に関する連携協定

野々市市（以下「甲」という。）とＬｉｎｋ加賀株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり観光振興及び災害時の協力に関する連携協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲乙双方に関わりの深い椿を活用した観光誘客の取組みについて連携、協力するとともに、災害時に乙の所有する施設を避難所等として開放し、甲の避難者等を受け入れることにより、観光振興及び災害時の協力体制の強化を図ることを目的とする。

（対象施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を利用して、甲の観光施策を紹介するとともに、避難所等として使用させるものとする。

（１）施設名称　山中温泉　湯畑の宿　花つばき

（２）所在地　　石川県加賀市山中温泉栢野町ハ36番地

（連携協力内容）

第３条　この協定における連携協力の内容は、次のとおりとする。

（１）椿を活用した観光まちづくり及び宿づくり

（２）大規模災害時における予備避難所及び入浴施設としての開放

（３）大規模災害時における応援職員等の受け入れ

（施設開設の要請）

第４条　甲は、災害により多数の避難者が発生した場合で、予備避難所開設の必要がある場合は、乙に対して、施設を避難所等として開設するよう事前協議の上、文書又は口頭（電話連絡を含む。）により要請する。

（費用の負担）

第５条　施設において観光誘客の取組みを実施するにより生じる費用については、原則無償とする。

２　施設を避難所等として使用することにより生じる費用については、甲が負担するものとする。

３　施設に応援職員等を受け入れることにより生じる費用については、宿泊者の自費とする。

（使用期間）

第６条　災害時における施設の使用期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡担当者）

第７条　甲及び乙は、円滑な連携協力のため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

（変更等及び有効期限）

第８条　甲又は乙は、この協定の内容の変更又はこの協定を解除しようとするときは、変更し、又は解除しようとする１か月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議して、その内容について定めるものとする。

２　この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年11月18日

（甲）石川県野々市市三納一丁目１番地
野々市市

野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）石川県加賀市山中温泉栢野町ハ36番地
Ｌｉｎｋ加賀株式会社

代表取締役社長　陳　　長　征

（５）福祉避難所としての使用に関する協定

１　野々市市と社会福祉法人野々市市社会福祉協議会

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

野々市町（以下「甲」という。）と社会福祉法人野々市町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

（１）「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、暴雪その他の異常な自然現状又は大規模な火災などによる被害をいう。

（２）「要援護者」とは、野々市町災害時要援護者登録事業実施要綱第２条に規定する災害時に支援が必要な者をいう。

（３）「乙の運営する福祉施設」とは、野々市町老人福祉センター、いきがいセンター矢作、いきがいセンター御経塚及び野々市町ディサービスセンターのことをいう。

（管理運営）

第３条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、第５条第１項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援

（２）要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第５条第１項第３号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第４条　この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

（費用等）

第５条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要援護者に要する食費

（３）その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう

指示するものとする。

（協力体制）

第６条　乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人に対し協力要請を行うものとする。

（要援護者等の受入れ等）

第７条　甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

（個人情報の保護）

第８条　甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利業務の譲渡等の制限）

第９条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第１０条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後５年間はこれを保管しなければならない。

（協定の解除）

第１１条　甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協定締結期間）

第１２条　この協定の締結期間は協定締結後１年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

（疑義の解決）

第１３条　この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２１年４月１日

甲　石川県石川郡野々市町字三納 18 街区１番
野々市町長

乙　石川県石川郡野々市町本町五丁目１８番５号
社会福祉法人　野々市町社会福祉協議会
理事長

２　野々市市と社会福祉法人富樫福祉会

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と社会福祉法人富樫福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市内において大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲の要請に基づき、乙の運営する福祉施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れ等の要請）

第２条　甲は、災害時において、要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する福祉施設内に福祉避難所を設置し、要援護者及びその介護者の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第３条　福祉避難所を設置する施設は、次に掲げる施設とする。

施　設　名	所　在　地
特別養護老人ホーム　富樫苑	野々市市中林四丁目 62 番地

（設置期間）

第４条　乙は、この協定における福祉避難所を設置運営する期間は、必要最小限の期間とし、甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所を早期閉鎖できるよう努めるものとする。

（要援護者の移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要援護者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において乙が要援護者に適切な介護を提供できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第７条　福祉避難所の設置運営に要する経費については、甲が負担するものとする。

（守秘義務）

第８条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第 10 条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、平成 25 年 10 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成 24 年 11 月１日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

（乙）　野々市市中林四丁目 62 番地
社会福祉法人富樫福祉会
理事長

３　野々市市と社会福祉法人加賀中央福祉会

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と社会福祉法人加賀中央福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、野々市市内において大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合における要援護者への避難援護について、甲の要請に基づき、乙の運営する福祉施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れ等の要請）

第２条　甲は、災害時において、要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する福祉施設内に福祉避難所を設置し、要援護者及びその介護者の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第３条　福祉避難所を設置する施設は、次に掲げる施設とする。

施　設　名	所　在　地
特別養護老人ホーム　かんじん	野々市市新庄二丁目 45 番地

（設置期間）

第４条　乙は、この協定における福祉避難所を設置運営する期間は、必要最小限の期間とし、甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所を早期閉鎖できるよう努めるものとする。

（要援護者の移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要援護者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所において乙が要援護者に適切な介護を提供できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第７条　福祉避難所の設置運営に要する経費については、甲が負担するものとする。

（守秘義務）

第８条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第 10 条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、平成 25 年 10 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成 24 年 11 月 1 日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

（乙）　野々市市新庄二丁目 45 番地
社会福祉法人　加賀中央福祉会
理事長

４　野々市市と石川県立明和特別支援学校

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と石川県立明和特別支援学校（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲が、乙の管理する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として市民に使用させるものとする。なお、施設の利用については別に定める施設利用計画による。

（１）施設名称　石川県立明和特別支援学校

（２）所 在 地　野々市市中林四丁目 70 番地

（福祉避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙が承諾した場所に福祉避難所を開設することができるものとする。

２　甲は、前項に基づき福祉避難所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

３　甲は、福祉避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定に関わらず、乙の施設内に福祉避難所を開設することができるものとする。ただし、速やかに甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲が、開設する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

２　甲が、開設する福祉避難所から入所施設等への要配慮者等の移送に関して、甲は、要配慮者等の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、福祉車両、救急車両、一般車

両等の調達先リストを整備するものとする。

（福祉避難所の管理）

第６条　福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　福祉避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

３　甲は、日常生活用品、食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

４　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護員、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第７条　甲は、乙の施設を福祉避難所として使用するに当たり、学校教育活動に支障を来さないよう配慮するとともに、施設の適正な管理に努め、福祉避難所を閉鎖するときは、必要な原状回復を行うものとする。

（経費の負担）

第８条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。

２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）

第９条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）

第 11 条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、平成 31 年 3 月 18 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

平成 30 年 3 月 19 日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　　粟　　貴　章

（乙）　野々市市中林四丁目 70 番地
石川県立明和特別支援学校
校　長　　近　藤　貴　好

５　野々市市と特定医療法人扇翔会（南ヶ丘病院）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と特定医療法人扇翔会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲が乙の管理する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として市民に使用させるものとする。なお、施設の利用については別に定める施設利用計画による。

（１）施設名称　特定医療法人　扇翔会　南ヶ丘病院

（２）所　在　地　野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区１番

（福祉避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙が承諾した場所に福祉避難所を開設することができるものとする。

２　甲は、前項に基づき福祉避難所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

３　甲は、福祉避難所を開設に緊急を要する場合は、前項の規定に関わらず、乙の施設内に福祉避難所を開設することができるものとする。ただし、速やかに甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲が、開設する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

（福祉避難所の管理）

第６条　福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　福祉避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

３　乙は、要配慮者等に必要な電源の確保に協力するものとする。

４　甲は、日常生活用品、食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

５　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健

師、介護員、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第７条　甲は、乙の施設を福祉避難所として使用するにあたり、救急・一般診療に支障をきたさないよう配慮するとともに、施設の適正な管理に努め、福祉避難所を閉鎖するときは、必要な原状回復を行うものとする。

（経費の負担）

第８条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。

２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）

第９条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）

第 11 条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和５年９月９日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長

（乙）　野々市市西部中央土地区画整理事業
施行地区 56 街区１番
特定医療法人　扇翔会
理事長

６　野々市市と株式会社ニルヴァーナ（ののいちの季）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社ニルヴァーナ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　サービス付き高齢者住宅　ののいちの季

（２）所 在 地　野々市市住吉町 26 番 46 号

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）
第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市本町３丁目６番 31 号
株式会社ニルヴァーナ
代表取締役　山　下　裕　之

７　野々市市と医療法人社団仁智会（金沢南ケアハウス）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と医療法人社団仁智会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　医療法人社団　仁智会　金沢南ケアハウス

（２）所 在 地　石川県野々市市蓮花寺町 79 番地１

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）
第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市蓮花寺町 79 番地１
医療法人社団　仁智会
理事長　北　中　　勇

８　野々市市と医療法人社団洋和会（あんじん）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と医療法人洋和会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　介護老人保健施設　あんじん

（２）所 在 地　野々市市新庄２丁目 30 番地

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）
第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市新庄２丁目 10 番地
医療法人社団洋和会
理事長　池　田　太一郎

９　野々市市と㈱フォルクレーベン（悠の風野々市）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と㈱フォルクレーベン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　介護付有料老人ホーム悠の風野々市

（２）所 在 地　石川県野々市市横宮町 16 番９号

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）
第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市横宮町 16 番９号
㈱フォルクレーベン
代表取締役　渡　辺　洋　朗

10　野々市市と株式会社白寿（白寿の里御経塚）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社白寿（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　有料老人ホーム　白寿の里御経塚

（２）所 在 地　石川県野々市市御経塚 3-79

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）
第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市御経塚 3-79
株式会社白寿
代表取締役　池　田　利　明

11　野々市市と株式会社メビウス（七星てんとう）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社メビウス（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　児童・放課後等デイサービス　七星てんとう

（２）所 在 地　野々市市藤平田２丁目６６番地

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）
第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　金沢市示野中町１丁目 15 番地
株式会社メビウス
代表取締役　小田原　弘　昌

12　野々市市と社会福祉法人紫志の会（エンジェル保育園）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 紫志の会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　幼保連携型認定こども園 エンジェル保育園

（２）所 在 地　野々市市本町６丁目 22 番１号

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）
第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市本町６丁目 22 番１号
社会福祉法人 紫志の会
理事長　徳　野　新太郎

13　野々市市と社会福祉法人ヴィテン（ヴィテン SMC こども園）

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ヴィテン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、心身等の状況が医療機関に入院するに至らないが、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等の避難所生活に支障が生じないよう、甲の要請に基づき、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設を甲の要請により福祉避難所として開設及び運営する。

（１）施設名称　　ヴィテン SMC こども園

（２）所 在 地　　野々市市横宮町６７－９

（受入れ等の要請）

第３条　甲は、災害時において、要配慮者等の存在を把握した場合は、乙に対し、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要配慮者等の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（設置期間）

第４条　福祉避難所を開設及び運営する期間は、原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議して、期間を延長することができるものとする。

（要配慮者等の避難、移送）

第５条　甲の要請に基づき、乙が要配慮者の受入れを了承した場合は、乙が設置する福祉避難所への要配慮者等の避難については、原則として自身の責任において行うものとする。

（物資調達及び人材の確保）
第６条　甲は、日常生活用品、食料等乙が設置する福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、福祉避難所において要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう看護師や保健師、介護福祉士、ボランティア等の支援人材の確保に努めるものとする。

（経費の負担）
第７条　福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、甲が負担するものとする。
２　その他必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（効力）
第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　野々市市三納一丁目１番地
野々市市
野々市市長　粟　　貴　章

（乙）　野々市市横宮町６７番地９
社会福祉法人ヴィテン
理事長　新　保　彈　次

（6）災害時の情報交換に関する協定

1　国土交通省北陸整備局と野々市市

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、野々市町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目　的）
第１条　この協定は、野々市町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）
第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
一　野々市町内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
二　野々市町災害対策本部が設置された場合
三　その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）
第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。
一　一般被害状況に関すること
二　公共土木施設（道路・公園・下水道等）の被害状況に関すること
三　その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）
第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）
第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）
第６条　本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成23年３月１日

甲）　新潟県新潟市中央区美咲町1－１－１
新潟美咲合同庁舎１号館
国土交通省
北陸地方整備局長

乙）　石川県石川郡野々市町字三納18街区１番
野　々　市　町　長

野々市市 水害ハザードマップ

ー洪水版ー

HAZARD MAP

想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域 を示しています

- このハザードマップは想定し得る最大規模の降雨によって、河川の氾濫が発生した場合に浸水が予想される区域とその深さを示したものです。
- 浸水の予想される範囲は、雨の降り方や土地利用の変化などにより、このマップと異なる可能性があります。
- このマップは下水道管や水路、道路側溝からあふれた水による氾濫（内水氾濫）を考慮していないため、内水ハザードマップもあわせて確認してください。

【洪水浸水想定区域指定の前提となる降雨条件 ： 想定最大規模】

手取川：24時間の総雨量 539㎜　高橋川：2日間の総雨量 938㎜　安原川：24時間の総雨量 813㎜　伏見川：2日間の総雨量 931㎜
馬場川、十人川、木呂川、碇川、馬場川放水路：24時間の総雨量 813㎜

浸水深の目安

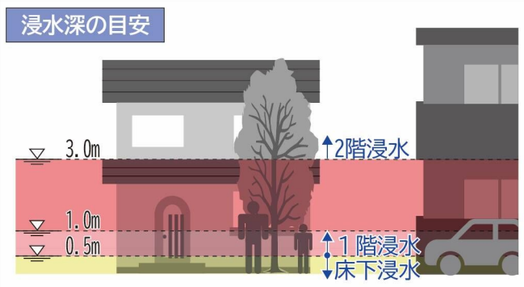

早めの立退き避難が必要な区域

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

地面が削られ、家屋は建物ごと崩落するおそれがあります。
早めに避難所等の安全な場所へ避難してください。
地図上に示した場所以外でも河川の近くは注意してください。

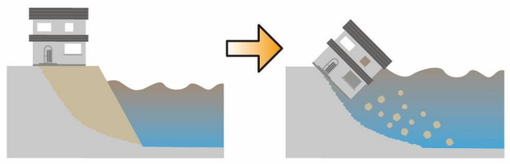

金沢市　白山市　野々市市

馬場川　安原川　大川　木呂川　高橋川　伏見川　住吉川　碇川

JRいしかわ鉄道 北陸新幹線　北陸鉄道石川線　西金沢駅　新西金沢駅　西泉駅　野々市駅　押野駅　野々市工大前駅　乙丸駅　四十万駅　馬替駅　額住宅前駅

西南部小学校　西南部中学校　押野小学校　米泉小学校　三馬小学校　館野小学校　布水中学校　御園小学校　光野中学校　東明小学校　郷公民館　野々市小学校（1階浸水時は2階に避難）　中央公民館　金沢工業大学　菅原小学校　野々市中学校　野々市明倫高校　伏見台小学校　高尾台中学校　扇台小学校　富陽小学校　石川県立大学　額中学校　額小学校　四十万小学校

のの いち白山醫院　金沢脳神経外科病院　南ヶ丘病院

野々市北交番　野々市南交番　野々市消防署　野々市市役所　白山野々市広域消防本部

馬場川放水路　富奥防災コミュニティセンター

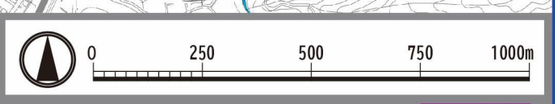

避難のとき注意が必要な場所

避難経路上の危険な箇所

道路冠水想定箇所（アンダーパス）　地下横断歩道　橋

避難経路上に河川等の横断箇所がないか確認しておきましょう。

河川・用水・水路

避難のとき注意が必要な箇所

アンダーパスや地下横断歩道は浸水深が3.0m以上となり、通行ができません。

土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
※市内に対象区域はありません。

防災関連施設等の凡例

防災関連施設

拠点避難所　河川カメラ
自主避難所　野々市市カメラ
水位観測所
浸水想定区域内の要配慮者利用施設

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称は野々市市HPで確認できます。

その他

主要幹線道路
行政界
市役所

関係機関の連絡先一覧

緊急時　警察 110　救急 119

施設名	電話番号
白山警察署	076-216-0110
白山野々市広域消防本部	076-276-1119
野々市消防署	076-248-9119
石川県立中央病院	076-237-8211
公立松任石川中央病院	076-275-2222
金沢脳神経外科病院	076-246-5600
のの いち白山醫院	076-248-2151
南ヶ丘病院	076-256-3366

避難所　最寄りの避難所を確認しましょう

災害時避難場所

拠点避難所名	所在地	電話番号
野々市小学校（1階浸水時は2階に避難）	本町5丁目3番1号	076-248-0084
御園小学校	稲荷4丁目128番地	076-248-3201
菅原小学校	菅原町20番1号	076-246-6066
富陽小学校	中林5丁目70番地	076-246-4380
館野小学校	押野3丁目71番地	076-248-0622
野々市中学校	三納3丁目1番地	076-246-0115
布水中学校	押野2丁目100番地	076-248-0039
金沢工業大学	扇が丘7番1号	076-248-1100
石川県立大学	末松1丁目308番地	076-227-7220
野々市明倫高校	下林3丁目309番地	076-246-3191

自主避難所名	所在地	電話番号
中央公民館	本町2丁目1番20号	076-248-0521
富奥防災コミュニティセンター	中林5丁目3番地22	076-248-0829
郷公民館	田尻町94番地	076-248-0250
押野公民館	押野3丁目70番地	076-248-2839

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 669

野々市市 水害ハザードマップ

ー内水版ー

HAZARD MAP

想定最大規模の降雨による内水浸水想定区域 を示しています

- このハザードマップは想定し得る最大規模の降雨によって、雨水を流す下水道管や水路、道路側溝などから水があふれると予想される区域とその深さを示したものです。
- 浸水の予想される範囲は、雨の降り方や土地利用の変化などにより、このマップと異なる可能性があります。
- このマップは河川からあふれた水による氾濫（洪水）を考慮していないため、洪水ハザードマップもあわせて確認してください。
- 金沢市及び白山市における浸水深については、各自治体が公表している内水ハザードマップにて確認してください。

【内水浸水想定区域指定の前提となる降雨条件 ： 想定最大規模】 氾濫1時間の降雨量　130mm

浸水深の目安

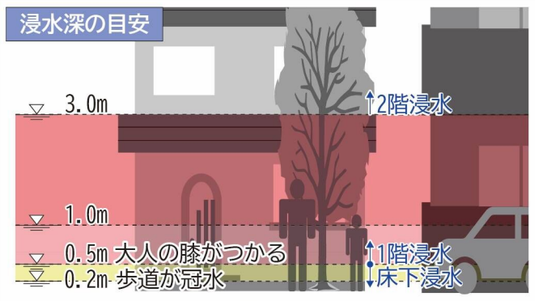

早めの立退き避難が必要な区域

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

地面が削られ、家屋は建物ごと崩落するおそれがあります。
早めに避難所等の安全な場所へ避難してください。
地図上に示した場所以外でも河川の近くは注意してください。

金沢市 / 白山市

馬場川 / 安原川 / 大川 / 木呂川 / 高橋川 / 伏見川 / 馬場川放水路

JR北陸新幹線 / IRいしかわ鉄道 / 西金沢駅 / 新西金沢駅 / 西泉駅 / 野々市駅 / 押野駅 / 馬替駅 / 額住宅前駅 / 乙丸駅 / 四十万駅 / 北陸鉄道石川線 / 主要地方道金沢小松線

西南部小学校 / 西南部中学校 / 米泉 / 米泉小学校 / 三馬小学校 / 押野小学校 / 押野公民館 / 館野小学校 / 布水中学校 / 御園小学校 / 光野中学校 / 東明小学校 / 郷公民館 / ののいち白山醫院 / 野々市小学校（1階浸水時は2階に避難） / 中央公民館 / 野々市消防署 / 金沢工業大学 / 金沢脳神経外科病院 / 南ケ丘病院 / 野々市中学校 / 野々市明倫高校 / 菅原小学校 / 伏見台小学校 / 高尾台中学校 / 扇台小学校 / 額中学校 / 額小学校 / 四十万小学校 / 野々市北交番 / 野々市交番 / 野々市南交番 / 野々市役所 / 富陽小学校 / 富奥防災コミュニティセンター / 石川県立大学 / 白山野々市広域消防本部

長池 / 御経塚3丁目 / 御経塚4丁目 / 御経塚2丁目 / 御経塚5丁目 / 御経塚1丁目 / 二日市2丁目 / 二日市1丁目 / 二日市3丁目 / 二日市5丁目 / 二日市4丁目 / 野代3丁目 / 野代2丁目 / 野代1丁目 / 押野6丁目 / 押野7丁目 / 押野1丁目 / 押野5丁目 / 押野4丁目 / 押野3丁目 / 押越2丁目 / 押越1丁目 / 木呂川（木呂川橋） / 住吉川 / 本町1丁目 / 稲荷4丁目 / 稲荷1丁目 / 稲荷2丁目 / 稲荷3丁目 / 本町6丁目 / 若松町 / 横宮町 / 本町3丁目 / 本町2丁目 / 本町5丁目 / 本町4丁目 / 郷1丁目 / 徳用3丁目 / 三日市1丁目 / 三日市2丁目 / 三日市3丁目 / 郷2丁目 / 徳用2丁目 / 徳用1丁目 / 田尻町 / 堀内5丁目 / 堀内4丁目 / 大平寺3丁目 / 大平寺4丁目 / 堀内3丁目 / 堀内2丁目 / 大平寺1丁目 / 柳町 / 蓮花寺町 / 郷町 / 堀内1丁目 / 位川 / 下林3丁目 / 下林4丁目 / 藤平田2丁目 / 三納3丁目 / 矢作3丁目 / 矢作4丁目 / 下林2丁目 / 下林1丁目 / 藤平田1丁目 / 三納2丁目 / 矢作2丁目 / 矢作1丁目 / 三納1丁目 / 清金3丁目 / 清金2丁目 / 清金1丁目 / 藤平 / 栗田3丁目 / 栗田4丁目 / 栗田5丁目 / 栗田2丁目 / 栗田6丁目 / 栗田1丁目 / 中林4丁目 / 中林5丁目 / 中林3丁目 / 中林2丁目 / 中林1丁目 / 末松3丁目 / 末松2丁目 / 末松1丁目 / 上林3丁目 / 上林4丁目 / 上林2丁目 / 上林5丁目 / 上林1丁目 / 新庄6丁目 / 新庄5丁目 / 新庄3丁目 / 新庄2丁目 / 新庄1丁目 / 新庄4丁目 / 菅原町 / 白山町 / 住吉町 / 横川町 / 高畑町 / 御所橋 / 荒川橋 / おおざ橋 / 大湯橋 / 富樫大橋 / 宮塚橋 / 高橋川橋 / 馬替 / 宮乃浦橋 / 殿田橋 / 四十万田橋 / 八反田橋 / 淀川（額乙丸）

157 / 8

0 250 500 750 1000m

外水氾濫（洪水）と内水氾濫の違いについて

外水氾濫
河川から水があふれることで、被害の範囲や規模が大きくなる。

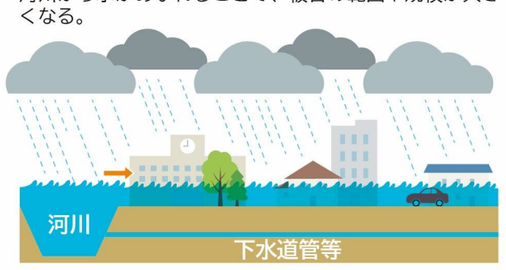

内水氾濫
雨水を流す下水道管や水路、道路側溝から水があふれることで、被害の範囲や規模は外水氾濫よりも小さいが、被害発生までの時間が短い。

避難のとき注意が必要な場所

避難経路上の危険な箇所
- 道路冠水想定箇所（アンダーパス）
- 地下横断歩道
- 橋

避難のとき注意が必要な箇所
アンダーパスや地下横断歩道は浸水深が3.0m以上となり、通行ができません。

避難経路上に河川等の横断箇所がないか確認しておきましょう。
- 河川・用水・水路
- 浸水実績

土砂災害（特別）警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

※市内に対象区域はありません。

防災関連施設等の凡例

防災関連施設
- 拠点避難所
- 自主避難所
- 水位観測所
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

- 河川カメラ
- 野々市市カメラ

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称は野々市市HPで確認できます。

その他
- 主要幹線道路
- 行政界
- ◎ 市役所

その他のハザードマップ

WEB版洪水ハザードマップ
ＷＥＢ版洪水ハザードマップでは、浸水想定区域図と浸水継続時間を確認できます。

地域の危険度マップ
地域の危険度マップでは、地震による被害想定を確認できます。

お問い合わせ

令和６年３月作成

野々市市役所
〒921-8510　石川県野々市市三納1丁目1番地

災害時のお問い合わせ
代表　076-227-6000

ハザードマップに関するお問い合わせ
土木課　河川係　076-227-6023

避難等に関するお問い合わせ
総務課　防災安全係　076-227-6051

測量法に基づく国土地理院長（使用）R 5JHs 669

野々市市 水害ハザードマップ

令和6年3月作成

- この野々市市水害ハザードマップは、市民の皆さんが水害から身を守るために日頃から役立てていただくことを目的として作成しています。
- *洪水* の浸水想定区域に加え、*内水氾濫* の浸水想定区域を確認できます。
- 台風や大雨に備えて、このハザードマップを活用し、身の回りの水害リスクとご自身や家族のとるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー　必ず取り組みましょう

ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

↓

家がある場所に色が塗られていますか？

- いいえ → 色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地にお住いの方は、野々市市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。
- はい →

避難 とは *「難」* を *「避」* けること、つまり *安全を確保すること* です。
安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。

↓

災害の危険があるので、原則として安全な地域に避難が必要です！ ※

- 例外 → ※浸水の危険があっても
  ❶「家屋倒壊等氾濫想定区域」の外側である。
  ❷ 浸水する深さよりも高いところにいる。
  ❸ 浸水しても水がひくまで我慢できる、
  水・食料などの備えが十分にある。
  以上の条件を満たす場合は、屋内安全確保（自宅にとどまり安全を確保すること）も可能です。

↓

家がある場所は
家屋倒壊等氾濫想定区域内ですか？
ご自身または一緒に避難する方は
避難に時間がかかりますか？

- いいえ →

安全な場所にお住まいの身を寄せられる親戚や知人はいますか？

- いいえ → **警戒レベル4 避難指示**
  開設している避難所に避難！
- はい → **警戒レベル4 避難指示**
  安全な場所にある親戚や知人宅に避難！

- はい →

安全な場所にお住まいの身を寄せられる親戚や知人はいますか？

- いいえ → **警戒レベル3 高齢者等避難**
  開設している避難所に避難！
- はい → **警戒レベル3 高齢者等避難**
  安全な場所にある親戚や知人宅に避難！

あなたがとるべき避難行動は？

※ハザードマップは浸水等の被害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。
着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

あなたの避難のタイミングは？
警戒レベル4までに必ず避難！

- *避難行動判定フロー* の結果を踏まえて避難のタイミングを考えておきましょう。
- 特に避難に時間のかかる方（高齢者や乳幼児等とその保護者）は時間に余裕をもって避難しましょう。
- ご自宅が家屋倒壊等氾濫想定区域内 ▩ にある場合は、*早めの立退き避難* が必要です。
- 国交省・県から出る河川水位や警報等の気象情報を参考に自主的に *早めの避難* をしましょう。

避難情報が出ていなくても 危険だと感じたら 自らの判断で避難しましょう

警戒レベル	避難情報	市民がとるべき行動	避難先	警戒レベルに相当する気象庁等の情報	
				警報等/キキクル	川の情報
5	緊急安全確保	**命の危険！直ちに安全確保！** すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。 避難のため屋外に移動することはかえって危険です。	・自宅（2階以上） ・近隣の建物（2階以上）	大雨特別警報/災害切迫	氾濫発生情報
		～～～

災害につながる気象情報 避難のきっかけとなる情報

- 災害につながるような大雨の情報を避難の準備・判断に役立ててください。
- 避難のきっかけとなる気象情報を決めておきましょう。

これが出たら災害発生の可能性が高い!!

記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、***まれにしか観測しない雨量*** であることを知らせる情報です。

顕著な大雨に関する気象情報（けんちょなおおあめにかんするきしょうじょうほう）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を ***「線状降水帯」*** というキーワードを使って解説する情報です。
警戒レベル４相当以上 の状況で発表されます。

線状降水帯（せんじょうこうすいたい）

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし、数時間にわたって ***ほぼ同じ場所を通過または停滞する*** ことで作り出される長さ50～300km程度、幅20～50km程度の ***線状に伸びる強い降水域*** を ***線状降水帯*** といいます。
線状降水帯による大雨の可能性 がある程度高いことが予想された場合に、***半日程度前*** から、気象情報において「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけられます。
近年も大きな水害のたびに線状降水帯が発生しており、***災害に直結する*** キーワードと言えます。

※代表的な近年の大水害
熊本県球磨川(2020)、西日本豪雨(2018)、九州北部豪雨(2017)、関東・東北豪雨(2015)、広島市の土砂災害(2014)

線状降水帯の例（令和５年７月発生）

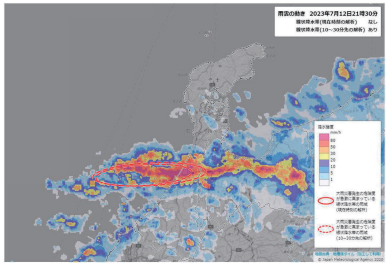

出典：気象庁金沢地方気象台
令和5年7月12日から13日の大雨に関する石川県気象速報

線状降水帯の代表的な発生メカニズム

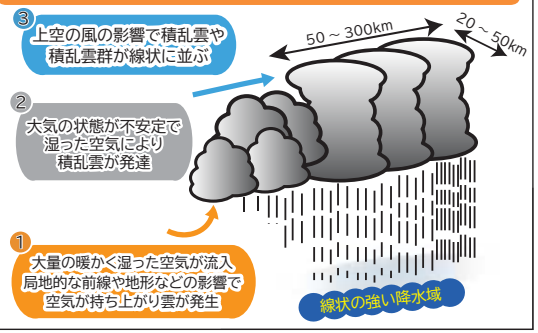

雨の強さと降り方

天気予報でよく聞く雨の強さ

やや強い雨	強い雨	激しい雨
1時間に10～20mm	1時間に20～30mm	1時間に30～50mm
ザーザーと降る雨 地面一面に 水たまりができる	どしゃ降りの雨 傘をさしていても 濡れてしまうほど	バケツをひっくり 返したような雨 道路が川のようになる

災害発生につながるような雨の強さ

非常に激しい雨	猛烈な雨
1時間に50～80mm	1時間に80mm以上の雨
ゴーゴーと降り続く雨 車の運転は危険	恐怖を感じるような雨 車の運転は危険
2023年7月12日 74.5mm/時間（かほく） 石川県初線状降水帯発生	2022年8月4日 102.5mm/時間（白山河内） 小松市梯川氾濫

マイ・タイムラインをつくりましょう

- マイ・タイムラインとは、「いつ」、「何をするのか」を整理した個人の防災計画です。
- 自宅の水害リスクを知り、どのような避難行動が必要か、家族で考えてみましょう。

マイ・タイムラインの作成例

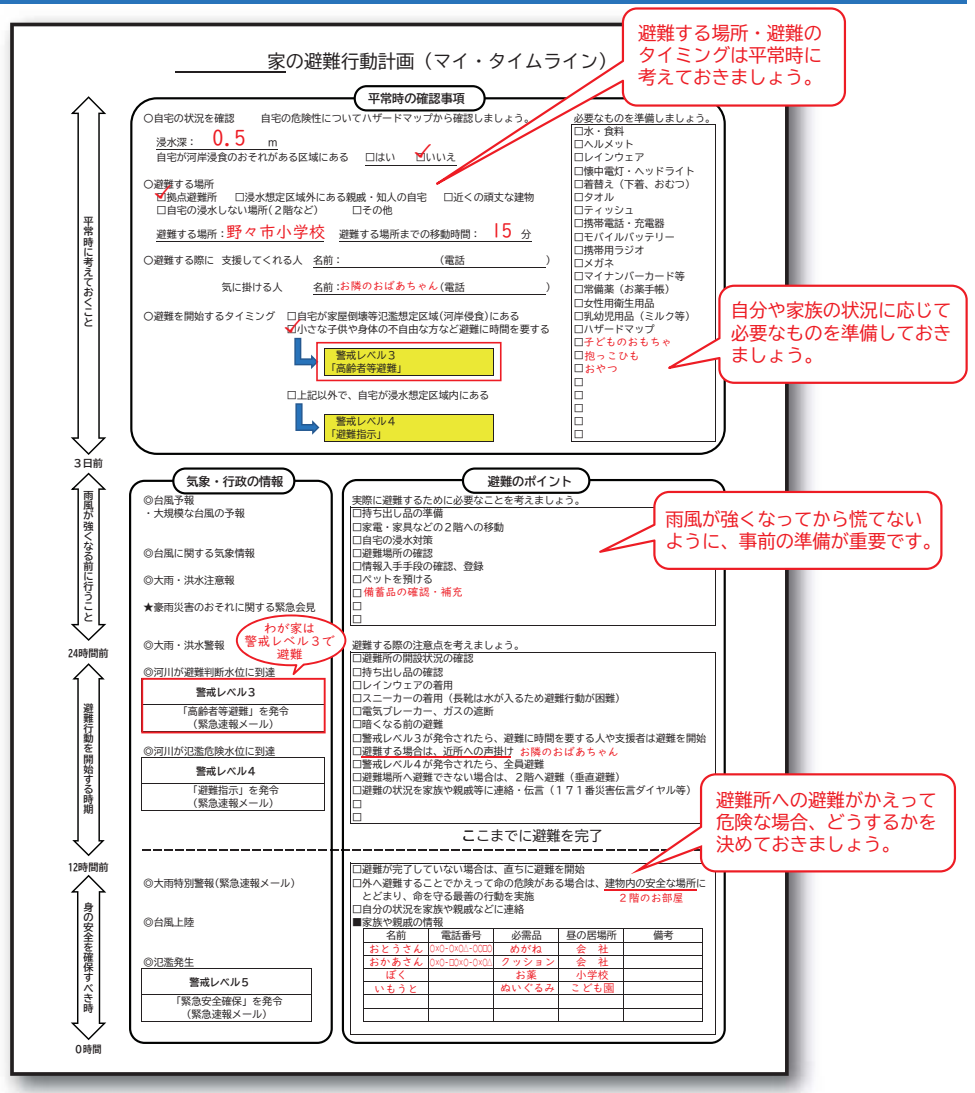

マイ・タイムライン作成様式

こちらから作成例で使用した様式をダウンロードできます。

野々市市　マイ・タイムライン

いざというとき、あわてずに避難できるように家族でマイ・タイムラインを作成しておきましょう。

避難情報等の入手方法

- 災害時に備えて、避難情報等の入手方法を確認しましょう。
- 登録等が必要なものは、登録を済ませ情報を受け取ることができるように準備しておきましょう。

情報の発信元	情報の入手先	
気象情報（気象庁）	気象庁（防災情報）ホームページ　キキクル	調べる
	TVデータ放送（dボタン）	
	石川県防災ポータル・川の防災情報	
河川水位情報（国交省・県）	TV（緊急放送・文字放送）・ラジオ（えふえむ・エヌ・ワン）	
	野々市市ホームページ	
避難情報（野々市市）	緊急速報メール・広報車・防災行政無線	届く
	ほっとHOTメールののいち・野々市市公式LINE	
	結ネット・Yahoo!防災速報 アプリ	

市民のみなさん

□：事前登録・ダウンロードが必要

情報の受け取り方

緊急速報メール

災害、避難情報等緊急度の高い情報を対象地域内の携帯電話に一斉配信するメールです。

ほっとHOTメールののいち

市からのお知らせや防災情報、交通・防犯情報等を配信する登録制メールです。

登録はこちらから

空メールの送信による登録手続きが可能です。
下記のメールアドレス宛へ
空メールをお送り下さい。
nonoichi@entry.mail-dpt.jp

結ネット

スマートフォンやタブレットなどを用いて、地域の情報を無料で受け取ることができます。災害時には安否確認システムとしても機能します。

Yahoo!防災速報

地域の災害、避難情報等をアプリでお知らせします。

アプリのダウンロードはこちらから
https://emg.yahoo.co.jp/

広報車・防災行政無線

大雨や強風の際には、放送が聞き取りにくい場合があります。
防災行政無線の放送内容は、防災行政無線情報ダイヤル（076-246-1000）でも確認できます。

野々市市公式LINE

野々市市公式LINEにより市の最新情報を確認できます。

友だち追加はこちらから

情報の調べ方

石川県防災ポータル

県内の災害情報（自然災害・地震など）の情報を入手できます。

石川県防災ポータル

PC・スマートフォン：
https://pref-ishikawa.my.salesforce-sites.com/

国土交通省 川の防災情報

河川の水位や河川カメラ画像などのリアルタイムの情報を入手できます。

川の防災情報

PC・スマートフォン：
http://www.river.go.jp/

気象庁 キキクル

洪水災害、浸水害、土砂災害の危険度の高まりを確認できます。

キキクル

PC・スマートフォン：
https://www.jma.go.jp/bosai/risk/

テレビ・ラジオ

気象情報・避難情報はテレビ・ラジオで確認できます。災害時は76.3MHz（えふえむ・エヌ・ワン）で緊急放送が流れます。

安否情報の登録・確認

災害用伝言ダイヤル（171）：災害時に伝言の録音や再生ができます。171にダイヤル

災害用伝言板（web171）：災害時インターネット接続が可能な場合に利用できます。web171

どこに避難する？避難時の注意点

- *避難*とは*「難」*を*「避」*けること。普段からどう行動するか決めておきましょう。
- 避難には以下の４つの行動があります。いずれにしても*早めの行動*を心がけましょう。

１．指定の避難所への立退き避難

浸水が始まる前に、非常持ち出し袋を持って避難所へ避難しましょう。
安全に通行できるか、事前に避難所までの避難経路を歩いて確認しておきましょう。

２．安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時の避難について相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

３．安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要となります。
事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

４．屋内安全確保

ハザードマップで以下の*「３つの条件」*を確認し自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。

❶ 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

❷ 浸水深より居室は高い

❸ 水がひくまで我慢でき、水・食料などの備えが十分

※野々市市の浸水継続時間は１日程度と想定されています。

避難時の注意点

❶ 戸締りや火元・電気のブレーカーなどを確認しましょう。

❷ 一人ではなく、地域で助け合いながら避難しましょう。

❸ 溝やマンホールの穴に注意しましょう。

内水氾濫でマンホールのふたが浮き上がって外れている場合があります。
やむを得ず浸水した状況で避難する場合は、棒などで足元を確認しながら進みましょう。

❹ 雨や風の強いとき・夜間の避難は危険！早めに避難しましょう。

❺ 絶対に川や田んぼの様子を見に行ってはいけません。

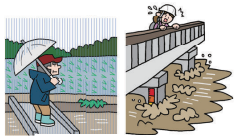

すでに浸水が始まっており、避難所等への移動がかえって危険な場合は、自宅や近くの頑丈な建物の２階以上に避難しましょう。

車避難の危険性

❶ 車での避難には様々な危険性があります！

- 浸水しているアンダーパスで動けなくなる
- 川沿いや田んぼ沿いの道路で転落する
- 渋滞が発生し、避難に時間がかかる

やむを得ず車で避難する場合は、十分に余裕をもって浸水が始まる前に避難しましょう。

❷ 車が浸水するとどうなる？

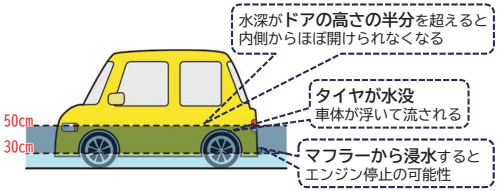

※水深は目安であり、車種によって受ける影響は異なります。

❸ もしも冠水した道路で動けなくなったら…

緊急脱出用ハンマーを車に載せておきましょう。

❹ もしも車内に水が入ってきたら…

車内と車外の水位の差が小さくなってから、大きく息を吸い込み足などに力を込めて押し開け、一気に脱出を図りましょう。

参考：JAFホームページ

非常時に備える３ステップ　まずは１次から。ついで０次、２次。

- 避難するときは*3日分*を目安に必要なものを*非常持ち出し袋*にまとめておきましょう。
- ライフラインが寸断する場合を考えて、７日分の食料や簡易トイレなどを備えておきましょう。

非常時に備える３ステップ

０次の備え
防災ポーチ

非常持ち出し品の中から、携帯できそうなものは、いつも使うバックやポケットに入れて身に着けておきましょう。

１次の備え
非常持ち出し袋

自宅や勤務先など、１日の多くを過ごす場所には、非常持ち出し袋を備えておきましょう。
玄関や寝室など、持ち出しやすい場所に置きましょう。

２次の備え
家庭の備蓄

非常時にライフラインが途絶えたとしても、数日間は自給自足でしのぐことができるように食糧や物品を前もって備えておきましょう。

減災グッズをそろえるときの心がけ

1　１年に２回はチェック

衣類など季節で変わる必需品を取り換えるために、**春と秋の年２回を目安にチェック**しましょう。

2　使い方を覚える・身につける

いざという時に初めて使うということがないように、準備した減災グッズは**実際に使ってみましょう。**

3　日用品の汎用性・工夫・知恵

新聞紙やラップ・ビニール袋など、日用品の中でも災害時に役立つものがあります。インターネット等で積極的に情報を入手しましょう。

4　「自助」に加えて、「共助」の備えも

地域の防災訓練に参加しましょう

我が家の備えだけでなく、町内会などで共同の備えがどこに・どのようにあるか確認しましょう。

避難時の服装

ひも付き運動靴をはきましょう
水が入って歩きにくくなるので長靴は避けましょう。

傘は使わない
レインウェアを着て両手が使えるようにしましょう。

棒・杖を持って足元を確認
水害時の水はにごっていて、足元が見えづらくなります。棒・杖を使って足元を確認しながら進みましょう。

自宅・車の浸水対策

ゴミ袋等を使った簡易水のう
２枚重ねにした45リットルのゴミ袋に水を入れて、袋の口をしっかり結べば「水のう」の出来上がり。ポリタンクやプランターもブルーシートで包んで、水のう、土のうの代わりとして使えます。

簡易水のう・止水板の設置
玄関などに簡易水のうや土のう、止水板を設置して水の侵入を防ぎます。

自宅のまわりは日頃からきれいに

自宅のまわりの側溝や雨水ますは詰まっていませんか？大雨の時にあふれやすくならないように日頃からきれいにしておきしょう。

車庫・ガレージの浸水対策

簡易水のうや土のう、止水板を設置して水が入らないようにする。

マフラーへの浸水防止

ビニール袋などで、マフラーの排気口をふさぐ。

浸水防止カバー

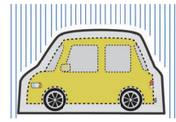

車を丸ごと包む浸水防止カバーに入れる。

備えを進める減災グッズチェックリスト

0 携帯 1 持出 2 備蓄 に記入の ○ は0、1、2次のどの備えとするべきかを検討した補足情報です。○を参考に、あなた自身、あなたの家庭、通勤・通学先の備えを検討しましょう。あなた自身にとって必要な数量、品目の３ステップを検討し、ご活用ください。

分類		品目	0 携帯	1 持出	2 備蓄	メモ
基本品目	バッグ	非常持ち出し袋		○		
	水	飲料水	○	○	○	0次：500mℓ、1次：一人1.5ℓ程度
	食	携帯食	○	○		チョコレート、キャンディー、栄養補給・調整食品など。
		非常食		○	○	乾パンなど、水・調理なしでそのまま食べれるもの。
	装備	ヘルメット・防災ずきん・帽子など		○		頭を保護して逃げるもの。
		ホイッスル	○			
		手袋（作業用）		○		革製など丈夫な素材のものを。
		運動靴		○		
		懐中電灯（予備電池・電源も）	○	○	○	0次はミニライト等携帯用。発電・充電式も参照。
	道具	万能ナイフ類		○		ハサミ、ナイフ、カンキリなどの複合ツールが便利。
		ロープ（10m）		○		救助、避難ばしごの代用。体重を支えられる太さ。
	情報	携帯ラジオ（予備電池も）	○	○		複合機能(ライト・携帯電話充電など)のものもある。0次は携帯性重視、1次・2次ではスピーカー付きが良い。
		携帯電話（充電器・バッテリも）	○			
		連絡メモ・備えリスト	○	○		
		身分証明書（そのコピー）	○	○		マイナンバーカード パスポート、外国人登録証など。
		筆記用具（メモ帳とペン）	○	○		
		油性マジック(太)		○		伝言を書く。
		現金（10円硬貨含む）	○	○	○	公衆電話用に10円、100円玉が必要。携帯・自宅電話がつながらない時。

分類		品目	0 携帯	1 持出	2 備蓄	メモ
基本品目	救急	救急用品セット	○	○		消毒薬、脱脂綿、ガーゼ、ばんそうこう、包帯、三角巾などケガの手当て用品をひとまとめに。救急袋。
		毛抜き		○	○	とげ抜き、ピンセットとして使える。
		持病薬・常備薬	○	○	○	合わせてお薬手帳・処方箋のコピーも。
	衛生	マスク	○	○	○	感染症対策として。防寒用としても重要。
		簡易トイレ	○	○	○	非常時において、トイレにいけないことはかなり深刻。
		ティッシュペーパー・トイレットペーパー	○	○	○	トイレットペーパーは汎用性が高い。
		ウェットティッシュ		○	○	水がない時、役に立つ。
	防寒	使い捨てカイロ	○	○		
		サバイバルブランケット		○		非常時の軽量簡易防寒具
	汎用	ハンカチ(大判)・手ぬぐい	○			
		タオル		○	○	汚れの拭き取り、ケガの手当て、下着の代用等、高い汎用度。
		安全ピン	○	○		タオルを留めて下着の代用として使うこともできる。
		ポリ袋	○	○	○	大小あわせて10枚程。汎用性が高い。
		ビニールシート類（レジャーシート・ブルーシート）		○	○	
		ライター（マッチでも）		○		暖房器具への点火などに。マッチよりも使い勝手が良い。
		布ガムテープ		○		多用途。屋外に伝言メモを貼るなど、利便性が高い。

分類		品目	0 携帯	1 持出	2 備蓄	メモ
個別に検討する品目	貴重品	予備鍵（家・車等）				
		予備メガネ・コンタクトレンズ				
		通帳・証書類のコピー				
		印鑑				
	女性	生理用品(おりものシート)				個の手当て等、ガーゼの代用としても重宝する。
		防犯ブザー				
		くし・ブラシ・鏡				
		化粧品				
		髪の毛をくくるゴム				お風呂に入れない時、髪をまとめれば不快感が軽減される。
	高齢者	介護手帳				
		紙おむつ				
		介護用品				
		入れ歯				
		補聴器				
	乳幼児	粉ミルク・哺乳瓶・離乳食				
		清浄綿				
		バスタオル				
		紙おむつ				
		だっこ紐				
		母子手帳				
	障害者・外国人など	障害者手帳				
		助けを求める手段				ホイッスル、サイレン、など
		移動を助ける手段				杖、白いテープ、おんぶひも、など
		情報を得る手段				ラジオ、ワンセグ、拡大鏡、など
		コミュニケーションを助ける手段				筆記用具、レコーダー、コミュニケーションボード、など
		落ち着ける・安心できるもの				お気に入りのグッズ、など
		要援護者と確認できる外装				ゼッケン、ワッペン、など
	ペット	ペット用品				迷子札、など

分類		品目	0 携帯	1 持出	2 備蓄	メモ
備蓄する生活用品目	衣	衣類			○	季節・個々の状況により、必要な物、数量を判断。
		毛布			○	
		雨具（ポンチョ・雨合羽 など）	○	○		両手が使え作業しやすい。防寒着にもなる。
	食	保存食類		○	○	お米、乾・干物、豆、根菜類、乾パン、アルファ化米、切り餅、インスタント食品、缶詰類など。嗜好とも照らして。
		塩・調味料			○	
		食器類(皿・コップ・箸・フォーク・スプーン)			○	紙・ステンレスなど。
		ラップ			○	食器に巻いて用いると洗わずに済み、貴重な水の節約になる。汎用的。
		アルミホイル			○	
		缶切り			○	
		カセットコンロ・ボンベ			○	ボンベは１日１本目安。コンロ・ボンベの使用期限に注意。
		鍋			○	
	住	歯磨きセット・洗口剤			○	災害時の口くうケアは重要。
		石けん			○	
		ドライシャンプー			○	
		重曹			○	消臭スプレー、掃除用など、多用途に使える。
		ふろしき	○	○		何かを包む、敷いて防寒対策など汎用性が高い。
		予備電池(バッテリ)		○	○	
		工具類			○	ジャッキ、バール等。
	あると便利・汎用的	地図(避難用・帰宅支援用などの)			○	
		新聞紙・ダンボール		○	○	
		ローソク			○	電気がない、使えない時に長時間の灯りに。火事にはくれぐれも用心の上。
		非常用給水袋・タンク類			○	水を運ぶ。蓄える。
		キッチンペーパー			○	
		ホワイトボード			○	メモ掲示、情報伝達などに、紙や物資が不足する時にあれば便利。
		さらしの布			○	汎用度が高い。担っこ紐代わりにも。
		スリッパ			○	避難所での上履きとして。
		蚊取り線香			○	夏場の避難生活が屋外となった場合に備えて。

参考：減災グッズチェックリスト（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターHP）

あなたのお宅は大丈夫？

平成７年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者の約８割以上が住宅・建物の倒壊による窒息死や圧死が原因であったといわれており、特に昭和５６年５月以前の耐震基準で建てられた建物に被害が集中していました。

内閣府資料によると、木造建物における計測震度と建物全壊率の関係は右の図表に示すとおりで、昭和５５年以前に建てられた建物の全壊率が高くなっていることがわかります。野々市市での最大の想定震度（震度６強［計測震度６.2］）が発生した場合、昭和34年以前に建てられた木造建物は約４３%の確率で全壊する可能性があります。

このような大きな被害をもたらす地震からみなさんの生命や財産を守るためには、住宅等の耐震化が重要です。この機会に、住宅等の耐震性を調べ、耐震化を検討してみてはいかがでしょうか。

野々市市では、地震による建物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、既存建物の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助する制度を設けております。

木造建物における計測震度と建物全壊率の関係

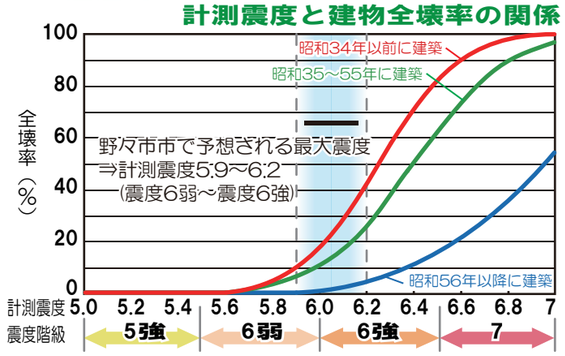

計測震度	木造建物の全壊率（%） S34以前	S35~55	S56以降
5.9	9.7	5.9	0.9
6.0	17.7	10.6	0.9
6.1	28.9	17.4	2.7
6.2	42.7	26.6	4.4

「東南海・南海地震防災対策に関する調査報告書」（2004 内閣府）より

⬆S55 以前の木造建物の全壊率が高い

耐震診断・耐震改修に関する助成制度

制度・事業名	対象建築物	事業に係る費用・補助制度内容		お問い合わせ
野々市市既存建築物簡易耐震診断実施事業	木造住宅	建築図面に基づく簡易耐震診断（現況図面がある場合）	無料	野々市市建設部建築住宅課 TEL 076-227-6087
		現地調査に基づく簡易耐震診断（現況図面がない場合）	5，000円	
野々市市住宅耐震改修工事（診断）費補助制度		耐震診断	限度額12万円　補助率３／４	
		耐震改修	限度額150万円	

どんな建物が倒壊する危険性があるの？

①土台や柱、梁の接続部分の補強なし

- 構造部材の接合部分が金物で補強されていない。

②壁が少ない

- 横からの地震の力に抵抗する“耐力壁”の配置が不十分。※昭和 56 年の建築基準法改正で、以前の約 1.4 倍に強化

③建物の形や耐力壁のバランスが悪い

- 建物が複雑な形をしている。
- ２階部分が１階部分から張り出している。
- 店舗や車庫など、道路側が全面開口となっている。

④基礎が弱い

- 鉄筋が入っていないコンクリートの基礎や、基礎が無い古い住宅。

⑤建物が老朽化している

- 建物のメンテナンスをしていない。
- 湿気による腐朽、シロアリ被害が見られる。

耐震性に関するチェックポイント！

木造住宅の耐震性には、主に３つのチェックポイントがあるといわれています。

■新耐震設計基準（昭和５６年６月施行）に基づいた設計か
■住宅が過去に大きな災害を経験し、破損等の心配はないか
■大きな窓がたくさんある、壁の量が少ないなど住宅の構造、形に問題はないか

財団法人日本建築防災協会のホームページの、『誰でもできるわが家の耐震診断』では、住宅の地震に対する強さ弱さのポイントとなる部分がわかりやすくまとめられています。

令和4年4月

野々市市 地域の危険度マップ

野々市市では、市民の皆さんに地震発生時の地域の危険度に関する情報を提供し、事前の地震対策を考え、大規模地震に備えていただくために、“地域の危険度マップ”を作成しました。

この“地域の危険度マップ”は、地域の建物棟数データ（構造別・建築年別）と想定される最大震度※1に対する建物の全壊率を掛け合わせ、各地域で想定される「全壊する建物の割合」を推計し、地域の危険度として表示したものです。

過去の大規模な地震（阪神・淡路大震災など）では、耐震基準が改正された昭和５６年５月以前の建物に被害が多く見られます。この“地域の危険度マップ”を確認し、家族みんなで、自宅の耐震性について話し合ってみましょう。

※1　想定される最大震度

「森本・富樫断層帯（M7.2）で発生する地震」や「庄川断層帯（M7.9）で発生する地震」、「どこでも起こりうる直下型の地震（M6.9）」の発生を想定し推計を行ったところ、野々市市では震度６弱～震度６強の揺れが起こる可能性があることがわかりました。

マグニチュード（M）と震度の違いは？

「マグニチュード」は、地震そのものの大きさ（規模）を表すものさしです。一方、「震度」は、ある大きさの地震が起きた時のわたしたちが生活している場所での揺れの強さのことを表します。

この「マグニチュード」と「震度」には、例えば、「マグニチュード」が小さい地震でも、震源からの距離が近いと地面は大きく揺れるため「震度」が大きくなり、「マグニチュード」が大きい地震でも、震源からの距離が遠いと地面の揺れは小さくなるため「震度」が小さくなるといった関係があります。

北陸地方も安心できません！

平成１６年に発生した新潟県中越地震（震度７）、平成１９年に発生した能登半島地震（震度６強）、新潟県中越沖地震（震度６強）など、近年、北陸地方においても死者や家屋の倒壊が伴う大きな地震が発生しています。

このような規模の地震は、いつ、どこで起こるかわかりません。地震が起こる前に家族で話し合い、日頃の備えを心がけましょう。

能登半島地震（震度６強）により倒壊・全壊した家屋 気象庁 HP より

右の図は、気象庁（https://www.jma.go.jp/）が公開している「震度と揺れ等の状況（概要）」を抜粋したものです。

「震度と揺れ等の状況（概要）」https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/shindo/jma-shindo-kaisetsu-gaiyo.pdf

6弱

【震度６弱】（5.5 以上～ 6.0 未満）
- 立っていることが困難になる.
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある. ドアが開かなくなることがある.
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある.
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある. 倒れるものもある.

6強

【震度６強】（6.0 以上～ 6.5 未満）
- はわないと動くことができない. 飛ばされることもある.
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる.
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる.
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある.

7

【震度７】（6.5 以上）
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる.
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある.
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる.

このパンフレットに関するお問い合わせは、**野々市市建設部建築住宅課** TEL:076-227-6087（直通）

野々市市 地域の危険度マップ

N

0　400m　800m　1km

S=1:20,000

野々市市では、地域の危険度マップ を作成しました！

この“地域の危険度マップ”は、地域の建物棟数データ（構造別・建築年別）と想定される最大震度に対する建物の全壊率を掛け合わせ、各地域で想定される「全壊する建物の割合」を推計し、地域の危険度として表示したものです。

自宅やよく行く施設のまわりの安全性、自分の家の耐震性について、家族みんなで話し合ってみましょう。

過去の大規模な地震（阪神・淡路大震災など）の被害状況によると、特に、昭和５６年５月以前の耐震基準で建てられた建物に被害が多い傾向がありますので注意しましょう。

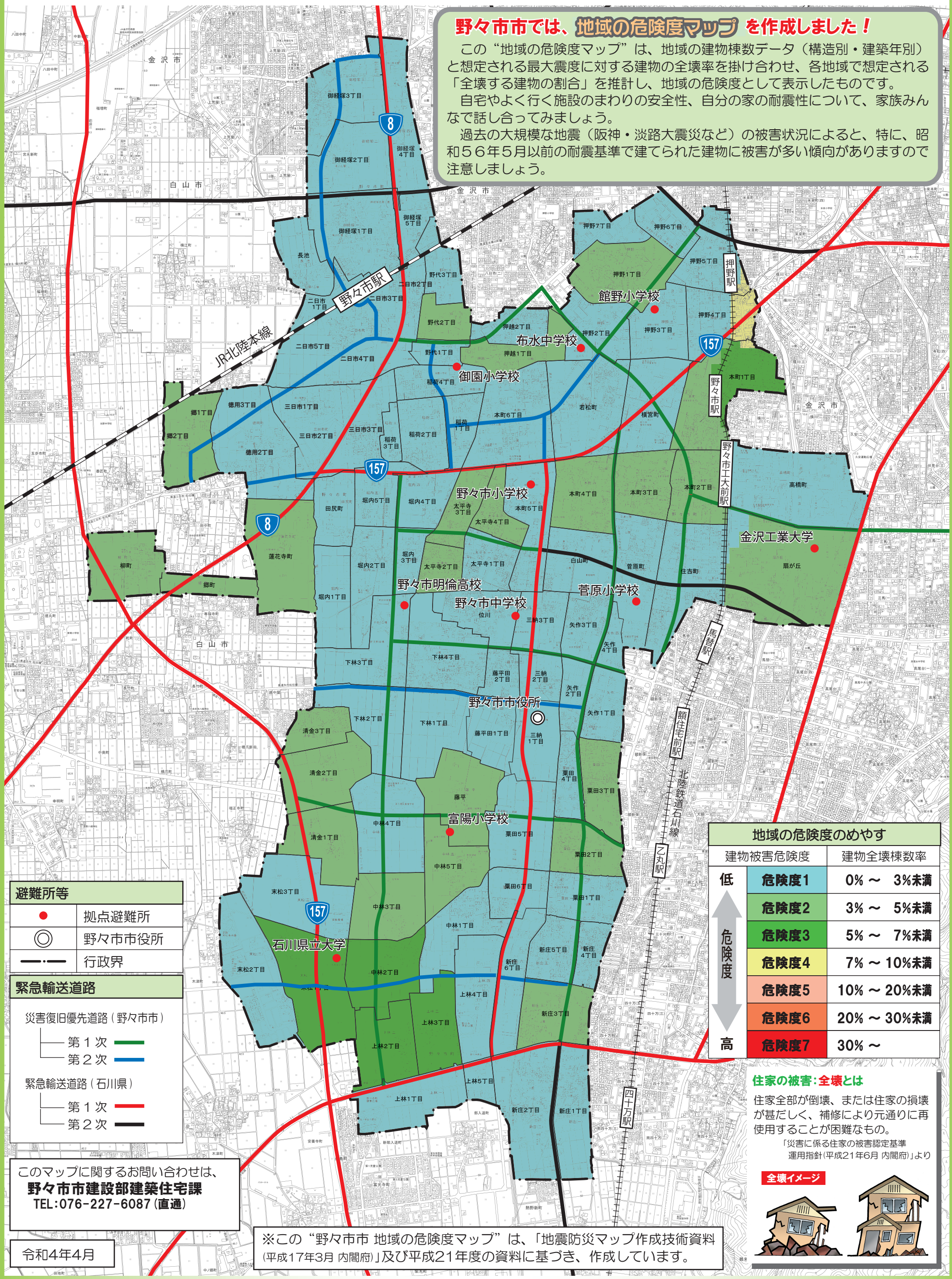

避難所等

●	拠点避難所
◎	野々市市役所
―・―	行政界

緊急輸送道路

災害復旧優先道路（野々市市）
- 第１次
- 第２次

緊急輸送道路（石川県）
- 第１次
- 第２次

地域の危険度のめやす

建物被害危険度		建物全壊棟数率
低	危険度1	0% ～ 3%未満
	危険度2	3% ～ 5%未満
	危険度3	5% ～ 7%未満
	危険度4	7% ～ 10%未満
	危険度5	10% ～ 20%未満
	危険度6	20% ～ 30%未満
高	危険度7	30% ～

危険度

住家の被害：全壊とは

住家全部が倒壊、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月 内閣府）」より

全壊イメージ

このマップに関するお問い合わせは、
野々市市建設部建築住宅課
TEL：076-227-6087（直通）

※この“野々市市 地域の危険度マップ”は、「地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月 内閣府）」及び平成21年度の資料に基づき、作成しています。

令和4年4月

海抜地図

N
御経塚
海抜8.4m
御園小学校
海抜17.3m
布水中学校
海抜18.1m
館野小学校
海抜15.0m
柳町
海抜22.3m
野々市小学校
海抜21.1m
金沢工業大学
海抜19.5m
野々市明倫高校
海抜25.8m
菅原小学校
海抜25.3m
野々市中学校
海抜26.2m
野々市市役所
海抜29.4m
富陽小学校
海抜35.3m
石川県立大学
海抜38.3m
新庄
海抜49.6m